# 平成 27 年度 文部科学省「先導的大学改革推進委託事業」 **法科大学院修了生の活動状況に関する実態調査**

報告書

平成28年3月31日 株式会社ジュリスティックス

# <目次>

Ι.	調査概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 •	• 1
	1. 調査の趣旨・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		• 1
Π.	調査方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		• 2
	1. アンケート調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 •	• 2
	1-1. 法科大学院修了生個人へのアンケート・・・・・・・・・・・・・・・	 •	• 2
	1-1-1. 調査対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		• 2
	1-1-2. 調査方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		• 2
	1-1-3. 質問項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		• 2
	1-2. 受入機関へのアンケート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 •	• 3
	1-2-1 . 調査対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 	• 3
	1-2-2. 調査方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 	• 3
	1-2-3. 質問項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 	• 3
	2. ヒアリング調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 	• 4
	2-1. 法科大学院修了生個人へのヒアリング・・・・・・・・・・・・・・・・	 •	• 4
	2-1-1. 調査対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 	• 4
	2-1-2. 調査方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 	• 4
	2-1-3. 質問項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 	• 4
	2-2. 受入機関へのヒアリング・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 •	• 5
	2-2-1 . 調査対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 	• 5
	2-2-2. 調査方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 	• 5
	2-2-3. 質問項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 •	• 5
***			_
	調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
1.	アンケート調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	1-1-1. 調査結果概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	(1) 実際の仕事において役に立った授業科目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	1. 法律基本科目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	2. 法律実務基礎科目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	3. 基礎法学・隣接科目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	4. 展開・先端科目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	5. その他の科目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	(2) 法科大学院を修了して自身が身に付いたと考える資質・能力・・・・		
	(3) 法科大学院で学修した事項を活かすことができた業務・・・・・・	 	- 82

(4) 在学時の人的ネットワークと仕事との関係・・・・・・・・・・85
(5) 法科大学院教育の満足度・・・・・・・・・・・・・・・90
(6) 法科大学院の魅力・・・・・・・・・・・・・・・・96
(7) 今後法科大学院に必要と考えられること・・・・・・・・・・・101
1-2. 受入機関に対するアンケート・・・・・・・・・・・・・・・107
1-2-1. 調査結果概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・109
(1) 法科大学院で行われている教育の内容・方法の特色について認知している
事柄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・109
(2)修了生の受入についての満足度・・・・・・・・・・・・・・113
(3) 修了生の資質・能力・・・・・・・・・・・・・・・・・116
(4-A) 法律事務所対象
修了生を採用するにあたって、期待している能力・資質、活躍を期待する
活動分野・内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・129
(4-B) 民間企業・中央省庁・地方公共団体・その他対象
修了生を採用するにあたって、期待している能力・資質、活躍を期待する
活動分野・内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・132
(5)修了生の採用(在籍)実績(過去5年間)・・・・・・・・・・・138
(6)修了生(司法試験合格者)の採用予定について・・・・・・・・・・144
(7)(6)で「積極的に採用したい」又は「できれば採用したい」と回答した場
合、採用したいと考える理由・・・・・・・・・・・・・・146
(8)(6)で「採用したい」と回答された場合、主にどのようなポジションで仕
事をしてもらいたいと考えているか・・・・・・・・・・・148
(9)(6)で「採用しない」と回答した場合、採用しない理由・・・・・・・150
(10) 法科大学院修了生(司法試験合格者以外)の採用予定について・・・・・・152
(11) 採用したいと考える理由・・・・・・・・・・・・・154
(12) 上記(10)で「積極的に採用したい」又は「できれば採用したい」と回答
した場合、主にどのようなポジションで仕事をしてもらいたいと考えてい
るか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・157
(13) 上記(10)で「採用しない」と回答した場合、採用しない理由・・・・・160
(14) 採用にあたっての法科大学院生(修了生を含む)へのリクルート活動の有
無について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・163
1-2-2. 受入機関種別・・・・・・・・・・・・・・・・・・165
1-2-3. 規模について・・・・・・・・・・・・・・・・・165
1-2-4. 法科大学院修了生の所属状況・・・・・・・・・・・・・166
(1)人数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・166
(2) 性別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・167

	(3) 年代・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・168
	(4) 未修・既修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・170
	(5) 法曹資格の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・171
	(6) 修了後年数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・171
	(7) 就業年数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・171
	1-3. アンケート結果の分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・173
	1-3-1. 修了生向けアンケート集計結果と受入機関向けアンケート集計結果の
	資質・能力の比較分析・・・・・・・・・・・・・・・175
2.	ヒアリング調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・179
	2-1. 修了生に対するヒアリング・・・・・・・・・・・・・・・179
	2-1-1. 法科大学院在学時について…法科大学院に進学した理由・・・・・・181
	2-1-2. 法科大学院在学時について…法科大学院教育で身に付いたと思う資質
	・能力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・182
	2-1-3. 就職活動~就職後について…就職活動を開始した時期・方法・・・・183
	2-1-4. 就職活動~就職後について…現在の所属先への就職を選択した理由・・184
	2-1-5. 就職活動~就職後について…現在の主な業務・・・・・・・・・186
	2-1-6. 就職活動~就職後について…将来展望(今後就きたいポジションや職
	業、目標など)・・・・・・・・・・・・・・・・・187
	2-1-7. 就職活動~就職後…法科大学院で学んだことが役立った点、不足だっ
	たと感じる点、目標など)・・・・・・・・・・・・・189
	2-1-8. 就職活動~就職後について…他所・他社の友人知人修了生との交流の
	有無、在学時の交友関係(教員を含む)が現在の業務に活きることは
	あるか・・・・・・・・・・・・・・・・・190
	2-1-9. 法科大学院に対する評価について…法科大学院の魅力、満足度・・・・192
	2-1-10. 法科大学院に対する評価について…法科大学院に今後必要と考えられ
	ること、課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・192
	2-1-11. 法科大学院に対する評価について…後輩修了生、法科大学院進学を考
	えている学部生へのメッセージ・・・・・・・・・・・194
	2-2. 受入機関に対するヒアリング・・・・・・・・・・・・・・197
	2-2-1. 採用活動について・・・・・・・・・・・・・・・199
	2-2-2. 修了生の社内教育・キャリアアップの状況・・・・・・・・199
	2-2-3. 修了生と学部生、弁護士資格者と無資格者の業務・待遇の違い・・・・201
	2-2-4. 法科大学院修了生の採用にあたって期待していた能力・資質、採用背
	景や動機・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・201
	2-2-5. 在籍修了生の個々の業務・・・・・・・・・・・・・・203

	2-2-6. 修了生の資質・能力に関して優れていると感じた点、エピソード・・・204
	2-2-7. 修了生に対する評価、満足度・・・・・・・・・・・・205
	2-2-8. 法科大学院への意見・要望・・・・・・・・・・・・・207
IV. 資	<del>我</del> 料
	アンケート調査案内資料・受入機関向けアンケート調査質問項目(法律事務所向け)・・・211
	アンケート調査案内資料・受入機関向けアンケート調査質問項目
	(企業・公的機関・その他団体向け)・・・・・・・・・・・・・・・・215
	修了生向けアンケート調査質問項目・・・・・・・・・・・・・・・・221
	受入機関向けヒアリング調査質問項目・・・・・・・・・・・・・・・223
	修了生向けヒアリング調査質問項目・・・・・・・・・・・・・・・・224

#### I. 調查概要

#### 1. 調査の趣旨・目的

平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議で決定された「法曹養成制度改革の更なる推進について」においては、法科大学院全体として司法試験合格率や、弁護士を含む法曹有資格者の活動の場の広がりなどが、制度創設当初に期待されていた状況と異なるものとなり、法曹志願者の減少を招来する事態に陥っていることが指摘されているところ、実際、法科大学院の志願者数は、ここ5年の間に半減しており、今後質の高い法曹を多数輩出していくためにも、志願者数の回復は喫緊の課題である。

この課題を克服するためには、法科大学院修了生が社会の各方面で活躍している活動状況を把握し、その客観的データに基づき社会に対して情報発信することで、法科大学院の魅力向上につなげていくことが重要である。

そこで、本調査では、法科大学院修了生の活動状況に関して、修了生本人や修了生の受入機関へアンケート調査等を行い、調査を通じて得たデータを収集・分析することによって、法科大学院で学修することの意義や、そこでの教育を通じて得られる成果、修了生の活躍状況等の実態を把握することを目的とする。

#### Ⅱ. 調查方法

- 1. アンケート調査
  - 1-1. 法科大学院修了生へのアンケート
    - 1-1-1. 調査対象

全国の法科大学院修了生 38,770名

1-1-2. 調査方法

ウェブ上のアンケートページにて回答を取得。以下の3つの方法によりアンケート回答を依頼。

A. 法科大学院経由

法科大学院協会会員校である全国法科大学院 72 校の協力を得て、各校の修了生(2006年以降の修了生総数 38,770 名<sup>1</sup>) に、アンケート調査の概要とアンケートページの案内を実施。

B. 受入機関経由

受入機関向けアンケートの案内を通じて、その機関に所属する修了生にアンケートページを案内してもらい、回答を促す。

C. 株式会社ジュリスティックス経由

「ジュリナビ」登録の法科大学院修了生 17,470 名 (2016 年 1 月 19 日時点)を対象に、ウェブ上で回答可能なアンケート調査を実施。「ジュリナビ」利用登録者は、前述の対象修了生と重複するが、各法科大学院が、自校出身のすべての修了生の連絡先を把握しているわけではないので、「ジュリナビ」利用登録者に対するアンケート調査は、各法科大学院経由の調査を補完することになる。

#### 1-1-3. 質問項目

- (1) 実際の仕事において役に立った授業科目
  - 1. 法律基本科目
  - 2. 法律実務基礎科目
  - 3. 基礎法学・隣接科目
  - 4. 展開·先端科目
  - 5. その他の科目
- (2) 法科大学院を修了して自身が身に付いたと考える資質・能力
- (3) 法科大学院で学修した事項を活かすことができた業務(自由記述)
- (4) 在学時の人的ネットワークと仕事との関係
- (5) 法科大学院教育の満足度
- (6) 法科大学院の魅力
- (7) 今後法科大学院に必要と考えられること

基礎情報と就業状況

<sup>&#</sup>x27;文部科学省 HP 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会 (第 68 回) H27. 5. 11 資料 5 - 3 「法科大学院修了認定状況の推移 (平成 17 年度~平成 26 年度) 参照

http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/012/siryo/\_\_icsFiles/afieldfile/2015/10/01/1357974\_7.pdf

#### 1-2. 受入機関へのアンケート

1-2-1. 調査対象

司法修習 60 期以降の弁護士の所属する法律事務所、公的機関、民間企業、その他団体

1-2-2. 調査方法

ウェブ上のアンケートページまたはFAXにて回答を取得。以下の5つの方法によりアンケート回答を依頼。

- A. 司法修習 60 期以降の弁護士の所属する法律事務所 7,039 所に、FAXとDMでアンケート調査の概要とアンケートページの案内を実施。
- B. 司法修習 60 期以降の弁護士の所属する企業・公的機関・その他団体・上場企業を中心とする大手企業(弁護士・修了生の就職先と推定される企業)3,903 社に、DMでアンケート調査の概要とアンケートページの案内を実施。
- C. 上記に含まれない中央省庁 31 省庁に、DMでアンケート調査の概要とアンケートページ の案内を実施。
- D. 経営法友会を通じて同会加盟企業約 1,180 社に、メーリングリストでアンケート調査の概要とアンケートページの案内を実施。
- E.「ジュリナビ」サービスを利用して法科大学院修了生の採用実績のある企業 258 社に、メールでアンケート調査の概要とアンケートページの案内を実施。
- 1-2-3. 質問項目

受入機関種別について

規模について(※法律事務所の場合、所属弁護士数をご回答ください。)

法科大学院修了生の所属状況について

- (1) 法科大学院で行われている教育の内容・方法の特色について認知している事柄
- (2) 修了生の受入れについての満足度
- (3) 修了生の資質・能力
- (4-A) 法律事務所対象:

修了生を採用するにあたって、期待している能力・資質、活躍を期待する活動分野・ 内容(複数選択可)

(4-B) 民間企業・中央省庁・地方公共団体・その他対象:

修了生を採用するにあたって、期待している能力・資質、活躍を期待する活動分野・ 内容(複数選択可)

- (5) 修了生の採用(在籍)実績(過去5年間)
- (6) 修了生(司法試験合格者)の採用予定について
- (7) 上記(6)で「積極的に採用したい」又は「採用したい」と回答された場合、採用したいと考える理由(複数回答可)
- (8) 上記(6)で「積極的に採用したい」又は「採用したい」と回答された場合、主にどのようなポジションで仕事をしてもらいたいと考えているか
- (9) 上記(6)で「採用しない」と回答された場合、採用しない理由
- (10) 修了生(司法試験合格者以外)の今後の採用予定
- (11) 上記(10)で「積極的に採用したい」又は「採用したい」と回答された場合、採用したいと考える理由(複数回答可)
- (12) 上記(10)で「積極的に採用したい」又は「採用したい」と回答された場合、主にどのようなポジションで仕事をしてもらいたいと考えているか
- (13) 上記(10)で「採用しない」と回答された場合、採用しない理由(複数回答可)
- (14) 採用にあたっての法科大学院生(修了生含む)へのリクルート活動の有無

貴所・貴社・貴機関名等及び連絡先/ヒアリング調査協力依頼

#### 2. ヒアリング調査

2-1. 法科大学院修了生へのヒアリング

#### 2-1-1. 調査対象

- A. アンケート調査に回答した修了生のうち、ヒアリング調査への協力を承諾してくれた 修了生
- B. アンケート調査に回答した受入機関のうち、ヒアリング調査への協力を承諾してくれ た受入機関より紹介された修了生
- C. 各法科大学院事務室からの紹介により、ヒアリング調査への協力を承諾してくれた修 了生

#### 2-1-2. 調査方法

個人または受入機関を直接訪問または電話で、下記の質問項目についてインタビューを実施。

#### 2-1-3. 質問項目

- (1) 法科大学院在学時について
  - 1. 法科大学院に進学した理由
  - 2. 法科大学院教育で身に付いたと思う資質・能力
- (2) 就職活動~就職後について
  - 1. 就職活動を開始した時期・方法
  - 2. 現在の所属先への就職を選択した理由
  - 3. 現在の主な業務
  - 4. 将来展望(今後就きたいポジションや職業、目標など)
  - 5. 法科大学院で学んだことが役立った点、不足していると感じた点
  - 6. 他所・他社の友人知人修了生との交流の有無、在学時の交友関係(教員を含む) が現在の業務に活きることがあるか
- (3) 法科大学院に対する評価について
  - 1. 法科大学院教育の魅力、満足度
  - 2. 法科大学院に今後必要と考えられること、課題
  - 3. 後輩修了生、法科大学院進学を考えている学部生へのメッセージ
    - 法科大学院の魅力
    - ・ 法律に関する仕事(現在の業務)の魅力
    - ・ 法曹・法務人材を目指す方々へのアドバイス(司法試験対策、キャリアプランニング等)

#### 2-2. 受入機関へのヒアリング

- 2-2-1. 調査対象
  - A. アンケート調査に回答した受入機関のうち、ヒアリング調査への協力を承諾してくれた受入機関
  - B. 日本弁護士連合会の登録情報にて、法科大学院修了生の弁護士の所属する受入機関の うち、ヒアリング調査への協力を承諾してくれた受入機関
  - C. 法科大学院修了生の採用実績のある受入機関のうち、ヒアリング調査への協力を承諾 してくれた受入機関
- 2-2-2. 調査方法

受入機関を直接訪問または電話で、下記の質問項目についてインタビューを実施。

- 2-2-3. 質問項目
  - (1) 法科大学院修了生の採用状況について
    - 1. 法科大学院教育の魅力、満足度
      - 出身法科大学院別人数
      - 司法試験合否別人数
      - 法曹資格の有無別人数
      - ・ 個々の年齢もしくは年代別人数
      - 既修・未修別人数
      - 男女比
    - 2. 修了生の採用活動(時期・方法)と採用実績
    - 3. 修了生の社内教育・キャリアアップの状況と課題
    - 4. 修了生と学部生、弁護士資格者と無資格者の業務・待遇の違い
  - (2) 法科大学院修了生の評価(弁護士・司法試験合格者/司法試験未合格者それぞれについて)
    - 1. 採用にあたり修了生に期待していた能力・資質や採用動機(エピソード)
    - 2. 在籍の修了生の個々の主な業務内容
    - 3. 修了生の資質・能力について優れていると感じた点、具体的なエピソード
    - 4. 修了生に対する評価・満足度
  - (3) 法科大学院への意見・要望について
    - 1. 法科大学院で行われている教育の内容・方法の特色について認知している事柄
    - 2. 法科大学院教育への要望・期待

- Ⅲ. 調査結果
  - 1. アンケート調査結果

1-1. 修了生に対するアンケート

#### 1-1-1. 調査結果概要

#### (1) 実際の仕事において役に立った授業科目

#### 1. 法律基本科目

総括

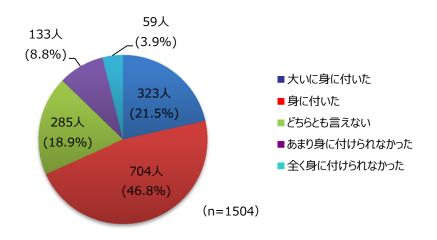
「大いに身に付いた」、「身に付いた」合わせて1,027名、68.3%が回答している。

一方、「あまり身に付けられなかった」、「全く身に付けられなかった」と回答した人の割合は12.7%で、他の分野よりも定着度は高いが、基本科目はすべて必修科目であるため、ほとんどの修了生が履修していることに留意する必要がある。

その中でも役立った授業科目として「民法」の回答数が最も高く有効回答 1,387人のうち 951人(68.6%)が「役立った」と回答している。次に「民事訴訟法」、「刑事訴訟法」と手続法科目が 500 名から 600 名、「商法」、「行政法」、「刑法」といった「民法」以外の実体法が 400 名から 500 名、と回答者の 3 分の 1 が役に立ったと回答している。これは、本調査の回答者の属性が、有資格者が約 3 分の 2 を占めることから、手続法に関しての割合が比較的高めに出る一方、企業法務や一般民事などの実務において幅広く役立つ「民法」が有資格者、無資格者を問わず役立ったと回答したものと考えられる。一方、最も回答数の少なかったのは「憲法」で、205 名(14.8%)と回答者の 5 分の 1 以下であった。

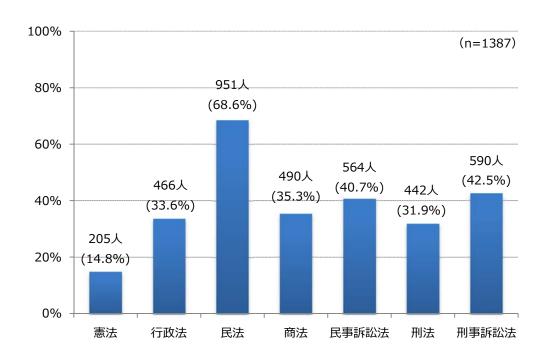
#### <5段階評価 全体>

1. 法律基本科目(5段階評価)		有効回答数	割合
		1,504	100.0%
5	大いに身に付いた	323	21.5%
4	身に付いた	704	46.8%
3	どちらとも言えない	285	18.9%
2	あまり身に付けられなかった	133	8.8%
1	全く身に付けられなかった	59	3.9%



<中でも特に役に立った授業科目(複数回答可) 全体>

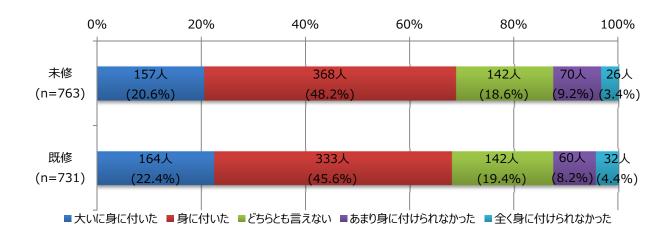
科目	有効回答数	割合
憲法	205	14.8%
行政法	466	33.6%
民法	951	68.6%
商法	490	35.3%
民事訴訟法	564	40.7%
刑法	442	31.9%
刑事訴訟法	590	42.5%



#### <5段階評価 未修·既修>

未修者と既修者で大きな差はなかった。

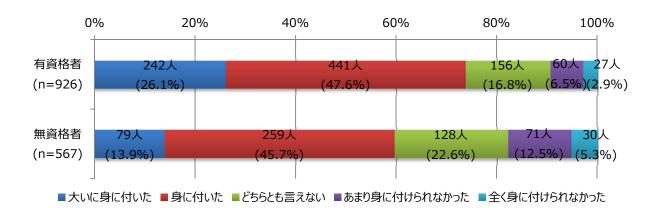
	有効回答数	大いに	白. <i>1 (</i> -+ ) 、	どちらとも	あまり身に付	全く身に付け
	有劝凹合致	身に付いた	身に付いた	言えない	けられなかった	られなかった
未修	763	157	368	142	70	26
(n=763)	(100.0%)	(20.6%)	(48.2%)	(18.6%)	(9.2%)	(3.4%)
既修	731	164	333	142	60	32
(n=731)	(100.0%)	(22.4%)	(45.6%)	(19.4%)	(8.2%)	(4.4%)



#### <5段階評価 法曹資格の有無>

法曹資格の有無においては、有資格者の7割以上が「大いに身に付いた」、「身に付いた」としているのに対して、無資格者は6割を切った。特に「大いに身に付いた」の回答率に関しては2倍の開きがあり、同様に否定的な回答も無資格者が2倍近くに上った。

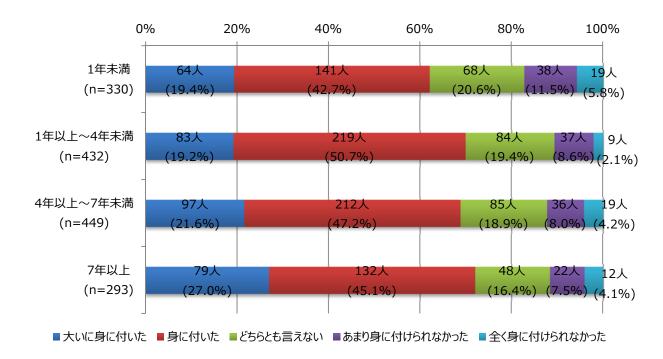
	有効回答数		身に付いた	どちらとも	あまり身に付	全く身に付けら
	有别凹合数	身に付いた	対に何いた	言えない	けられなかった	れなかった
有資格者	926	242	441	156	60	27
(n=926)	(100.0%)	(26.1%)	(47.6%)	(16.8%)	(6.5%)	(2.9%)
無資格者	567	79	259	128	71	30
(n=567)	(100.0%)	(13.9%)	(45.7%)	(22.6%)	(12.5%)	(5.3%)



#### <5段階評価 修了後年数>

修了後年数が長くなるほど定着度は高まる傾向にある。これは、修了後実務において経験を積むにつれて、法科大学院での学修の成果を確認する機会が増えることによるものと推測される。

	有効回答数	大いに	身に付いた	どちらとも	あまり身に付け	全く身に付け
	有劝凹合致	身に付いた	月に切いた	言えない	られなかった	られなかった
1 年未満	330	64	141	68	38	19
(n=330)	(100.0%)	(19.4%)	(42.7%)	(20.6%)	(11.5%)	(5.8%)
1年以上~4年未満	432	83	219	84	37	9
(n=432)	(100.0%)	(19.2%)	(50.7%)	(19.4%)	(8.6%)	(2.1%)
4年以上~7年未満	449	97	212	85	36	19
(n=449)	(100.0%)	(21.6%)	(47.2%)	(18.9%)	(8.0%)	(4.2%)
7 年以上	293	79	132	48	22	12
(n=293)	(100.0%)	(27.0%)	(45.1%)	(16.4%)	(7.5%)	(4.1%)

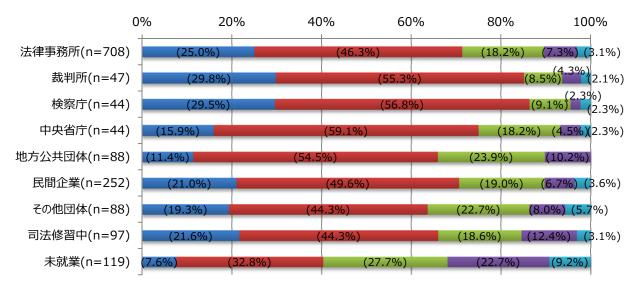


#### <5段階評価 就業区分>

法律基本科目について、就業区分別に見ると、裁判所と検察庁が「大いに身に付いた」、「身に付いた」と回答した人の割合が約85%で、最も高い。逆に「大いに身に付いた」、「身に付いた」と回答した人の割合が最も低かったのは未就業者であり、就業者の中では、地方公共団体、その他団体において「大いに身に付いた」、「身に付いた」と回答した人の割合が低かった。

一方「あまり身に付けられなかった」、「全く身に付けらなかった」と回答した人の割合が高かったのは 未就業者である。就業者の中では、法律事務所、その他団体において「あまり身に付けられなかった」、「全 く身に付けられなかった」と回答した人の割合が高かった。

	有効回答数	大いに	身に付いた	どちらとも	あまり身に付け	全く身に付けら
	有划凹合致	身に付いた	夕に対いた	言えない	られなかった	れなかった
法律事務所	708	177	328	129	52	22
(n=708)	(100.0%)	(25.0%)	(46.3%)	(18.2%)	(7.3%)	(3.1%)
裁判所	47	14	26	4	2	1
(n=47)	(100.0%)	(29.8%)	(55.3%)	(8.5%)	(4.3%)	(2.1%)
検察庁	44	13	25	4	1	1
(n=44)	(100.0%)	(29.5%)	(56.8%)	(9.1%)	(2.3%)	(2.3%)
中央省庁	44	7	26	8	2	1
(n=44)	(100.0%)	(15.9%)	(59.1%)	(18.2%)	(4.5%)	(2.3%)
地方公共団体	88	10	48	21	9	0
(n=88)	(100.0%)	(11.4%)	(54.5%)	(23.9%)	(10.2%)	(0.0%)
民間企業	252	53	125	48	17	9
(n=252)	(100.0%)	(21.0%)	(49.6%)	(19.0%)	(6.7%)	(3.6%)
その他団体	88	17	39	20	7	5
(n=88)	(100.0%)	(19.3%)	(44.3%)	(22.7%)	(8.0%)	(5.7%)
司法修習中	97	21	43	18	12	3
(n=97)	(100.0%)	(21.6%)	(44.3%)	(18.6%)	(12.4%)	(3.1%)
未就業	119	9	39	33	27	11
(n=119)	(100.0%)	(7.6%)	(32.8%)	(27.7%)	(22.7%)	(9.2%)



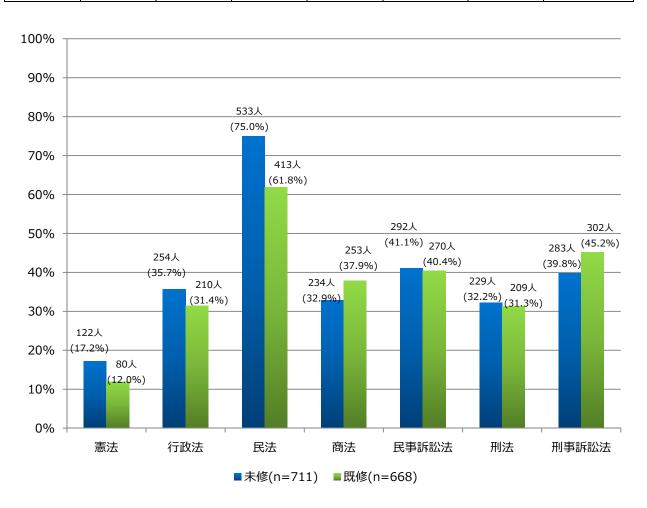
■大いに身に付いた ■身に付いた ■どちらとも言えない ■あまり身に付けられなかった ■全く身に付けられなかった

# <特に役立った授業科目 未修・既修>(複数回答可)

法律基礎科目7科目の個別の項目の有用度に関して、未修者と既修者の違いを見ると以下の様な傾向が 読み取れる。

- ・「憲法」、「行政法」、「民法」において未修者の方が、有用度が高い。
- ・対して「商法」、「刑事訴訟法」では逆に既修者の方が、有用度が高い。

	憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法
未修	122	254	533	234	292	229	283
(n=711)	(17.2%)	(35.7%)	(75.0%)	(32.9%)	(41.1%)	(32.2%)	(39.8%)
既修	80	210	413	253	270	209	302
(n=668)	(12.0%)	(31.4%)	(61.8%)	(37.9%)	(40.4%)	(31.3%)	(45.2%)

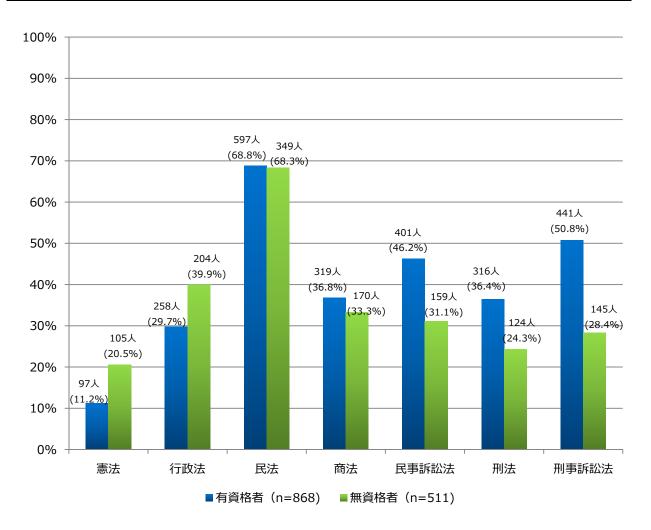


### <特に役立った授業科目 法曹資格の有無>(複数回答可)

法律基礎科目 7 科目の個別の項目の有用度に関して、法曹資格の有無でその違いを見たところ、以下のような傾向が読み取れる。

- ・「憲法」と「行政法」に関しては、無資格者の方が有用度は高い。
- ・「民法」と「商法」は大きな差はないが、「民事訴訟法」、「刑法」、「刑事訴訟法」に関しては、有資格者の有用度の方が高い。これらの三科目は、特に弁護士などの法曹資格で活動する場合に有用であることから、評価が高いのではないかと推測される。

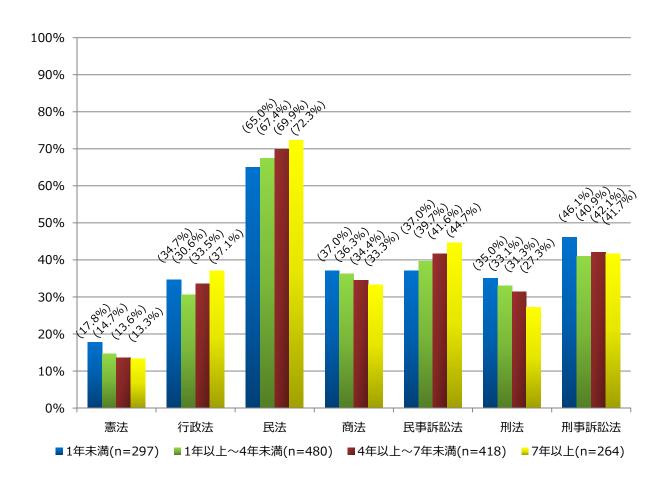
	憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法
有資格者	97	258	597	319	401	316	441
(n=868)	(11.2%)	(29.7%)	(68.8%)	(36.8%)	(46.2%)	(36.4%)	(50.8%)
無資格者	105	204	349	170	159	124	145
(n=511)	(20.5%)	(39.9%)	(68.3%)	(33.3%)	(31.1%)	(24.3%)	(28.4%)



# <特に役立った授業科目 修了後年数>(複数回答可)

法律基礎科目7科目の個別の項目の有用度に関して、「民法」、「民事訴訟法」は、修了後年数の長い方が有用度も高いが、「憲法」、「商法」、「刑法」は、修了後年数の短い方が、有用度が高い。

	憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法
1年未満	53	103	193	110	110	104	137
(n=297)	(17. 8%)	(34. 7%)	(65.0%)	(37. 0%)	(37. 0%)	(35.0%)	(46. 1%)
1年以上~4年未満	60	125	275	148	162	135	167
(n=480)	(14. 7%)	(30.6%)	(67. 4%)	(36. 3%)	(39. 7%)	(33. 1%)	(40. 9%)
4年以上~7年未満	57	140	292	144	174	131	176
(n=418)	(13. 6%)	(33.5%)	(69. 9%)	(34. 4%)	(41. 6%)	(31. 3%)	(42. 1%)
7年以上	35	98	191	88	118	72	110
(n=264)	(13. 3%)	(37. 1%)	(72. 3%)	(33. 3%)	(44. 7%)	(27. 3%)	(41. 7%)



#### <特に役立った授業科目 就業区分>

「憲法」に関して、役に立ったと回答した人の割合が高かったのは未就業者で、30%を超える。次いで、地方公共団体とその他団体は比較的役に立ったと回答しており、20%超である。相対的に低いのは法律事務所と民間企業である。なお、憲法は、地方公共団体と未就業者以外の回答者において、役に立ったと回答した人の割合が全科目で最も低い科目である。

「行政法」に関して、役に立ったと回答した人の割合が高かったのは中央省庁と地方公共団体で、4分の3以上が役に立ったと回答しているが、法律事務所、民間企業、未就業者は4分の1程度にとどまる。 行政法は、中央省庁と地方公共団体の回答者において、全科目の中で役に立ったと回答した人の割合が最も高い。

「民法」に関しては、役に立ったと回答した人の割合が高かったのは民間企業で、80%を超えている。 次いで法律事務所と地方公共団体、その他団体が70%を超える回答者が役に立ったと答えている。一方、 検察庁は20%を切る。未就業者と司法修習中の者は50%前後である。なお、「民法」は検察庁、中央省庁、 地方公共団体、司法修習中の者の回答者を除いて、全科目の中で役に立ったと答えた回答者の割合が最も 高い科目である。

「商法」に関しては、役に立ったと回答した人の割合が高かったのは民間企業で 57.9%である。司法修習中の者が 40.2%でそれに次ぐ。一方、地方公共団体が最も低く 10.7%にとどまる。裁判官、検察官も相対的に役に立ったと回答した人の割合が低い。地方公共団体においては、全科目の中で役に立ったと回答した人の割合が最も低い。

「民事訴訟法」に関しては、役に立ったと回答した人の割合が高かったのは裁判所で 56.8%である。法律事務所が 50%超でこの 2 者は過半が役に立ったと回答している。司法修習中の者も比較的高い。検察庁が最も低い。未就業者は、この科目が全科目の中で役に立ったと回答した人の割合が最も低い。

「刑法」に関しては、検察庁が最も高く70%超であるが、司法修習中の者が52%とそれに続く。民間企業が最も低い。

「刑事訴訟法」に関しては、検察庁が最も高く8割超、裁判所はそれについで6割超が役に立ったと回答している。一方、民間企業、地方公共団体は役に立ったと回答した人の割合が低い。裁判所、検察庁、司法修習中の者は、この科目が全科目の中で役に立ったと回答した人の割合が最も高い。

	憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法
法律事務所	75	174	473	222	331	233	344
(n=659)	(11.4%)	(26. 4%)	(71. 8%)	(33. 7%)	(50. 2%)	(35. 4%)	(52. 2%)
裁判所	7	20	28	9	25	20	28
(n=44)	(15. 9%)	(45. 5%)	(63. 6%)	(20. 5%)	(56. 8%)	(45. 5%)	(63. 6%)
検察庁	6	12	8	8	8	31	34
(n=42)	(14. 3%)	(28. 6%)	(19.0%)	(19.0%)	(19.0%)	(73. 8%)	(81.0%)
中央省庁	6	32	19	10	10	12	16
(n=42)	(14. 3%)	(76. 2%)	(45. 2%)	(23.8%)	(23. 8%)	(28.6%)	(38. 1%)
地方公共団体	20	71	61	9	21	16	18
(n=84)	(23. 8%)	(84. 5%)	(72. 6%)	(10. 7%)	(25. 0%)	(19.0%)	(21. 4%)
民間企業	27	61	200	139	77	33	35
(n=240)	(11.3%)	(25. 4%)	(83. 3%)	(57. 9%)	(32. 1%)	(13. 8%)	(14. 6%)
その他団体	17	32	57	27	25	18	21
(n=77)	(22. 1%)	(41.6%)	(74. 0%)	(35. 1%)	(32. 5%)	(23. 4%)	(27. 3%)
司法修習中	14	38	44	37	44	48	55
(n=92)	(15. 2%)	(41. 3%)	(47. 8%)	(40. 2%)	(47. 8%)	(52. 2%)	(59.8%)
未就業	30	24	54	26	21	28	33
(n=94)	(31. 9%)	(25. 5%)	(57. 4%)	(27. 7%)	(22. 3%)	(29. 8%)	(35. 1%)

<sup>※</sup>黄色塗りは最も割合が高い項目、赤塗は最も割合が低い項目。

#### 2. 法律実務基礎科目

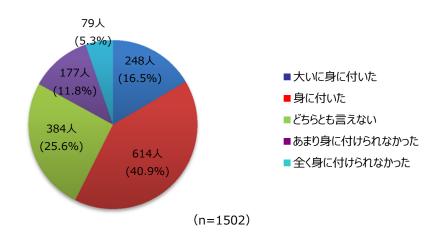
総括

法律実務基礎科目に関しては、「大いに身に付いた」、「身に付いた」を合わせて 57.4%であったと答えている。未修・既修の区分による差は殆どない。資格の有無に関しては、「大いに身に付いた」という回答で有資格者の方が 2 倍近くの差がついた。また、修了後年数が長くなるにつれて、身に付いた割合が増えている。

個別の科目に関しては、「民事訴訟の基礎」が 47.2%、「刑事訴訟の基礎」が 31.7%と実務基礎科目について高く評価する回答が目立った。また、現に弁護士等の実務家と接する機会を持つことができる「エクスターンシップ」が 37.8%と高く評価されている。一方、回答率の低いものとしては「ローヤリング」9.7%、「法情報調査」11.5%と司法試験に関係の薄い科目が並ぶ。その他役立った科目(自由記述)としては、要件事実に関する科目が役立ったとの回答が複数あったほか、渉外法務関連、登記実習などがあった。

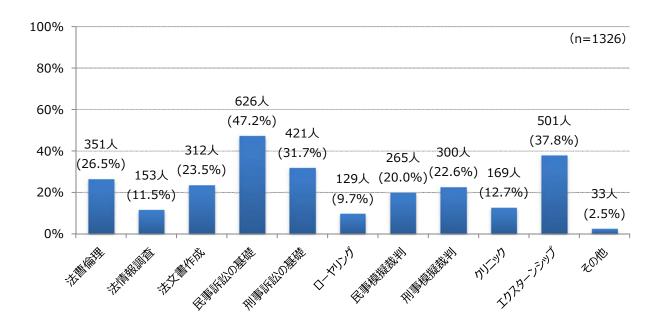
#### <5段階評価 全体>

2.	法律実務基礎科目(5段階評価)	有効回答数	割合	
		1,502	100.0%	
5	大いに身に付いた	248	16.5%	
4	身に付いた	614	40.9%	
3	どちらとも言えない	384	25.6%	
2	あまり身に付けられなかった	177	11.8%	
1	全く身に付けられなかった	79	5.3%	



<中でも特に役に立った授業科目(複数回答可) 全体>

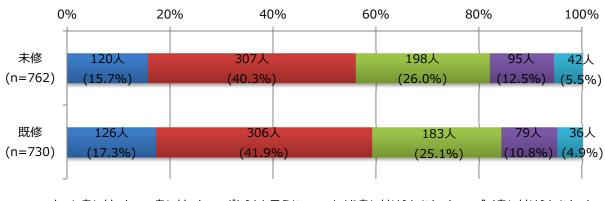
科目	有効回答数	割合
法曹倫理	351	26.5%
法情報調査	153	11.5%
法文書作成	312	23.5%
民事訴訟の基礎	626	47.2%
刑事訴訟の基礎	421	31.7%
ローヤリング	129	9.7%
民事模擬裁判	265	20.0%
刑事模擬裁判	300	22.6%
クリニック	169	12.7%
エクスターンシップ	501	37.8%
その他	33	2.5%



#### <5段階評価 未修·既修>

未修・既修の区分による差はほとんどない。

	有効回答数	大いに 身に付いた	身に付いた	どちらとも 言えない	あまり身に付け られなかった	全く身に付けら れなかった
未修	762	120	307	198	95	42
(n=762)	(100.0%)	(15.7%)	(40.3%)	(26.0%)	(12.5%)	(5.5%)
既修	730	126	306	183	79	36
(n=730)	(100.0%)	(17.3%)	(41.9%)	(25.1%)	(10.8%)	(4.9%)

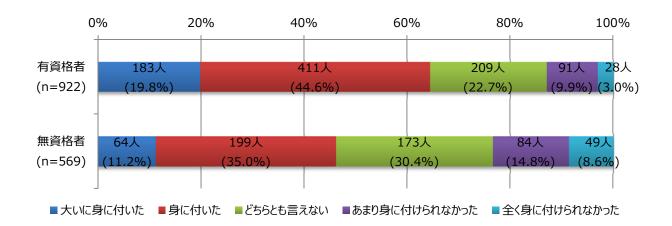


■大いに身に付いた ■身に付いた ■どちらとも言えない ■あまり身に付けられなかった ■全く身に付けられなかった

#### <5段階評価 法曹資格の有無>

法曹資格の有無に関しては、「大いに身に付いた」という回答で有資格者の方が2倍近くの差がついた。

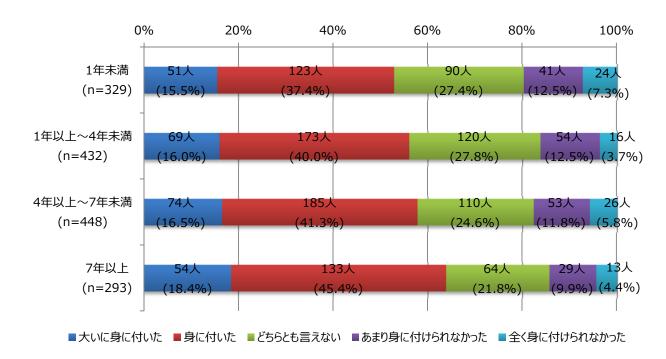
	有効回答数	大いに	身に付いた	どちらとも	あまり身に付け	全く身に付けら			
	有別凹合数	身に付いた	对1219072	言えない	られなかった	れなかった			
有資格者	922	183	411	209	91	28			
(n=922)	(100.0%)	(19.8%)	(44.6%)	(22.7%)	(9.9%)	(3.0%)			
無資格者	569	64	199	173	84	49			
(n=569)	(100.0%)	(11.2%)	(35.0%)	(30.4%)	(14.8%)	(8.6%)			



#### <5段階評価 修了後年数>

修了後年数が長くなるにつれて、「大いに身に付いた」、「身に付いた」の割合が増えている。

	有効回答数	大いに	身に付いた	どちらとも	あまり身に付け	全く身に付け
	1 有劝凹合致	身に付いた	夕に対いた	言えない	られなかった	られなかった
1 年未満	329	51	123	90	41	24
(n=329)	(100.0%)	(15.5%)	(37.4%)	(27.4%)	(12.5%)	(7.3%)
1 年以上~4 年未満	432	69	173	120	54	16
(n=432)	(100.0%)	(16.0%)	(40.0%)	(27.8%)	(12.5%)	(3.7%)
4年以上~7年未満	448	74	185	110	53	26
(n=448)	(100.0%)	(16.5%)	(41.3%)	(24.6%)	(11.8%)	(5.8%)
7 年以上	293	54	133	64	29	13
(n=293)	(100.0%)	(18.4%)	(45.4%)	(21.8%)	(9.9%)	(4.4%)

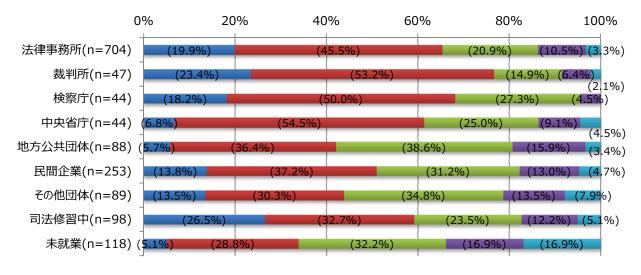


#### <5段階評価 就業区分>

就業区分別で見ると、「大いに身に付いた」、「身に付いた」と回答した人の割合は、裁判所就業者が最も高く75%を超える。次に検察庁、法律事務所と続く。逆に「大いに身に付いた」、「身に付いた」と回答した人の割合が低いのは、未就業者で4割を切る。就業者の中では地方公共団体、その他団体が低い。

一方、「あまり身に付けられなかった」、「全く身に付けられなかった」と回答した人の割合は、未就業者が最も高く、次いで地方公共団体、その他団体が多い。検察庁は「あまり身に付けられなかった」、「全く身に付けられなかった」と回答した人の割合が低く、特に「全く身に付けられなかった」という回答はゼロである。

	<b>左</b> 故同 <i>恢</i> 粉	大いに身に付	白1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	どちらとも言	あまり身に付け	全く身に付け
	有効回答数	いた	身に付いた	えない	られなかった	られなかった
法律事務所	704	140	320	147	74	23
(n=704)	(100.0%)	(19.9%)	(45.5%)	(20.9%)	(10.5%)	(3.3%)
裁判所	47	11	25	7	3	1
(n=47)	(100.0%)	(23.4%)	(53.2%)	(14.9%)	(6.4%)	(2.1%)
検察庁	44	8	22	12	2	0
(n=44)	(100.0%)	(18.2%)	(50.0%)	(27.3%)	(4.5%)	(0.0%)
中央省庁	44	3	24	11	4	2
(n=44)	(100.0%)	(6.8%)	(54.5%)	(25.0%)	(9.1%)	(4.5%)
地方公共団体	88	5	32	34	14	3
(n=88)	(100.0%)	(5.7%)	(36.4%)	(38.6%)	(15.9%)	(3.4%)
民間企業	253	35	94	79	33	12
(n=253)	(100.0%)	(13.8%)	(37.2%)	(31.2%)	(13.0%)	(4.7%)
その他団体	89	12	27	31	12	7
(n=89)	(100.0%)	(13.5%)	(30.3%)	(34.8%)	(13.5%)	(7.9%)
司法修習中	98	26	32	23	12	5
(n=98)	(100.0%)	(26.5%)	(32.7%)	(23.5%)	(12.2%)	(5.1%)
未就業	118	6	34	38	20	20
(n=118)	(100.0%)	(5.1%)	(28.8%)	(32.2%)	(16.9%)	(16.9%)



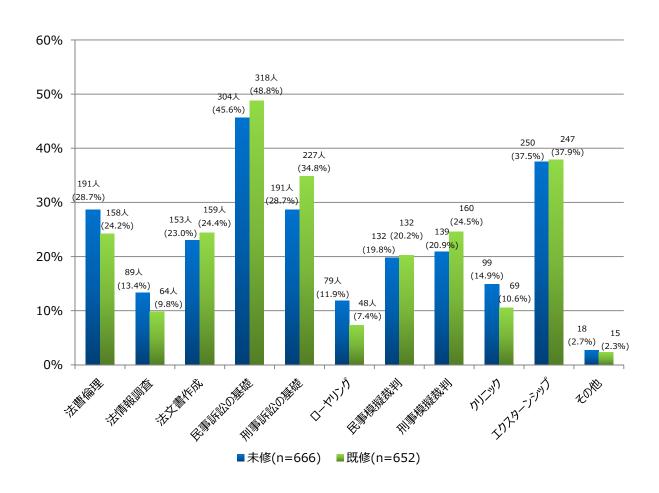
■大いに身に付いた ■身に付いた ■どちらとも言えない ■あまり身に付けられなかった ■全く身に付けられなかった

#### <特に役立った授業科目 未修・既修>(複数回答可)

特に役立った授業科目に関して、未修者と既修者で比べた場合、大きな差異があったのは以下の点。

・「民事訴訟の基礎」、「刑事訴訟の基礎」といった手続法関連は既修者が役だったと答えている反面、「ローヤリング」、「法情報調査」といった司法試験に関係のない科目に関して、未修者は相対的に既修者より評価を高くつけている。

	法曹倫理	法情報調査	法文書 作成	民事訴 訟の基 礎	刑事訴 訟の基 礎	ローヤリング	民事模 擬裁判	刑事模 擬裁判	クリニ ック	エクス ターン シップ	その 他
未修	191	89	153	304	191	79	132	139	99	250	18
(n=666)	(28.7%)	(13.4%)	(23.0%)	(45.6%)	(28.7%)	(11.9%)	(19.8%)	(20.9%)	(14.9%)	(37.5%)	(2.7%)
既修	158	64	159	318	227	48	132	160	69	247	15
(n=652)	(24.2%)	(9.8%)	(24.4%)	(48.8%)	(34.8%)	(7.4%)	(20.2%)	(24.5%)	(10.6%)	(37.9%)	(2.3%)

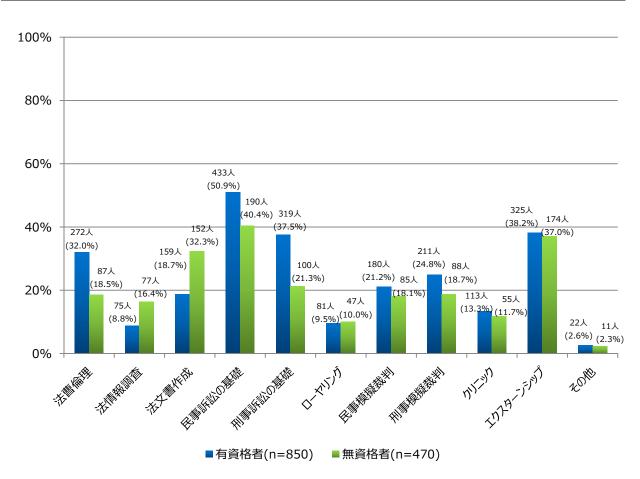


#### <特に役立った授業科目 法曹資格の有無>(複数回答可)

特に役立った授業科目に関して、法曹資格の有無で比較したところ、以下の傾向が見られた。

- ・有資格者は、「民事訴訟の基礎」、「刑事訴訟の基礎」や「法曹倫理」など、法曹資格で活動する際の基礎となる科目への評価が高い傾向がある。
- ・逆に「法文書の作成」に関しては、有資格者は18.7%の有用度と低い回答にとどまった一方、無資格者は32.3%と一定の有用度であったと回答した。
- ・また、「エクスターンシップ」や「クリニック」などの実務現場に直接触れる機会のある科目は資格の 有無に差は見られなかった。

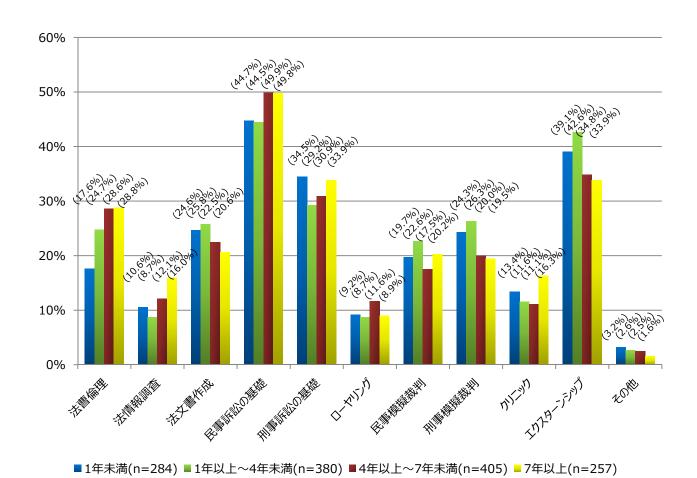
	法曹倫理	法情報 調査	法文書 作成	民事訴 訟の基 礎	刑事訴 訟の基 礎	ローヤリング	民事模 擬裁判	刑事模擬裁判	クリニ ック	エクス ターン シップ	その 他
有資格者	272	75	159	433	319	81	180	211	113	325	22
(n=850)	(32.0%)	(8.8%)	(18.7%)	(50.9%)	(37.5%)	(9.5%)	(21.2%)	(24.8%)	(13.3%)	(38.2%)	(2.6%)
無資格者	87	77	152	190	100	47	85	88	55	174	11
(n=470)	(18.5%)	(16.4%)	(32.3%)	(40.4%)	(21.3%)	(10.0%)	(18.1%)	(18.7%)	(11.7%)	(37.0%)	(2.3%)



# <特に役立った授業科目 修了後年数>(複数回答可)

- ・訴訟実務基礎科目や模擬裁判科目などについては修了後年数には特に関連性はなく、平均的に一定の評価がなされている。
- ・一方で、「法曹倫理」については修了後年数が長くなるにしたがってその有用性を評価するという傾向があった。

	法曹倫 理	法情報調査	法文書作成	民事訴 訟の基 礎	刑事訴 訟の基 礎	ローヤリング	民事模 擬裁判	刑事模擬裁判	クリニ ック	エクス ターン シップ	その 他
1年未満	50	30	70	127	98	26	56	69	38	111	9
(n=284)	(17.6%)	(10.6%)	(24.6%)	(44.7%)	(34.5%)	(9.2%)	(19.7%)	(24.3%)	(13.4%)	(39.1%)	(3.2%)
1 年以上~ 4 年未満	94	33	98	169	111	33	86	100	44	162	10
(n=380)	(24.7%)	(8.7%)	(25.8%)	(44.5%)	(29.2%)	(8.7%)	(22.6%)	(26.3%)	(11.6%)	(42.6%)	(2.6%)
4 年以上~ 7 年未満	116	49	91	202	125	47	71	81	45	141	10
(n=405)	(28.6%)	(12.1%)	(22.5%)	(49.9%)	(30.9%)	(11.6%)	(17.5%)	(20.0%)	(11.1%)	(34.8%)	(2.5%)
7年以上	74	41	53	128	87	23	52	50	42	87	4
(n=257)	(28.8%)	(16.0%)	(20.6%)	(49.8%)	(33.9%)	(8.9%)	(20.2%)	(19.5%)	(16.3%)	(33.9%)	(1.6%)



#### <特に役立った授業科目 就業区分>(複数回答可)

「法曹倫理」に関しては、法律事務所が最も割合が高く評価しており、次点の中央省庁とともに 30%を超える。役に立ったと回答した人の割合が低いのは、地方公共団体で1割にとどまり、検察庁、民間企業、裁判所も低く、未就業者や司法修習中の者よりも低い数字となっている。

「法情報調査」に関しては、民間企業とその他団体が相対的に高く 20%を超える。未就業者、司法修習中の者は 10%を切っているが、裁判所、検察庁、中央省庁も一桁台にとどまる。この項目は、法律事務所、検察庁、司法修習中の者、未就業者が、全科目の中で役に立ったと回答した人の割合が最も低い。

「法文書作成」に関しては、中央省庁と民間企業が高く、40%を超える。裁判所が最も低く 10%を切る。司法修習中の者もそれについで低く 11.4%である。地方公共団体とその他団体も 30%を超えて相対的に役に立ったと回答した人の割合は高い。裁判所は一桁台にとどまる。民間企業では、この項目が全科目の中で役に立ったと回答した人の割合が最も高い。

「民事訴訟の基礎」に関しては、裁判所が最も高く 67.4%で、司法修習中の者と法律事務所が 50%超で 過半が役に立ったと答えている。検察庁が最も低い。この項目は、法律事務所、裁判所、地方公共団体、その他団体、司法修習中の者が、全ての項目の中で、役に立ったと回答した人の割合が最も高い。

「刑法訴訟の基礎」に関しては、検察庁が最も高く 50%超であるが、地方公共団体と民間企業は 2 割に満たない回答で相対的に回答率が低い。この項目は、検察庁において、全科目の中で最も役に立ったと回答した人の割合が高い。

「ローヤリング」に関しては、相対的に役に立ったと回答した人の割合が低い項目であるが、中でもその他団体と司法修習中の者は比較的役に立ったと回答した人の割合が高い。裁判所、地方公共団体、民間企業はこの項目を全項目の中で役に立ったと回答した人の割合が最も低い。

「民事模擬裁判」に関しては、裁判所が役に立ったと回答した人の割合が相対的に高めである。中央省 庁が最も低い。ただ、あまり就業区分によってのばらつきの無い項目である。

「刑事模擬裁判」に関しては、検察庁が最も高く約5割の回答者が役に立ったとしており司法修習中の者、裁判所がそれに次ぐ。この項目は、中央省庁とその他団体において、全項目の中で、最も役に立ったと回答した人の割合が低い。

「クリニック」に関しては、「民事模擬裁判」と同様、あまり就業区分によってのばらつきがない。裁判所が、役に立ったと回答した人の割合が低い。

「エクスターンシップ」に関しては、全就業区分で平均的に役に立ったと回答した人の割合が多い。特に中央省庁、裁判所、未就業者で4割を超えており、中央省庁と未就業者は全項目の中で役に立ったと回答した人の割合が最も高い。

	法曹倫理	法情報調査	法文書 作成	民事訴 訟の基 礎	刑事訴 訟の基 礎	ローヤリング	民事模 擬裁判	刑事模擬裁判	クリニック	エクス ターン シップ
法律事務所	233	66	114	337	244	68	141	164	77	245
(n=656)	(35.5%)	(10. 1%)	(17. 4%)	(51.4%)	(37. 2%)	(10. 4%)	(21.5%)	(25.0%)	(11. 7%)	(37. 3%)
裁判所	7	2	4	29	18	1	12	16	4	19
(n=43)	(16. 3%)	(4. 7%)	(9.3%)	(67. 4%)	(41.9%)	(2.3%)	(27. 9%)	(37. 2%)	(9. 3%)	(44. 2%)
検察庁	5	1	7	9	21	2	7	20	6	16
(n=41)	(12. 2%)	(2.4%)	(17. 1%)	(22.0%)	(51. 2%)	(4. 9%)	(17. 1%)	(48. 8%)	(14. 6%)	(39.0%)
中央省庁	13	2	17	17	11	3	4	1	3	18
(n=39)	(33. 3%)	(5. 1%)	(43.6%)	(43.6%)	(28. 2%)	(7. 7%)	(10. 3%)	(2.6%)	(7. 7%)	(46. 2%)
地方公共団体	8	8	25	35	14	4	12	9	9	19
(n=74)	(10. 8%)	(10.8%)	(33.8%)	(47. 3%)	(18. 9%)	(5.4%)	(16. 2%)	(12. 2%)	(12. 2%)	(25. 7%)
民間企業	33	48	92	89	36	23	34	24	35	86
(n=222)	(14. 9%)	(21.6%)	(41.4%)	(40. 1%)	(16. 2%)	(10. 4%)	(15. 3%)	(10. 8%)	(15. 8%)	(38. 7%)
その他団体	17	14	19	29	16	8	12	6	8	24
(n=63)	(27. 0%)	(22. 2%)	(30. 2%)	(46.0%)	(25. 4%)	(12. 7%)	(19.0%)	(9.5%)	(12. 7%)	(38. 1%)
司法修習中	17	3	10	50	39	10	19	33	16	34
(n=88)	(19. 3%)	(3.4%)	(11. 4%)	(56. 8%)	(44. 3%)	(11. 4%)	(21.6%)	(37. 5%)	(18. 2%)	(38. 6%)
未就業	17	7	22	28	20	8	20	23	10	37
(n=89)	(19. 1%)	(7. 9%)	(24. 7%)	(31.5%)	(22. 5%)	(9.0%)	(22. 5%)	(25. 8%)	(11. 2%)	(41.6%)

<sup>※</sup>黄色塗りは最も割合が高い項目、赤塗は最も割合が低い項目。

# 3. 基礎法学・隣接科目

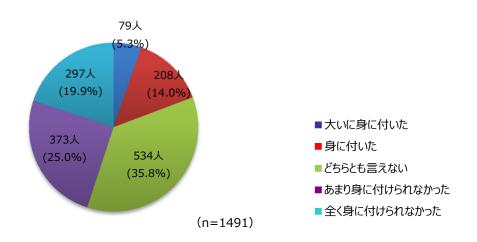
総括

基礎法学・隣接科目分野に関しては、「法律基本科目」、「法律実務基礎科目」、「展開・先端科目」の3分野に比較して、「大いに身に付いた」、「身に付いた」を選択した人の割合が低く19.3%と2割を切っている。一方、「あまり身に付けられなかった」、「全く身に付けられなかった」を選択した人の回答を合わせると、44.9%であった。

この回答傾向は、未修・既修、法曹資格の有無の別にはあまり関係がない。修了後年数では4年以上~7年未満のところで最も定着度が低い。その他役立った科目(自由記述)としては、法医学が役立ったとの回答が複数あったほか、法心理学、立法学が役立ったという回答があった。

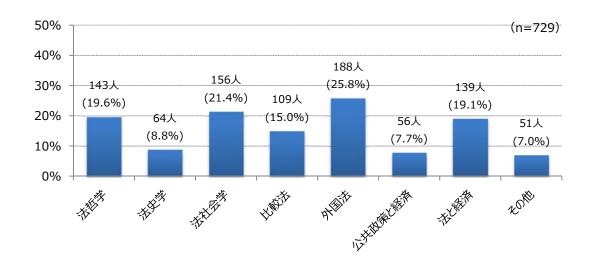
# <5段階評価 全体>

3.	基礎法学・隣接科目(5段階評価)	有効回答数	割合
		1,491	100.0%
5	大いに身に付いた	79	5.3%
4	身に付いた	208	14.0%
3	どちらとも言えない	534	35.8%
2	あまり身に付けられなかった	373	25.0%
1	全く身に付けられなかった	297	19.9%



<中でも特に役に立った授業科目(複数回答可) 全体>

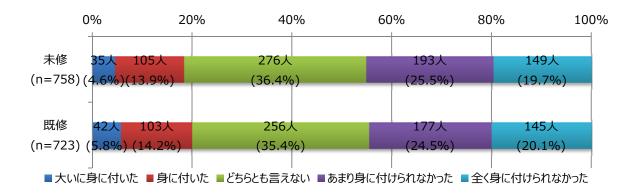
科目	有効回答数	割合
法哲学	143	19.6%
法史学	64	8.8%
法社会学	156	21.4%
比較法	109	15.0%
外国法	188	25.8%
公共政策と経済	56	7.7%
法と経済	139	19.1%
その他	51	7.0%



# <5段階評価 未修・既修>

未修・既修の別にはあまり関係がない。

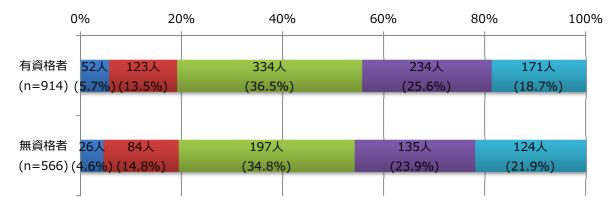
	有効回答数	大いに 身に付いた		どちらとも 言えない	あまり身に付け られなかった	全く身に付けられなかった
未修	758	35	105	276	193	149
(n=758)	(100.0%)	(4.6%)	(13.9%)	(36.4%)	(25.5%)	(19.7%)
既修	723	42	103	256	177	145
(n=723)	(100.0%)	(5.8%)	(14.2%)	(35.4%)	(24.5%)	(20.1%)



# <5段階評価 法曹資格の有無>

法曹資格の有無の別にはあまり関係がない。

	有効回答数	大いに身に付いた		どちらとも	あまり身に付け	全く身に付けら
	有別凹合数	身に付いた	分に可いた	言えない	られなかった	れなかった
有資格者	914	52	123	334	234	171
(n=914)	(100.0%)	(5.7%)	(13.5%)	(36.5%)	(25.6%)	(18.7%)
無資格者	566	26	84	197	135	124
(n=566)	(100.0%)	(4.6%)	(14.8%)	(34.8%)	(23.9%)	(21.9%)

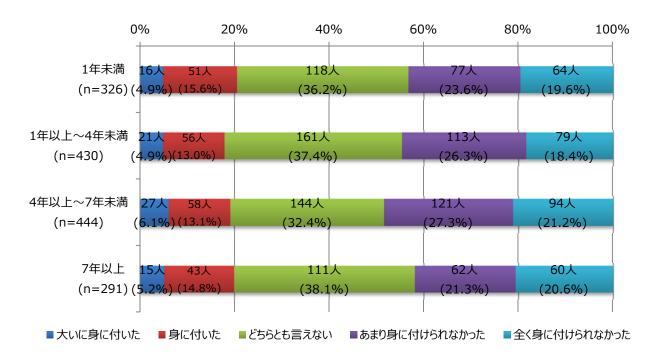


■大いに身に付いた ■身に付いた ■どちらとも言えない ■あまり身に付けられなかった ■全く身に付けられなかった

# <5段階評価 修了後年数>

修了後年数は4年以上~7年未満のところで最も定着度が低い。

	有効回答数	大いに	身に付いた	どちらとも	あまり身に付け	全く身に付け
	有劝凹合致	身に付いた	夕に切いた	言えない	られなかった	られなかった
1 年未満	326	16	51	118	77	64
(n=326)	(100.0%)	(4.9%)	(15.6%)	(36.2%)	(23.6%)	(19.6%)
1年以上~4年未満	430	21	56	161	113	79
(n=430)	(100.0%)	(4.9%)	(13.0%)	(37.4%)	(26.3%)	(18.4%)
4年以上~7年未満	444	27	58	144	121	94
(n=444)	(100.0%)	(6.1%)	(13.1%)	(32.4%)	(27.3%)	(21.2%)
7 年以上	291	15	43	111	62	60
(n=291)	(100.0%)	(5.2%)	(14.8%)	(38.1%)	(21.3%)	(20.6%)

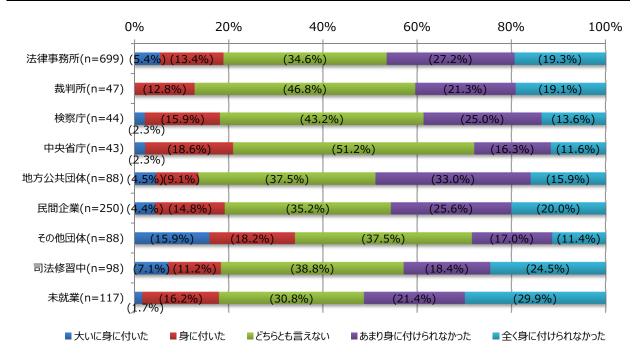


# <5段階評価 就業区分>

もともと回答率の低い科目分野であるが、就業区分別で見ると、相対的にはその他団体が「大いに身に付いた」、「身に付いた」と回答した人の割合が最も高い。逆に低いのは、裁判所であり、「大いに身に付いた」という回答はゼロである。

一方、「あまり身に付けられなかった」、「全く身に付けられなかった」と回答した人の割合に関しては、 未就業者が最も高く、次いで地方公共団体、法律事務所が高い。

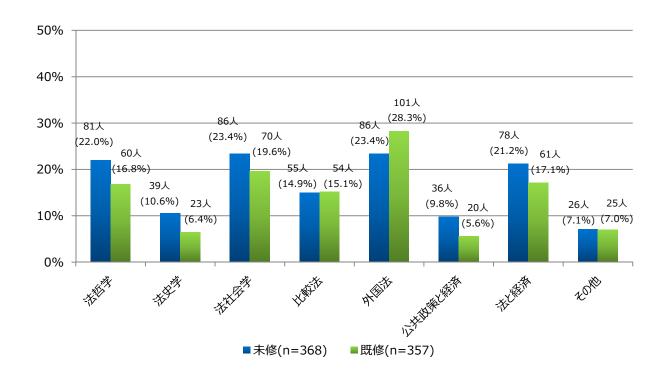
	有効回答数	大いに身に付いた	身に付いた	どちらとも言 えない	あまり身に付け られなかった	全く身に付けられなかった
法律事務所	699	38	94	242	190	135
(n=699)	(100.0%)	(5.4%)	(13.4%)	(34.6%)	(27.2%)	(19.3%)
裁判所	47	0	6	22	10	9
(n=47)	(100.0%)	(0.0%)	(12.8%)	(46.8%)	(21.3%)	(19.1%)
検察庁	44	1	7	19	11	6
(n=44)	(100.0%)	(2.3%)	(15.9%)	(43.2%)	(25.0%)	(13.6%)
中央省庁	43	1	8	22	7	5
(n=43)	(100.0%)	(2.3%)	(18.6%)	(51.2%)	(16.3%)	(11.6%)
地方公共団体	88	4	8	33	29	14
(n=88)	(100.0%)	(4.5%)	(9.1%)	(37.5%)	(33.0%)	(15.9%)
民間企業	250	11	37	88	64	50
(n=250)	(100.0%)	(4.4%)	(14.8%)	(35.2%)	(25.6%)	(20.0%)
その他団体	88	14	16	33	15	10
(n=88)	(100.0%)	(15.9%)	(18.2%)	(37.5%)	(17.0%)	(11.4%)
司法修習中	98	7	11	38	18	24
(n=98)	(100.0%)	(7.1%)	(11.2%)	(38.8%)	(18.4%)	(24.5%)
未就業	117	2	19	36	25	35
(n=117)	(100.0%)	(1.7%)	(16.2%)	(30.8%)	(21.4%)	(29.9%)



# <特に役立った授業科目 未修・既修>(複数回答可)

未修者の方が総じて高い有用度を示す中で、「外国法」に関しては、既修者の方が役に立ったと回答した人の割合が高かった。

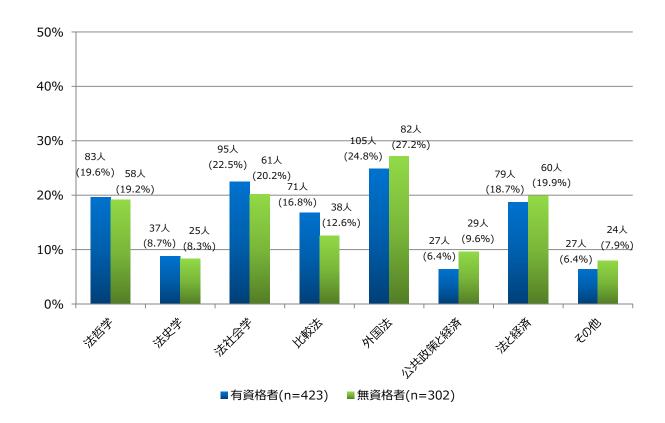
	法哲学	法史学	法社会学	比較法	外国法	公共政策と 経済	法と経済	その他
未修	81	39	86	55	86	36	78	26
(n=368)	(22.0%)	(10.6%)	(23.4%)	(14.9%)	(23.4%)	(9.8%)	(21.2%)	(7.1%)
既修	60	23	70	54	101	20	61	25
(n=357)	(16.8%)	(6.4%)	(19.6%)	(15.1%)	(28.3%)	(5.6%)	(17.1%)	(7.0%)



# <特に役立った授業科目 法曹資格の有無>(複数回答可)

特に役立った授業科目に関して、法曹資格の有無による有用度に大きな差はなかった。

	法哲学	法史学	法社会学	比較法	外国法	公共政策と 経済	法と経済	その他
有資格者 (n=423)	83	37	95	71	105	27	79	27
	(19.6%)	(8.7%)	(22.5%)	(16.8%)	(24.8%)	(6.4%)	(18.7%)	(6.4%)
無資格者 (n=302)	58	25	61	38	82	29	60	24
	(19.2%)	(8.3%)	(20.2%)	(12.6%)	(27.2%)	(9.6%)	(19.9%)	(7.9%)

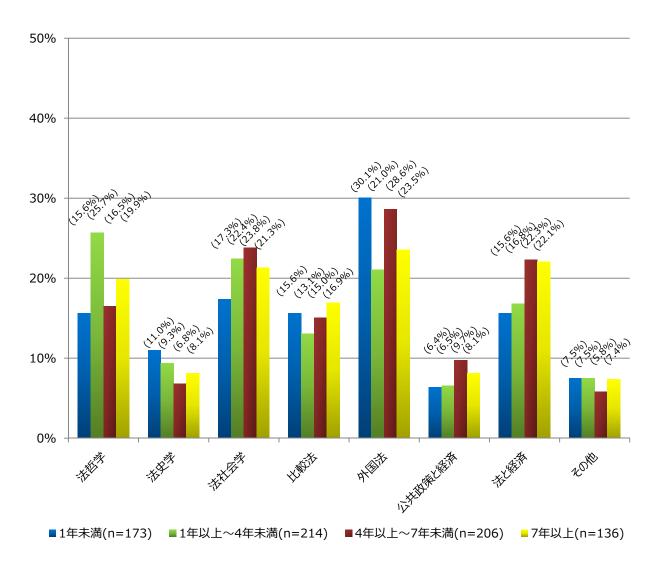


# <特に役立った授業科目 修了後年数>(複数回答可)

特に役立った授業科目に関して、修了後年数による有用度に関しては以下の様な特徴があった。

- ・修了後1年未満の回答において、「外国法」の有用度は他の年代に比して高く、「法哲学」、「法社会学」の有用度は低かった。
- ・1年以上~4年未満年の回答において「法哲学」の有用度は他の年代に比して高く、「外国法」の有用度は低かった。

	法哲学	法史学	法社会学	比較法	外国法	公共政策 と経済	法と経済	その他
1年未満	27	19	30	27	52	11	27	13
(n=173)	(15.6%)	(11.0%)	(17.3%)	(15.6%)	(30.1%)	(6.4%)	(15.6%)	(7.5%)
1年以上~	55	20	48	20	45	1.4	26	16
4 年未満	33	20	46	28	45	14	36	10
(n=214)	(25.7%)	(9.3%)	(22.4%)	(13.1%)	(21.0%)	(6.5%)	(16.8%)	(7.5%)
4年以上~	34	14	49	31	59	20	46	12
7 年未満	34	14	49	31	39	20	40	12
(n=206)	(16.5%)	(6.8%)	(23.8%)	(15.0%)	(28.6%)	(9.7%)	(22.3%)	(5.8%)
7年以上	27	11	29	23	32	11	30	10
(n=136)	(19.9%)	(8.1%)	(21.3%)	(16.9%)	(23.5%)	(8.1%)	(22.1%)	(7.4%)



#### <特に役立った授業科目 就業区分別>

「法哲学」に関しては、その他団体の就業者が役に立ったと回答した人の割合が最も高く31.3%であり、この項目が全ての項目の中で役に立ったと回答した人の割合が最も高い。一方、中央省庁は役に立ったと回答した人の割合は最も低く8.7%である。

「法史学」に関しては、相対的に役に立ったと回答した人の割合が少ない項目であるが、検察庁、中央省庁、司法修習中の者は1名だけ回答している。その他団体は相対的に高い。検察庁、地方公共団体、民間企業、司法修習中の者は、この項目が全ての項目の中で役に立ったと回答した人の割合が最も低い。

「法社会学」に関しては、検察庁は役に立ったと回答した人の割合が高く30%を超え、この項目が全項目の中で役に立ったと回答した人の割合が最も高い。その他団体、司法修習中の者は、役に立ったと回答した人の割合は低い。

「比較法」に関しては、裁判所と検察庁は役に立ったと回答した人の割合が高く、地方公共団体が最も 低い。裁判所はこの項目が全項目の中で役に立ったと回答した人の割合が最も高い。

「外国法」に関しては、司法修習中の者は役に立ったと回答した人の割合が最も高く、ついで民間企業が高い。検察庁の役に立ったと回答した人の割合は低い。法律事務所、地方公共団体、民間企業、司法修習中の者、未就業者は、この項目が全項目の中で役に立ったと回答した人の割合が高い。

「公共政策と経済」に関しては、全般的に役に立ったと回答した人の割合が低いが、地方公共団体は22.5%と相対的には高く、この項目が全科目の中で役に立ったと回答した人の割合が最も高くなっている。一方、中央省庁は回答数ゼロであり、法律事務所、裁判所、検察庁、中央省庁、その他団体、未就業者は、この項目は全項目の中で役に立ったと回答した人の割合が最も低い。

「法と経済」に関しては、中央省庁が役に立ったと回答した人の割合が最も高く34.8%であり、この項目は全科目の中で役に立ったと回答した人の割合が最も高くなっている。一方、裁判所は役に立ったと回答した人の割合は最も低く、13.0%である。

	法哲学	法史学	法社会学	比較法	外国法	公共政策 と経済	法と経済
法律事務所	63	28	72	49	78	22	55
(n=314)	(20. 1%)	(8. 9%)	(22. 9%)	(15. 6%)	(24. 8%)	(7.0%)	(17. 5%)
裁判所	4	2	5	6	5	1	3
(n=23)	(17. 4%)	(8. 7%)	(21. 7%)	(26. 1%)	(21. 7%)	(4. 3%)	(13. 0%)
検察庁	4	1	8	6	3	1	5
(n=23)	(17. 4%)	(4. 3%)	(34. 8%)	(26. 1%)	(13. 0%)	(4. 3%)	(21. 7%)
中央省庁	2	1	5	5	6	0	8
(n=23)	(8. 7%)	(4. 3%)	(21. 7%)	(21. 7%)	(26. 1%)	(0.0%)	(34. 8%)
地方公共団体	5	2	7	3	9	9	6
(n=40)	(12. 5%)	(5.0%)	(17. 5%)	(7.5%)	(22. 5%)	(22. 5%)	(15. 0%)
民間企業	27	10	30	19	44	13	33
(n=145)	(18. 6%)	(6. 9%)	(20. 7%)	(13. 1%)	(30. 3%)	(9.0%)	(22. 8%)
その他団体	15	5	7	6	11	2	10
(n=48)	(31. 3%)	(10. 4%)	(14. 6%)	(12.5%)	(22. 9%)	(4. 2%)	(20. 8%)
司法修習中	7	1	7	5	15	2	7
(n=46)	(15. 2%)	(2. 2%)	(15. 2%)	(10.9%)	(32. 6%)	(4. 3%)	(15. 2%)
未就業	14	9	14	9	16	6	13
(n=60)	(23. 3%)	(15.0%)	(23. 3%)	(15.0%)	(26. 7%)	(10.0%)	(21. 7%)

<sup>※</sup>黄色塗りは最も割合が高い項目、赤塗は最も割合が低い項目。

### 4. 展開·先端科目

総括

展開・先端科目に関しては、「大いに身に付いた」、「身に付いた」を合わせると 67.5%と 3 分の 2 の回答者が身に付いたと回答した。未修・既修で言えば既修が、法曹資格の有無で言えば有資格者の方が定着度は高い。

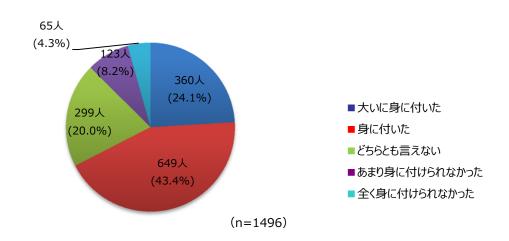
修了後年数で見ると、7年以上の回答者が最も定着度が高いが、1年以上~4年未満の回答者も定着度 が高く、主要4科目の修了後年数別で最もよく定着したと回答している。

特に役立った個別の科目に関して、「労働法」が38.1%と最も高く、次いで「倒産処理法」が30.8%で3割を超える。有用度の低いもので言うと「国際公法」、「環境法」が10%を切る。これらの科目間の差異は、これらの科目が司法試験の選択科目であって受験者数に応じて回答母数に大きな差異があること、実務では特に「労働法」、「倒産法」の活用頻度が高いことも影響しているものと推測される。

その他役立った科目(自由記述)としては、金商法関連や保険・信託法関連、また、民事執行・保全関係などが複数回答あったほか、ジェンダー法やサイバー法など多岐にわたる。

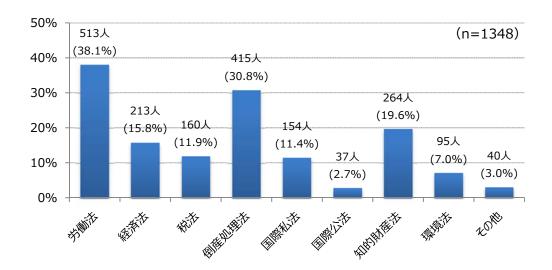
#### <5段階評価 全体>

4.	展開 科目(5段階評価)	有効回答数	割合
		1,496	100.0%
5	大いに身に付いた	360	24.1%
4	身に付いた	649	43.4%
3	どちらとも言えない	299	20.0%
2	あまり身に付けられなかった	123	8.2%
1	全く身に付けられなかった	65	4.3%



<中でも特に役に立った授業科目(複数回答可) 全体>

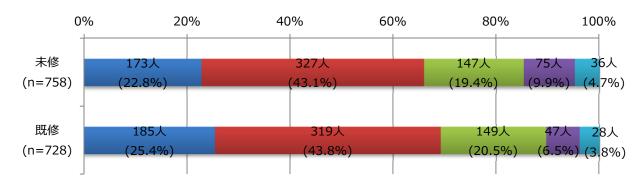
科目	有効回答数	割合
労働法	513	38.1%
経済法	213	15.8%
税法	160	11.9%
倒産処理法	415	30.8%
国際私法	154	11.4%
国際公法	37	2.7%
知的財産法	264	19.6%
環境法	95	7.0%
その他	40	3.0%



# <5段階評価 未修・既修>

未修・既修では既修が、定着度が高い。

	有効回答数	大いに身に付いた	身に付いた	どちらとも 言えない	あまり身に付け られなかった	全く身に付けら れなかった
未修	758	173	327	147	75	36
(n=758)	(100.0%)	(22.8%)	(43.1%)	(19.4%)	(9.9%)	(4.7%)
既修	728	185	319	149	47	28
(n=728)	(100.0%)	(25.4%)	(43.8%)	(20.5%)	(6.5%)	(3.8%)

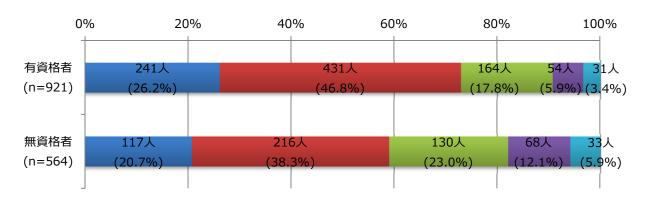


■大いに身に付いた ■身に付いた ■どちらとも言えない ■あまり身に付けられなかった ■全く身に付けられなかった

#### <5段階評価 法曹資格の有無>

法曹資格の有無では有資格者の方が、定着度が高い。

	有効回答数	大いに	身に付いた	どちらとも	あまり身に付け	全く身に付けら
	有刈凹合数	身に付いた	分に19672	言えない	られなかった	れなかった
有資格者	921	241	431	164	54	31
(n=921)	(100.0%)	(26.2%)	(46.8%)	(17.8%)	(5.9%)	(3.4%)
無資格者	564	117	216	130	68	33
(n=564)	(100.0%)	(20.7%)	(38.3%)	(23.0%)	(12.1%)	(5.9%)

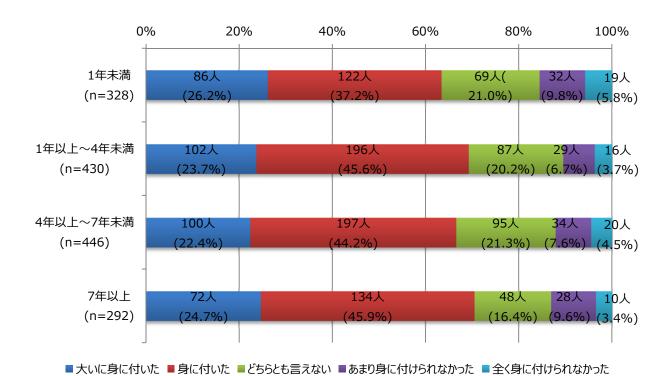


■大いに身に付いた ■身に付いた ■どちらとも言えない ■あまり身に付けられなかった ■全く身に付けられなかった

# <5段階評価 修了後年数>

修了後年数では、1年未満が、定着度がやや低い。

	有効回答数	大いに	身に付いた	どちらとも	あまり身に付け	全く身に付け
	有劝凹合致	身に付いた	夕に切いた	言えない	られなかった	られなかった
1 年未満	328	86	122	69	32	19
(n=328)	(100.0%)	(26.2%)	(37.2%)	(21.0%)	(9.8%)	(5.8%)
1年以上~4年未満	430	102	196	87	29	16
(n=430)	(100.0%)	(23.7%)	(45.6%)	(20.2%)	(6.7%)	(3.7%)
4年以上~7年未満	446	100	197	95	34	20
(n=446)	(100.0%)	(22.4%)	(44.2%)	(21.3%)	(7.6%)	(4.5%)
7 年以上	292	72	134	48	28	10
(n=292)	(100.0%)	(24.7%)	(45.9%)	(16.4%)	(9.6%)	(3.4%)

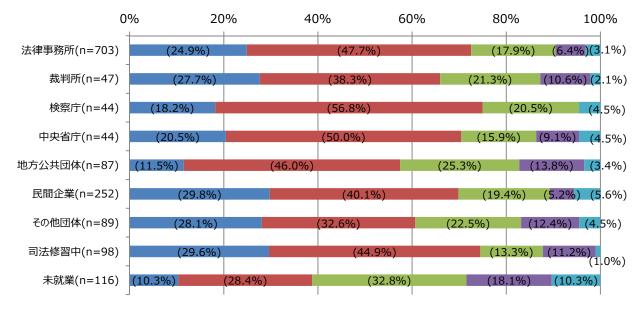


#### <5段階評価 就業区分>

就業区分別で見ると、検察庁が「大いに身に付いた」、「身に付いた」を選択した割合が最も高い。ほぼ 同率が司法修習中の者で、3番目が法律事務所となっている。一方選択した割合が低いのは、未就業者で あり、唯一過半数を超えず、40%にも届かない。

一方、「あまり身に付けられなかった」、「全く身に付けられなかった」を選択した割合に関しては、未 就業者が最も高く、次いで地方公共団体、その他団体となっている。

	有効回答数	大いに身に付いた	身に付いた	どちらとも 言えない	あまり身に 付けられな かった	全く身に付 けられなか った
法律事務所	703	175	335	126	45	22
(n=703)	(100.0%)	(24. 9%)	(47. 7%)	(17. 9%)	(6. 4%)	(3. 1%)
裁判所	47	13	18	10	5	1
(n=47)	(100.0%)	(27. 7%)	(38. 3%)	(21.3%)	(10. 6%)	(2. 1%)
検察庁	44	8	25	9	0	2
(n=44)	(100.0%)	(18. 2%)	(56. 8%)	(20. 5%)	(0.0%)	(4. 5%)
中央省庁	44	9	22	7	4	2
(n=44)	(100.0%)	(20. 5%)	(50.0%)	(15. 9%)	(9. 1%)	(4. 5%)
地方公共団体	87	10	40	22	12	3
(n=87)	(100.0%)	(11.5%)	(46. 0%)	(25. 3%)	(13. 8%)	(3. 4%)
民間企業	252	75	101	49	13	14
(n=252)	(100.0%)	(29. 8%)	(40. 1%)	(19. 4%)	(5. 2%)	(5. 6%)
その他団体	89	25	29	20	11	4
(n=89)	(100.0%)	(28. 1%)	(32. 6%)	(22. 5%)	(12. 4%)	(4. 5%)
司法修習中	98	29	44	13	11	1
(n=98)	(100.0%)	(29. 6%)	(44. 9%)	(13. 3%)	(11. 2%)	(1.0%)
未就業	116	12	33	38	21	12
(n=116)	(100.0%)	(10. 3%)	(28. 4%)	(32. 8%)	(18. 1%)	(10. 3%)

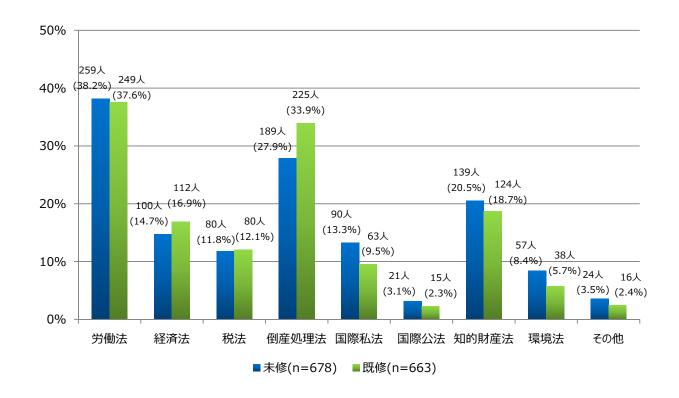


■大いに身に付いた ■身に付いた ■どちらとも言えない ■あまり身に付けられなかった ■全く身に付けられなかった

# <特に役立った授業科目 未修・既修>(複数回答可)

特に役立った授業科目に関して、未修・既修で比べた場合、有用度の差はそれほど大きくはない。 あえて言うなら、「倒産処理法」において、若干既修者の方が高いと言える。

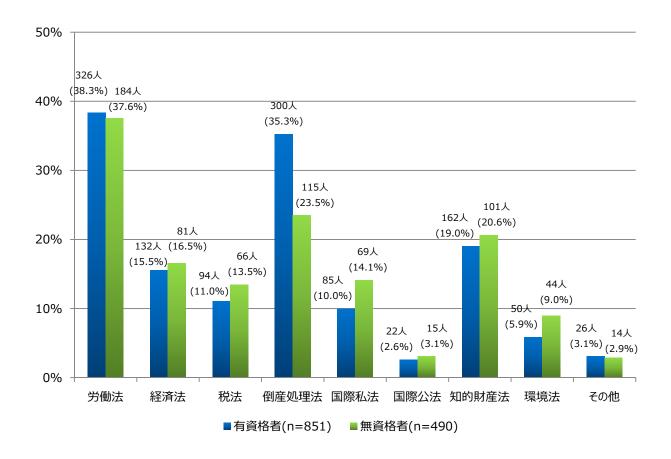
	労働法	経済法	税法	倒産処 理法	国際私法	国際公法	知的財 産法	環境法	その他
未修	259	100	80	189	90	21	139	57	24
(n=678)	(38.2%)	(14.7%)	(11.8%)	(27.9%)	(13.3%)	(3.1%)	(20.5%)	(8.4%)	(3.5%)
既修	249	112	80	225	63	15	124	38	16
(n=663)	(37.6%)	(16.9%)	(12.1%)	(33.9%)	(9.5%)	(2.3%)	(18.7%)	(5.7%)	(2.4%)



# <特に役立った授業科目 法曹資格の有無>(複数回答可)

特に役立った授業科目に関して、法曹資格の有無においても、「倒産処理法」において差が認められる ほかは、大きな差はない。特に弁護士業務において「倒産処理法」の活用が他の科目に比して高いことが 要因となっていることも推測される。

	労働法	経済法	税法	倒産処 理法	国際私法	国際公法	知的財 産法	環境法	その他
有資格者	326	132	94	300	85	22	162	50	26
(n=851)	(38.3%)	(15.5%)	(11.0%)	(35.3%)	(10.0%)	(2.6%)	(19.0%)	(5.9%)	(3.1%)
無資格者	184	81	66	115	69	15	101	44	14
(n=490)	(37.6%)	(16.5%)	(13.5%)	(23.5%)	(14.1%)	(3.1%)	(20.6%)	(9.0%)	(2.9%)

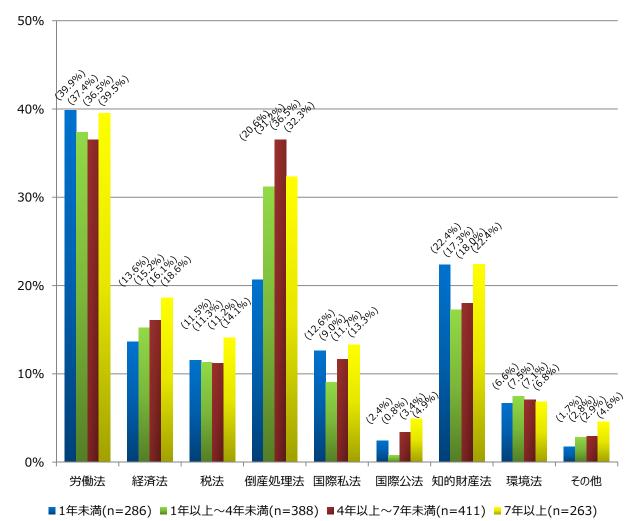


# <特に役立った授業科目 修了後年数>(複数回答可)

特に役立った授業科目に関して、修了後年数による有用度に関して特徴を上げるとすると、以下の通り。

- ・1年未満の回答では「倒産処理法」の有用度が他の年代に比べて低い一方、「知的財産法」に関しては高い。
  - ・1年以上~4年未満の回答では「国際公法」の有用度が他の年代に比べて低い。
  - ・4年以上~7年未満の回答では「倒産処理法」の有用度が相対的に高い。
  - ・7年以上の回答は、全体的に他の年代に比べて有用度は高い。

	労働法	分働法 経済法		倒産処	国際私法	国際公法	知的財	環境法	その他	
				理法			産法			
1 年未満	114	39	33	59	36	7	64	19	5	
(n=286)	(39.9%)	(13.6%)	(11.5%)	(20.6%)	(12.6%)	(2.4%)	(22.4%)	(6.6%)	(1.7%)	
1 年以上~	1.45	F0	44	101	25	0	67	00	4.4	
4 年未満	145	59	44	121	35	3	67	29	11	
(n=388)	(37.4%)	(15.2%)	(11.3%)	(31.2%)	(9.0%)	(0.8%)	(17.3%)	(7.5%)	(2.8%)	
4年以上~	150	66	46	150	40	1.4	74	20	10	
7 年未満	150	00	40	150	48	14	/4	29	12	
(n=411)	(36.5%)	(16.1%)	(11.2%)	(36.5%)	(11.7%)	(3.4%)	(18.0%)	(7.1%)	(2.9%)	
7年以上	104	49	37	85	35	13	59	18	12	
(n=263)	(39.5%)	(18.6%)	(14.1%)	(32.3%)	(13.3%)	(4.9%)	(22.4%)	(6.8%)	(4.6%)	



#### <特に役立った科目 就業区分別>

「労働法」に関しては、相対的に役に立ったと回答した人の割合が高い科目であり、その中でも裁判所 が最も高い。検察庁を除く全ての回答者において、この項目は全ての項目の中で役に立ったと回答した人の割合が最も高い。

「経済法」に関して、役に立ったと回答した人の割合は、検察庁が最も高い。一方、裁判所、地方公共 団体は、役に立ったと回答した人の割合が 10%以下であった。

「税法」に関して、役に立ったと回答した人の割合は、地方公共団体が高く、未就業者と検察庁が低い。 「倒産処理法」に関して、役に立ったと回答した人の割合は、法律事務所が最も真く、2番目の民間

「倒産処理法」に関して、役に立ったと回答した人の割合は、法律事務所が最も高く、2番目の民間企業ともに30%を超える割合であった。一方、中央省庁は最も低く、裁判所と合わせた2者は2割を切る回答率であった。

「国際私法」に関して、役に立ったと回答した人の割合は、中央省庁が高く、20%が役立ったと答えている。一方、検察庁は最も低く5%にとどまり、検察庁はこの科目が全ての科目の中で役に立ったと回答した人の割合が最も低い。

「国際公法」に関して、全体的に役に立ったと回答した人の割合が低い項目だが、中でも地方公共団体の回答はゼロとなっており、最も低い。比較的高めの検察庁でも10%にとどまる。裁判所と検察庁を除くすべての回答者において、この科目は全項目の中で役に立ったと回答した人の割合が最も低い。

「知的財産法」に関して、役に立ったと回答した人の割合は、民間企業が最も高く、検察庁が最も低い。 「環境法」に関して、役に立ったと回答した人の割合は、中央省庁、地方公共団体が相対的には高い。 裁判所はゼロ回答であった。

	労働法	経済法	税法	倒産処理法	国際私法	国際公法	知的財産法	環境法
法律事務所	257	81	64	246	63	14	118	38
(n=650)	(39. 5%)	(12. 5%)	(9.8%)	(37. 8%)	(9. 7%)	(2. 2%)	(18. 2%)	(5.8%)
裁判所	22	3	6	8	5	2	7	0
(n=41)	(53. 7%)	(7. 3%)	(14. 6%)	(19.5%)	(12. 2%)	(4. 9%)	(17. 1%)	(0.0%)
検察庁	5	15	3	9	2	4	4	3
(n=40)	(12. 5%)	(37. 5%)	(7. 5%)	(22. 5%)	(5.0%)	(10.0%)	(10.0%)	(7. 5%)
中央省庁	10	8	7	7	8	2	7	6
(n=40)	(25. 0%)	(20.0%)	(17. 5%)	(17. 5%)	(20.0%)	(5.0%)	(17. 5%)	(15. 0%)
地方公共団体	32	3	15	17	8	0	13	11
(n=78)	(41.0%)	(3.8%)	(19. 2%)	(21.8%)	(10. 3%)	(0.0%)	(16. 7%)	(14. 1%)
民間企業	98	54	33	71	33	5	64	18
(n=230)	(42. 6%)	(23. 5%)	(14. 3%)	(30. 9%)	(14. 3%)	(2. 2%)	(27. 8%)	(7. 8%)
その他団体	27	13	9	16	10	4	16	7
(n=76)	(35. 5%)	(17. 1%)	(11. 8%)	(21. 1%)	(13. 2%)	(5.3%)	(21. 1%)	(9. 2%)
司法修習中	29	21	14	20	12	1	16	4
(n=90)	(32. 2%)	(23. 3%)	(15. 6%)	(22. 2%)	(13. 3%)	(1. 1%)	(17. 8%)	(4. 4%)
未就業	29	14	7	20	11	5	18	8
(n=92)	(31.5%)	(15. 2%)	(7. 6%)	(21. 7%)	(12.0%)	(5.4%)	(19. 6%)	(8. 7%)

※黄色塗りは最も割合が高い項目、赤塗は最も割合が低い項目。

# 5. その他の科目

# <自由記述>(抜粋)

- 医療と法
- 各種ゼミ形式の授業
- 金融担保法
- 現代立法論
- 国際取引法
- 国際人権法
- 子どもと法
- 消費者救済法
- 生命倫理と法
- 地方自治法
- 中国ビジネス法実務
- 調停仲裁と法
- 紛争管理と調停技法
- 保険法
- 法と心理学
- 法医学
- 民事執行保全

### (2) 法科大学院を修了して自身が身に付いたと考える資質・能力

総括

法科大学院で身に付いたと考える資質・能力に関しては、「判例分析や判例・法令調査の能力」(以下「判例分析・法令調査」)、「具体的な事案に法律を適用する能力」(以下「法律適用能力」)に関して全体の7割程度が「大いに身に付いた」、「身に付いた」と答えている。

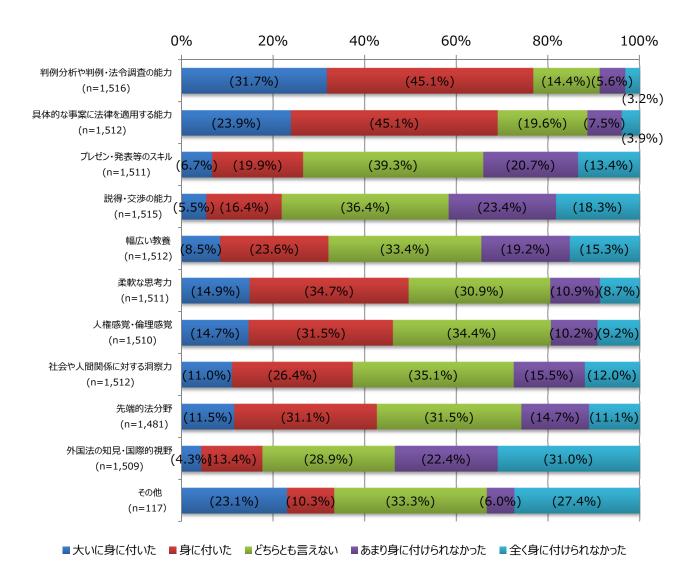
逆に「あまり身に付けられなかった」、「全く身に付けられなかった」と回答した人の割合が多いのは、「外国法の知見・国際的視野」が最も多く合わせて 53.4%と唯一半数を超えて定着しなかったと答えている。

他の能力に関しては、「大いに身に付いた」、「身に付いた」を合わせた回答が 40~50%にあるのが「柔軟な思考力」、「人権感覚・倫理感覚」、「先端的法分野」の 3 つの資質・能力で、20~40%なのが「プレゼン・発表等のスキル」、「説得・交渉の能力」、「幅広い教養」、「社会や人間関係に対する洞察力」であった。特に、「柔軟な思考力」、「人権感覚・倫理感覚」については、他と比較して否定的な回答の割合が少ないことから、修了生の多数は一定の評価をしているものと言える。

その他の回答で多かったのは、文書作成能力、論理的思考力、バランス感覚などがあった。

#### <5段階評価 全体>

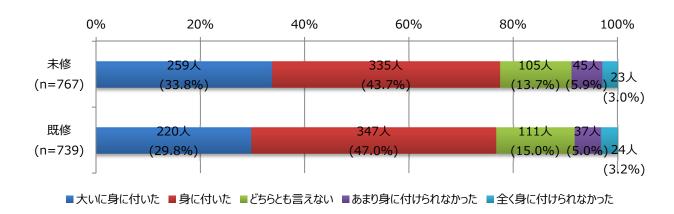
	<b>+ +</b> 1 <b>-</b> 2 <b>+</b> 7 <b>+</b> 4 <b>-</b> 4 <b>-</b>	大いに身に	<b>4</b> 1-111.1	どちらとも言	あまり身に付け	全く身に付けら
	有効回答数	付いた	身に付いた	えない	られなかった	れなかった
判例分析や判例・	1516	481	683	219	85	48
法令調査の能力	1316	461	083	219	85	46
(n=1516)	(100.0%)	(31.7%)	(45.1%)	(14.4%)	(5.6%)	(3.2%)
具体的な事案に	1510	260	600	206	110	50
法律を適用する能力	1512	362	682	296	113	59
(n=1512)	(100.0%)	(23.9%)	(45.1%)	(19.6%)	(7.5%)	(3.9%)
プレゼン・発表等のスキル	1511	101	300	594	313	203
(n=1511)	(100.0%)	(6.7%)	(19.9%)	(39.3%)	(20.7%)	(13.4%)
説得・交渉の能力	1515	83	249	552	354	277
(n=1515)	(100.0%)	(5.5%)	(16.4%)	(36.4%)	(23.4%)	(18.3%)
幅広い教養	1512	128	357	505	291	231
(n=1512)	(100.0%)	(8.5%)	(23.6%)	(33.4%)	(19.2%)	(15.3%)
柔軟な思考力	1511	225	524	467	164	131
(n=1511)	(100.0%)	(14.9%)	(34.7%)	(30.9%)	(10.9%)	(8.7%)
人権感覚·倫理感覚	1510	222	475	520	154	139
(n=1510)	(100.0%)	(14.7%)	(31.5%)	(34.4%)	(10.2%)	(9.2%)
社会や人間関係に	1510	107	000	F00	005	101
対する洞察力	1512	167	399	530	235	181
(n=1512)	(100.0%)	(11.0%)	(26.4%)	(35.1%)	(15.5%)	(12.0%)
先端的法分野	1481	171	461	467	218	164
(n=1481)	(100.0%)	(11.5%)	(31.1%)	(31.5%)	(14.7%)	(11.1%)
外国法の知見・	1509	65	000	400	220	400
国際的視野	1509	60	202	436	338	468
(n=1509)	(100.0%)	(4.3%)	(13.4%)	(28.9%)	(22.4%)	(31.0%)
その他	117	27	12	39	7	32
(n=117)	(100.0%)	(23.1%)	(10.3%)	(33.3%)	(6.0%)	(27.4%)



#### <判例分析や判例・法令調査の能力 5段階評価 未修・既修>

未修と既修とで大きな差はない。ただ、「大いに身に付いた」という回答は未修の方の比率が高い。

	有効回答数	大いに	身に付いた	どちらとも	あまり身に付	全く身に付けら
	有劝凹合数	身に付いた	对[1][1][1][	言えない	けられなかった	れなかった
未修	767	259	335	105	45	23
(n=767)	(100.0%)	(33.8%)	(43.7%)	(13.7%)	(5.9%)	(3.0%)
既修	739	220	347	111	37	24
(n=739)	(100.0%)	(29.8%)	(47.0%)	(15.0%)	(5.0%)	(3.2%)

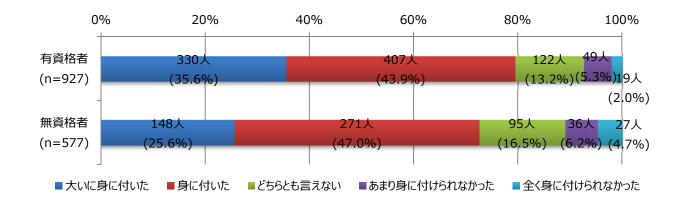


#### <判例分析や判例・法令調査の能力 5段階評価 法曹資格の有無>

法曹資格の有無で見ると、有資格者の方が「大いに身に付いた」、「身に付いた」の比率が大きい。特に、「大いに身に付いた」という回答は有資格者が 35.6%であるのに対して、無資格者は 25.6%にとどまっている。

「あまり身に付けられなかった」、「全く身に付けられなかった」という回答も無資格者が3.6%上回った。

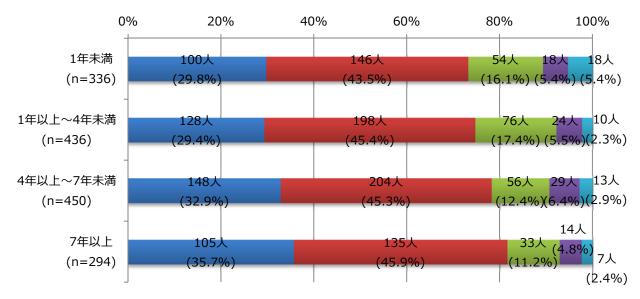
	有効回答数	大いに	自.1-141、**-	どちらとも	あまり身に付	全く身に付けら
	有劝凹合致	身に付いた	身に付いた	言えない	けられなかった	れなかった
有資格者	927	330	407	122	49	19
(n=927)	(100.0%)	(35.6%)	(43.9%)	(13.2%)	(5.3%)	(2.0%)
無資格者	577	148	271	95	36	27
(n=577)	(100.0%)	(25.6%)	(47.0%)	(16.5%)	(6.2%)	(4.7%)



#### <判例分析や判例・法令調査の能力 5段階評価 修了後年数>

修了後年数に関しては、年数が長いほど、「大いに身に付いた」、「身に付いた」とする回答が多い。

	有効回答数	大いに	自./-/ <b>/</b> / <b>/</b> / <b>/ / / / / / / </b>	どちらとも	あまり身に付け	全く身に付け
	有劝凹合致	身に付いた	身に付いた	言えない	られなかった	られなかった
1 年未満	336	100	146	54	18	18
(n=336)	(100.0%)	(29.8%)	(43.5%)	(16.1%)	(5.4%)	(5.4%)
1 年以上~4 年未満	436	128	198	76	24	10
(n=436)	(100.0%)	(29.4%)	(45.4%)	(17.4%)	(5.5%)	(2.3%)
4年以上~7年未満	450	148	204	56	29	13
(n=450)	(100.0%)	(32.9%)	(45.3%)	(12.4%)	(6.4%)	(2.9%)
7 年以上	294	105	135	33	14	7
(n=294)	(100.0%)	(35.7%)	(45.9%)	(11.2%)	(4.8%)	(2.4%)

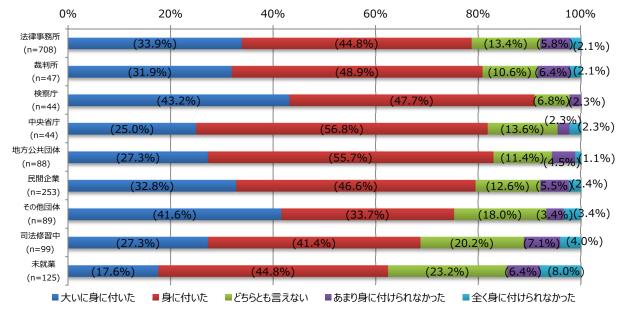


# <判例分析や判例・法令調査の能力 5段階評価 就業区分>

就業区分別で見ると、「大いに身に付いた」、「身に付いた」と回答した人の割合は検察庁が最も高く 90% を超える。次に地方公共団体、中央省庁、裁判所と 80%を超えている。「大いに身に付いた」と回答した人の割合は検察庁に次いでその他団体が高い。逆に「大いに身に付いた」、「身に付いた」と回答した人の割合が低いのは、未就業者と司法修習中の者である。

一方、「あまり身に付けられなかった」、「全く身に付けられなかった」と回答した人の割合に関しては、 未就業者、司法修習中の者が最も高く、就業者では裁判所が高い。検察庁は顕著に低く、「全く身に付け られなかった」という回答はゼロである。

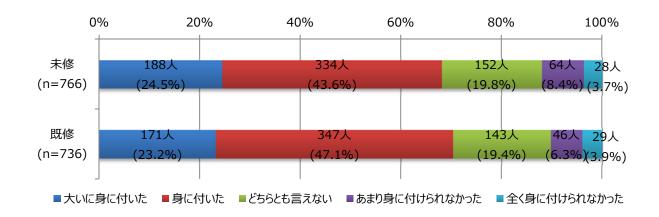
	V / M / N / N	大いに身に		どちらとも言	あまり身に付け	全く身に付けら
	有効回答数		身に付いた			
		付いた		えない	られなかった	れなかった
法律事務所	708	240	317	95	41	15
(n=708)	(100.0%)	(33.9%)	(44.8%)	(13.4%)	(5.8%)	(2.1%)
裁判所	47	15	23	5	3	1
(n=47)	(100.0%)	(31.9%)	(48.9%)	(10.6%)	(6.4%)	(2.1%)
検察庁	44	19	21	3	1	0
(n=44)	(100.0%)	(43.2%)	(47.7%)	(6.8%)	(2.3%)	(0.0%)
中央省庁	44	11	25	6	1	1
(n=44)	(100.0%)	(25.0%)	(56.8%)	(13.6%)	(2.3%)	(2.3%)
地方公共団体	88	24	49	10	4	1
(n=88)	(100.0%)	(27.3%)	(55.7%)	(11.4%)	(4.5%)	(1.1%)
民間企業	253	83	118	32	14	6
(n=253)	(100.0%)	(32.8%)	(46.6%)	(12.6%)	(5.5%)	(2.4%)
その他団体	89	37	30	16	3	3
(n=89)	(100.0%)	(41.6%)	(33.7%)	(18.0%)	(3.4%)	(3.4%)
司法修習中	99	27	41	20	7	4
(n=99)	(100.0%)	(27.3%)	(41.4%)	(20.2%)	(7.1%)	(4.0%)
未就業	125	22	56	29	8	10
(n=125)	(100.0%)	(17.6%)	(44.8%)	(23.2%)	(6.4%)	(8.0%)



#### <具体的な事案に法律を適用する能力 5段階評価 未修・既修>

未修と既修で大きな差は見られない。

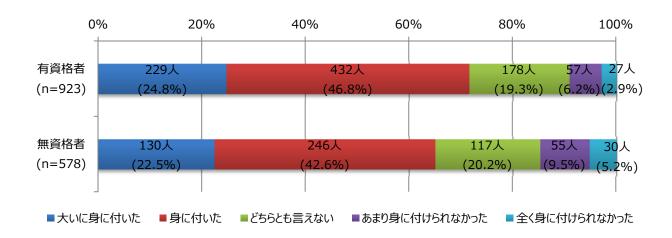
	有効回答数	大いに	身に付いた	どちらとも	あまり身に付け	全く身に付け
	HMELM	身に付いた	31011072	言えない	られなかった	られなかった
未修	766	188	334	152	64	28
(n=766)	(100.0%)	(24. 5%)	(43. 6%)	(19. 8%)	(8. 4%)	(3. 7%)
既修	736	171	347	143	46	29
(n=736)	(100.0%)	(23. 2%)	(47. 1%)	(19. 4%)	(6. 3%)	(3.9%)



# <具体的な事案に法律を適用する能力 5段階評価 法曹資格の有無>

「大いに身に付いた」、「身に付いた」の合計は、有資格者 71.6%に対して無資格者 65.1%と差が付いている。同じく「あまり身に付けられなかった」、「全く身に付けられなかった」の回答も、有資格者 9.1%に対して無資格者 14.7%と差がついた。

	有効回答数	大いに	身に付いた	どちらとも	あまり身に付	全く身に付けら
	有劝凹合致	身に付いた	分に対いた	言えない	けられなかった	れなかった
有資格者	923	229	432	178	57	27
(n=923)	(100.0%)	(24.8%)	(46.8%)	(19.3%)	(6.2%)	(2.9%)
無資格者	578	130	246	117	55	30
(n=578)	(100.0%)	(22.5%)	(42.6%)	(20.2%)	(9.5%)	(5.2%)

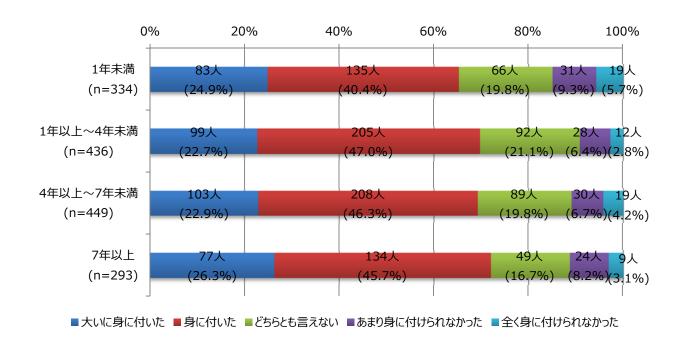


#### <具体的な事案に法律を適用する能力 5段階評価 修了後年数>

修了後年数に関しては、「大いに身に付いた」という回答が、1年未満の層と7年以上の層が $25\sim27\%$ であるのに対して、1年以上~4年未満の層と4年以上~7年未満の層に $22\sim23\%$ と若干低めであった。ただ、「身に付いた」という回答と合わせるとほぼ年数の長い順に定着度が高いという結果となる。

「あまりに身に付けられなかった」、「全く身に付けられなかった」の合計を見ると、1年以上~4年未満の層が最も低い一方で、1年未満が最も高いという結果となっている。

	有効回答数	大いに	身に付いた	どちらとも	あまり身に付け	全く身に付け
	1 有劝凹合致	身に付いた	夕に切いた	言えない	られなかった	られなかった
1 年未満	334	83	135	66	31	19
(n=334)	(100.0%)	(24.9%)	(40.4%)	(19.8%)	(9.3%)	(5.7%)
1年以上~4年未満	436	99	205	92	28	12
(n=436)	(100.0%)	(22.7%)	(47.0%)	(21.1%)	(6.4%)	(2.8%)
4年以上~7年未満	449	103	208	89	30	19
(n=449)	(100.0%)	(22.9%)	(46.3%)	(19.8%)	(6.7%)	(4.2%)
7 年以上	293	77	134	49	24	9
(n=293)	(100.0%)	(26.3%)	(45.7%)	(16.7%)	(8.2%)	(3.1%)

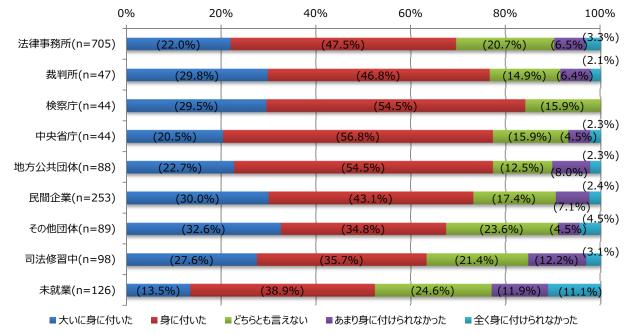


#### <具体的な事案に法律を適用する能力 5段階評価 就業区分>

就業区分別で見ると、「大いに身に付いた」、「身に付いた」と回答した人の割合は検察庁が最も高く80%を超える。次に中央省庁、地方公共団体、裁判所と続く。「大いに身に付いた」と回答した人の割合は、その他団体が最も高い。逆に低いのは、未就業者と中央省庁である。

一方、「あまり身に付けられなかった」、「全く身に付けられなかった」と回答した人の割合に関しては、 未就業者、司法修習中の者が最も高く、就業者では地方公共団体が高い。検察庁は顕著に低く、「あまり 身に付けられなかった」、「全く身に付けられなかった」という回答はゼロである。

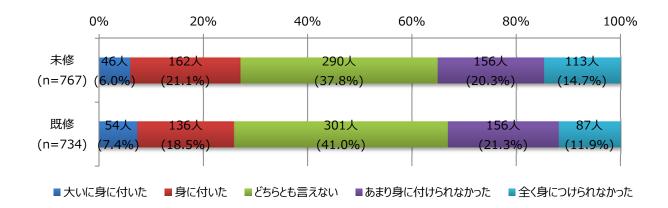
		大いに身に		どちらとも言	あまり身に付け	全く身に付けら
	有効回答数	付いた	身に付いた	えない	られなかった	れなかった
法律事務所	705	155	335	146	46	23
(n=705)	(100.0%)	(22.0%)	(47.5%)	(20.7%)	(6.5%)	(3.3%)
裁判所	47	14	22	7	3	1
(n=47)	(100.0%)	(29.8%)	(46.8%)	(14.9%)	(6.4%)	(2.1%)
検察庁	44	13	24	7	0	0
(n=44)	(100.0%)	(29.5%)	(54.5%)	(15.9%)	(0.0%)	(0.0%)
中央省庁	44	9	25	7	2	1
(n=44)	(100.0%)	(20.5%)	(56.8%)	(15.9%)	(4.5%)	(2.3%)
地方公共団体	88	20	48	11	7	2
(n=88)	(100.0%)	(22.7%)	(54.5%)	(12.5%)	(8.0%)	(2.3%)
民間企業	253	76	109	44	18	6
(n=253)	(100.0%)	(30.0%)	(43.1%)	(17.4%)	(7.1%)	(2.4%)
その他団体	89	29	31	21	4	4
(n=89)	(100.0%)	(32.6%)	(34.8%)	(23.6%)	(4.5%)	(4.5%)
司法修習中	98	27	35	21	12	3
(n=98)	(100.0%)	(27.6%)	(35.7%)	(21.4%)	(12.2%)	(3.1%)
未就業	126	17	49	31	15	14
(n=126)	(100.0%)	(13.5%)	(38.9%)	(24.6%)	(11.9%)	(11.1%)



# くプレゼン・発表等のスキル 5段階評価 未修・既修>

未修と既修で大きな差は見られない。

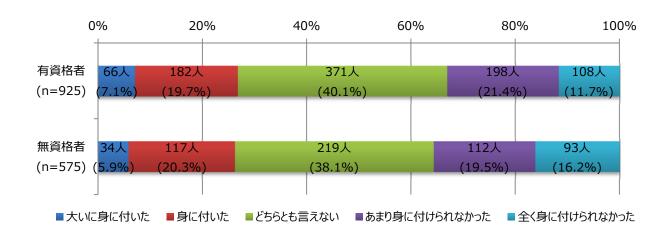
	有効回答数	大いに 身に付いた	身に付いた	どちらとも 言えない	あまり身に付 けられなかった	全く身に付けら れなかった
未修	767	46	162	290	156	113
(n=767)	(100.0%)	(6.0%)	(21.1%)	(37.8%)	(20.3%)	(14.7%)
既修	734	54	136	301	156	87
(n=734)	(100.0%)	(7.4%)	(18.5%)	(41.0%)	(21.3%)	(11.9%)



#### <プレゼン・発表等のスキル 5段階評価 法曹資格の有無>

法曹資格の有無に関しても大きな差はない。

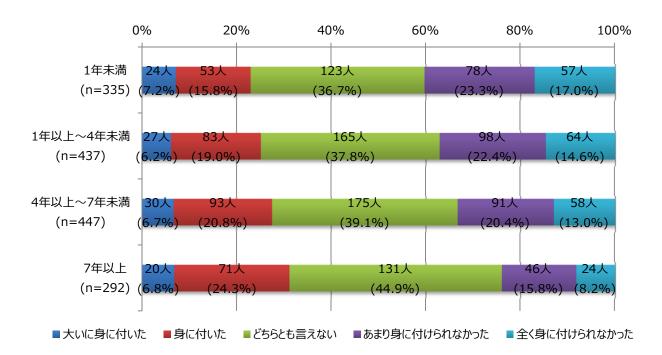
	14 ******	0, 10 1,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	· ·			
	有効回答数	大いに	大いに身に付いた		あまり身に付	全く身に付けら
	有劝凹合致	身に付いた	分に1967と	言えない	けられなかった	れなかった
有資格者	925	66	182	371	198	108
(n=925)	(100.0%)	(7.1%)	(19.7%)	(40.1%)	(21.4%)	(11.7%)
無資格者	575	34	117	219	112	93
(n=575)	(100.0%)	(5.9%)	(20.3%)	(38.1%)	(19.5%)	(16.2%)



# <プレゼン・発表等のスキル 5段階評価 修了後年数>

全体傾向と同様、修了後年数が高いほど定着度が高い。

	有効回答数	大いに	身に付いた	どちらとも	あまり身に付け	全く身に付けら
	1 有劝凹合致	身に付いた	身に付いた		られなかった	れなかった
1 年未満	335	24	53	123	78	57
(n=335)	(100.0%)	(7.2%)	(15.8%)	(36.7%)	(23.3%)	(17.0%)
1 年以上~4 年未満	437	27	83	165	98	64
(n=437)	(100.0%)	(6.2%)	(19.0%)	(37.8%)	(22.4%)	(14.6%)
4年以上~7年未満	447	30	93	175	91	58
(n=447)	(100.0%)	(6.7%)	(20.8%)	(39.1%)	(20.4%)	(13.0%)
7 年以上	292	20	71	131	46	24
(n=292)	(100.0%)	(6.8%)	(24.3%)	(44.9%)	(15.8%)	(8.2%)

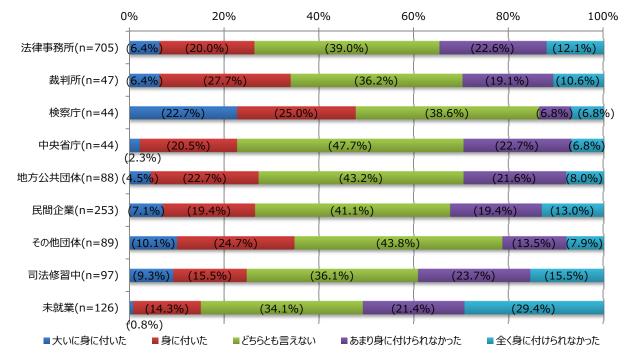


#### <プレゼン・発表等のスキル 5段階評価 就業区分>

就業区分別で見ると、検察庁は「大いに身に付いた」、「身に付いた」と回答した人の割合が最も高い。 次にその他団体、裁判所と続く。逆に低いのは、未就業者と司法修習中の者である。就業者の中では中央 省庁が低い。

一方、「あまり身に付けられなかった」、「全く身に付けられなかった」と回答した人の割合に関しては、 未就業者、司法修習中の者が高く、就業者では法律事務所と民間企業が高い。検察庁は顕著に低い。

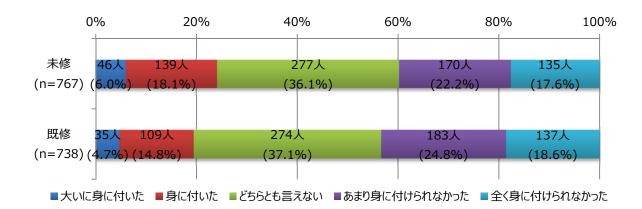
	****	大いに身に	白に仕いた	どちらとも言	あまり身に付け	全く身に付けら
	有効回答数	付いた	身に付いた	えない	られなかった	れなかった
法律事務所	705	45	141	275	159	85
(n=705)	(100.0%)	(6.4%)	(20.0%)	(39.0%)	(22.6%)	(12.1%)
裁判所	47	3	13	17	9	5
(n=47)	(100.0%)	(6.4%)	(27.7%)	(36.2%)	(19.1%)	(10.6%)
検察庁	44	10	11	17	3	3
(n=44)	(100.0%)	(22.7%)	(25.0%)	(38.6%)	(6.8%)	(6.8%)
中央省庁	44	1	9	21	10	3
(n=44)	(100.0%)	(2.3%)	(20.5%)	(47.7%)	(22.7%)	(6.8%)
地方公共団体	88	4	20	38	19	7
(n=88)	(100.0%)	(4.5%)	(22.7%)	(43.2%)	(21.6%)	(8.0%)
民間企業	253	18	49	104	49	33
(n=253)	(100.0%)	(7.1%)	(19.4%)	(41.1%)	(19.4%)	(13.0%)
その他団体	89	9	22	39	12	7
(n=89)	(100.0%)	(10.1%)	(24.7%)	(43.8%)	(13.5%)	(7.9%)
司法修習中	97	9	15	35	23	15
(n=97)	(100.0%)	(9.3%)	(15.5%)	(36.1%)	(23.7%)	(15.5%)
未就業	126	1	18	43	27	37
(n=126)	(100.0%)	(0.8%)	(14.3%)	(34.1%)	(21.4%)	(29.4%)



#### <説得・交渉の能力 5段階評価 未修・既修>

未修・既修で見ると、未修の方が身に付いたと回答している。「大いに身に付いた」、「身に付いた」の 回答合計で4.6%の差がついた。

	有効回答数	大いに身に	身に付いた	どちらとも言	あまり身に付けら	全く身に付けら
	有別固合数	付いた	31213072	えない	れなかった	れなかった
未修	767	46	139	277	170	135
(n=767)	(100.0%)	(6.0%)	(18.1%)	(36.1%)	(22.2%)	(17.6%)
既修	738	35	109	274	183	137
(n=738)	(100.0%)	(4.7%)	(14.8%)	(37.1%)	(24.8%)	(18.6%)

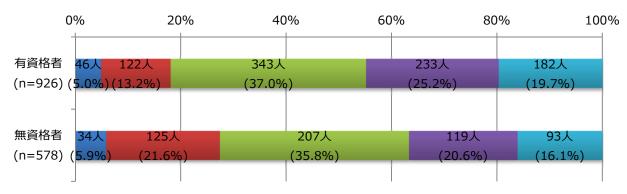


# <説得・交渉の能力 5段階評価 法曹資格の有無>

法曹資格の有無では、「大いに身に付いた」という回答にほぼ差はないが、「身に付いた」という回答で 無資格者の方が 21.6%と有資格者よりも 8.4%高い。

「あまり身に付けられなかった」、「全く身に付けられなかった」という回答に関しては、有資格者の方が、割合が高かった。

	有効回答数	大いに身に	自.1-1+1、+-	どちらとも言	あまり身に付けら	全く身に付けられな
	有別凹合剱	付いた	身に付いた	えない	れなかった	かった
有資格者	926	46	122	343	233	182
(n=926)	(100.0%)	(5.0%)	(13.2%)	(37.0%)	(25.2%)	(19.7%)
無資格者	578	34	125	207	119	93
(n=578)	(100.0%)	(5.9%)	(21.6%)	(35.8%)	(20.6%)	(16.1%)



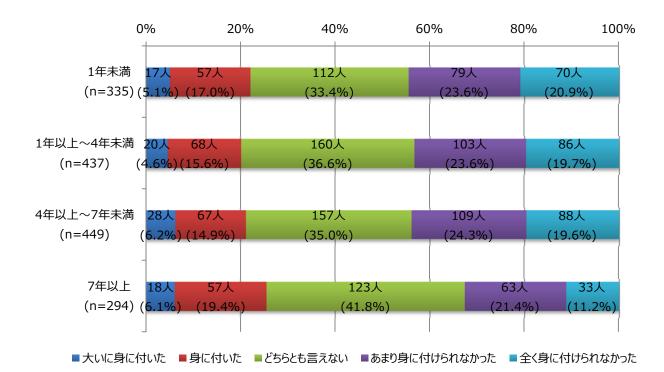
■大いに身に付いた ■身に付いた ■どちらとも言えない ■あまり身に付けられなかった ■全く身に付けられなかった

# <説得・交渉の能力 5段階評価 修了後年数>

修了後年数による差に関しては、「大いに身に付いた」、「身に付いた」の回答は、7年以上が最も高いが、その次が1年未満となっている。

一方、「全く身に付けられなかった」という回答は、7年以上の層が突出して低い。

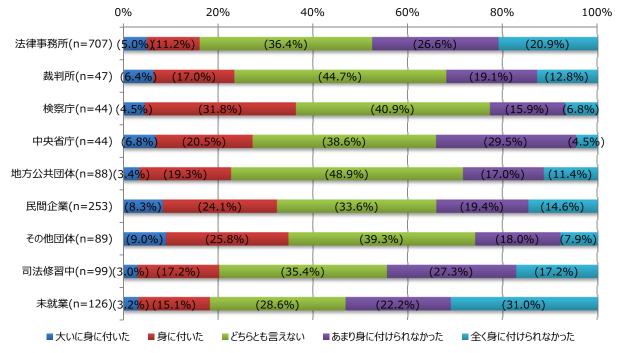
	有効回答数	大いに	身に付いた	どちらとも	あまり身に付け	全く身に付け
	1 有劝凹合致	身に付いた		言えない	られなかった	られなかった
1 年未満	335	17	57	112	79	70
(n=335)	(100.0%)	(5.1%)	(17.0%)	(33.4%)	(23.6%)	(20.9%)
1 年以上~4 年未満	437	20	68	160	103	86
(n=437)	(100.0%)	(4.6%)	(15.6%)	(36.6%)	(23.6%)	(19.7%)
4年以上~7年未満	449	28	67	157	109	88
(n=449)	(100.0%)	(6.2%)	(14.9%)	(35.0%)	(24.3%)	(19.6%)
7 年以上	294	18	57	123	63	33
(n=294)	(100.0%)	(6.1%)	(19.4%)	(41.8%)	(21.4%)	(11.2%)



#### <説得・交渉の能力 5段階評価 就業区分>

就業区分別で見ると、検察庁が「大いに身に付いた」、「身に付いた」と回答した人の割合が最も高く、 次にその他団体、民間企業と続く。逆に低いのは、法律事務所で、未就業者と司法修習中の者よりも低い。 一方、「あまり身に付けられなかった」、「全く身に付けられなかった」と回答した人の割合に関しては、 未就業者、司法修習中、法律事務所が高い。逆に低いのは、検察庁であるが、「全く身に付けられなかった」と回答した人の割合が最も低いのは中央省庁である。

	****	大いに身に	身に付いた	どちらとも言	あまり身に付け	全く身に付けら	
	有効回答数	付いた	身にがいた	えない	られなかった	れなかった	
法律事務所	707	35	79	257	188	148	
(n=707)	(100.0%)	(5.0%)	(11.2%)	(36.4%)	(26.6%)	(20.9%)	
裁判所	47	3	8	21	9	6	
(n=47)	(100.0%)	(6.4%)	(17.0%)	(44.7%)	(19.1%)	(12.8%)	
検察庁	44	2	14	18	7	3	
(n=44)	(100.0%)	(4.5%)	(31.8%)	(40.9%)	(15.9%)	(6.8%)	
中央省庁	44	3	9	17	13	2	
(n=44)	(100.0%)	(6.8%)	(20.5%)	(38.6%)	(29.5%)	(4.5%)	
地方公共団体	88	3	17	43	15	10	
(n=88)	(100.0%)	(3.4%)	(19.3%)	(48.9%)	(17.0%)	(11.4%)	
民間企業	253	21	61	85	49	37	
(n=253)	(100.0%)	(8.3%)	(24.1%)	(33.6%)	(19.4%)	(14.6%)	
その他団体	89	8	23	35	16	7	
(n=89)	(100.0%)	(9.0%)	(25.8%)	(39.3%)	(18.0%)	(7.9%)	
司法修習中	99	3	17	35	27	17	
(n=99)	(100.0%)	(3.0%)	(17.2%)	(35.4%)	(27.3%)	(17.2%)	
未就業	126	4	19	36	28	39	
(n=126)	(100.0%)	(3.2%)	(15.1%)	(28.6%)	(22.2%)	(31.0%)	

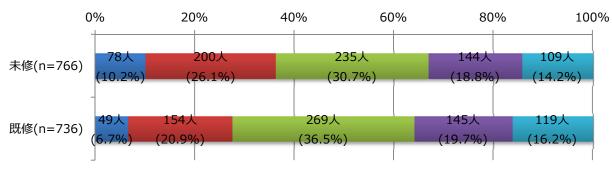


#### <幅広い教養 5段階評価 未修・既修>

未修・既修で見ると、「大いに身に付いた」、「身に付いた」の合計は未修者の方が8.7%高い。

一方、「あまり身に付けられなかった」、「全く身に付けられなかった」の差は 2.9%とそれほど大きくはない。

	有効回答数	大いに	身に付いた	どちらとも	あまり身に付	全く身に付けら	
	有効凹合数	身に付いた		言えない	けられなかった	れなかった	
未修	766	78	200	235	144	109	
(n=766)	(100.0%)	(10.2%)	(26.1%)	(30.7%)	(18.8%)	(14.2%)	
既修	736	49	154	269	145	119	
(n=736)	(100.0%)	(6.7%)	(20.9%)	(36.5%)	(19.7%)	(16.2%)	

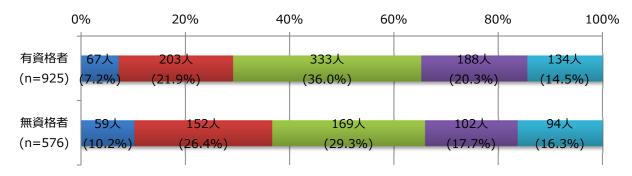


■大いに身に付いた ■身に付いた ■どちらとも言えない ■あまり身に付けられなかった ■全く身に付けられなかった

# <幅広い教養 5段階評価 法曹資格の有無>

法曹資格の有無による定着度に関しては、無資格者の方が高い。一方、「あまり身に付けられなかった」、「全く身に付けられなかった」の回答に関しては大きな差はない。

	有効回答数	大いに	身に付いた	どちらとも	あまり身に付	全く身に付けら
	<b>有</b> 奶凹合数	身に付いた	对12月10月2	言えない	けられなかった	れなかった
有資格者	925	67	203	333	188	134
(n=925)	(100.0%)	(7.2%)	(21.9%)	(36.0%)	(20.3%)	(14.5%)
無資格者	576	59	152	169	102	94
(n=576)	(100.0%)	(10.2%)	(26.4%)	(29.3%)	(17.7%)	(16.3%)



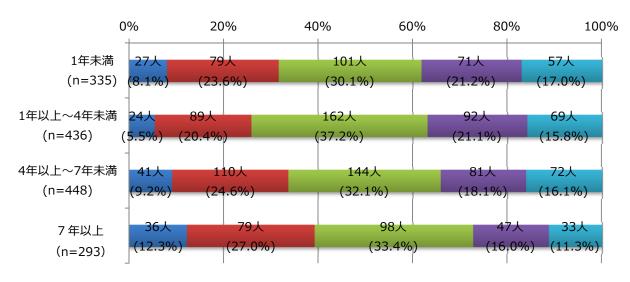
■大いに身に付いた ■身に付いた ■どちらとも言えない ■あまり身に付けられなかった ■全く身に付けられなかった

# <幅広い教養 5段階評価 修了後年数>

修了後年数で見ると、1年以上~4年未満の層が、「大いに身に付いた」と「身に付いた」のそれぞれで、最も低く、この層だけ全体傾向から外れている。

「あまり身に付けられなかった」、「全く身に付けられなかった」と回答した人の割合の合計に関しては、修了後年数が短いほど低い。

		大いに		どちらとも	あまり身に付け	全く身に付け
	有効回答数	身に付いた	身に付いた	言えない	られなかった	られなかった
1 年未満	335	27	79	101	71	57
(n=335)	(100.0%)	(8.1%)	(23.6%)	(30.1%)	(21.2%)	(17.0%)
1年以上~4年未満	436	24	89	162	92	69
(n=436)	(100.0%)	(5.5%)	(20.4%)	(37.2%)	(21.1%)	(15.8%)
4年以上~7年未満	448	41	110	144	81	72
(n=448)	(100.0%)	(9.2%)	(24.6%)	(32.1%)	(18.1%)	(16.1%)
7 年以上	293	36	79	98	47	33
(n=293)	(100.0%)	(12.3%)	(27.0%)	(33.4%)	(16.0%)	(11.3%)

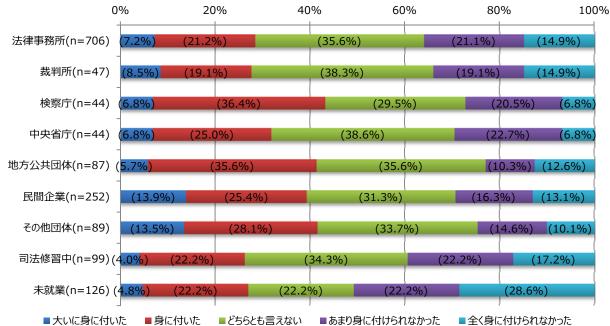


### <幅広い教養 5段階評価 就業区分>

就業区分別で見ると、検察庁は「大いに身に付いた」、「身に付いた」と回答した人の割合が最も高く、次にその他団体、地方公共団体と続く。逆に「大いに身に付いた」、「身に付いた」と回答した人の割合が低いのは、未就業者と司法修習中の者であるが、法律事務所と裁判所もほぼ同率である。

一方、「あまり身に付けられなかった」、「全く身に付けられなかった」と回答した人の割合に関しては、 未就業者、司法修習中の者が高い。就業者では法律事務所と裁判所が高く、地方公共団体は低い。

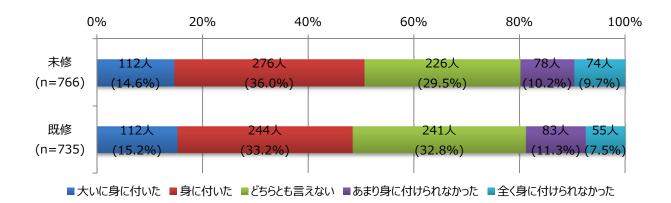
	有効回答数	大いに身に	身に付いた	どちらとも言	あまり身に付け	全く身に付けら
		付いた		えない	られなかった	れなかった
法律事務所	706	51	150	251	149	105
(n=706)	(100.0%)	(7.2%)	(21.2%)	(35.6%)	(21.1%)	(14.9%)
裁判所	47	4	9	18	9	7
(n=47)	(100.0%)	(8.5%)	(19.1%)	(38.3%)	(19.1%)	(14.9%)
検察庁	44	3	16	13	9	3
(n=44)	(100.0%)	(6.8%)	(36.4%)	(29.5%)	(20.5%)	(6.8%)
中央省庁	44	3	11	17	10	3
(n=44)	(100.0%)	(6.8%)	(25.0%)	(38.6%)	(22.7%)	(6.8%)
地方公共団体	87	5	31	31	9	11
(n=87)	(100.0%)	(5.7%)	(35.6%)	(35.6%)	(10.3%)	(12.6%)
民間企業	252	35	64	79	41	33
(n=252)	(100.0%)	(13.9%)	(25.4%)	(31.3%)	(16.3%)	(13.1%)
その他団体	89	12	25	30	13	9
(n=89)	(100.0%)	(13.5%)	(28.1%)	(33.7%)	(14.6%)	(10.1%)
司法修習中	99	4	22	34	22	17
(n=99)	(100.0%)	(4.0%)	(22.2%)	(34.3%)	(22.2%)	(17.2%)
未就業	126	6	28	28	28	36
(n=126)	(100.0%)	(4.8%)	(22.2%)	(22.2%)	(22.2%)	(28.6%)



## <柔軟な思考力 5段階評価 未修・既修>

未修・既修による差はほとんどない。

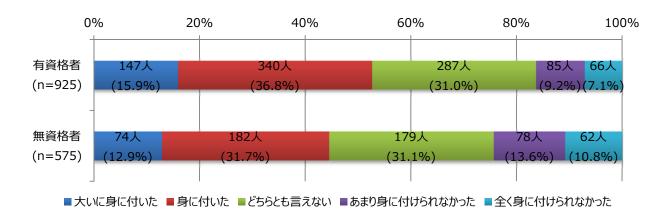
	<b>七</b> 热回 <i>饮</i> 粉	大いに	白に仕いた	どちらとも	あまり身に付	全く身に付けら
	有効回答数	身に付いた	身に付いた	言えない	けられなかった	れなかった
未修	766	112	276	226	78	74
(n=766)	(100.0%)	(14.6%)	(36.0%)	(29.5%)	(10.2%)	(9.7%)
既修	735	112	244	241	83	55
(n=735)	(100.0%)	(15.2%)	(33.2%)	(32.8%)	(11.3%)	(7.5%)



### <柔軟な思考力 5段階評価 法曹資格の有無>

法曹資格の有無による定着度は、有資格者の方が「大いに身に付いた」、「身に付いた」と回答している。

	有効回答数	大いに	身に付いた	どちらとも	あまり身に付	全く身に付けら		
	有劝凹合数	身に付いた	对[1][1][1][	言えない	けられなかった	れなかった		
有資格者	925	147	340	287	85	66		
(n=925)	(100.0%)	(15.9%)	(36.8%)	(31.0%)	(9.2%)	(7.1%)		
無資格者	575	74	182	179	78	62		
(n=575)	(100.0%)	(12.9%)	(31.7%)	(31.1%)	(13.6%)	(10.8%)		

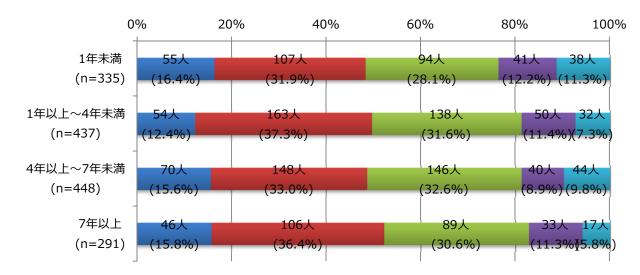


### <柔軟な思考力 5段階評価 修了後年数>

修了後年数による定着度に関しては、「大いに身に付いた」、「身に付いた」とする回答において、7年以上の層は52.2%であったが、それ以外の3つの年代では50%弱で大きな差はなかった。

一方、「あまり身に付けられなかった」、「全く身に付けられなかった」と回答した割合に関しては、修 了後年数が短いほど高いという結果となっている。

		*				
	有効回答数	大いに	白./-/-/-/-	どちらとも	あまり身に付け	全く身に付けら
	有郊凹合致	身に付いた	身に付いた	言えない	られなかった	れなかった
1 年未満	335	55	107	94	41	38
(n=335)	(100.0%)	(16.4%)	(31.9%)	(28.1%)	(12.2%)	(11.3%)
1年以上~4年未満	437	54	163	138	50	32
(n=437)	(100.0%)	(12.4%)	(37.3%)	(31.6%)	(11.4%)	(7.3%)
4年以上~7年未満	448	70	148	146	40	44
(n=448)	(100.0%)	(15.6%)	(33.0%)	(32.6%)	(8.9%)	(9.8%)
7 年以上	291	46	106	89	33	17
(n=291)	(100.0%)	(15.8%)	(36.4%)	(30.6%)	(11.3%)	(5.8%)



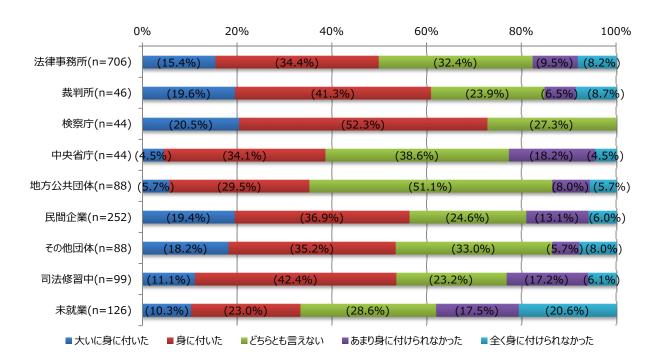
■大いに身に付いた ■身に付いた ■どちらとも言えない ■あまり身に付けられなかった ■全く身に付けられなかった

### <柔軟な思考力 5段階評価 就業区分>

就業区分別で見ると、「大いに身に付いた」、「身に付いた」と回答した人の割合が最も高いのは、検察 庁で7割を超える。次に裁判所、民間企業と続く。逆に割合が低いのは、未就業者と中央省庁、地方公共 団体である。

一方、「あまり身に付けられなかった」、「全く身に付けられなかった」と回答した人の割合に関しては、 未就業者が高い。一方、検察庁の回答はゼロである。

	- 11 - F- No	大いに身に	<b>.</b>	どちらとも言	あまり身に付け	全く身に付けら
	有効回答数	付いた	身に付いた	えない	られなかった	れなかった
法律事務所	706	109	243	229	67	58
(n=706)	(100.0%)	(15.4%)	(34.4%)	(32.4%)	(9.5%)	(8.2%)
裁判所	46	9	19	11	3	4
(n=46)	(100.0%)	(19.6%)	(41.3%)	(23.9%)	(6.5%)	(8.7%)
検察庁	44	9	23	12	0	0
(n=44)	(100.0%)	(20.5%)	(52.3%)	(27.3%)	(0.0%)	(0.0%)
中央省庁	44	2	15	17	8	2
(n=44)	(100.0%)	(4.5%)	(34.1%)	(38.6%)	(18.2%)	(4.5%)
地方公共団体	88	5	26	45	7	5
(n=88)	(100.0%)	(5.7%)	(29.5%)	(51.1%)	(8.0%)	(5.7%)
民間企業	252	49	93	62	33	15
(n=252)	(100.0%)	(19.4%)	(36.9%)	(24.6%)	(13.1%)	(6.0%)
その他団体	88	16	31	29	5	7
(n=88)	(100.0%)	(18.2%)	(35.2%)	(33.0%)	(5.7%)	(8.0%)
司法修習中	99	11	42	23	17	6
(n=99)	(100.0%)	(11.1%)	(42.4%)	(23.2%)	(17.2%)	(6.1%)
未就業	126	13	29	36	22	26
(n=126)	(100.0%)	(10.3%)	(23.0%)	(28.6%)	(17.5%)	(20.6%)

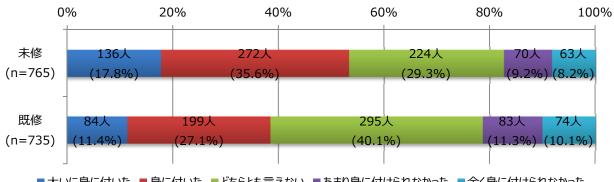


### <人権感覚・倫理感覚 5段階評価 未修・既修>

未修・既修で見ると、「大いに身に付いた」、「身に付いた」と回答した人の割合は、未修の方が14.9% 上回っている。

一方、「あまり身に付けられなかった」、「全く身に付けられなかった」と回答した人の割合は未修の方 が低いものの、その差は4%と大きくはなかった。

		+111-		どちらとも	あまり身に付	全く身に付けら
	有効回答数	大いに	身に付いた	25520	のより分に刊	主く分に刊りり
	有别国古数	身に付いた	771070	言えない	けられなかった	れなかった
未修	765	136	272	224	70	63
(n=765)	(100.0%)	(17.8%)	(35.6%)	(29.3%)	(9.2%)	(8.2%)
既修	735	84	199	295	83	74
(n=735)	(100.0%)	(11.4%)	(27.1%)	(40.1%)	(11.3%)	(10.1%)

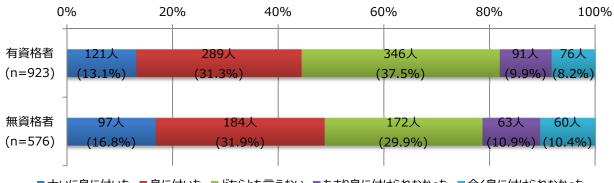


■大いに身に付いた ■身に付いた ■どちらとも言えない ■あまり身に付けられなかった ■全く身に付けられなかった

## <人権感覚・倫理感覚 5段階評価 法曹資格の有無>

法曹資格の有無で言うと、無資格者の方が定着度は高いが、その差は大きくはない。

	<b>左</b> 热同 <b>次</b> 粉	大いに			あまり身に付	全く身に付けら
	有効回答数	身に付いた	身に付いた	言えない	けられなかった	れなかった
有資格者	923	121	289	346	91	76
(n=923)	(100.0%)	(13.1%)	(31.3%)	(37.5%)	(9.9%)	(8.2%)
無資格者	576	97	184	172	63	60
(n=576)	(100.0%)	(16.8%)	(31.9%)	(29.9%)	(10.9%)	(10.4%)

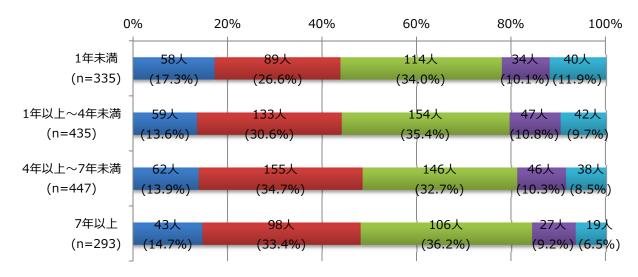


■大いに身に付いた ■身に付いた ■どちらとも言えない ■あまり身に付けられなかった ■全く身に付けられなかった

## <人権感覚・倫理感覚 5段階評価 修了後年数>

修了後年数に関しても、概ね年数が長い方が定着度は高いという結果となっているが、「大いに身に付いた」という回答に関しては、1年未満の層が最も高いという結果となっている。

	有効回答数	大いに	白に仕いた	どちらとも	あまり身に付け	全く身に付け
	有劝凹合致	身に付いた	身に付いた	言えない	られなかった	られなかった
1 年未満	335	58	89	114	34	40
(n=335)	(100.0%)	(17.3%)	(26.6%)	(34.0%)	(10.1%)	(11.9%)
1 年以上~4 年未満	435	59	133	154	47	42
(n=435)	(100.0%)	(13.6%)	(30.6%)	(35.4%)	(10.8%)	(9.7%)
4年以上~7年未満	447	62	155	146	46	38
(n=447)	(100.0%)	(13.9%)	(34.7%)	(32.7%)	(10.3%)	(8.5%)
7 年以上	293	43	98	106	27	19
(n=293)	(100.0%)	(14.7%)	(33.4%)	(36.2%)	(9.2%)	(6.5%)



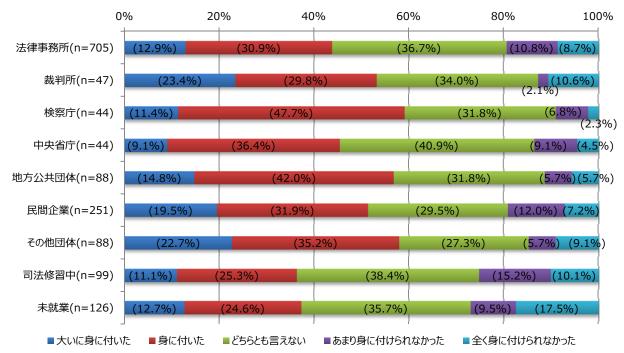
■大いに身に付いた ■身に付いた ■どちらとも言えない ■あまり身に付けられなかった ■全く身に付けられなかった

### <人権感覚・倫理感覚 5段階評価 就業区分>

就業区分別で見ると、検察庁、地方公共団体、その他団体が「大いに身に付いた」、「身に付いた」と回答した人の割合が高い。「大いに身に付いた」に関しては裁判所が高い。逆に低いのは、未就業者と司法修習中の者である。就業者に関しては法律事務所と中央省庁が低い。

一方、「あまり身に付けられなかった」、「全く身に付けられなかった」と回答した人の割合に関しては、 未就業者、司法修習中の者が高い。就業者に関しては、法律事務所と民間企業が高く、検察庁が低い。

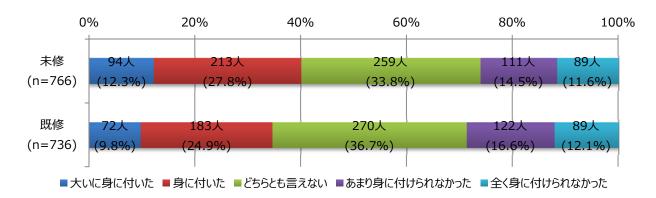
	****	大いに身に	白に仕いま	どちらとも言	あまり身に付け	全く身に付けら
	有効回答数	付いた	身に付いた	えない	られなかった	れなかった
法律事務所	705	91	218	259	76	61
(n=705)	(100.0%)	(12.9%)	(30.9%)	(36.7%)	(10.8%)	(8.7%)
裁判所	47	11	14	16	1	5
(n=47)	(100.0%)	(23.4%)	(29.8%)	(34.0%)	(2.1%)	(10.6%)
検察庁	44	5	21	14	3	1
(n=44)	(100.0%)	(11.4%)	(47.7%)	(31.8%)	(6.8%)	(2.3%)
中央省庁	44	4	16	18	4	2
(n=44)	(100.0%)	(9.1%)	(36.4%)	(40.9%)	(9.1%)	(4.5%)
地方公共団体	88	13	37	28	5	5
(n=88)	(100.0%)	(14.8%)	(42.0%)	(31.8%)	(5.7%)	(5.7%)
民間企業	251	49	80	74	30	18
(n=251)	(100.0%)	(19.5%)	(31.9%)	(29.5%)	(12.0%)	(7.2%)
その他団体	88	20	31	24	5	8
(n=88)	(100.0%)	(22.7%)	(35.2%)	(27.3%)	(5.7%)	(9.1%)
司法修習中	99	11	25	38	15	10
(n=99)	(100.0%)	(11.1%)	(25.3%)	(38.4%)	(15.2%)	(10.1%)
未就業	126	16	31	45	12	22
(n=126)	(100.0%)	(12.7%)	(24.6%)	(35.7%)	(9.5%)	(17.5%)



### <社会や人間関係に対する洞察力 5段階評価 未修・既修>

未修・既修で見ると、未修者の方が定着度が高い結果となっている。一方、「あまり身に付けられなかった」、「全く身に付けられなかった」という回答においてはそれほど大きな差はない。

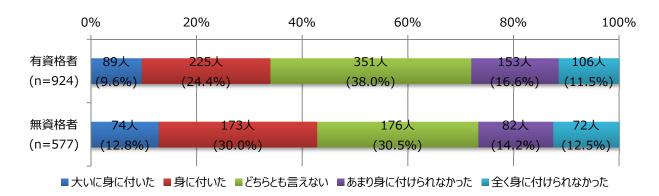
	有効回答数	大いに身に付	<b>白.</b> に <b>ひ</b> いた	どちらとも言え	あまり身に付	全く身に付けら
	有效凹合数	いた	身に付いた	ない	けられなかった	れなかった
未修	766	94	213	259	111	89
(n=766)	(100.0%)	(12.3%)	(27.8%)	(33.8%)	(14.5%)	(11.6%)
既修	736	72	183	270	122	89
(n=736)	(100.0%)	(9.8%)	(24.9%)	(36.7%)	(16.6%)	(12.1%)



## <社会や人間関係に対する洞察力 5段階評価 法曹資格の有無>

法曹資格の有無では、無資格者の方が定着度は高いと回答している。「あまり身に付けられなかった」、「全く身に付けられなかった」に関しては大きな差がない。

	有効回答数	大いに身に付	身に付いた	どちらとも言え	あまり身に付	全く身に付けら	
	有刈凹合数	いた	分に対いた	ない	けられなかった	れなかった	
有資格者	924	89	225	351	153	106	
(n=924)	(100.0%)	(9.6%)	(24.4%)	(38.0%)	(16.6%)	(11.5%)	
無資格者	577	74	173	176	82	72	
(n=577)	(100.0%)	(12.8%)	(30.0%)	(30.5%)	(14.2%)	(12.5%)	

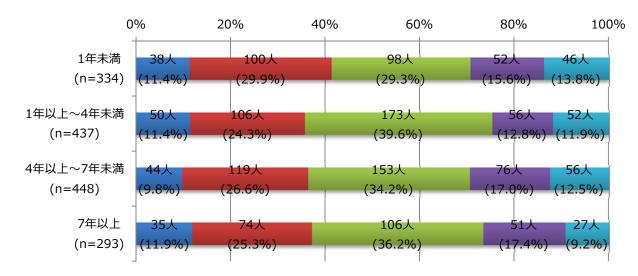


### <社会や人間関係に対する洞察力 5段階評価 修了後年数>

修了後年数で見ると、「大いに身に付いた」、「身に付いた」と回答した人の割合において、1年未満の 層が最も高いという、他の資質・能力の傾向ではあまり見られない結果となっている。

「あまり身に付けられなかった」、「全く身に付けられなかった」と回答した人の割合に関しては、1年以上~4年未満の層の回答が最も低くなっている。7年以上の層と4年以上~7年未満の層でも4年以上~7年未満の方が定着しなかったと回答した人の割合が多く、修了後年数の長さによる全体的な傾向が見出しにくい。

	<b>左</b> 热同 <u>饮</u> 粉	大いに身に	身に付いた	どちらとも	あまり身に付け	全く身に付けら
	有効回答数	付いた	夕に切いた	言えない	られなかった	れなかった
1 年未満	334	38	100	98	52	46
(n=334)	(100.0%)	(11.4%)	(29.9%)	(29.3%)	(15.6%)	(13.8%)
1 年以上~4 年未満	437	50	106	173	56	52
(n=437)	(100.0%)	(11.4%)	(24.3%)	(39.6%)	(12.8%)	(11.9%)
4年以上~7年未満	448	44	119	153	76	56
(n=448)	(100.0%)	(9.8%)	(26.6%)	(34.2%)	(17.0%)	(12.5%)
7年以上	293	35	74	106	51	27
(n=293)	(100.0%)	(11.9%)	(25.3%)	(36.2%)	(17.4%)	(9.2%)



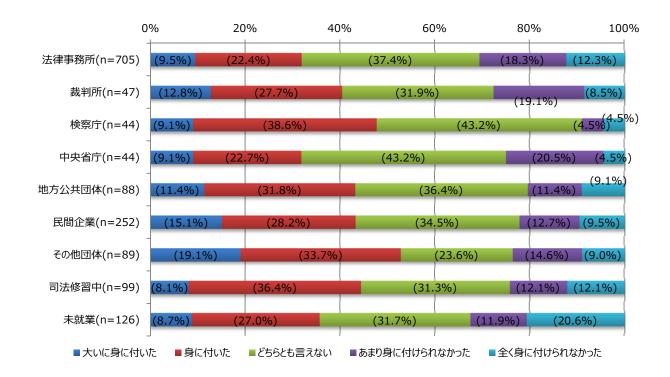
■大いに身に付いた ■身に付いた ■どちらとも言えない ■あまり身に付けられなかった ■全く身に付けられなかった

### <社会や人間関係に対する洞察力 5段階評価 就業区分>

就業区分別で見ると、その他団体が「大いに身に付いた」、「身に付いた」と回答した人の割合が高く、 次に検察庁が高い。逆に低いのは、中央省庁と法律事務所である。

一方、「あまり身に付けられなかった」、「全く身に付けられなかった」と回答した人の割合に関しては、 未就業者が高いが、法律事務所、裁判所、中央省庁も同程度に高い。検察庁は顕著に低い。

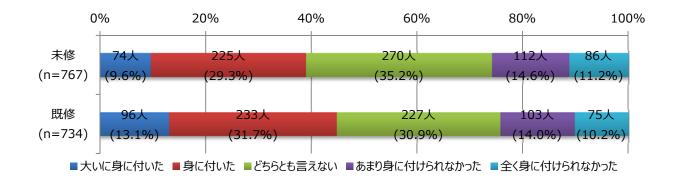
	<b>左</b> 热同 <u>饮</u> 粉	大いに身に	身に付いた	どちらとも言	あまり身に付け	全く身に付けら
	有効回答数	付いた	分にかいた	えない	られなかった	れなかった
法律事務所	705	67	158	264	129	87
(n=705)	(100.0%)	(9.5%)	(22.4%)	(37.4%)	(18.3%)	(12.3%)
裁判所	47	6	13	15	9	4
(n=47)	(100.0%)	(12.8%)	(27.7%)	(31.9%)	(19.1%)	(8.5%)
検察庁	44	4	17	19	2	2
(n=44)	(100.0%)	(9.1%)	(38.6%)	(43.2%)	(4.5%)	(4.5%)
中央省庁	44	4	10	19	9	2
(n=44)	(100.0%)	(9.1%)	(22.7%)	(43.2%)	(20.5%)	(4.5%)
地方公共団体	88	10	28	32	10	8
(n=88)	(100.0%)	(11.4%)	(31.8%)	(36.4%)	(11.4%)	(9.1%)
民間企業	252	38	71	87	32	24
(n=252)	(100.0%)	(15.1%)	(28.2%)	(34.5%)	(12.7%)	(9.5%)
その他団体	89	17	30	21	13	8
(n=89)	(100.0%)	(19.1%)	(33.7%)	(23.6%)	(14.6%)	(9.0%)
司法修習中	99	8	36	31	12	12
(n=99)	(100.0%)	(8.1%)	(36.4%)	(31.3%)	(12.1%)	(12.1%)
未就業	126	11	34	40	15	26
(n=126)	(100.0%)	(8.7%)	(27.0%)	(31.7%)	(11.9%)	(20.6%)



### <先端的法分野 5段階評価 未修·既修>

未修・既修で見ると、既修の定着度が高いが、「あまり身に付けられなかった」、「全く身に付けられなかった」と回答した人の割合はほぼ同じである。

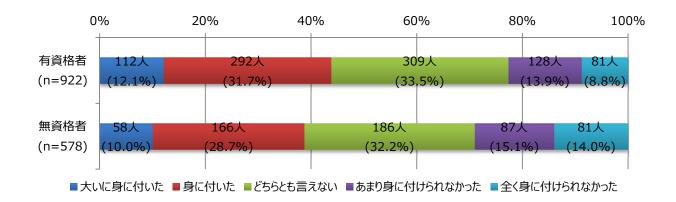
	有効回答数	大いに	身に付いた	どちらとも	あまり身に付	全く身に付けら
	1 有划凹合数	身に付いた	对[1][1][1][	言えない	けられなかった	れなかった
未修	767	74	225	270	112	86
(n=767)	(100.0%)	(9.6%)	(29.3%)	(35.2%)	(14.6%)	(11.2%)
既修	734	96	233	227	103	75
(n=734)	(100.0%)	(13.1%)	(31.7%)	(30.9%)	(14.0%)	(10.2%)



## <先端的法分野 5段階評価 法曹資格の有無>

法曹資格の有無で見ると、有資格者の方が定着度が高く、「あまり身に付けられなかった」、「全く身に付けられなかった」と回答した人の割合は無資格者が高い。

in the second of						
	有効回答数	大いに	白./- /-/ \	どちらとも	あまり身に付	全く身に付けら
	1 有刈凹合数	身に付いた	身に付いた	言えない	けられなかった	れなかった
有資格者	922	112	292	309	128	81
(n=922)	(100.0%)	(12.1%)	(31.7%)	(33.5%)	(13.9%)	(8.8%)
無資格者	578	58	166	186	87	81
(n=578)	(100.0%)	(10.0%)	(28.7%)	(32.2%)	(15.1%)	(14.0%)

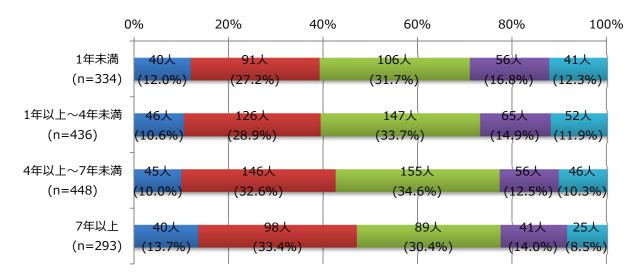


### <先端的法分野 5段階評価 修了後年数>

修了後年数が長いほど定着度が高く、「あまり身に付けられなかった」、「全く身に付けられなかった」 と回答した人の割合は修了後年数が短いほど高い。

「大いに身に付いた」と回答した人の割合において、1年未満と7年以上の層が相対的に高い。

	<b>左</b> 热同 <i>体</i> 粉	大いに	白に仕いた	どちらとも	あまり身に付け	全く身に付けら
	有効回答数	身に付いた	身に付いた	言えない	られなかった	れなかった
1 年未満	334	40	91	106	56	41
(n=334)	(100.0%)	(12.0%)	(27.2%)	(31.7%)	(16.8%)	(12.3%)
1 年以上~4 年未満	436	46	126	147	65	52
(n=436)	(100.0%)	(10.6%)	(28.9%)	(33.7%)	(14.9%)	(11.9%)
4年以上~7年未満	448	45	146	155	56	46
(n=448)	(100.0%)	(10.0%)	(32.6%)	(34.6%)	(12.5%)	(10.3%)
7年以上	293	40	98	89	41	25
(n=293)	(100.0%)	(13.7%)	(33.4%)	(30.4%)	(14.0%)	(8.5%)



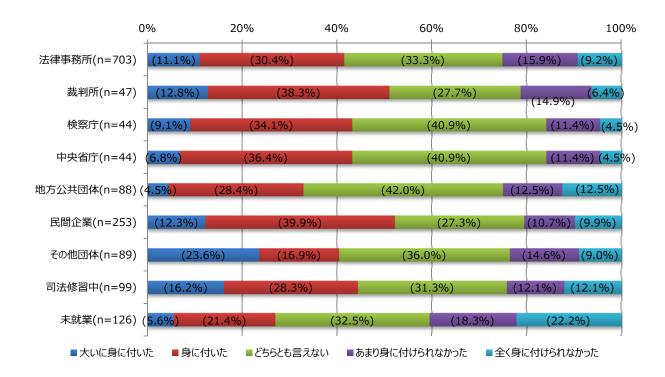
■大いに身に付いた ■身に付いた ■どちらとも言えない ■あまり身に付けられなかった ■全く身に付けられなかった

## <先端的法分野 5段階評価 就業区分>

就業区分別で見ると、民間企業と裁判所が「大いに身に付いた」、「身に付いた」と回答した人の割合が 高く5割を超える。逆に低いのは、未就業者と地方公共団体である。

一方、「あまり身に付けられなかった」、「全く身に付けられなかった」と回答した人の割合に関しては、 未就業者が突出して高い。 就業者では、法律事務所と地方公共団体が高い。 検察庁と中央省庁は低い。

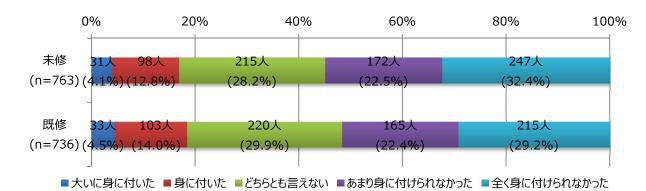
	+++	大いに身に	<b>ウ</b> /↓↓	どちらとも言	あまり身に付け	全く身に付けら
	有効回答数	付いた	身に付いた	えない	られなかった	れなかった
法律事務所	703	78	214	234	112	65
(n=703)	(100.0%)	(11.1%)	(30.4%)	(33.3%)	(15.9%)	(9.2%)
裁判所	47	6	18	13	7	3
(n=47)	(100.0%)	(12.8%)	(38.3%)	(27.7%)	(14.9%)	(6.4%)
検察庁	44	4	15	18	5	2
(n=44)	(100.0%)	(9.1%)	(34.1%)	(40.9%)	(11.4%)	(4.5%)
中央省庁	44	3	16	18	5	2
(n=44)	(100.0%)	(6.8%)	(36.4%)	(40.9%)	(11.4%)	(4.5%)
地方公共団体	88	4	25	37	11	11
(n=88)	(100.0%)	(4.5%)	(28.4%)	(42.0%)	(12.5%)	(12.5%)
民間企業	253	31	101	69	27	25
(n=253)	(100.0%)	(12.3%)	(39.9%)	(27.3%)	(10.7%)	(9.9%)
その他団体	89	21	15	32	13	8
(n=89)	(100.0%)	(23.6%)	(16.9%)	(36.0%)	(14.6%)	(9.0%)
司法修習中	99	16	28	31	12	12
(n=99)	(100.0%)	(16.2%)	(28.3%)	(31.3%)	(12.1%)	(12.1%)
未就業	126	7	27	41	23	28
(n=126)	(100.0%)	(5.6%)	(21.4%)	(32.5%)	(18.3%)	(22.2%)



## <外国法の知見・国際的視野 5段階評価 未修・既修>

未修と既修では有意な差はない。

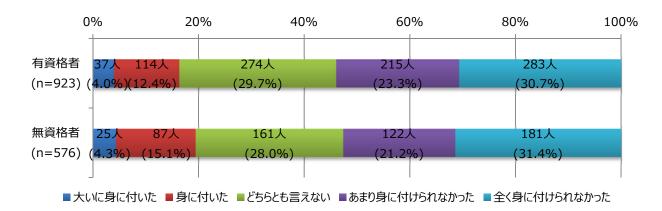
-1.12 - 20						
	有効回答数	大いに	身に付いた	どちらとも	あまり身に付	全く身に付けら
	<b>有</b> 奶凹合数	身に付いた	对[1][1][1][	言えない	けられなかった	れなかった
未修	763	31	98	215	172	247
(n=763)	(100.0%)	(4.1%)	(12.8%)	(28.2%)	(22.5%)	(32.4%)
既修	736	33	103	220	165	215
(n=736)	(100.0%)	(4.5%)	(14.0%)	(29.9%)	(22.4%)	(29.2%)



## <外国法の知見・国際的視野 5段階評価 法曹資格の有無>

法曹資格の有無で有意な差はない。

	有効回答数	大いに	身に付いた	どちらとも	あまり身に付	全く身に付けら
	有划凹合数	身に付いた	対に切りが	言えない	けられなかった	れなかった
有資格者	923	37	114	274	215	283
(n=923)	(100.0%)	(4.0%)	(12.4%)	(29.7%)	(23.3%)	(30.7%)
無資格者	576	25	87	161	122	181
(n=576)	(100.0%)	(4.3%)	(15.1%)	(28.0%)	(21.2%)	(31.4%)

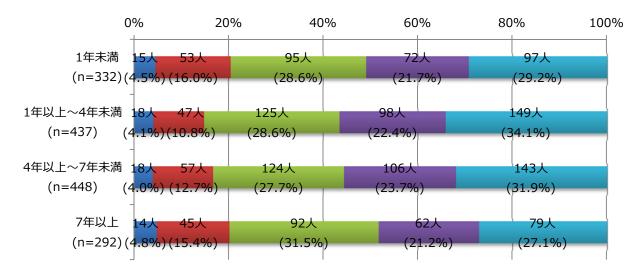


## <外国法の知見・国際的視野 5段階評価 修了後年数>

修了後年数で見ると、1年未満と7年以上が若干他の年代に比べて定着度は高い。

同じく、「あまり身に付けられなかった」、「全く身に付けられなかった」と回答した人の割合も、1年未満と7年以上の層が若干低い。

	<b>大</b> 劫同 <i>恢</i> 粉	大いに	白に仕いた	どちらとも	あまり身に付け	全く身に付けら
	有効回答数	身に付いた	身に付いた	言えない	られなかった	れなかった
1 年未満	332	15	53	95	72	97
(n=332)	(100.0%)	(4.5%)	(16.0%)	(28.6%)	(21.7%)	(29.2%)
1 年以上~4 年未満	437	18	47	125	98	149
(n=437)	(100.0%)	(4.1%)	(10.8%)	(28.6%)	(22.4%)	(34.1%)
4年以上~7年未満	448	18	57	124	106	143
(n=448)	(100.0%)	(4.0%)	(12.7%)	(27.7%)	(23.7%)	(31.9%)
7 年以上	292	14	45	92	62	79
(n=292)	(100.0%)	(4.8%)	(15.4%)	(31.5%)	(21.2%)	(27.1%)

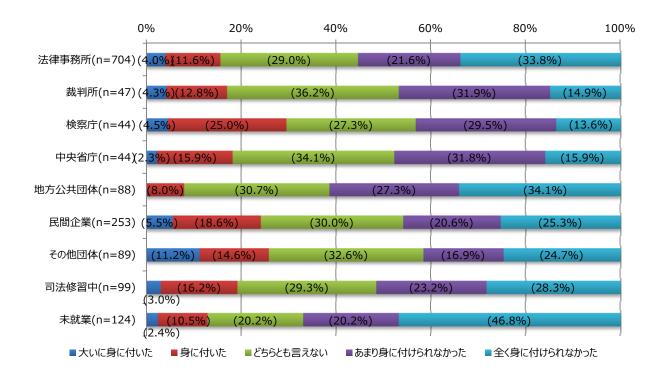


■大いに身に付いた ■身に付いた ■どちらとも言えない ■あまり身に付けられなかった ■全く身に付けられなかった

### <外国法の知見・国際的視野 5段階評価 就業区分>

就業区分別で見ると、「大いに身に付いた」、「身に付いた」と回答した人の割合に関しては、検察庁が最も高く、その他団体と民間企業が続く。地方公共団体は「大いに身に付いた」の回答がゼロである。 一方、「あまり身に付けられなかった」、「全く身に付けられなかった」と回答した人の割合に関しては、 未就業者が高く、次に地方公共団体と法律事務所が続く。

不机業有が同く、次に地方公共団体と伝信事務所が続く。						
	有効回答数	大いに身に	身に付いた	どちらとも言	あまり身に付け	全く身に付けら
	有劝回合致	付いた	をいってい	えない	られなかった	れなかった
法律事務所	704	28	82	204	152	238
(n=704)	(100.0%)	(4.0%)	(11.6%)	(29.0%)	(21.6%)	(33.8%)
裁判所	47	2	6	17	15	7
(n=47)	(100.0%)	(4.3%)	(12.8%)	(36.2%)	(31.9%)	(14.9%)
検察庁	44	2	11	12	13	6
(n=44)	(100.0%)	(4.5%)	(25.0%)	(27.3%)	(29.5%)	(13.6%)
中央省庁	44	1	7	15	14	7
(n=44)	(100.0%)	(2.3%)	(15.9%)	(34.1%)	(31.8%)	(15.9%)
地方公共団体	88	0	7	27	24	30
(n=88)	(100.0%)	(0.0%)	(8.0%)	(30.7%)	(27.3%)	(34.1%)
民間企業	253	14	47	76	52	64
(n=253)	(100.0%)	(5.5%)	(18.6%)	(30.0%)	(20.6%)	(25.3%)
その他団体	89	10	13	29	15	22
(n=89)	(100.0%)	(11.2%)	(14.6%)	(32.6%)	(16.9%)	(24.7%)
司法修習中	99	3	16	29	23	28
(n=99)	(100.0%)	(3.0%)	(16.2%)	(29.3%)	(23.2%)	(28.3%)
未就業	124	3	13	25	25	58
(n=124)	(100.0%)	(2.4%)	(10.5%)	(20.2%)	(20.2%)	(46.8%)



# <その他(自由記述)>(抜粋)

- ・ 法解釈の基本的な姿勢
- · 法曹倫理
- · 論理的思考
- 忍耐力
- · 文章作成能力
- 医療事件訴訟
- 語学
- · 実務感覚
- · 事務処理能力
- · 文書起案能力一般
- ・ 弁護士としてどういう活躍の仕方があるかについての知見
- ・ (短時間に)情報処理、事務処理をする能力
- 立法分野の知識
- · 司法試験に直結する学力
- 交友関係
- 同期のネットワーク
- ・パソコンのスキル
- · 人間性
- ・ 未知の法律への対応力・解釈
- 学習習慣
- ・ 法律事務所内での立ち回り方

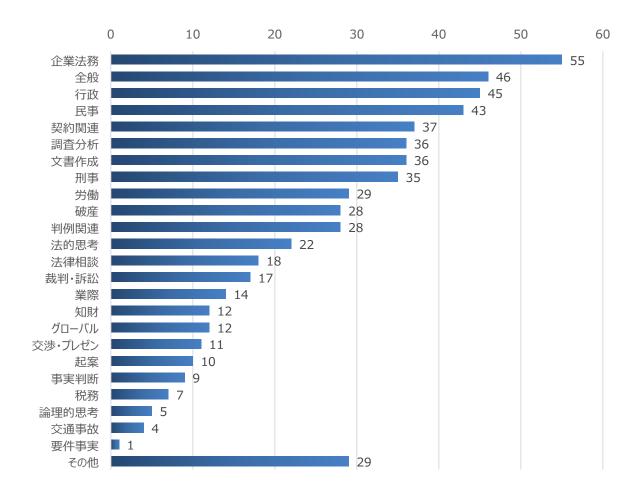
# (3) 法科大学院で学修した事項を活かすことができた業務

総括

最も記載が多かったのが、「企業法務」関連の業務である。自由記述回答の約12%を占めた。他の分類として挙げられている「契約関連」業務や「文書作成」業務もその一部であり、「労働」関連、「破産」倒産法関連といった、先端・展開科目が活きるシーンが多いとともに、無資格者の多くが企業に就職していることも一因であると推測される。全般という回答を除くと、次が「行政」関連であるが、これも、企業法務と同様、公的機関に多くの無資格者が就業していることと関連しているものと推測される。一方、「民事」関連や「刑事」関連の業務といった内容も多いが、これは主に法律事務所の取り扱い案件がそうした領域のものであるということであろう。「業際」関連というのは、他の士業「税理士」、「会計士」、「司法書士」等の業務領域において役立ったというものと、その資格取得のために役立ったという意見とがあった。

業務の種類	有効回答数	割合
企業法務	55	12.3%
全般	46	10.3%
行政	45	10.1%
民事	43	9.6%
契約関連	37	8.3%
調査分析	36	8.1%
文書作成	36	8.1%
刑事	35	7.8%
労働	29	6.5%
破産	28	6.3%
判例関連	28	6.3%
法的思考	22	4.9%
法律相談	18	4.0%
裁判·訴訟	17	3.8%
業際	14	3.1%
知財	12	2.7%
グローバル	12	2.7%
交渉・プレゼン	11	2.5%
起案	10	2.2%
事実判断	9	2.0%
税務	7	1.6%
論理的思考	5	1.1%
交通事故	4	0.9%
要件事実	1	0.2%
その他	29	6.5%

※無効、「なし」の回答を除く



## <自由記述> (抜粋)

- 実務家教員による企業法務等の授業は、現実の事件で起こりうるケースを想定したものであったため、 学生のうちは見えにくい弁護士の業務の実態等をイメージでき、有用であった。また、企業法務の対 応の現場においても現に役立っていると感じる。
- 法務業務は企業ごとに大きく異なり、多岐にわたる。しかし、これまで、どんな法務業務にも対応できる、揺るぎない力が育成される仕組みはほとんどなかった。法科大学院制度は、まさにこれに適う制度でもある。
- 団体のインハウス弁護士として執務しているが、日々さまざまな相談が寄せられる。特に労働法関係の相談が多いが、法科大学院で勉強したことがそのまま活かせている状況である。法科大学院で労働法を学習していなかったら、現在の業務はかなり低レベルでしか提供できなかっただろう。また、行政法、民法、刑法、手続法の授業で培った法律の解釈、適用の技術は、さまざまな(未知の新しい)相談事案で非常に役立っている。3年間の法科大学院での授業で悩みながら考えてきたことが非常に大事だったのだと痛感している。
- 直接的なものとしては、民法の家族法関係、会社法などです。ただ、法律は、社会の基礎を担っているので、選挙に出馬する際、起業する際、営業する際など多くの機会に生かすことができました。今後も役立つことが多くあると思います。法科大学院で学ぶことの奥深さをより多くの人が経験していただけると嬉しい限りです。法曹界での活躍はもとより、他の業界で活躍する上で欠かせない要素を学ぶことができたと自負しております。
- 修了後は結局、元の仕事であるスクールカウンセラーに戻りましたが、近年、いじめ防止法などができ、法律知識を活かせる場面が増えてきました。東京都教育相談センターでも「法律に強い臨床心理士」として専門家アドバイザリースタッフに登録し、講師などをしています。ジェンダー法は相談業

務に直接役立っていますし、ガールスカウトなどの社会活動場面においては「デート DV」についての講演を行ったりと直接的に活用できています。

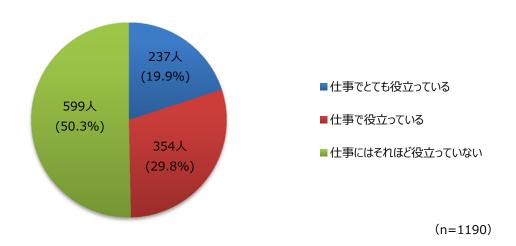
- 国会職員としての法律の立案。
- クライアントに対して法的助言をするために、事実関係を分析し、法律と判例から解決策を探り、提示する際、事実関係を詳細にみることの大切さと、判例をよく読むことの大切さを法科大学院で教員からしつこく教わっていたことはとても良かった。

## (4) 在学時の人的ネットワークと仕事との関係

### <3段階評価 全体>

在学時の人的ネットワークに関して、「仕事でとても役立っている」、「仕事で役立っている」と答えた のが半数、「仕事にはそれほど役立っていない」と答えたのが半数となった。

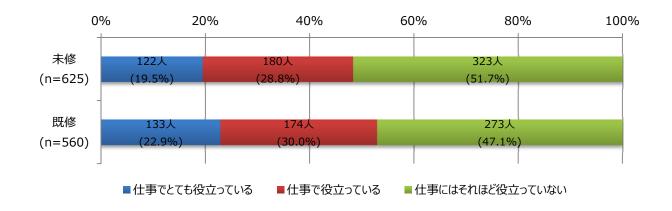
	有効回答数	割合
	1,190	100.0%
仕事でとても役立っている	237	19.9%
仕事で役立っている	354	29.8%
仕事にはそれほど役立っていない	599	50.3%



## <3段階評価 未修・既修>

未修・既修の分類で見ると、既修者の方が「仕事で(とても)役立っている」と回答している。

	+ +	仕事でとても	仕事で	仕事にはそれほど
	有効回答数	役立っている	役立っている	役立っていない
未修	625	122	180	323
(n=625)	(100.0%)	(19.5%)	(28.8%)	(51.7%)
既修	580	133	174	273
(n=560)	(100.0%)	(22.9%)	(30.0%)	(47.1%)



## <3段階評価 法曹資格の有無>

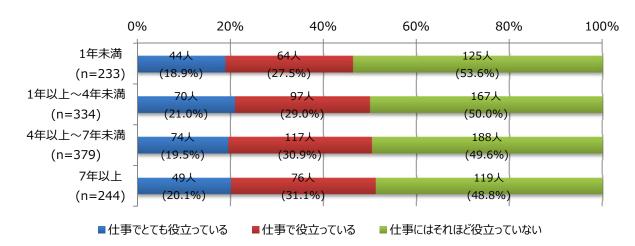
法曹資格の有無で見ると、有資格者の方が「仕事で(とても)役立っている」と答えている。

   有効回答数		仕事でとても	仕事で	仕事にはそ	れほど	
	1 有别凹音数	役立っている	役立っている	役立っていない		
有資格者	771	196	258		317	
(n=771)	(100.0%)	(25.4%)	(33.5%)		(41.1%)	
無資格者	413	40	95		278	
(n=413)	(100.0%)	(9.7%)	(23.0%)	(67.3%		
0% 20%		6 40%	60%	80%	100	
有資格者	196人	258人		317人		
(n=771)	(25.4%)	(33.5%)		(41.1%)		
無資格者	10人 95.		278人			
(n=413) (9	n=413) (9.7%) (23.0%)		(67.3%)			

## <3段階評価 修了後年数>

修了後年数が長くなるほど「仕事で(とても)役立っている」と回答する人の割合は高い。

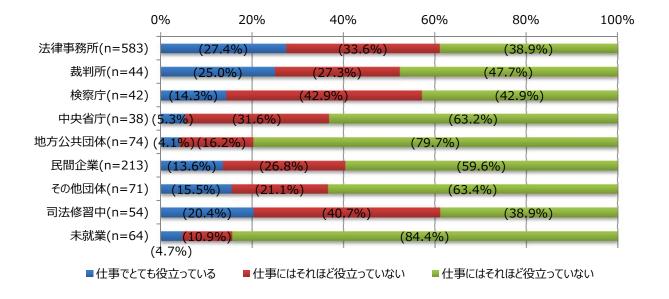
	有効回答数	仕事でとても	仕事で	仕事にはそれほど
	有劝凹合致	役立っている	役立っている	役立っていない
1 年未満	233	44	64	125
(n=233)	(100.0%)	(18.9%)	(27.5%)	(53.6%)
1年以上~	224	70	97	167
4 年未満	334	70	97	167
(n=334)	(100.0%)	(21.0%)	(29.0%)	(50.0%)
4年以上~	379	74	117	100
7 年未満	379	74	117	188
(n=379)	(100.0%)	(19.5%)	(30.9%)	(49.6%)
7年以上	244	49	76	119
(n=244)	(100.0%)	(20.1%)	(31.1%)	(48.8%)



### <3段階評価 就業区分別>

就業区分別で見ると、「仕事でとても役に立っている」と回答した人の割合が高いのは、法律事務所 27.4% で、裁判所 25.0%がそれに続く。中央省庁、地方公共団体、未就業者は1割に満たない。「仕事で役立っている」と回答した人の割合は検察庁が最も高く 42.9%、司法修習中の者が 40.7%となっている。「仕事でとても役立っている」、「仕事で役立っている」の 2 つの回答を合わせた割合では、法律事務所と司法修習中の者が同率で 61%、検察庁と裁判所が 50%を超えてそれに続く。最も低いのは未就業者で 15.6%、次が地方公共団体の 20.3%であった。

	有効回答数	仕事でとても 役立っている	仕事で 役立っている	仕事にはそれほど 役立っていない
法律事務所	583	160	196	227
(n=583)	(100.0%)	(27.4%)	(33.6%)	(38.9%)
裁判所	44	11	12	21
(n=44)	(100.0%)	(25.0%)	(27.3%)	(47.7%)
検察庁	42	6	18	18
(n=42)	(100.0%)	(14.3%)	(42.9%)	(42.9%)
中央省庁	38	2	12	24
(n=38)	(100.0%)	(5.3%)	(31.6%)	(63.2%)
地方公共団	74	3	12	59
体	/4	3	12	วิย
(n=74)	(100.0%)	(4.1%)	(16.2%)	(79.7%)
民間企業	213	29	57	127
(n=213)	(100.0%)	(13.6%)	(26.8%)	(59.6%)
その他	71	11	15	45
(n=71)	(100.0%)	(15.5%)	(21.1%)	(63.4%)
司法修習中	54	11	22	21
(n=54)	(100.0%)	(20.4%)	(40.7%)	(38.9%)
未就業	64	3	7	54
(n=64)	(100.0%)	(4.7%)	(10.9%)	(84.4%)



### <「仕事でとても役立っている」 回答者の自由記述>(抜粋)

- 地方の法科大学院卒であり、弁護士登録も同地方において行ったため、法科大学院在学中に実務家教員として同地方の弁護士が指導してくれたこともあり、同地方における弁護士業務を円滑に行うことができたと感じている。
- 弁護士になっていない友人からの案件の紹介が多い、困った時に教員(実務家も研究者も)が相談に 乗ってくれる。
- 教授の紹介で現在の事務所に決まり、仕事の紹介もしてくれている。
- 同級生と共同で事務所を開設した。
- 共同して仕事を受任したり、お互いの専門分野につき尋ね合ったり、仕事の依頼をしたりするなど、 非常に役立っています。
- 事務所を開業し、法科大学院の後輩等を雇っている。大学院との交流も継続しており、困難事案については、学者の先生にアドバイスをもらっている。また、法科大学院の同期には、一級建築士資格を持つ弁護士や、元 IT 関係の仕事を経験している弁護士もいるので、専門的な訴訟での共同受任もある。
- 夜間の社会人大学院でしたので、それぞれの専門分野があり、医療訴訟(医師)や相続税(会計士)など、困った時に聞くことができる点が非常に役立っています。
- 法科大学院で「子どもと法」を教示して頂いた先生が主宰される研究会に所属しております。当研究会では、在学時からの学生や他校研究者、法律家の方々が所属されており、最先端の情報を共有することができ、(私の仕事の上で)とても役立っています。
- エクスターンでお世話になった事務所の先生方には、現在も仕事上でお世話になっている。
- 司法試験には受からず、入学前からの職業である弁理士として現在も働いている。自分ができない仕事を弁護士の友人に紹介したり、逆に弁護士の友人から知財の仕事を紹介してもらったりすることがある。
- 同級生がそれぞれ別の道に進んでいるため、分からない問題に遭遇したときに気軽に聞ける。ただし、 仲のよい同級生しかその専門分野を把握できていないので、人的ネットワークを生かしきれていない ようにも感じる。修了生がどのような職場(裁判官、検察官、弁護士、企業等)で、どのような専門 分野を持って仕事をしているのか、法科大学院側で集約し、開示してもらえるとさらに人的ネットワ ークを生かせると思う。
- 企業法務の仕事をして6年になるが、行政書士が必要な場面で、大学院時代の友人のツテを頼ったり、 他企業の法務部にいる友人と勉強会やセミナーで会う・情報交換する等、かなり役立っている。また、 弁護士会の委員をされている先生とのつながりが継続しており、法曹界の現状や今後の歩みについて 語り合うなど、事業会社にいても法曹界とのつながりを持てている。

### <「仕事で役立っている」 回答者の自由記述(抜粋)>

- 裁判や刑事実務上分からないことが出てきたとき、友人弁護士や友人の修習生に気軽に質問できる。 また、卒業生同士で組織している任意加入の研究会に参加しているのだが、この会で意見を交換でき、 仕事の参考になる。 また、キャリア担当教授には就職時、大変お世話になった。
- 同期生とのつながりで法関連分野の研究会に参加している。実務家派遣教員と共同で執筆活動に協力 している。
- 卒業生は、法曹、官公庁・地方公共団体、民間企業、NPOなど様々なフィールドで活躍しており、 幅広いコネクションを持てたことが法科大学院で得られた一番の財産となっている。

## <「仕事でそれほど役立っていない」 回答者の自由記述(抜粋)>

• 地方の法科大学院に行ったため、修了生の多くが当該地方にて就職しており、私のように離れた場所 で仕事をしていると絡みがない。

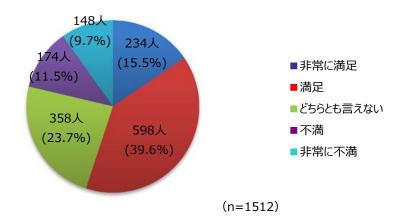
- まず、法律事務所への就職活動の段階において出身法科大学院のネットワークはあまり有効でなかった。具体的には、同一法科大学院出身者を対象とする大学院単位での求人が非常に少なかった。また、 法科大学院の先輩・教員・職員を通じて採用に繋がる情報・紹介を受けることも少なかった。 次に、 仕事においては、法科大学院時代の人的ネットワークよりも司法修習時代の人的ネットワークの方が より役立っていると感じる。これは、修習同期の方がより直近の人間関係であり、かつ密なものであったことが影響しているものと思われる。
- 法科大学院の所在地と弁護士登録地がかなり離れていたため、それほど役に立っていない。
- ごく一部の人を除いて、法科大学院修了後は交流がない。ただし、他社の企業法務部門に属する方が、 法科大学院修了者(同じ大学ではない)であることを知って、交流の輪が広がったことはある。
- 修了後の人脈の方が役立っている。私は企業で法務部員として勤務しているが、大半が法律事務所で の勤務であるため、企業内の対応をどうしているかなどの相談は法律事務所勤務の弁護士には相談し づらい。最も、いまはあまり役立っていないが、何かあったときに、複数の修了生に聞けるかもしれ ないという存在は大きい。
- 仕事はほとんど外国法なので使わない。勉強する仲間ができたことは支えになった。
- 修習でのつながりの方が役に立っている。
- まだ法曹になって一月ほど(であるので、実際に役だったとは回答しなかった)だが、学部・法科大学院・司法修習で重畳的に友人が増えるため、その点はすばらしいと思う。
- 現在のところ、私自身はネットワークを役立てていませんが、逆に心理学的知見を法曹の友人に求められることもあります。しかしながら、将来、女性のための心理相談業務での開業を考えているので、 その折は人的ネットワークを大いに利用しようと考えています。
- 仕事の上での直接のつながりはないが、交流は続いており、特に私の場合、世代の異なる若い人たち とのつながりは、貴重なものだと感じている。
- 東京の大学・大学院を卒業後、関西の企業に就職したため、密に連絡を取ったり情報を交換したりという機会がなかなかとりづらいのが実情です。法科大学院在学中、自主ゼミやクラス役員等の関係で交友関係は広い方ではありましたが、在学期間も短く、自学自習に相当な時間が割かれてしまう法科大学院の人的ネットワークよりも、多くの時間を共にし、進路にも迷いながらいろんな相談をした学部時代の友人たちのネットワークの方が圧倒的に活用できています。

# (5) 法科大学院教育の満足度

### <5段階評価 全体>

法科大学院の教育に関して、「非常に満足」と「満足」は 55.1%である。「不満」および「非常に不満」 は約2割である。

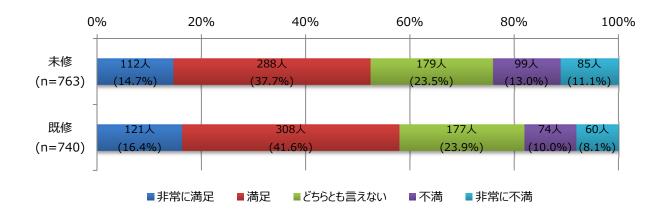
	有効回答数	割合
	1,512	100.0%
非常に満足	234	15.5%
満足	598	39.6%
どちらとも言えない	358	23.7%
不満	174	11.5%
非常に不満	148	9.7%



## <5段階評価 未修·既修>

未修と既修で比べると、若干既修の方が「非常に満足」、「満足」の回答比率が高く、「不満」、「非常に 不満」は低い。

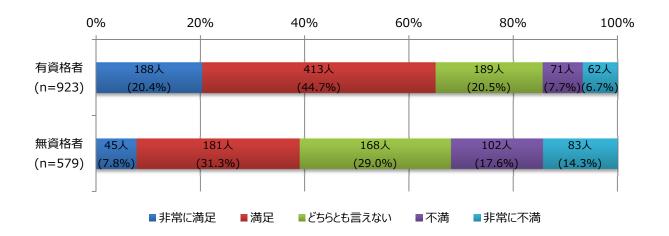
	有効回答数	非常に満足	満足	どちらとも 言えない	不満	非常に不満	
未修	763	112	288	179	99	85	
(n=763)	(100.0%)	(14.7%)	(37.7%)	(23.5%)	(13.0%)	(11.1%)	
既修	740	121	308	177	74	60	
(n=740)	(100.0%)	(16.4%)	(41.6%)	(23.9%)	(10.0%)	(8.1%)	



## <5段階評価 法曹資格の有無>

法曹資格の有無で見ると、有資格者の満足度の方が高いことが顕著である。「不満」、「非常に不満」も同様である。

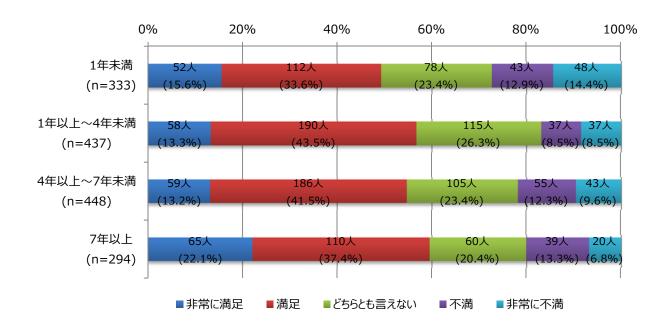
	有効回答数	非常に満足	満足	どちらとも言 えない	不満	非常に不満
有資格者	923	188	413	189	71	62
(n=923)	(100.0%)	(20.4%)	(44.7%)	(20.5%)	(7.7%)	(6.7%)
無資格者	579	45	181	168	102	83
(n=579)	(100.0%)	(7.8%)	(31.3%)	(29.0%)	(17.6%)	(14.3%)



## <5段階評価 修了後年数>

修了後年数別で見た場合、7年以上の層が「非常に満足」と回答した人の割合が高く、「満足」までを合計した割合で見ても最も評価が高い層であると言える。一方、「非常に不満」と回答した人の割合は1年未満の層が最高で、7年以上の層が最低である。ただし、「非常に不満」と「不満」を合計した消極的評価に関しては、1年以上4年未満の層が最も低くなっている。

	有効回答数	回答数 非常に満足		満足 満足 言えない		非常に不満	
1年未満	333	52	112	78	43	48	
(n=333)	(100.0%)	(15.6%)	(33.6%)	(23.4%)	(12.9%)	(14.4%)	
1 年以上~	407	F0	100	115	07	37	
4 年未満	437	58	190	115	37	37	
(n=437)	(100.0%)	(13.3%)	(43.5%)	(26.3%)	(8.5%)	(8.5%)	
4年以上~	448	50	186	105	55	43	
7 年未満	448	59	180	105	55		
(n=448)	(100.0%)	(13.2%)	(41.5%)	(23.4%)	(12.3%)	(9.6%)	
7年以上	294	65	110	60	39	20	
(n=294)	(100.0%)	(22.1%)	(37.4%)	(20.4%)	(13.3%)	(6.8%)	

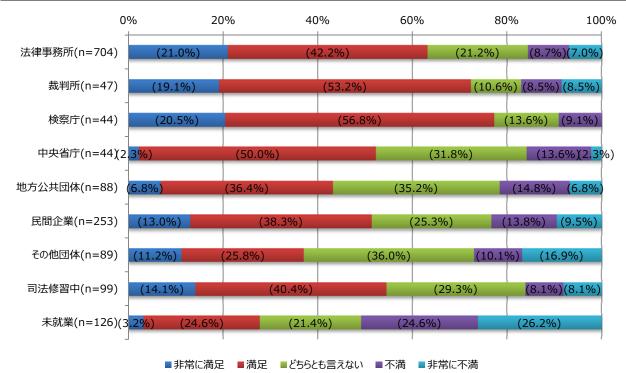


### <5段階評価 就業区分別>

所属区分別で見ると、「非常に満足」、「満足」と回答した人の割合は、検察庁が最も高く、裁判所、法律事務所と続く。「非常に満足」は法律事務所が最も高いがほぼ 20%前後である。

「非常に不満」、「不満」と回答した人の割合は未就業者が最も高く、就業者では、その他団体が最も高い。なお、検察庁の「非常に不満」の回答はゼロである。

	有効回答数	非常に満足	満足	どちらとも言えない	不満	非常に不満
法律事務所	704	148	297	149	61	49
(n=704)	(100.0%)	(21.0%)	(42.2%)	(21.2%)	(8.7%)	(7.0%)
裁判所	47	9	25	5	4	4
(n=47)	(100.0%)	(19.1%)	(53.2%)	(10.6%)	(8.5%)	(8.5%)
検察庁	44	9	25	6	4	0
(n=44)	(100.0%)	(20.5%)	(56.8%)	(13.6%)	(9.1%)	(0.0%)
中央省庁	44	1	22	14	6	1
(n=44)	(100.0%)	(2.3%)	(50.0%)	(31.8%)	(13.6%)	(2.3%)
地方公共団体	88	6	32	31	13	6
(n=88)	(100.0%)	(6.8%)	(36.4%)	(35.2%)	(14.8%)	(6.8%)
民間企業	253	33	97	64	35	24
(n=253)	(100.0%)	(13.0%)	(38.3%)	(25.3%)	(13.8%)	(9.5%)
その他団体	89	10	23	32	9	15
(n=89)	(100.0%)	(11.2%)	(25.8%)	(36.0%)	(10.1%)	(16.9%)
司法修習中	99	14	40	29	8	8
(n=99)	(100.0%)	(14.1%)	(40.4%)	(29.3%)	(8.1%)	(8.1%)
未就業	126	4	31	27	31	33
(n=126)	(100.0%)	(3.2%)	(24.6%)	(21.4%)	(24.6%)	(26.2%)



### <「非常に満足」、「満足」、「どちらとも言えない」 回答者の自由記述>(抜粋)

- 社会人コースで仕事をしながら法科大学院で勉強ができた点に非常に満足しています。
- 純粋未修・社会人の自分が法曹への転身に挑戦しようと思えたのは法科大学院制度(夜間開講コースを持つ学校)があったからこそ。大学院では限られた滞在時間(夜間と土曜)にもかかわらず法学領域の価値観や考え方、実務家マインドといった法曹職の土台づくりができ、そのことが実務に出てから自力で応用力を涵養する原動力になっていると思う。
- 授業で悩み考えてきたことや、その考えについて教員から指摘された助言、同窓との議論は、今の(団体インハウス弁護士としての)法律実務に直接役立っている。いわゆる「ソクラテスメソッド」が役立っているということだが、もちろん、十分な予習や授業での議論に真剣に臨んだことでその効果が出ているのだと思う。相談では、今まで誰も考えたことのなかった問題を提示されることが多いが、そのような場合も、基本的技術を駆使して対処できる。これは、法科大学院で培った技術である。
- よくできる仲間に囲まれ (クラスの既修の9割以上が合格)、試験にも不安はなかったことから、試験の先を見据えた勉強に時間を割くことができた。クラスの雰囲気も良く、学修の進んでいる者が、進んでいない者、未修の者の勉強を進んで教えるという良い雰囲気があった。 教授陣も一生懸命であった。
- 実務基礎科目と法律基礎科目を同時に学ぶことにより、法学部時代よりも法学への理解が深まったと思う。実務の具体的なことを学んだ後の方が、抽象的な議論の意味や必要性も理解できるようになったと思う。
- 科目や課題も多く、大変だったが、出身法科大学院は、会社法関係の先端科目が充実しており、その知識が活きている。一見企業では役立ちそうもない刑事系科目も、思考力や社内手続きの適正判断の土台になっている。今思うと、出身法科大学院の緻密な論理性を重んじる指導がビジネスの分野でも大いに役立ち、特に論理の隙を突く海外企業との契約交渉でも負けない気持ちで臨める。また、法科大学院で育まれる法曹としての倫理や高い使命感・人権感覚が、すべての判断の根底にあることが、私への信頼と共感につながっており、仕事の人間関係も円滑。
- 学部の授業、予備校の授業ではおよそ得ることができなかった知識を学び、共通の目的を持つ友人を得ることができたから。
- 指導者の多くが実務家(弁護士・裁判官・検察官)であり、授業で事例問題を扱う際には、私たち学生に対し指導者自身の具体的な経験を交えてお話しいただことが多くありました。そのため、大学院在籍中から、私は「勉強したことがそのまま実務につながる」という意識を強く持つことができ、勉強へのモチベーションを大きくすることができました。「非常に満足」まで行かないのは、隣接科目(法と政治学、等)が必修とされているが、これがどこまで実務に必要であるのかは理解することができなかったためです。
- 最終的に司法試験に合格することに重きを置くならば、授業の実態と試験制度には大幅な乖離がある ことは否定できない。ただし、司法試験の合格のみを最終目標としないのであれば、税理士としての 現在業務には非常に役立ち、自分の業務を特色付けていると思う。
- 法曹資格取得という点に限定すれば、不満。法科大学院設立の理念に従い学んでいったつもりではあるが、入学当初の予想とは大きく異なり、結果を出せなかったのは学生の自己責任かのような風潮には辟易している。とはいえ、法的思考力を磨き、社会的な問題や紛争をいかに考え解決に導くのかという姿勢を鍛えていただいたことは、社会に出てから非常に重宝している。社会に出て、いかに高レベルの教育を受けたのかを実感している。
- いわゆる予防法務がメインのため、仕事へ活かすという意味では、要件事実教育以外の部分(契約書レビューなど)がもっとあっても良かったと思います。
- 学者、実務家双方から薫陶を受けられる贅沢な制度だと思う。ただ、ある程度の法的な知識がないままに入学すると、その贅沢さが分からないまま、司法試験対策に翻弄されてしまうと思う。

- ・ 体系的かつ横断的な講義をする「研究者教員」による教育は大変有意義だった。現在でも、当時のレジュメを参照することがある。最新の学界動向や諸学説の紹介があり、学問横断的な観点ないし時として比較法的見地からなされる講義は極めて有益であったといえる。しかし、その一方で、「実務家教員」による教育は体系性を欠いているようにも思われた。当該「実務家教員」の個人的な経験や主観等に重きを置いた、やや片手間的な教育手法にどこまでの意義があるか微妙に感じられ、「研究者教員」による教育との差が明白に感じられることも少なくなった。
- 法科大学院に対していろいろな意見があるのは承知しているが、法科大学院自体が悪いわけではないと考えている。進学を考える学生は、適切な教育を受けられる法科大学院を選ぶことが重要になるが、既に各法科大学院に付いての評価は一定程度固まっている。したがって、定評のある法科大学院を選択することは比較的容易である。定評ある法科大学院に進学した上、自ら学ぶ意欲があれば、費用に見合った教育効果は得られると考えている。

### <「不満」、「非常に不満」 回答者の自由記述>(抜粋)

- 散々言われていることですが、法科大学院での教育内容と、試験の実態、更には実務に求められる能力の三者が、異常なほど乖離していると思います。また、法科大学院で教育に携わっている方たちのモラルの低下が、受験を控える学生たちに不必要な悪影響を与えているとも思います。もう少し、法科大学院制度の基本理念などを見直し、その理念が実現できているかの検査体制を整えるべきです。このままでは、まじめに取り組んできた学生ばかりが損をし、ひいては法曹界自体が何も魅力のない分野になってしまいます。
- 様々あるが、集約すると教員間で熱意、指導力、目標等に差違が大きくあったことである。熱心に試験の合格ないし法曹になって活躍することを目指すことを念頭に工夫して指導して下さろうとした方もいれば、教員として最低限持つべき姿勢すらなく、指導力も皆無である方もいたので、後者の教員の授業などは無益で、時間の浪費としか言いようがないものであった。そしてそういった教員は、自己反省はなく、改善される余地はなかった。

# (6) 法科大学院の魅力

総括

法科大学院の魅力については、「施設・設備」の 48.4%を最高として、「教授等の教員体制」、「教育内容・カリキュラム」、「人的ネットワーク」について 40%以上が魅力と回答している。

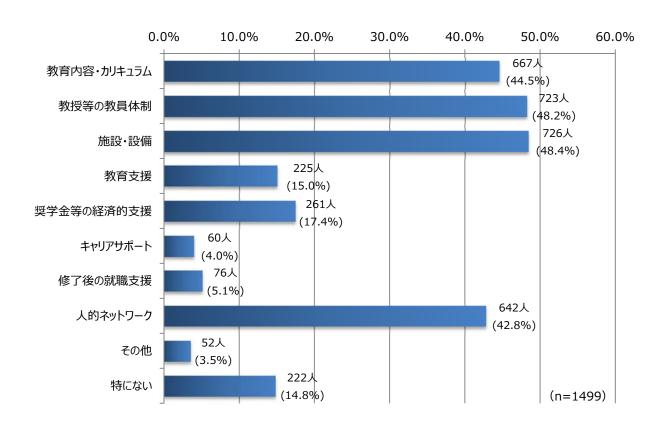
次のグループが、「教育支援」、「奨学金等の経済的支援」となり、20%を切る。

そして5%前後に「修了後の就職支援」、「キャリアサポート」と最低の回答となる。

特にない、という回答も15%弱になる。

## <法科大学院の魅力 全体>(複数回答可)

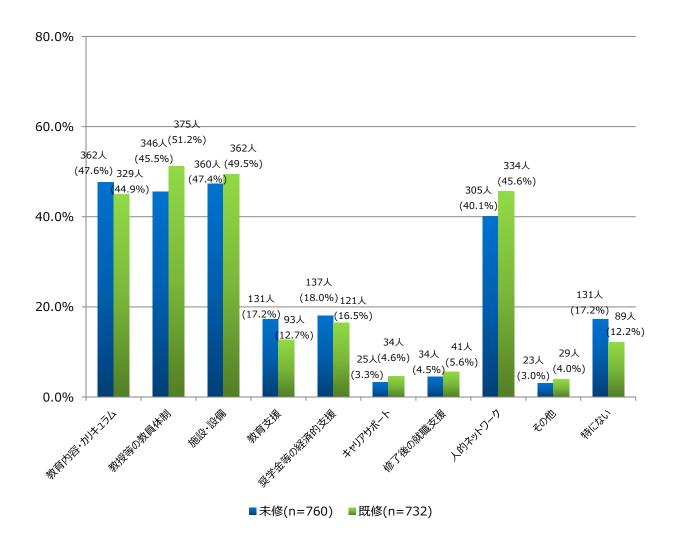
	有効回答数	割合
教育内容・カリキュラム	667	44.5%
教授等の教員体制	723	48.2%
施設•設備	726	48.4%
教育支援	225	15.0%
奨学金等の経済的支援	261	17.4%
キャリアサポート	60	4.0%
修了後の就職支援	76	5.1%
人的ネットワーク	642	42.8%
その他	52	3.5%
特にない	222	14.8%



### <法科大学院の魅力 未修・既修>(複数回答可)

未修と既修とで大きな差はないが、あえて挙げると「教授等の教員体制」、「人的ネットワーク」に関しては既修の方が魅力と感じており、「教育内容・カリキュラム」、「教育支援」に関しては、未修の方が魅力に感じている。

	教育内容・カリ	教授等 の教員	施設•設 備	教育支 援	奨学金等 の経済的	キャリ アサ ポート	修了後の就職	人的ネット	その 他	特に ない
	キュラム	体制			支援	ハート	支援	ワーク		
未修	362	346	360	131	137	25	34	305	23	131
(n=760)	(47.6%)	(45.5%)	(47.4%)	(17.2%)	(18.0%)	(3.3%)	(4.5%)	(40.1%)	(3.0%)	(17.2%)
平均値との差	+3.1%	-2.7%	-1.1%	+2.2%	+0.6%	-0.7%	-0.6%	-2.7%	-0.4%	+2.4%
既修	329	375	362	93	121	34	41	334	29	89
(n=732)	(44.9%)	(51.2%)	(49.5%)	(12.7%)	(16.5%)	(4.6%)	(5.6%)	(45.6%)	(4.0%)	(12.2%)
平均値との差	+0.4%	+3.0%	+1.0%	-2.3%	-0.9%	+0.6%	+0.5%	+2.8%	+0.5%	-2.7%

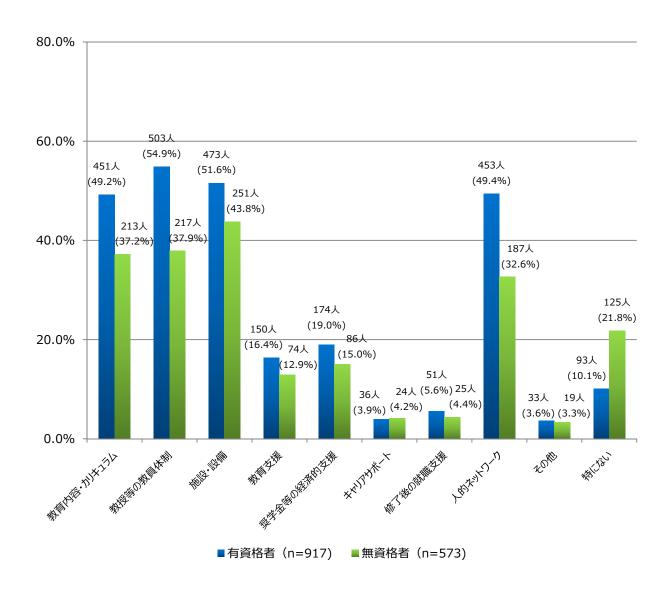


### <法科大学院の魅力 法曹資格の有無>(複数回答可)

法曹資格の有無では以下の様な特徴がある。

- ・全体として、有資格者の方が魅力を感じている割合が高い。
- ・有資格者は、「教授等の教員体制」、「人的ネットワーク」、「教育内容・カリキュラム」に関して特に魅力に感じている。

	教育内	教授等	梅铅. 铅	設・設│ 教育支 │	奨学金等	キャリ	修了後	人的	その	特に
	容・カリ	の教員		援	の経済的	アサ	の就職	ネット		ない
	キュラム	体制	備	抜	支援	ポート	支援	ワーク	他	<i>'</i> 40'
有資格者	451	503	473	150	174	36	51	453	33	93
(n=917)	(49.2%)	(54.9%)	(51.6%)	(16.4%)	(19.0%)	(3.9%)	(5.6%)	(49.4%)	(3.6%)	(10.1%)
平均値との差	+4.7%	+6.6%	+3.1%	+1.3%	+1.6%	-0.1%	+0.5%	+6.6%	+0.1%	-4.7%
無資格者	213	217	251	74	86	24	25	187	19	125
(n=573)	(37.2%)	(37.9%)	(43.8%)	(12.9%)	(15.0%)	(4.2%)	(4.4%)	(32.6%)	(3.3%)	(21.8%)
平均値との差	-7.3%	-10.4%	-4.6%	-2.1%	-2.4%	+0.2%	-0.7%	-10.2%	-0.2%	+7.0%

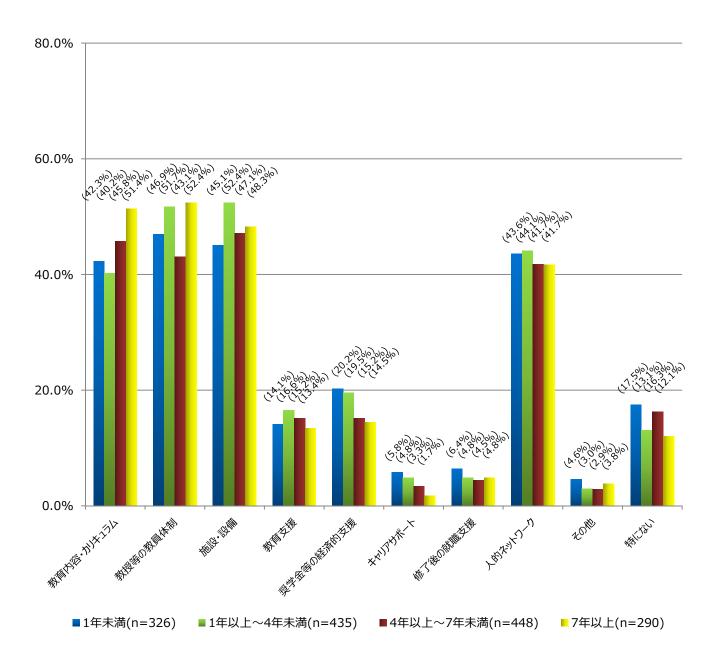


## <法科大学院の魅力 修了後年数>(複数回答可)

修了後年数の長さによる、法科大学院に感じる魅力がどのような特徴を持つかを以下に記載した。

- ・1年未満の修了生は、「教育内容・カリキュラム」、「教授等の教員体制」、「施設・設備」が平均よりも魅力に感じていない一方で、「奨学金等の経済的支援」、「キャリアサポート」、「修了後の就職支援」に魅力を感じている。
- ・1年以上~4年未満の修了生は、「教育内容・カリキュラム」に関しては平均よりも魅力を感じていないが、「教授等の教員体制」、「施設・設備」「奨学金等の経済的支援」に魅力を感じている。
- ・4年以上~7年未満の修了生は、「教育内容・カリキュラム」、「教育支援」への評価は平均と同程度であるが、「教授等の教員体制」、「奨学金等の経済的支援」に関しては平均よりも魅力を感じておらず、他の項目に対する評価も低下する傾向にある。
- ・7年以上の修了生は、「教育内容・カリキュラム」、「教授等の教員体制」に魅力を感じる意見が顕著に増える一方で、それら以外の項目に関しては平均よりも魅力を感じていない。

	教育内	教授等	施設•設	教育支	奨学金等	キャリ	修了後	人的	その	特にな
	容・カリ	の教員	備	援	の経済的	アサ	の就職	ネット	他	付にな
	キュラム	体制	VĦ	抜	支援	<b>ポー</b> 	支援	ワーク	빌	,
1 年未満	138	153	147	46	66	19	21	142	15	57
(n=326)	(42.3%)	(46.9%)	(45.1%)	(14.1%)	(20.2%)	(5.8%)	(6.4%)	(43.6%)	(4.6%)	(17.5%)
平均値との差	-2.2%	-1.3%	-3.3%	-0.9%	+2.8%	+1.8%	+1.4%	+0.7%	+1.1%	+2.7%
1 年以上~	175	005	000	70	0.5	01	0.1	100	10	F-7
4 年未満	175	225	228	72	85	21	21	192	13	57
(n=435)	(40.2%)	(51.7%)	(52.4%)	(16.6%)	(19.5%)	(4.8%)	(4.8%)	(44.1%)	(3.0%)	(13.1%)
平均値との差	-4.3%	+3.5%	+4.0%	+1.5%	+2.1%	+0.8%	-0.2%	+1.3%	-0.5%	-1.7%
4年以上~	205	193	011	60	60	15	20	107	10	70
7 年未満	205	193	211	68	68	15	20	187	13	73
(n=448)	(45.8%)	(43.1%)	(47.1%)	(15.2%)	(15.2%)	(3.3%)	(4.5%)	(41.7%)	(2.9%)	(16.3%)
平均値との差	+1.3%	-5.2%	-1.3%	+0.2%	-2.2%	-0.7%	-0.6%	-1.1%	-0.6%	+1.5%
7年以上	149	152	140	39	42	5	14	121	11	35
(n=290)	(51.4%)	(52.4%)	(48.3%)	(13.4%)	(14.5%)	(1.7%)	(4.8%)	(41.7%)	(3.8%)	(12.1%)
平均値との差	+6.9%	+4.2%	-0.2%	-1.6%	-2.9%	-2.3%	-0.2%	-1.1%	+0.3%	-2.7%



## <法科大学院の魅力 自由記述>(抜粋)

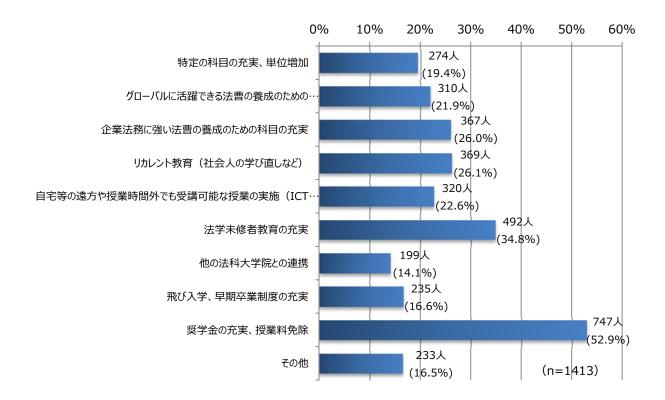
- 体系的な勉強ができること。
- 修了後も利用できる、教育体制。および温かい雰囲気。
- 同じ志を持った仲間と勉強できること。
- レベルの高い学生との切磋琢磨。
- 正当な理念に基づいた教育と最大限の努力ができる学習環境。

#### (7) 今後法科大学院に必要と考えられること

#### <今後法科大学院に必要と考えられること 全体> (複数回答可)

今後、法科大学院に必要と考えられることに関して、まず過半数の回答者があげたのは「奨学金の充実、授業料免除」(以下「経済的支援」)である。これはヒアリングでも多く出された点であるが、在学時の学費の負担や司法試験合格後の修習貸与制など、経済的負担が修了生にとって最も大きな問題であることが伺われる。次に、「未修者教育の充実」(以下「未修者教育」)について、34.8%の修了生が必要だと答えている。未修者の合格率の低迷や他学部出身者・社会人経験者等の未修者の学習の困難さなど、原因は多くある。以下、20%台の回答率で「リカレント教育(社会人の学び直しなど)」(以下「リカレント教育」)、「企業法務に強い法曹の養成のための科目の充実」(以下「企業法務」)、「自宅等の遠方や授業時間外でも受講可能な授業の実施(ICT の活用した授業など)」(以下「虚隔授業」)、「グローバルに活躍できる法曹の養成のための科目の充実」(以下「グローバル」)と続く。10%台には「特定の科目の充実、単位増加」(以下「科目充実」)、「飛び入学、早期卒業制度の充実」(以下「飛び級」)、「他の法科大学院との連携」(以下「他 LS連携」)、「その他」となる。

	有効回答数	割合
特定の科目の充実、単位増加	274	19.4%
グローバルに活躍できる法曹の養成のための科目の充実	310	21.9%
企業法務に強い法曹の養成のための科目の充実	367	26.0%
リカレント教育(社会人の学び直しなど)	369	26.1%
自宅等の遠方や授業時間外でも受講可能な授業の実施(ICT の活用した授業など)	320	22.6%
法学未修者教育の充実	492	34.8%
他の法科大学院との連携	199	14.1%
飛び入学、早期卒業制度の充実	235	16.6%
奨学金の充実、授業料免除	747	52.9%
その他	233	16.5%

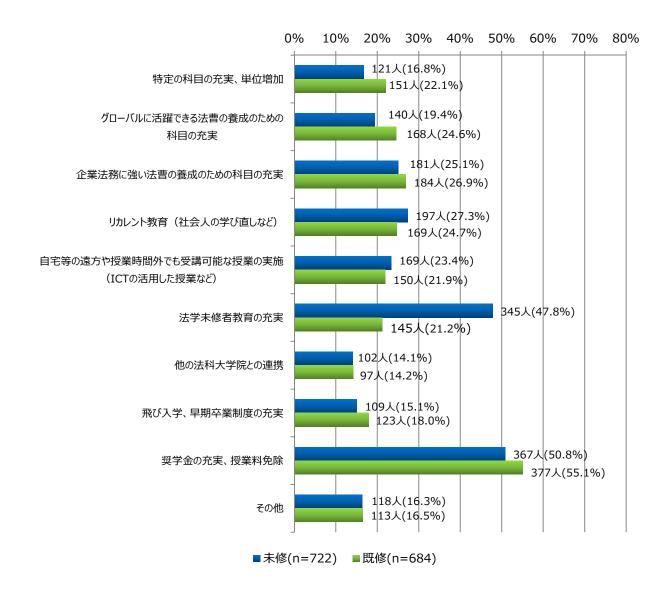


#### <今後法科大学院に必要と考えられること 未修・既修>(複数回答可)

未修者においては、「未修者教育」が「経済的支援」とほぼ同等の割合で改善が必要と回答されている。 未修者において、既修者よりも改善を求める回答の多いものとして「リカレント教育」、「遠隔授業」がある。

既修者においては、「経済的支援」が圧倒的に改善の要望が多い。「未修者教育」に関しては、「企業法務」、「リカレント教育」、「グローバル」、「科目充実」よりも改善要望は少ない。

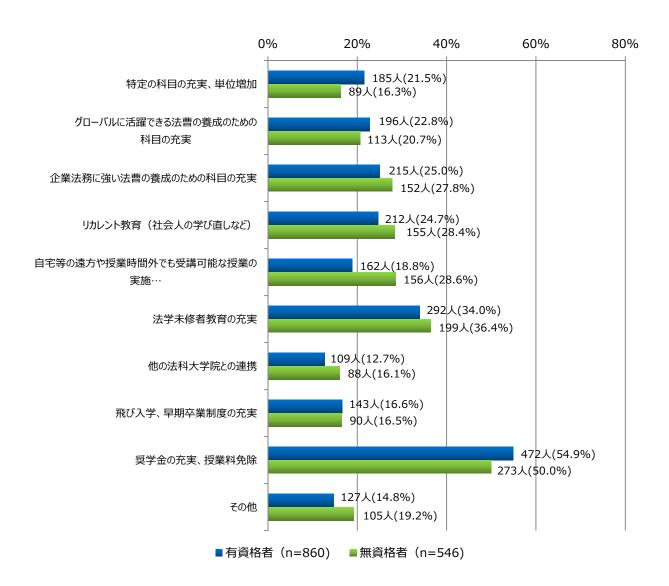
	科目充	グローバ	企業法	リカレン	遠隔授	未修者	他 LS 連	示讨红	経済的	7.0/h
	実	ル	務	ト教育	業	教育	携	飛び級	支援	その他
未修	121	140	181	197	169	345	102	109	367	118
(n=722)	(16.8%)	(19.4%)	(25.1%)	(27.3%)	(23.4%)	(47.8%)	(14.1%)	(15.1%)	(50.8%)	(16.3%)
平均値との差	-2.6%	-2.5%	-0.9%	+1.2%	+0.8%	+13.0%	+0.0%	-1.5%	-2.0%	-0.1%
既修	151	168	184	169	150	145	97	123	377	113
(n=684)	(22.1%)	(24.6%)	(26.9%)	(24.7%)	(21.9%)	(21.2%)	(14.2%)	(18.0%)	(55.1%)	(16.5%)
平均値との差	+2.7%	+2.6%	+0.9%	-1.4%	-0.7%	-13.6%	+0.1%	+1.4%	+2.3%	+0.0%



#### <今後法科大学院に必要と考えられること 法曹資格の有無>(複数回答可)

法曹資格の有無で見ると、比較的差があるのは「遠隔授業」のみであり、他は大きな差異はない。 総じて、無資格者の方が改善要望の比率が高いが、有資格者の方が高い項目としては「科目充実」、「グローバル」、「経済的支援」の3項目がある。

	科目充	グローバ	企業法	リカレン	遠隔授	未修者	他 LS 連	ark a r`o∏.	経済的	7014
	実	ル	務	ト教育	業	教育	携	飛び級	支援	その他
有資格者	185	196	215	212	162	292	109	143	472	127
(n=860)	(21.5%)	(22.8%)	(25.0%)	(24.7%)	(18.8%)	(34.0%)	(12.7%)	(16.6%)	(54.9%)	(14.8%)
平均値との差	+2.1%	+0.9%	-1.0%	-1.5%	-3.8%	-0.9%	-1.4%	-0.0%	+2.0%	-1.7%
無資格者	89	113	152	155	156	199	88	90	273	105
(n=546)	(16.3%)	(20.7%)	(27.8%)	(28.4%)	(28.6%)	(36.4%)	(16.1%)	(16.5%)	(50.0%)	(19.2%)
平均値との差	-3.1%	-1.2%	+1.9%	+2.3%	+5.9%	+1.6%	+2.0%	-0.1%	-2.9%	+2.7%

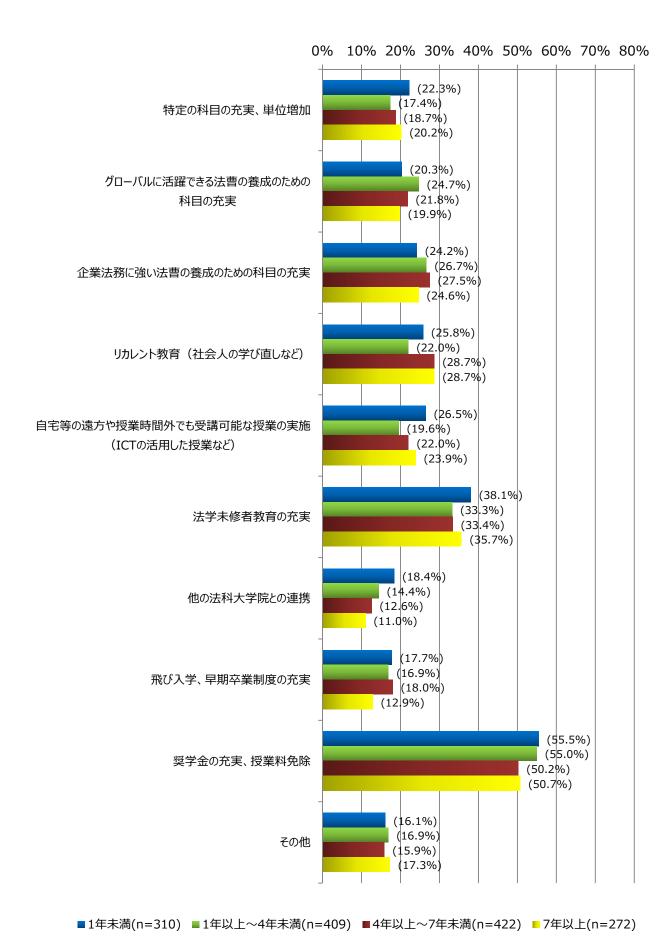


## <今後法科大学院に必要と考えられること 修了後年数>(複数回答可)

修了後年数によっての改善要望の違いは以下の通りである。

- ・1年未満の修了生は、「他LS連携」、「遠隔授業」、「未修者教育」の要望が他の年代よりも高く、「企業 法務」、「グローバル」への要望度は低い。
- ・1年以上~4年未満の修了生は、「グローバル」、「経済的支援」への要望が他の年代よりも高く、「リカレント教育」、「遠隔授業」、「科目充実」への要望度が低い。
- ・4年以上~7年未満の修了生は、「リカレント教育」に関しての要望が他の年代よりも高く、「経済的支援」への要望度が低い。
- ・7年以上の修了生は、「リカレント教育」への要望が4年以上~7年未満の修了生と同様にその他の年代よりも高く、「飛び級」、「他LS連携」、「経済的支援」、「グローバル」は要望度が低い。

	科目充実	グロー バル	企業法務	リカレン ト教育	遠隔授業	未修者 教育	他 LS 連 携	飛び級	経済的 支援	その 他
1 年未満	69	63	75	80	82	118	57	55	172	50
(n=310)	(22.3%)	(20.3%)	(24.2%)	(25.8%)	(26.5%)	(38.1%)	(18.4%)	(17.7%)	(55.5%)	(16.1%)
平均值差	+2.9%	-1.6%	-1.8%	-0.3%	+3.8%	+3.2%	+4.3%	+1.1%	+2.6%	-0.4%
1年以上~	71	101	109	90	80	136	59	69	225	69
4 年未満										
(n=409)	(17.4%)	(24.7%)	(26.7%)	(22.0%)	(19.6%)	(33.3%)	(14.4%)	(16.9%)	(55.0%)	(16.9%)
平均值差	-2.0%	+2.8%	+0.7%	-4.1%	-3.1%	-1.6%	+0.3%	+0.2%	+2.1%	+0.4%
4年以上~	79	92	116	121	93	141	53	76	212	67
7年未満	79	32	110	121	33	141	33	70	212	07
(n=422)	(18.7%)	(21.8%)	(27.5%)	(28.7%)	(22.0%)	(33.4%)	(12.6%)	(18.0%)	(50.2%)	(15.9%)
平均值差	-0.7%	-0.1%	+1.5%	+2.6%	-0.6%	-1.4%	-1.5%	+1.4%	-2.6%	-0.6%
7年以上	55	54	67	78	65	97	30	35	138	47
(n=272)	(20.2%)	(19.9%)	(24.6%)	(28.7%)	(23.9%)	(35.7%)	(11.0%)	(12.9%)	(50.7%)	(17.3%)
平均値差	+0.8%	-2.1%	-1.3%	+2.6%	+1.3%	+0.8%	-3.1%	-3.8%	-2.1%	+0.8%



# <今後法科大学院に必要と考えられること(自由記述)>(抜粋)

- 就業支援
- 交渉に関する授業
- 法学教育の方法論の研究
- 不合格者への支援
- より実務的な授業内容、書面作成等
- 夜間学科の設置
- 知名度、社会的立場の向上
- モチベーションダウン防止
- 実務を意識した教育
- 司法修習との連携
- 予備試験制度の見直し
- 幅広い進路選択の可能性
- 実務家教員の充実
- 様々な進路の提案
- 英語関係科目の増加
- 市民のために活動できる法曹の養成のための科目の充実
- 公共政策に関する授業の開設
- 多すぎる法科大学院の統合、削減

1. アンケート調査結果

1-2. 受入機関に対するアンケート

#### 1-2-1. 調査結果概要

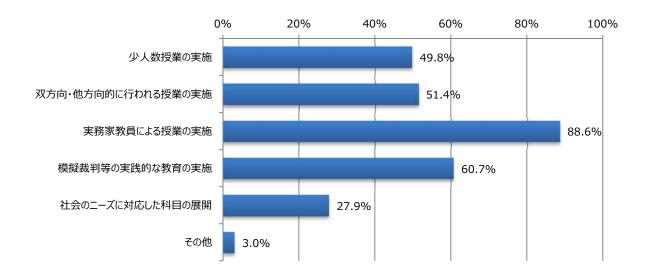
## (1) 法科大学院で行われている教育の内容・方法の特色について認知している事柄

総括

法科大学院における教育内容の認知については、「実務家教員による授業の実施」(以下「実務家教員による授業」)が最も高く9割弱が認知していた。「模擬裁判等の実践的な教育の実施」(以下「実践的な授業」)、「少人数授業の実施」(以下「少人数授業」)、「双方向・他方向的に行われる授業の実施」(以下「双方向授業」)などは約半数が認知していたが、「社会のニーズに対応した科目の展開」(以下「社会ニーズ対応授業」)に関しては3割弱であった。

#### <全体>

	有効回答数	割合
少人数授業の実施	514	49. 8%
双方向・他方向的に行われる授業の実施	531	51. 4%
実務家教員による授業の実施	915	88. 6%
模擬裁判等の実践的な教育の実施	627	60. 7%
社会のニーズに対応した科目の展開	288	27. 9%
その他	31	3.0%

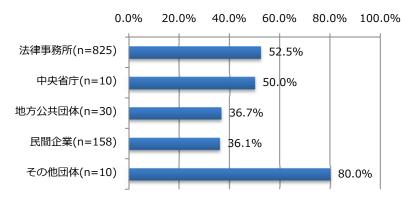


#### <属性別>

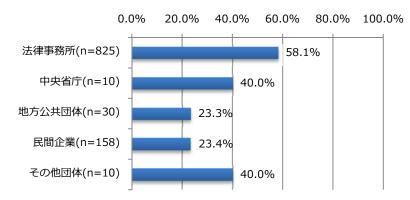
所属する受入機関の属性別でみると、法律事務所は、総じて他の受入機関よりも各項目の認知度が高いが、「社会ニーズ対応授業」に関しては、認知度が低かった。中央省庁は、回答数は限定的であるが、「双方向授業」と「社会ニーズ対応授業」に関しての認知度は若干低かったが、他の項目は、平均以上の認知度である。地方公共団体と民間企業は、上記2機関に比べて総じて認知度が低く、特に「実務家教員による授業」と「少人数授業」に関しての差が大きかった。その他団体は、「少人数授業」、「実践的な授業」に関しての認知度が高かった。

	少人数授業の 実施	双方向・他方向 的に行われる 授業の実施	実務家教員による従業の実施	模擬裁判等の 実践的な教育 の実施	社会の二一 ズに対応した 科目の展開	その他
法律事務所	433	479	775	505	241	14
(n=825)	52.5%	58.1%	93.9%	61.2%	29.2%	1.7%
中央省庁	5	4	9	8	2	0
(n=10)	50.0%	40.0%	90.0%	80.0%	20.0%	0.0%
地方公共団体	11	7	20	16	6	4
(n=30)	36.7%	23.3%	66.7%	53.3%	20.0%	13.3%
民間企業	57	37	104	90	35	13
(n=158)	36.1%	23.4%	65.8%	57.0%	22.2%	8.2%
その他団体	8	4	7	8	4	0
(n=10)	80.0%	40.0%	70.0%	80.0%	40.0%	0.0%

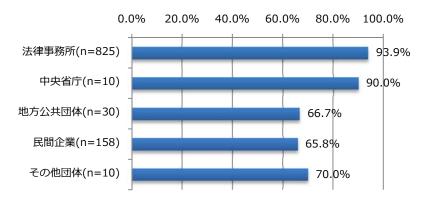
#### 少人数授業の実施



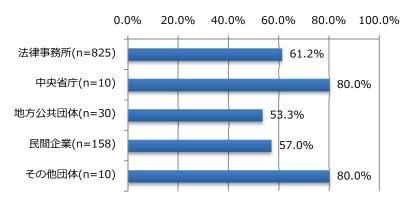
双方向・他方向的に行われる授業の実施



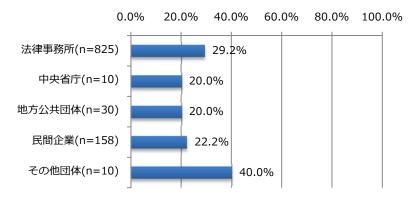
#### 実務家教員による授業の実施



#### 模擬裁判等の実践的な教育の実施



#### 社会のニーズに対応した科目の展開



## <その他 自由記述> (抜粋)

- リーガルクリニック等の実際の事件を扱う授業
- 臨床教育
- 自主ゼミ、教員によるゼミ
- 地域の特性をテーマにした講義
- 法曹倫理教育
- 法倫理と実務との架橋を意識した教育
- 法律事務所、裁判所等の実務研修
- エクスターンシップ、サマー・クラーク
- 他大学との連携
- 従来、司法研修所でしか行われていなかった要件事実に関する講義の実施
- 実務家と研究者教員がコラボして行う授業の実施
- 実社会で求められる語学力
- 既修コースと未修コースの存在
- 法学未修者の入学による法律家の多様性の確保

## (2)修了生の受入についての満足度

総括

修了生の満足度に関しては、「非常に満足」、「満足」を合せると、約58%の機関が満足と回答している。一方、「不満」、「非常に不満」を合わせると約10%となる。

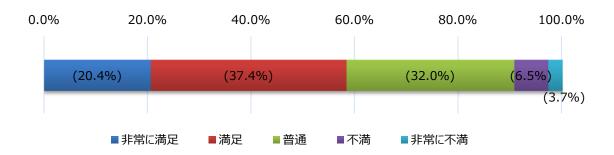
母数の多い法律事務所を除いて計算すると、全体に比べて、「非常に満足」、「満足」でそれぞれ約7%、合わせて約14%程度高くなる。同様に、「不満」約4%、「非常に不満」約2%とそれぞれ低くなり、合わせて約7%低くなる。相対的に法律事務所以外の満足度が高いことが伺える。

<全体>

. —		
	有効回答数	割合
	927	
非常に満足	189	(20.4%)
満足	347	(37.4%)
普通	297	(32.0%)
不満	60	(6.5%)
非常に不満	34	(3.7%)

# <法律事務所以外>

有効回答数	割合
152	
41	27.0%
68	44.7%
38	25.0%
3	2.0%
2	1.3%



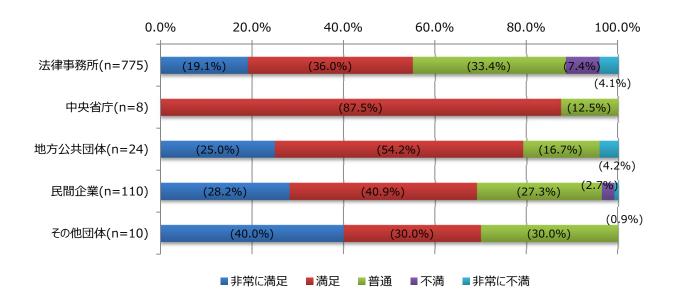
#### <属性別>

属性別で見ると、法律事務所の満足度は、「非常に満足」が19.1%、「満足」が36.0%となっている。 「非常に不満」が4.1%、「不満」が7.4%となっている。

中央省庁は回答数が限定的ではあるが、「非常に満足」という回答がなく、また「不満」、「非常に不満」という回答もない。8割は満足という回答である。地方公共団体は、平均よりも「満足」の比率が高い。

民間企業は、「不満」、「非常に不満」が平均よりも若干少なく、その分「満足」が若干高い。その他団体の満足度は高い。

	有効回答数	非常に満足	満足	普通	不満	非常に不満
法律事務所	775	148	279	259	57	32
(n=775)	(100.0%)	(19.1%)	(36.0%)	(33.4%)	(7.4%)	(4.1%)
中央省庁	8	0	7	1	0	0
(n=8)	(100.0%)	(0.0%)	(87.5%)	(12.5%)	(0.0%)	(0.0%)
地方公共団体	24	6	13	4	0	1
(n=24)	(100.0%)	(25.0%)	(54.2%)	(16.7%)	(0.0%)	(4.2%)
民間企業	110	31	45	30	3	1
(n=110)	(100.0%)	(28.2%)	(40.9%)	(27.3%)	(2.7%)	(0.9%)
その他団体	10	4	3	3	0	0
(n=10)	(100.0%)	(40.0%)	(30.0%)	(30.0%)	(0.0%)	(0.0%)



#### <「非常に満足」、「満足」、「どちらとも言えない」 回答者の自由記述>(抜粋)

- 総合力があり、これを背景とした事務処理能力の高さを持っていることから、依頼者の信頼が高い。
- 前期修習の廃止や、実務修習期間の短縮にもかかわらず、直ちに実践に役立っていることから、かなり大学院において実務について教育されていると感じている。
- 判例調査とその分析能力は旧司法試験時代の合格者より格段に上達し、その処理も早いと考えられる。但し、相手方弁護士や交渉相手への説得力とかは課題が多い。また、依頼者との最後の和解条件のつめの場面での納得性についても必ずしも充分ではない。(もっとも経験を重ねることでスキルアップは期待される)
- 今の修了生は、一昔前の弁護士に比べて、謙虚かつ素直で可適性が感じられる。
- 法理論に固執しすぎない柔軟な取組み姿勢が見られる。 基本科目以外のいろいろな先端科目を 多少触っているため、先端分野への対応が早い。 法曹倫理を学んでいるため、倫理に対して敏 感になっている。
- 司法試験に合格しているため法律については知識もあり、法律の解釈適用に不足するところはないが、専門分野を持っていないだけ特色がない。また、法律以外の教養が不十分であり、関心を持って吸収する時間が取れない。積極性、敢闘精神が乏しい。
- 判例、学説など調査能力は旧試験時代と比べて向上している。性格的にもバランスがとれた人材が多い。
- 与えられた仕事・指示内容は真面目にこなすものの、普通に企業に就職した給与所得者みたいで、事務所経営・事件処理に関する新たな提案をしたりとか、仕事以外に新たに人間関係を築こうとするとかいうような、自立した法曹になる意思が見られない。
- 当事務所は、社会人経験者を多く受け入れており、新卒者に比べて対人関係等がスムーズであり、旧職で得た経験を生かせる場面もあり、依頼者の信頼も厚い。社会経験のない新卒者にもその経験が伝承され、法科大学院が未修者(社会人入学)を受け入れていることが、市民向きの「社会的医師」役割を果たす上で、大きな力となっていることを実感している。
- 専門知識を保有し、外部専門家とのコミュニケーションも円滑であり、即戦力として活用できている。
- 学部新卒と比較して2年多く様々な教育を受けているということだが、仕事上の面で特に秀でている点は見受けられず、若いうちから業務経験が積めるという点では学部新卒の方が上回っている部分もあるという見方もできるから。 (中央省庁の事務職という観点でみれば、法曹資格は必ずしも必須条件ではないので、中立的な意見とは言い難いことを付言しておく。)

## <「不満」、「非常に不満」 回答者の自由記述>(抜粋)

- 研修所における修習期間が短すぎて平均的な実務教育が受けられていない。大半が合格できず、実務につけない法科大学院でそれら学生(受験生)を前に双方向に真剣な実務教育を行うことは無理である。
- 合格者の急増と受験技術の飛躍的向上に伴い、自ら法律の基本書を読み、条文を素読するという独 学的方法による勉強をせずに合格するため、自ら法律を元に事案に即して考えるという力が非常に 弱い。そのため応用力も低く、実務対応が厳しい。

## (3)修了生の資質・能力

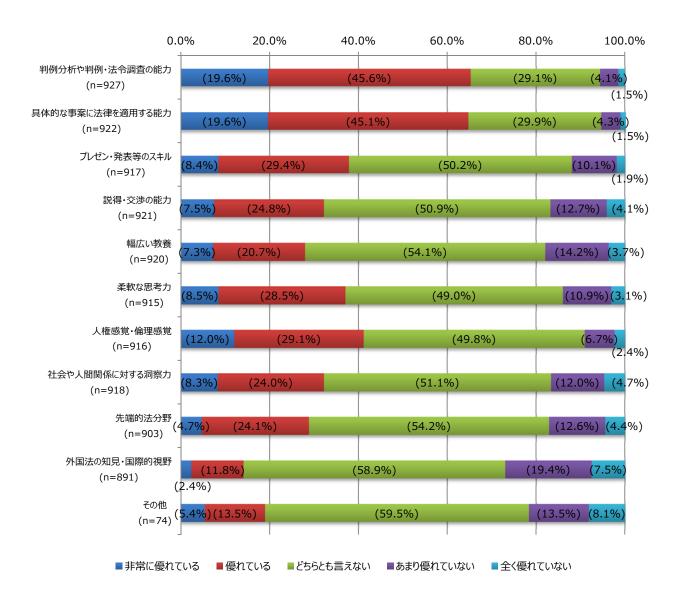
#### 総括

全体として修了生の資質・能力に関して、評価できるかどうかを資質・能力別に聞いたものである。「判例分析・法令調査」と「法律適用能力」に関しては、「非常に優れている」が約2割、「優れている」の回答と合わせると約65%の受入機関が優れていると答えている。この2項目のみ積極的評価が50%を超えるが、他は「プレゼン・発表等のスキル」、「人権感覚・倫理感覚」、「柔軟な思考力」、「説得・交渉の能力」が30~40%程度の評価であった。

一方、評価が低いのは「外国法の知見・国際的視野」の項目で「非常に優れている」 2.4%、「優れている」 11.8%の合計が 14.2%なのに対し、「あまり優れていない」、「全く優れていない」を合わせると 26.9% となり、ほぼ 2 倍の回答が消極的評価であった。

## <5段階評価 全体>

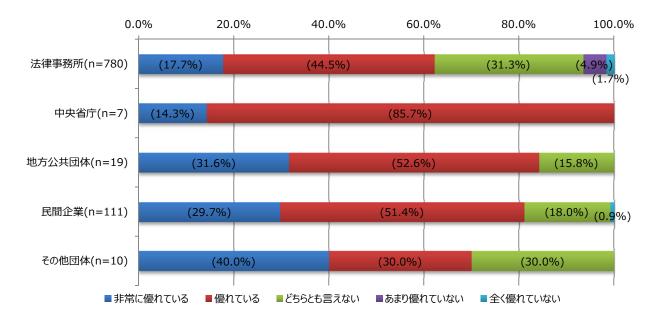
(0枚相引圖 主体)		非常に優		どちらとも	あまり優れ	全く優れて
	有効回答数	れている	優れている	言えない	ていない	上、後れて
						_
判例分析や判例・法令調査の能力	927	182	423	270	38	14
(n=927)	100%	19.6%	45.6%	29.1%	4.1%	1.5%
具体的な事案に法律を適用する能力	927	181	416	276	40	14
(n=922)	101%	19.6%	45.1%	29.9%	4.3%	1.5%
プレゼン・発表等のスキル	917	77	270	460	93	17
(n=917)	100%	8.4%	29.4%	50.2%	10.1%	1.9%
説得・交渉の能力	921	69	228	469	117	38
(n=921)	100%	7.5%	24.8%	50.9%	12.7%	4.1%
幅広い教養	920	67	190	498	131	34
(n=920)	100%	7.3%	20.7%	54.1%	14.2%	3.7%
柔軟な思考力	915	78	261	448	100	28
(n=915)	100%	8.5%	28.5%	49.0%	10.9%	3.1%
人権感覚·倫理感覚	916	110	267	456	61	22
(n=916)	100%	12.0%	29.1%	49.8%	6.7%	2.4%
社会や人間関係に対する洞察力	918	76	220	469	110	43
(n=918)	100%	8.3%	24.0%	51.1%	12.0%	4.7%
先端的法分野	903	42	218	489	114	40
(n=903)	100%	4.7%	24.1%	54.2%	12.6%	4.4%
外国法の知見・国際的視野	891	21	105	525	173	67
(n=891)	100%	2.4%	11.8%	58.9%	19.4%	7.5%
その他	74	4	10	44	10	6
(n=74)	100%	5.4%	13.5%	59.5%	13.5%	8.1%



## <判例分析や判例・法令調査の能力 属性別>

中央省庁、地方公共団体、民間企業が高い評価をしているのに対して、法律事務所とその他団体は、あまり評価をしていないが、全体としては、概ね高評価である。

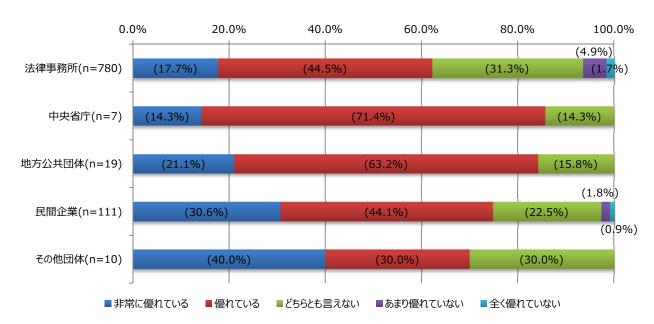
	有効回答数	非常に	優れている	どちらとも	あまり優れ	全く優れて
	有劝凹合致	優れている	後れている	言えない	ていない	いない
法律事務所	780	138	347	244	38	13
(n=780)	(100.0%)	(17.7%)	(44.5%)	(31.3%)	(4.9%)	(1.7%)
中央省庁	7	1	6	0	0	0
(n=7)	(100.0%)	(14.3%)	(85.7%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
地方公共団体	19	6	10	3	0	0
(n=19)	(100.0%)	(31.6%)	(52.6%)	(15.8%)	(0.0%)	(0.0%)
民間企業	111	33	57	20	0	1
(n=111)	(100.0%)	(29.7%)	(51.4%)	(18.0%)	(0.0%)	(0.9%)
その他団体	10	4	3	3	0	0
(n=10)	(100.0%)	(40.0%)	(30.0%)	(30.0%)	(0.0%)	(0.0%)



## <具体的な事案に法律を適用する能力 属性別>

中央省庁、地方公共団体、民間企業が高い評価をしているのに対して、法律事務所とその他団体は、あまり評価していないが、全体としては、概ね高評価である。

	有効回答数	非常に	優れている	どちらとも	あまり優れ	全く優れて
	有劝凹合致	優れている	変れている	言えない	ていない	いない
法律事務所	780	138	347	244	38	13
(n=780)	(100.0%)	(17.7%)	(44.5%)	(31.3%)	(4.9%)	(1.7%)
中央省庁	7	1	5	1	0	0
(n=7)	(100.0%)	(14.3%)	(71.4%)	(14.3%)	(0.0%)	(0.0%)
地方公共団体	19	4	12	3	0	0
(n=19)	(100.0%)	(21.1%)	(63.2%)	(15.8%)	(0.0%)	(0.0%)
民間企業	111	34	49	25	2	1
(n=111)	(100.0%)	(30.6%)	(44.1%)	(22.5%)	(1.8%)	(0.9%)
その他団体	10	4	3	3	0	0
(n=10)	(100.0%)	(40.0%)	(30.0%)	(30.0%)	(0.0%)	(0.0%)

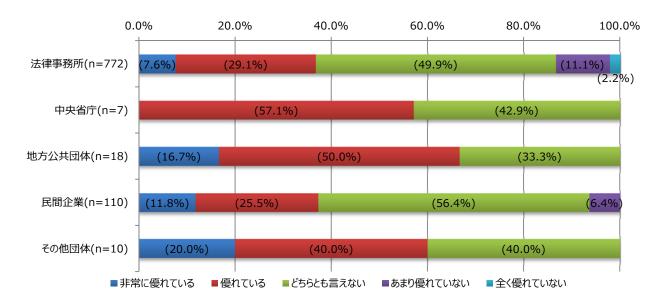


## <プレゼン・発表等のスキル 属性別>

上記2つの資質・能力と異なり、法律事務所と民間企業の評価が低い。

中央省庁、地方公共団体、その他団体は概ね高評価である。

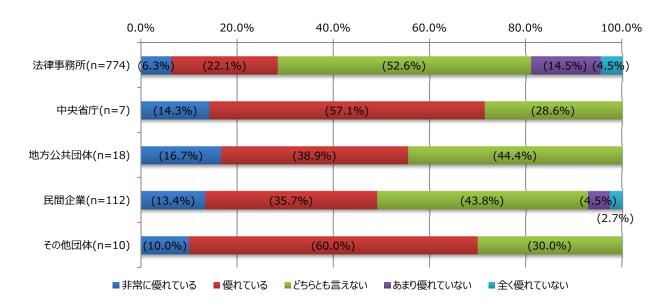
	有効回答数	非常に	優れている	どちらとも	あまり優れ	全く優れて
	有劝凹合致	優れている	愛れている	言えない	ていない	いない
法律事務所	772	59	225	385	86	17
(n=772)	(100.0%)	(7.6%)	(29.1%)	(49.9%)	(11.1%)	(2.2%)
中央省庁	7	0	4	3	0	0
(n=7)	(100.0%)	(0.0%)	(57.1%)	(42.9%)	(0.0%)	(0.0%)
地方公共団体	18	3	9	6	0	0
(n=18)	(100.0%)	(16.7%)	(50.0%)	(33.3%)	(0.0%)	(0.0%)
民間企業	110	13	28	62	7	0
(n=110)	(100.0%)	(11.8%)	(25.5%)	(56.4%)	(6.4%)	(0.0%)
その他団体	10	2	4	4	0	0
(n=10)	(100.0%)	(20.0%)	(40.0%)	(40.0%)	(0.0%)	(0.0%)



# <説得・交渉の能力 属性別>

「非常に優れている」、「優れている」を合わせた回答が、法律事務所以外では50%前後である一方、法 律事務所では3割に満たない。

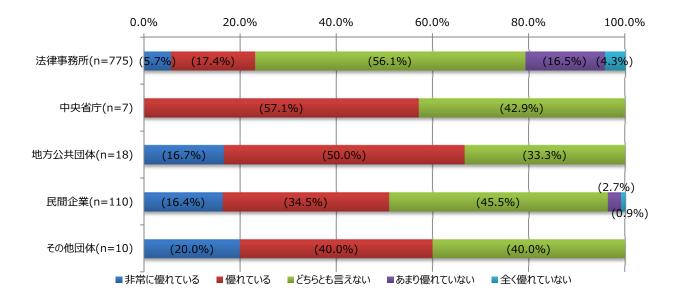
	有効回答数	非常に	優れている	どちらとも	あまり優れ	全く優れて
	有劝凹合致	優れている	後れている	言えない	ていない	いない
法律事務所	774	49	171	407	112	35
(n=774)	(100.0%)	(6.3%)	(22.1%)	(52.6%)	(14.5%)	(4.5%)
中央省庁	7	1	4	2	0	0
(n=7)	(100.0%)	(14.3%)	(57.1%)	(28.6%)	(0.0%)	(0.0%)
地方公共団体	18	3	7	8	0	0
(n=18)	(100.0%)	(16.7%)	(38.9%)	(44.4%)	(0.0%)	(0.0%)
民間企業	112	15	40	49	5	3
(n=112)	(100.0%)	(13.4%)	(35.7%)	(43.8%)	(4.5%)	(2.7%)
その他団体	10	1	6	3	0	0
(n=10)	(100.0%)	(10.0%)	(60.0%)	(30.0%)	(0.0%)	(0.0%)



# <幅広い教養 属性別>

前問と同様、法律事務所以外は「非常に優れている」、「優れている」を合わせると 50%を超える。一方、法律事務所では、「非常に優れている」と「全く優れていない」がほぼ同数、「優れている」と「あまり優れていない」がほぼ同数で、拮抗しており、評価が分かれる結果となった。

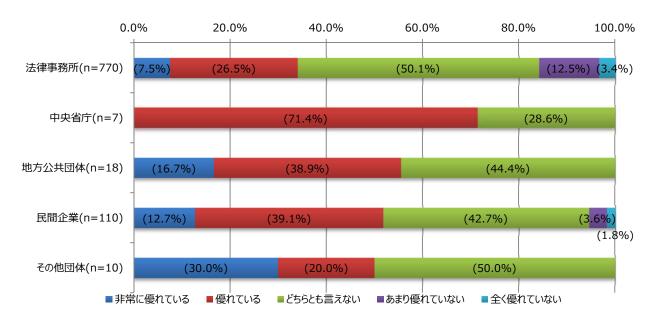
	有効回答数	非常に	優れている	どちらとも	あまり優れ	全く優れて
	有刈凹合致	優れている	後れている	言えない	ていない	いない
法律事務所	775	44	135	435	128	33
(n=775)	(100.0%)	(5.7%)	(17.4%)	(56.1%)	(16.5%)	(4.3%)
中央省庁	7	0	4	3	0	0
(n=7)	(100.0%)	(0.0%)	(57.1%)	(42.9%)	(0.0%)	(0.0%)
地方公共団体	18	3	9	6	0	0
(n=18)	(100.0%)	(16.7%)	(50.0%)	(33.3%)	(0.0%)	(0.0%)
民間企業	110	18	38	50	3	1
(n=110)	(100.0%)	(16.4%)	(34.5%)	(45.5%)	(2.7%)	(0.9%)
その他団体	10	2	4	4	0	0
(n=10)	(100.0%)	(20.0%)	(40.0%)	(40.0%)	(0.0%)	(0.0%)



# <柔軟な思考カ 属性別>

柔軟な思考力に関しては、法律事務所とそれ以外の評価の差が大きい。法律事務所以外は 50%以上が「優れている」と回答しているが、法律事務所は、35%未満であった。

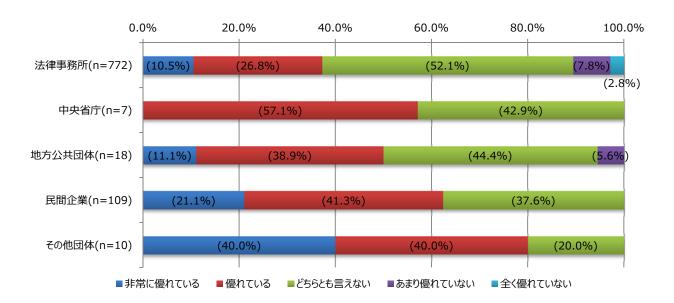
	有効回答数	非常に	優れている	どちらとも	あまり優れ	全く優れて
	有劝凹合致	優れている	後れている	言えない	ていない	いない
法律事務所	770	58	204	386	96	26
(n=770)	(100.0%)	(7.5%)	(26.5%)	(50.1%)	(12.5%)	(3.4%)
中央省庁	7	0	5	2	0	0
(n=7)	(100.0%)	(0.0%)	(71.4%)	(28.6%)	(0.0%)	(0.0%)
地方公共団体	18	3	7	8	0	0
(n=18)	(100.0%)	(16.7%)	(38.9%)	(44.4%)	(0.0%)	(0.0%)
民間企業	110	14	43	47	4	2
(n=110)	(100.0%)	(12.7%)	(39.1%)	(42.7%)	(3.6%)	(1.8%)
その他団体	10	3	2	5	0	0
(n=10)	(100.0%)	(30.0%)	(20.0%)	(50.0%)	(0.0%)	(0.0%)



# <人権感覚・倫理感覚 属性別>

「幅広い教養」と同様の傾向が見られ、法律事務所以外は概ね50%以上が「非常に優れている」、「優れている」と回答している。

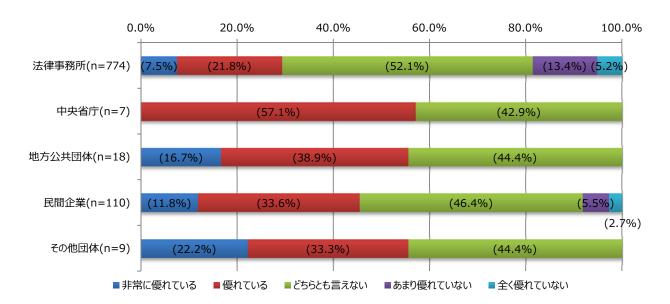
	有効回答数	非常に	優れている	どちらとも	あまり優れ	全く優れて
		優れている		言えない	ていない	いない
法律事務所	772	81	207	402	60	22
(n=772)	(100.0%)	(10.5%)	(26.8%)	(52.1%)	(7.8%)	(2.8%)
中央省庁	7	0	4	3	0	0
(n=7)	(100.0%)	(0.0%)	(57.1%)	(42.9%)	(0.0%)	(0.0%)
地方公共団体	18	2	7	8	1	0
(n=18)	(100.0%)	(11.1%)	(38.9%)	(44.4%)	(5.6%)	(0.0%)
民間企業	109	23	45	41	0	0
(n=109)	(100.0%)	(21.1%)	(41.3%)	(37.6%)	(0.0%)	(0.0%)
その他団体	10	4	4	2	0	0
(n=10)	(100.0%)	(40.0%)	(40.0%)	(20.0%)	(0.0%)	(0.0%)



## <社会や人間関係に対する洞察力 属性別>

中央省庁、地方公共団体、その他団体に関しては、「非常に優れている」、「優れている」の回答が 50% を超える。

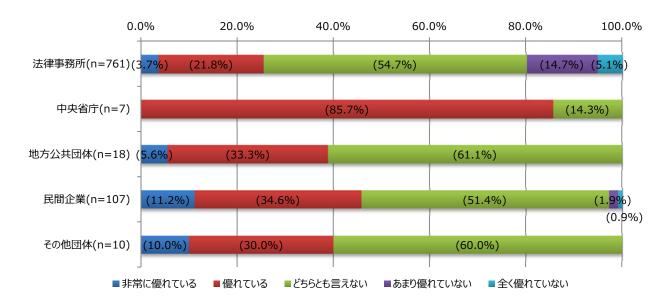
	有効回答数	非常に	優れている	どちらとも	あまり優れ	全く優れて
	有劝凹合致	優れている	後れている	言えない	ていない	いない
法律事務所	774	58	169	403	104	40
(n=774)	(100.0%)	(7.5%)	(21.8%)	(52.1%)	(13.4%)	(5.2%)
中央省庁	7	0	4	3	0	0
(n=7)	(100.0%)	(0.0%)	(57.1%)	(42.9%)	(0.0%)	(0.0%)
地方公共団体	18	3	7	8	0	0
(n=18)	(100.0%)	(16.7%)	(38.9%)	(44.4%)	(0.0%)	(0.0%)
民間企業	110	13	37	51	6	3
(n=110)	(100.0%)	(11.8%)	(33.6%)	(46.4%)	(5.5%)	(2.7%)
その他団体	9	2	3	4	0	0
(n=9)	(100.0%)	(22.2%)	(33.3%)	(44.4%)	(0.0%)	(0.0%)



## <先端的法分野 属性別>

回答数は限定的ではあるものの、中央省庁の85.7%が「優れている」と回答している。

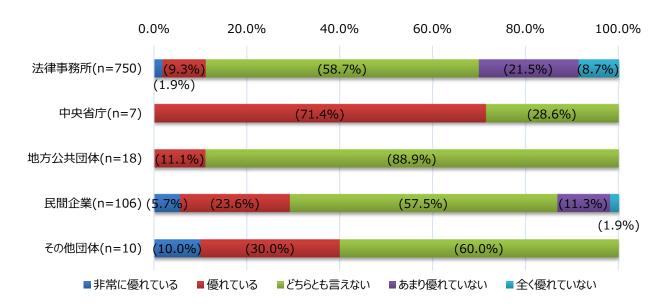
	有効回答数	非常に	優れている	どちらとも	あまり優れ	全く優れて
	有劝凹合数	優れている	後れてしてる	言えない	ていない	いない
法律事務所	761	28	166	416	112	39
(n=761)	(100.0%)	(3.7%)	(21.8%)	(54.7%)	(14.7%)	(5.1%)
中央省庁	7	0	6	1	0	0
(n=7)	(100.0%)	(0.0%)	(85.7%)	(14.3%)	(0.0%)	(0.0%)
地方公共団体	18	1	6	11	0	0
(n=18)	(100.0%)	(5.6%)	(33.3%)	(61.1%)	(0.0%)	(0.0%)
民間企業	107	12	37	55	2	1
(n=107)	(100.0%)	(11.2%)	(34.6%)	(51.4%)	(1.9%)	(0.9%)
その他団体	10	1	3	6	0	0
(n=10)	(100.0%)	(10.0%)	(30.0%)	(60.0%)	(0.0%)	(0.0%)



## <外国法の知見・国際的視野 属性別>

中央省庁のみ、「優れている」が50%を超える。

	<b>左</b> 热同 <b>饮</b> 粉	非常に	優れている	どちらとも	あまり優れ	全く優れて
	有効回答数	優れている	変れている	言えない	ていない	いない
法律事務所	750	14	70	440	161	65
(n=750)	(100.0%)	(1.9%)	(9.3%)	(58.7%)	(21.5%)	(8.7%)
中央省庁	7	0	5	2	0	0
(n=7)	(100.0%)	(0.0%)	(71.4%)	(28.6%)	(0.0%)	(0.0%)
地方公共団体	18	0	2	16	0	0
(n=18)	(100.0%)	(0.0%)	(11.1%)	(88.9%)	(0.0%)	(0.0%)
民間企業	106	6	25	61	12	2
(n=106)	(100.0%)	(5.7%)	(23.6%)	(57.5%)	(11.3%)	(1.9%)
その他団体	10	1	3	6	0	0
(n=10)	(100.0%)	(10.0%)	(30.0%)	(60.0%)	(0.0%)	(0.0%)



## <その他(自由記述)>(抜粋)

- 総合的な能力
- 法律の基礎知識
- 起案能力
- 文章力
- 行政法、労働法、知財等、一時期旧試で取り上げられなかった分野についての知見
- 論理を緻密に積み上げる能力
- 結論の妥当性の判断力
- 子供の権利擁護
- パソコン等機器の高いレベルでの操作能力
- 依頼者とのコミュニケーション能力
- 自立性
- 社会人としての責任感
- 一般常識
- 積極性、敢闘精神
- ・パッション
- 仕事に対する意欲
- 礼儀、思いやり、挨拶等
- 多方面の分野の事業に取組む姿勢
- 豊かな人間性、共感性、社交性

## (4-A) 法律事務所対象

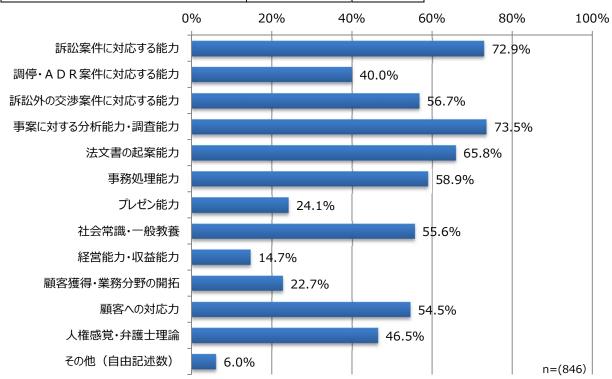
修了生(有資格者を想定)を採用するにあたって、期待している能力・資質、活躍を期待する活動分野・内容について

## <能力・資質について 全体>

法律事務所を対象に期待する能力を聞いたところ「事案に対する分析能力・調査能力」(以下「分析調査能力」)、「訴訟案件に対応する能力」(以下「訴訟対応力」)が70%を超えたほか、「法文書の起案能力」(以下「法文書起案力」)、「事務処理能力」、「訴訟外の交渉案件に対応する能力」(以下「訴訟外対応力」)などの業務能力面と、「社会常識・一般教養」(以下「社会常識」)、「顧客への対応力」(以下「顧客対応力」)などの人物能力面が50%を超えた。

一方、「プレゼン能力」、「顧客獲得・業務分野の開拓」(以下「顧客獲得」)、「経営能力・収益能力」 (以下「経営能力」)などは、20%前後でそれほど期待されてはいない項目であった。

	有効回答数	割合
訴訟案件に対応する能力	617	72.9%
調停・ADR案件に対応する能力	338	40.0%
訴訟外の交渉案件に対応する能力	480	56.7%
事案に対する分析能力・調査能力	622	73.5%
法文書の起案能力	557	65.8%
事務処理能力	498	58.9%
プレゼン能力	204	24.1%
社会常識·一般教養	470	55.6%
経営能力・収益能力	124	14.7%
顧客獲得・業務分野の開拓	192	22.7%
顧客への対応力	461	54.5%
人権感覚・弁護士理論	393	46.5%
その他(自由記述数)	51	6.0%



## <その他(自由記述)>(抜粋)

#### ■素養

- 法的基礎能力
- 法律知識、事案分析力、事案解明意欲
- 法律以外の専門的知識
- 尋問技術
- 最新の法律知識、情報
- 語学力
- パソコン等機器の操作能力
- 依頼者の利益をどのように守るかの視点の養成

#### ■資質

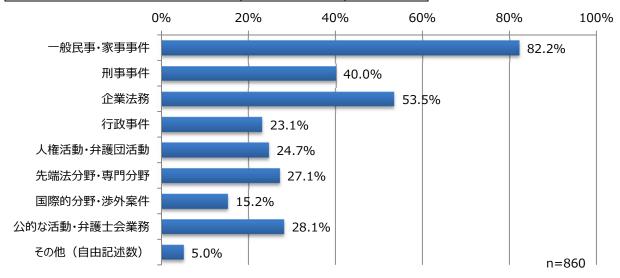
- 依頼人の期待に応えようとするパッション、行動力
- 共感する能力
- コミュニケーション能力
- 積極性、敢闘精神、粘り強さ
- 人間性、人の痛みや苦しみを理解できること
- 依頼者の立場に立った分析、主張能力
- かつての弁護士と異なる新しい形の弁護士像

## <期待する活動分野・内容 全体>

期待する活動分野に関しては、圧倒的に「一般民事・家事事件」が多く、80%を超える法律事務所が期待すると回答した。次に「企業法務」53.5%、「刑事事件」40.0%と続き、他は20~30%程度であった。

「国際分野・渉外案件」への期待は、最も低く15.2%であった。

	有効回答数	割合
一般民事・家事事件	707	82.2%
刑事事件	344	40.0%
企業法務	460	53.5%
行政事件	199	23.1%
人権活動·弁護団活動	212	24.7%
先端法分野・専門分野	233	27.1%
国際的分野・渉外案件	131	15.2%
公的な活動・弁護士会業務	242	28.1%
その他(自由記述数)	43	5.0%



# <その他(自由記述)>(抜粋)

- ■期待する活動分野
- 労働法分野
- 医療事件

#### ■期待する活動内容

- 社外役員
- 法教育関連の活動
- 私学経営に対する対応
- 後輩法科大学院生の指導
- 事件処理だけでないトータルケアの検討、提案
- 好きなことに意欲的に取組む姿勢
- 社会的弱者への活動

# ■その他

• 経営管理能力

## (4-B) 民間企業・中央省庁・地方公共団体・その他団体対象

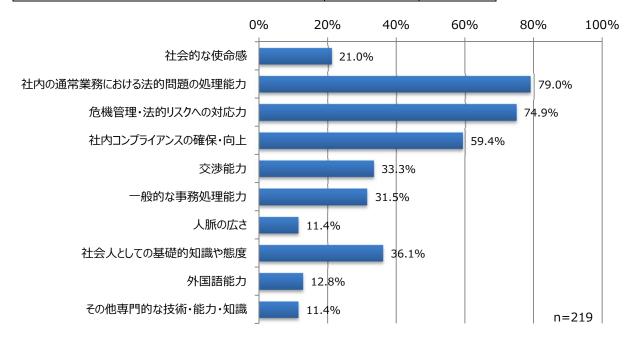
修了生を採用するにあたって、期待している能力・資質、活躍を期待する活動分野・内容

#### <期待している能力・資質について 全体>

法律事務所以外の受入機関における期待する能力については、「社内の通常業務における法的問題の処理能力」(79.0%)、「危機管理・法的リスクへの対応力」(74.9%)、「社内コンプライアンスの確保・向上」(59.4%)の3項目が高い結果となった。

「社会人としての基礎的知識や態度」、「交渉能力」、「一般的な事務処理能力」は30%程度であった。 「外国語能力」、「人脈の広さ」、「その他専門的な技術・能力・知識」などは10%強にとどまっており、期待は高くないと言える。

	有効回答数	割合
社会的な使命感	46	21.0%
社内の通常業務における法的問題の処理能力	173	79.0%
危機管理・法的リスクへの対応力	164	74.9%
社内コンプライアンスの確保・向上	130	59.4%
交渉能力	73	33.3%
一般的な事務処理能力	69	31.5%
人脈の広さ	25	11.4%
社会人としての基礎的知識や態度	79	36.1%
外国語能力	28	12.8%
その他専門的な技術・能力・知識	25	11.4%



## <その他(自由記述)>(抜粋)

#### ■素養

- 実定法の知識
- 法律学に対する一般的知識
- 知財関連
- 答弁書等の書面作成能力

## ■資質

- 社内コミュニケーション力、人格
- 司法過疎問題に対する意識の高さ
- 法律分野以外に興味関心を持てること

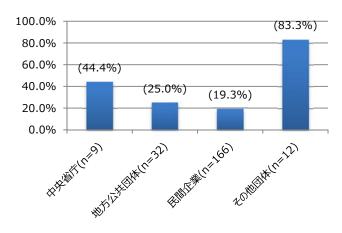
## ■活躍を期待する活動分野・内容

- ビジネスシーンでの活躍
- 周辺情報まで含めた状況把握力・理解力・適応判断力 社内外関係者を統率・牽引する力
- 実践的な外国語能力
- 事業運営

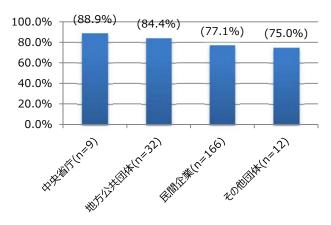
<能力・資質について 属性別>

	社会的 な使命 感	社内の通 常業務に おける法 的問題の 処理能力	危機管理・法的リスクへの対応力	社内コン プライア ンスの確 保・向上	交渉能力	一般的 な事務 処理能 力	人脈の広さ	社会人と しての基 礎的知 識や態 度	外国語能力	その他専門的な技術・能力・知識
中央省庁	4	8	3	2	5	4	1	5	2	1
(n=9)	(44.4%)	(88.9%)	(33.3%)	(22.2%)	(55.6%)	(44.4%)	(11.1%)	(55.6%)	(22.2%)	(11.1%)
地方公共団体	8	27	21	17	9	11	2	8	1	6
(n=32)	(25.0%)	(84.4%)	(65.6%)	(53.1%)	(28.1%)	(34.4%)	(6.3%)	(25.0%)	(3.1%)	(18.8%)
民間企業	32	128	131	102	52	51	21	63	24	16
(n=166)	(19.3%)	(77.1%)	(78.9%)	(61.4%)	(31.3%)	(30.7%)	(12.7%)	(38.0%)	(14.5%)	(9.6%)
その他団体	2	10	9	9	7	3	1	3	1	2
(n=12)	(83.3%)	(75.0%)	(75.0%)	(58.3%)	(25.0%)	(8.3%)	(25.0%)	(8.3%)	(16.7%)	(0.0%)

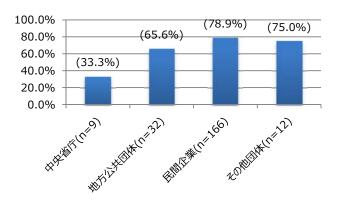
#### 社会的な使命感



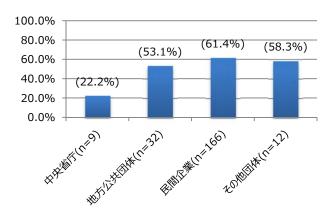
# 社内の通常業務における法的問題の処理能力



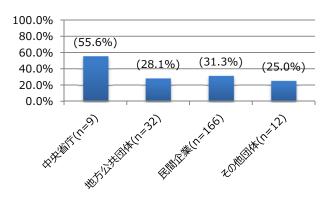
# 危機管理・法的リスクへの対応力



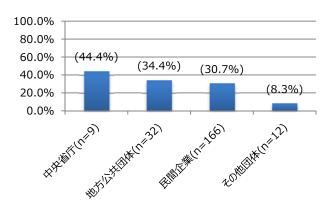
# 社内コンプライアンスの確保・向上



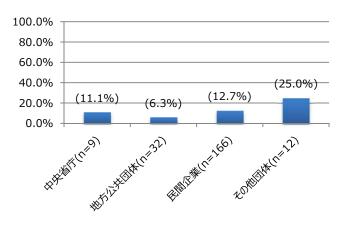
## 交渉能力



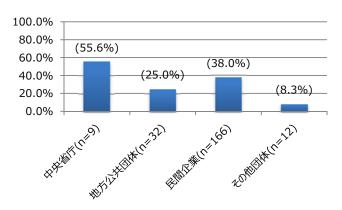
## 一般的な事務処理能力



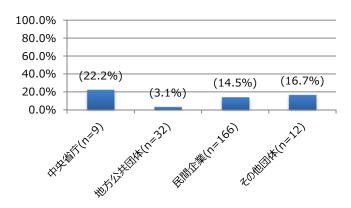
## 人脈の広さ



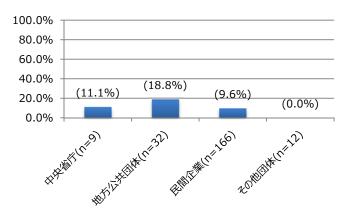
## 社会人としての基礎的知識や態度



## 外国語能力



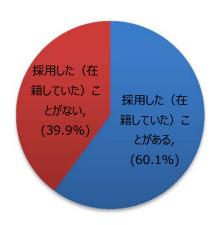
## その他専門的な技術・能力・知識



# (5)修了生の採用(在籍)実績(過去5年間)

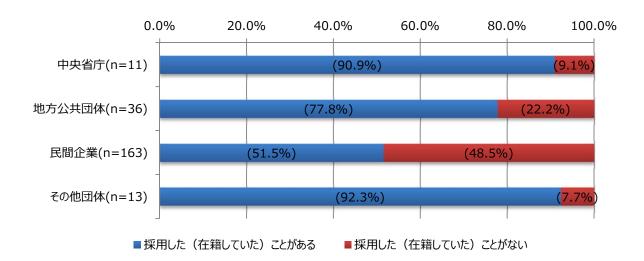
## <採用実績 全体>

	有効回答数	割合
採用した(在籍していた)ことがある	134	(60.1%)
採用した(在籍していた)ことがない	89	(39.9%)



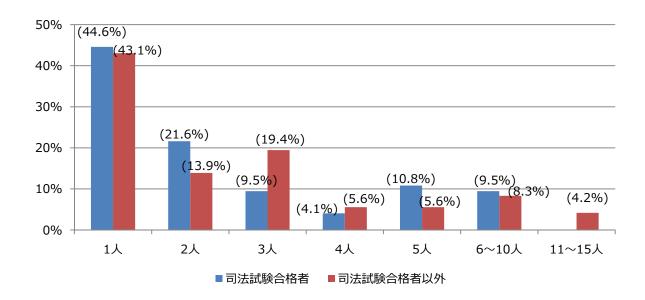
## <採用実績 属性別>

	有効回答数	採用した(在籍していた)ことがある	採用した(在籍していた)ことがない
中央省庁	11	10	1
(n=11)	(100.0%)	(90.9%)	(9.1%)
地方公共団体	36	28	8
(n=36)	(100.0%)	(77.8%)	(22.2%)
民間企業	163	84	79
(n=163)	(100.0%)	(51.5%)	(48.5%)
その他団体	13	12	1
(n=13)	(100.0%)	(92.3%)	(7.7%)



# <「採用した(在籍していた)」ことがある受入機関 全体>

	司法試験合格者	割合	司法試験合格者以外	割合
人数	74		72	
1人	33	(44.6%)	31	(43.1%)
2 人	16	(21.6%)	10	(13.9%)
3 人	7	(9.5%)	14	(19.4%)
4 人	3	(4.1%)	4	(5.6%)
5 人	8	(10.8%)	4	(5.6%)
6~10 人	7	(9.5%)	6	(8.3%)
11~15 人	0	(0.0%)	3	(4.2%)



# <「採用した(在籍していた)」ことがある受入機関 属性別>

中央省庁	司法試験合格者	司法試験合格者以外
	7	8
1人	2	1
2 人	0	0
3 人	0	3
4 人	1	1
5 人	1	1
6~10 人	3	1
11~15 人	0	1

地方公共団体	司法試験合格者	司法試験合格者以外
	11	14
1人	7	2
2 人	3	2
3 人	1	6
4 人	0	1
5 人	0	2
6~10人	0	1
11~15 人	0	0

民間企業	司法試験合格者	司法試験合格者以外
	47	47
1人	21	27
2 人	13	8
3 人	4	5
4 人	2	1
5 人	4	1
6~10 人	3	4
11~15 人	0	1

その他団体	司法試験合格者	司法試験合格者以外
	9	3
1人	3	1
2 人	0	0
3 人	2	0
4 人	0	1
5 人	3	0
6~10 人	1	0
11~15 人	0	1

## <「在籍している(在籍していた)主な部門 全体>

法務部門(法令、コンプライアンス、知財関係等)

法務部門は、もっとも配属数の多い部門である。民間企業が最も進んでいるが、一部の中央省庁やその他団体においても5名以上の採用実績がある。民間企業においては、半数以上において複数名採用実績がある。

	中央省庁	地方公共団体	民間企業	その他団体
	6	16	66	5
1人	2	8	28	1
2 人	1	6	16	1
3 人	0	1	9	0
4 人	0	1	7	0
5 人	1	0	2	2
6~10 人	1	0	4	1
11~15人	0	0	0	0
16 人以上	1	0	0	0

## 総務部門(労務管理、人事等)

民間企業ではそれほど多くの採用実績は無いが、民間企業以外では一定の採用実績があると言える。 ただ、1名の配属がほとんどである。

	中央省庁	地方公共団体	民間企業	その他団体
	2	6	3	3
1人	2	6	1	2
2 人	0	0	1	1
3 人	0	0	1	0
4 人	0	0	0	0
5 人	0	0	0	0
6~10 人	0	0	0	0
11~15人	0	0	0	0
16 人以上	0	0	0	0

#### 企画部門(経営戦略等)

企画部門は、民間企業においては総務部門よりも採用実績のある部門である。複数名採用実績のある 機関も徐々に増えてきている。

	中央省庁	地方公共団体	民間企業	その他団体
	3	4	10	1
1人	0	3	8	1
2 人	1	1	1	0
3 人	0	0	0	0
4 人	1	0	1	0
5 人	0	0	0	0
6~10人	1	0	0	0
11~15 人	0	0	0	0
16 人以上	0	0	0	0

#### <その他ポジション(自由記述)>(抜粋)

- 各種事業担当
- 議員立法の立案等
- 政策立案、省内外の調整
- 地方行政業務
- 行政事務
- 経営管理
- 経理
- 税務
- 営業部門
- 教育部門
- コンサルティング部門
- 業務系部門
- 研究部門
- 法律編集部門
- 新規ビジネス立上げチームの契約マネジメント担当
- 金融商品の開発関係
- 債権回収
- 事業・窓口・施設管理等
- アウトソーシングビジネス
- 一般事務
- 不動産事業
- 福祉
- 被爆支援、健康対策、高齢者支援、選挙
- 賦課徵収業務等
- eDiscovery
- 保健福祉
- 法務研究科に関する事務
- 学部・研究科等における教育研究
- 公物管理、保健予防
- 都市整備、建設

#### くその理由(自由記述)>(抜粋)

- ■採用した(在籍していた)ことがある
- 法的知識の活用のため。
- 法務部門の充実、強化のため。
- 法的トラブル発生時の対応と社内コンプラインスの向上のため。
- コンプライアンス推進施策の実施・立案・訴訟調整事務、改正行政不服審査法の施工に伴う対応、 及び行政問題法律相談に関することを、専門的に行うことができる職員が必要となったため。
- 法務関係、主に規定書の整備、及び法務相談対応のため。
- 新規ビジネス立上げプロセスの始めから関わることにより、ビジネス目的に適した契約の仕組みを 作ることができるため。
- 基本的な法律知識については、採用後に訓練、修得させる必要がないため。
- 他の大学院修了生や学部新卒生と比較して特段採用したいと考えているわけではないが、昨今、司 法試験に合格できない法科大学院修了生が、それまでの勉強を転用できる国家公務員試験に流れる

ケースが多く、国家公務員試験合格者中の法科大学院修了生の割合が高くなってきているため、必 然的に選考の過程で残る割合が高くなっているから。

- 特許部に専門知識を持った人を採用したいと顧問弁護士に相談したところ紹介された。
- 即戦力を期待した。

#### ■採用した(在籍していた)ことがない

- 特に必要としていなかったため。
- 法科大学院修了生の応募者がいないため。
- 他の採用とは別に法科大学院修了生に特化した採用を行っていないため。
- 社内の配置において必要性があまりない。
- 法律上のトラブルの発生率が低いため。
- 社内に資格者に適任な職種がないため。
- 社外弁護士がいるため。
- 働いた経験がないから。 法律知識がありながら法律以外の分野に興味関心を持つ人がいないから。

## (6)修了生(司法試験合格者)の採用予定について

## <司法試験合格者採用予定 全体>

司法試験合格者の採用予定に関しては、法律事務所以外の受入機関において「積極的に採用したい」、「できれば採用したい」と回答した割合を合わせると4割程度となっている。「採用しない」と回答したのは1割。

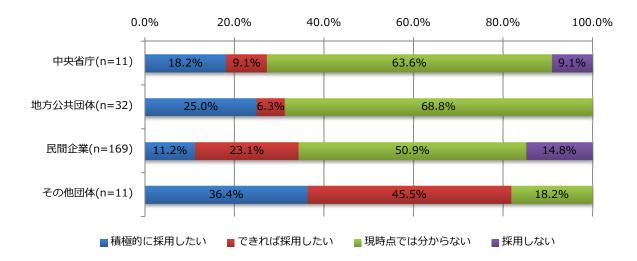
	有効回答数	割合
	223	(100.0%)
積極的に採用したい	33	(14.8%)
できれば採用したい	47	(21.1%)
現時点では分からない	117	(52.5%)
採用しない	26	(11.7%)



## <司法試験合格者採用予定 属性別>

「積極的に採用したい」と回答したのは、その他団体が36.4%、地方公共団体が25.0%であり、民間企業については「積極的に採用したい」が11.2%、「できれば採用したい」が23.1%であった。その他団体は、8割以上が採用意欲を持っている。

	有効回答数	積極的に	できれば	現時点では	採用しない
		採用したい	採用したい	分からない	13/47/12 0.0
中央省庁	11	2	1	7	1
(n=11)	100.0%	18.2%	9.1%	63.6%	9.1%
地方公共団体	32	8	2	22	0
(n=32)	100.0%	25.0%	6.3%	68.8%	0.0%
民間企業	169	19	39	86	25
(n=169)	100.0%	11.2%	23.1%	50.9%	14.8%
その他団体	11	4	5	2	0
(n=11)	100.0%	36.4%	45.5%	18.2%	0.0%



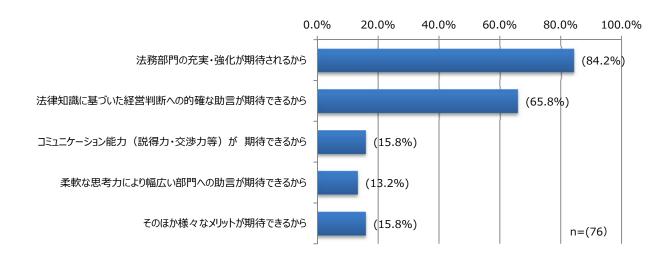
# (7)(6)で「積極的に採用したい」又は「できれば採用したい」と回答された場合、採用したい と考える理由

#### 〈理由(複数回答可) 全体〉

合格者を採用したい理由であるが、「法務部門の充実・強化が期待されるから」(以下「法務部門強化」)が84.2%、「法律知識に基づいた経営判断への的確な助言が期待できるから」(以下「経営支援機能強化」)が65.8%とこの2つがほとんどの理由であると言える。

一方、「コミュニケーション能力(説得力・交渉力等)が期待できるから」(以下「説得・交渉力強化」)、「柔軟な思考力により幅広い部門への助言が期待できるから」(以下「社内部門支援機能」)などへの期待はあまり高くない。

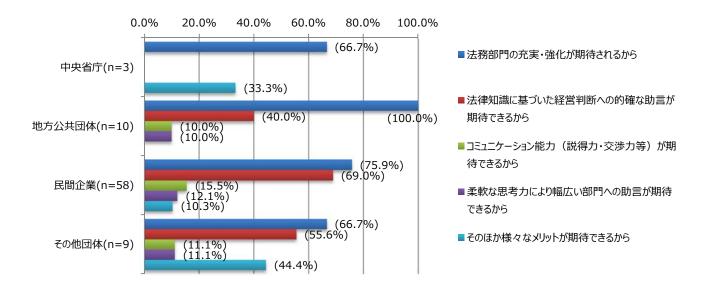
	有効回答数	割合
法務部門の充実・強化が期待されるから	64	(84.2%)
法律知識に基づいた経営判断への的確な助言が期待できるから	50	(65.8%)
コミュニケーション能力(説得力・交渉力等)が 期待できるから	12	(15.8%)
柔軟な思考力により幅広い部門への助言が期待できるから	10	(13.2%)
そのほか様々なメリットが期待できるから	12	(15.8%)



#### 〈理由(複数回答可) 属性別>

属性別に関しては、回答数が限定的ではあるが、属性の違いによる採用理由に関して、大きな差は見られない。

	法務部門の充 実・強化が期待 されるから	法律知識に基づい た経営判断への的 確な助言が期待で きるから	コミュニケーション能 カ(説得力・交渉力 等)が期待できるから	柔軟な思考力により幅広い部門への 助言が期待できる から	そのほか様々な メリットが期待で きるから
中央省庁	2	0	0	0	1
(n=3)	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%
地方公共団体	10	4	1	1	0
(n=10)	100.0%	40.0%	10.0%	10.0%	0.0%
民間企業	44	40	9	7	6
(n=58)	75.9%	69.0%	15.5%	12.1%	10.3%
その他団体	6	5	1	1	4
(n=9)	66.7%	55.6%	11.1%	11.1%	44.4%



#### <その理由 自由記述> (抜粋)

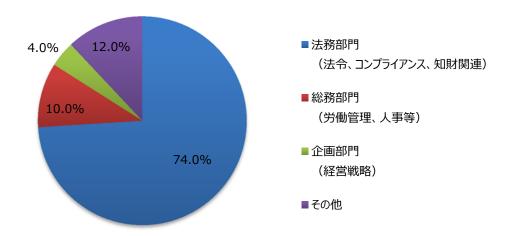
- 専門能力に期待できるから。
- ポテンシャルは期待できるから。
- 新しいビジネスに最適なクリエイティブな契約書を期待できるため。
- 顧問弁護士がいるものの、顧問弁護士には行ってもらえない種類の問題があり、他方社内で解決するにはハードルが高く(示談・交渉)、そういった問題への対応を期待する。
- 同等レベルの大学(法学部)卒生より採用しやすいから。
- 弁護士相手や企業の法務・知財部門相手のサービスを提供しており、弁護士資格をもっていれば外 部弁護士をテンポラリーで雇わずにすむから。

# (8)(6)で採用したいと回答された場合、主にどのようなポジションで仕事をしてもらいたいと 考えているか

## <司法試験合格者に仕事をしてもらいたいポジション 全体>

司法試験合格者の想定ポジションに関しては、「法務部門」が4分の3を占め、総務が1割、その他が1割で、企画部門は4%程度である。

	有効回答数	割合
	100	100.0%
法務部門(法令、コンプライアンス、知財関連)	74	74.0%
総務部門(労働管理、人事等)	10	10.0%
企画部門(経営戦略)	4	4.0%
その他	12	12.0%



#### <司法試験合格者に仕事をしてもらいたいポジション 全体 その他内訳>

- 経営コンサルタント(プロフェッショナルスタッフ)
- 議員立法の立案等
- 債権回収
- 新規事業部
- 教育部門
- 学部・研究科等における教育研究
- 渉外広報

## <司法試験合格者に仕事をしてもらいたいポジション 全体 その理由>

- ■法務部門(法令、コンプライアンス、知財関連)
- 公平で論理的な判断ができるため。判断に困る場合必要なデータの指摘ができるため。
- 司法試験合格者が所属するには、法務部門の他に考えられない(一部門に長けた部署の所属では合格者の能力を社内で十分に発揮させることができない)。

#### ■総務部門(労働管理、人事等)

• 総務部門、企画部門、渉外広報 →将来的に経営法務機能の1つとして人員配置すべきと考えられているため。

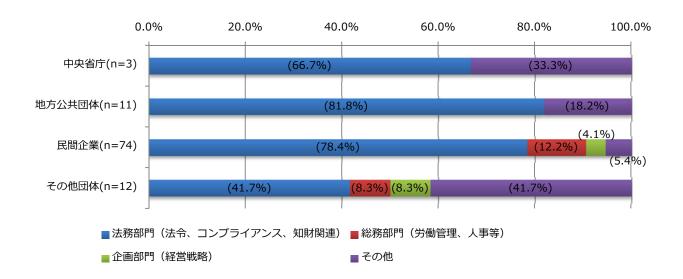
#### ■企画部門(経営戦略)

• 公平で論理的な判断ができるため。判断に困る場合必要なデータの指摘ができるため。

## <司法試験合格者に仕事をしてもらいたいポジション 属性別>

回答数が限定的ではあるが、その他団体は法務に限らず、幅広くポジションを検討している。

	有効回答数	法務部門(法令、コンプライアンス、知財関連)	総務部門(労働管 理、人事等)	企画部門(経営戦 略)	その他
中央省庁	3	2	0	0	1
(n=3)	100.0%	66.7%	0.0%	0.0%	33.3%
地方公共団体	11	9	0	0	2
(n=11)	100.0%	81.8%	0.0%	0.0%	18.2%
民間企業	74	58	9	3	4
(n=74)	100.0%	78.4%	12.2%	4.1%	5.4%
その他団体	12	5	1	1	5
(n=12)	100.0%	41.7%	8.3%	8.3%	41.7%

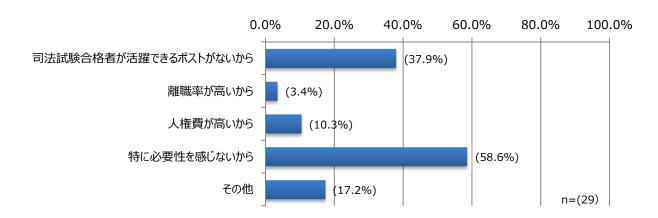


# (9)(6)で採用しないと回答した場合の理由

## <採用しない理由 全体>

司法試験合格者を採用しない理由としては、「必要性を感じないから」、「活躍するポストがないから」の回答が多かった。

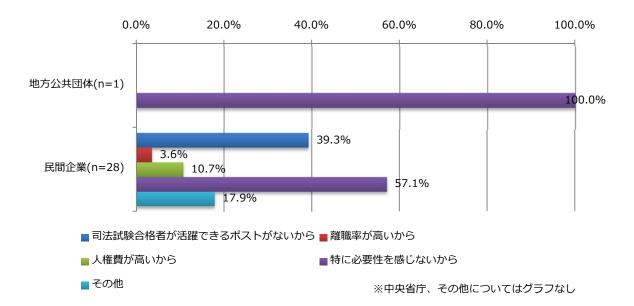
	有効回答数	割合
司法試験合格者が活躍できるポストがないから	11	(37.9%)
離職率が高いから	1	(3.4%)
人権費が高いから	3	(10.3%)
特に必要性を感じないから	17	(58.6%)
その他	5	(17.2%)



## <採用しない理由 属性別>

回答はほとんど民間企業であった。地方公共団体の理由は「必要性を感じない」であった。

	司法試験合格者が 活躍できるポストがないから	離職率が 高いから	人権費が 高いから	特に必要性を 感じないから	その他
中央省庁	0	0	0	0	0
(n=0)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
地方公共団体	0	0	0	1	0
(n=1)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)	(0.0%)
民間企業	11	1	3	16	5
(n=28)	(39.3%)	(3.6%)	(10.7%)	(57.1%)	(17.9%)
その他団体	0	0	0	0	0
(n=0)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)



# <採用しない理由 属性別 具体的な理由>

• 顧問弁護士に法的対応を委任しているため。

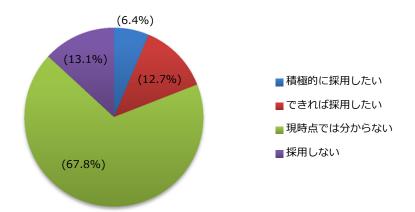
## (10) 法科大学院修了生(司法試験合格者以外)の採用予定について

## <司法試験合格者以外の採用予定 全体>

司法試験合格者以外の採用意欲に関しては、司法試験合格者に比べて、「現時点では分からない」の比率が多くなり、その分、明確な採用意欲「積極的に採用したい」、「できれば採用したい」の比率が低い。

	有効回答数	割合
	236	(100.0%)
積極的に採用したい	15	(6.4%)
できれば採用したい	30	(12.7%)
現時点では分からない	160	(67.8%)
採用しない	31	(13.1%)

【参考∶合格者】	有効回答数	割合
	223	(100.0%)
積極的に採用したい	33	(14.8%)
できれば採用したい	47	(21.1%)
現時点では分からない	117	(52.5%)
採用しない	26	(11.7%)

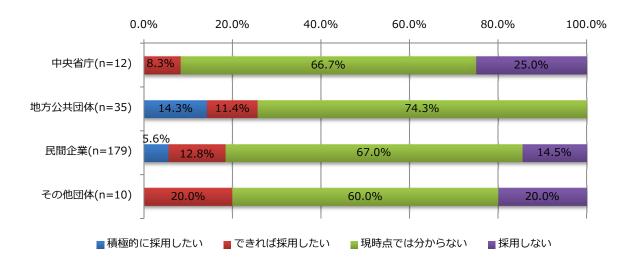


## <司法試験合格者以外の採用予定 属性別>

属性別に見ると、地方公共団体は、他の機関よりも若干高い採用意欲を持っている。

民間企業は、司法試験合格者の場合と比較すると明確な採用意欲を持つ企業は少なく、「現時点では分からない」と回答した企業が多い。

	有効回答数	積極的に採用し	できれば採用	現時点では分	切田! かい
	有劝凹合数	たい	したい	からない	採用しない
中央省庁	12	0	1	8	3
(n=12)	(100.0%)	(0.0%)	(8.3%)	(66.7%)	(25.0%)
地方公共団体	35	5	4	26	0
(n=35)	(100.0%)	(14.3%)	(11.4%)	(74.3%)	(0.0%)
民間企業	179	10	23	120	26
(n=179)	(100.0%)	(5.6%)	(12.8%)	(67.0%)	(14.5%)
その他団体	10	0	2	6	2
(n=10)	(100.0%)	(0.0%)	(20.0%)	(60.0%)	(20.0%)



【参考:司法試験合格者】	有効回答数	積極的に採	できれば採用	現時点では	位田 かい
【参考:可法武融合俗名】	有劝凹合致	用したい	したい	分からない	採用しない
中央省庁	11	2	1	7	1
(n=11)	(100.0%)	(18.2%)	(9.1%)	(63.6%)	(9.1%)
地方公共団体	32	8	2	22	0
(n=32)	(100.0%)	(25.0%)	(6.3%)	(68.8%)	(0.0%)
民間企業	169	19	39	86	25
(n=169)	(100.0%)	(11.2%)	(23.1%)	(50.9%)	(14.8%)
その他団体	11	4	5	2	0
(n=11)	(100.0%)	(36.4%)	(45.5%)	(18.2%)	(0.0%)

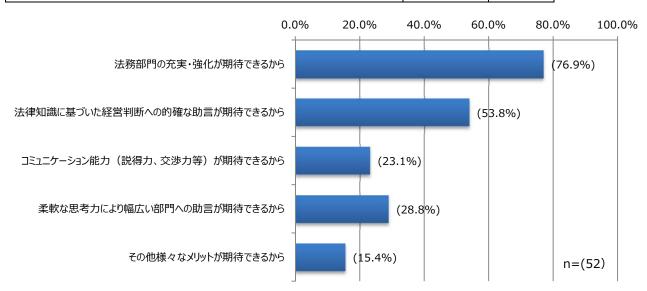
#### (11) 採用したいと考える理由(複数回答可)

#### <採用したいと考える理由 全体>

司法試験合格者以外を採用したいと考える理由について、「法務部門強化」と「経営支援機能強化」を理由に挙げることは同じだが、その比率は合格者に比べ低い。

その分、「説得・交渉能力強化」、「社内部門支援機能」などの理由が高まっている。

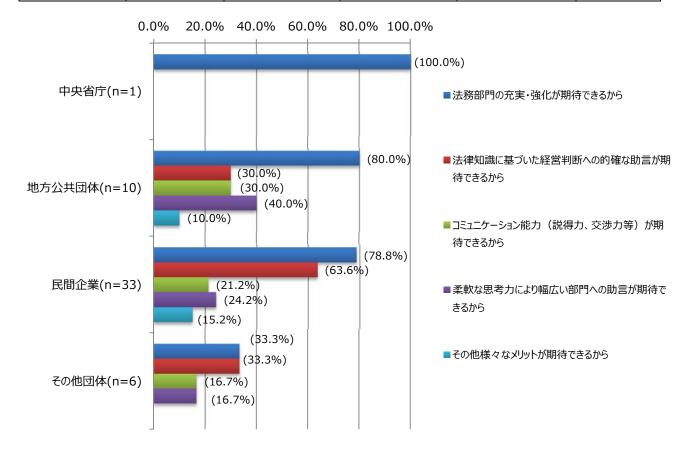
	有効回答数	割合
法務部門の充実・強化が期待できるから	40	(76.9%)
法律知識に基づいた経営判断への的確な助言が期待できるから	28	(53.8%)
コミュニケーション能力(説得力、交渉力等)が期待できるから	12	(23.1%)
柔軟な思考力により幅広い部門への助言が期待できるから	15	(28.8%)
その他様々なメリットが期待できるから	8	(15.4%)



#### 〈採用したいと考える理由 属性別〉

司法試験合格者と大きくは変わらないが、地方公共団体と民間企業において、「社内部門支援機能」の割合が高くなっている。

					その他様々な
	法務部門強化	経営支援機能強化	説得・交渉力強化	社内部門支援機能	メリットが期待
					できるから
中央省庁	1	0	0	0	0
(n=1)	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
地方公共団体	8	3	3	4	1
(n=10)	(80.0%)	(30.0%)	(30.0%)	(40.0%)	(10.0%)
民間企業	26	21	7	8	5
(n=33)	(78.8%)	(63.6%)	(21.2%)	(24.2%)	(15.2%)
その他団体	2	2	1	1	0
(n=6)	(33.3%)	(33.3%)	(16.7%)	(16.7%)	(0.0%)



【参考: 司法試験合格者】	法務部門強化	経営支援機能強化	説得・交渉力強 化	社内部門支援機能	そのほか様々な メリットが期待で きるから
中央省庁	2	0	0	0	1
(n=3)	(66.7%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(33.3%)
地方公共団体	10	4	1	1	0
(n=10)	(100.0%)	(40.0%)	(10.0%)	(10.0%)	(0.0%)
民間企業	44	40	9	7	6
(n=58)	(75.9%)	(69.0%)	(15.5%)	(12.1%)	(10.3%)
その他団体	6	5	1	1	4
(n=9)	(66.7%)	(55.6%)	(11.1%)	(11.1%)	(44.4%)

#### <採用したいと考える理由 属性別 具体的な理由>(抜粋)

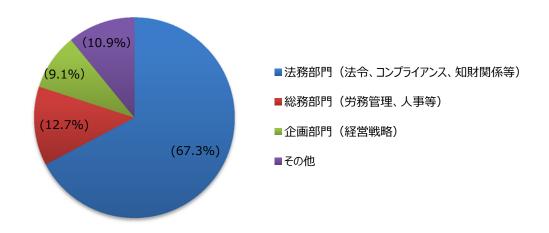
- 司法試験合格者と比較して、内定を辞退する可能性が低いと考えられるから。
- 基礎能力が高いと見込まれるから
- 法律書の専門出版社として、法科大学院は有為な人材供給源と考えられるから。
- 学部教育ではできない法的思考・実務能力が行われており、また法律知識や人格の成熟の点でも優れているため。
- 弁護士相手や企業の法務・知財部門相手のサービスを提供しており、法務バックグラウンドを持っている方がプラスに働くから。
- 専門外の業務について、よく勉強し努力する姿勢、基礎的な思考能力。
- 幅広い部門で活躍が期待できるため。

# (12) 上記(10) で「積極的に採用したい」又は「できれば採用したい」と回答された場合、主に どのようなポジションで仕事をしてもらいたいと考えているか

## <司法試験合格者以外に仕事をしてもらいたいポジション 全体>

司法試験合格者と同様、法務部門への配属が最大である。

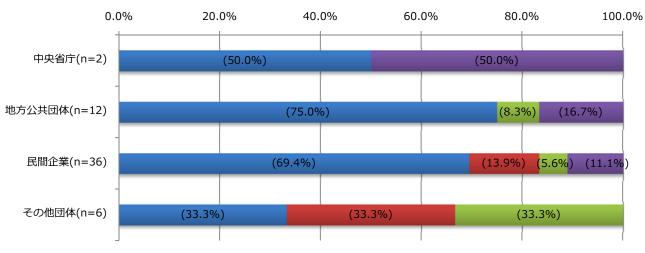
	有効回答数	割合
	55	(100.0)%
法務部門(法令、コンプライアンス、知財関係等)	37	(67.3%)
総務部門(労務管理、人事等)	7	(12.7%)
企画部門(経営戦略)	5	(9.1%)
その他	6	(10.9%)



# <司法試験合格者以外に仕事をしてもらいたいポジション 属性別>

司法試験合格者と大きな違いはない。

	有効回答数	法務部門(法令、コンプラ イアンス、知財関連)	総務部門(労働管 企画部門(経営戦 理、人事等) 略)		その他
中央省庁(n=2)	2	1	0	0	1
	(100.0%)	(50.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(50.0%)
地方公共団体(n=12)	12	9	0	1	2
	(100.0%)	(75.0%)	(0.0%)	(8.3%)	(16.7%)
民間企業(n=36)	36	25	5	2	4
	(100.0%)	(69.4%)	(13.9%)	(5.6%)	(11.1%)
その他団体(n=6)	6	2	2	2	0
	(100.0%)	(33.3%)	(33.3%)	(33.3%)	(0.0%)



11 (分别百姓、八事寺	〕 ■企画部門(経営戦略)	-C071B

【参考:合格者】	有効回答数	法務部門(法令、コンプ 総務部門(労働管 企画部門(経営戦 ライアンス、知財関連) 理、人事等) 略)		その他	
中央省庁	3	2	0	0	1
(n=3)	100.0%	66.7%	0.0%	0.0%	33.3%
地方公共団体	11	9	0	0	2
(n=11)	100.0%	81.8%	0.0%	0.0%	18.2%
民間企業	74	58	9	3	4
(n=75)	100.0%	78.4%	12.2%	4.1%	5.4%
その他団体	12	5	1	1	5
(n=12)	100.0%	41.7%	8.3%	8.3%	41.7%

# <司法試験合格者以外に仕事をしてもらいたいポジション その他(自由記述)>(抜粋)

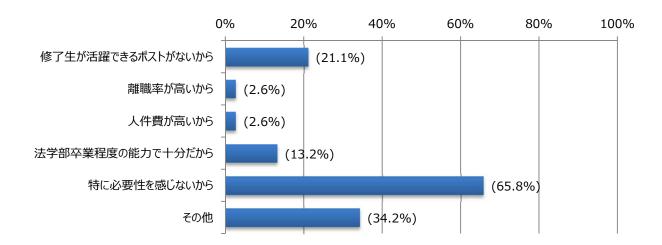
- 本人の適性による
- 法律編集部門
- 総務、環境、都市整備など
- 法務部門以外の広範な領域
- 研究職
- 法律の専門家として採用するわけではないので、通常の人員配置と同様に考えるため

## (13) 上記(10) で「採用しない」と回答された場合、採用しない理由

## <司法試験合格者以外を採用しない理由 全体>

修了生を採用しない理由に関しては、「特に必要性を感じないから」が最多の 65.8%で、「ポストがない」、「法学部卒業程度の能力で十分だから」などが複数回答あった。

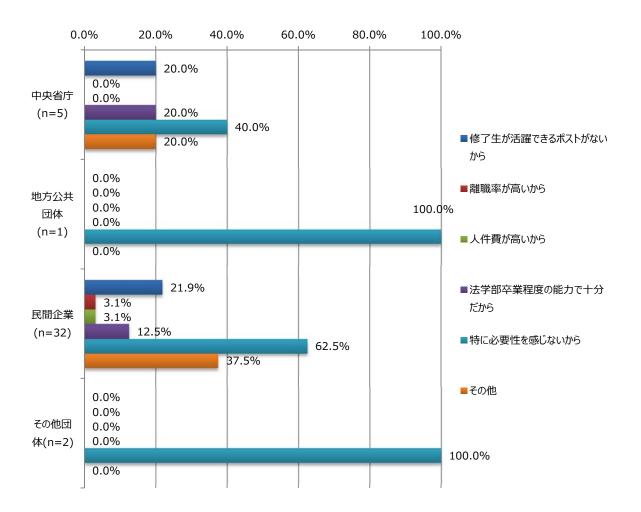
	有効回答数	割合
修了生が活躍できるポストがないから	8	(21.1%)
離職率が高いから	1	(2.6%)
人件費が高いから	1	(2.6%)
法学部卒業程度の能力で十分だから	5	(13.2%)
特に必要性を感じないから	25	(65.8%)
その他	13	(34.2%)



## <合格者以外を採用しない理由 属性別>

回答の大半が企業であったため、全体傾向との違いはほとんどない。

	修了生が活躍で きるポストがな いから	離職率が高いから	人件費が高いか ら	法学部卒業程度 の能力で十分だ から	特に必要性を 感じないから	その他
中央省庁	1	0	0	1	2	1
(n=5)	(20.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(20.0%)	(40.0%)	(20.0%)
地方公共団体	0	0	0	0	1	0
(n=1)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)	(0.0%)
民間企業	7	1	1	4	20	12
(n=32)	(21.9%)	(3.1%)	(3.1%)	(12.5%)	(62.5%)	(37.5%)
その他団体	0	0	0	0	2	0
(n=2)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)	(0.0%)



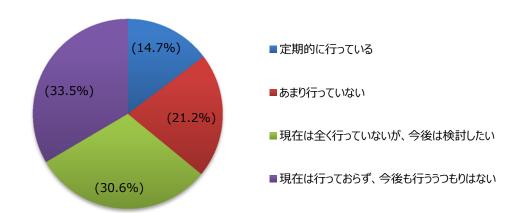
#### <合格者以外を採用しない理由(自由記述)>(抜粋)

- 顧問弁護士に法的対応を委任しているため。
- 高いレベルの法務知識が必要な事象は専門家である外部弁護士に確認した方が、効率が良いため、社内法務の人材はむしろ業務に精通してどのレベルについては弁護士に相談すべきか、何を相談すべきかを確認できる人材が望ましい。このような人材については、20代後半から30代に法科大学院を卒業して民間に就職する人材よりも、むしろ民間で実務を経験してきた人材の方が、適性が高いと感じているため。
- 弁護士資格を有している者の採用を求めている。
- 司法試験合格を能力判断しているから。
- 主力事業に配属する人員に絞り、採用活動を行っているため。
- 法律の専門性という魅力はあるものの、ジェネラリストを育成する風土の下、ご本人のキャリア感とのギャップが心配される。
- 司法試験に合格する能力を持たずに国家公務員試験を受験している法科大学院修了生は、「司法 試験がダメだから他の道を探す」という消極的な理由で志望している者が多く、意欲も能力も 高くない学生が多いので、採用するメリットは大きくないと考えている。もちろん、意欲能力 が特に秀でて高い学生がいれば、その限りではない。
- 法科大学院での教育がビジネスで役に立つものと思えないから。

# (14) 採用にあたっての法科大学院生(修了生を含む)へのリクルート活動の有無について <リクルート活動の有無 全体>

採用活動に関しては、「定期的に行っている」という回答は14.7%である。「定期的に行っている」、「あまり行っていない」、「現在は全く行っていないが、今後は検討したい」を合わせると約65%が、採用可能性がある。

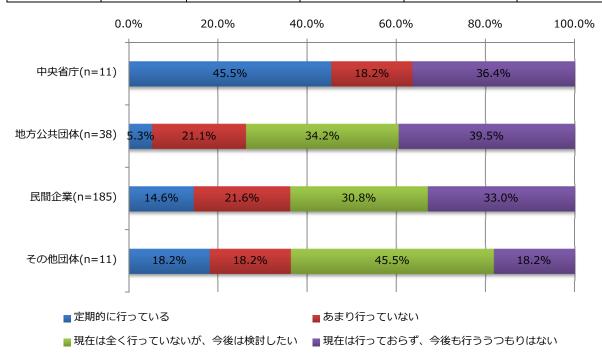
	有効回答数	割合
	245	(100.0%)
定期的に行っている	36	(14.7%)
あまり行っていない	52	(21.2%)
現在は全く行っていないが、今後は検討したい	75	(30.6%)
現在は行っておらず、今後も行ううつもりはない	82	(33.5%)



#### <リクルート活動の有無 属性別>

受入機関別に見ると、中央省庁の45.5%が「定期的に行っている」と回答し、その他団体も2割弱が「定期的に行っている」と回答している。一方、地方公共団体は定期的ではなく、時々か、今後の採用を検討している。その他団体は、「現在は行っておらず、今後も行うつもりはない」と回答した割合が最も低い。

	有効回答数	定期的に行っている	あまり行ってい ない	現在は全く行って いないが、今後は 検討したい	現在は行ってお らず、今後も行う うつもりはない
中央省庁	11	5	2	0	4
(n=11)	(100.0%)	(45.5%)	(18.2%)	(0.0%)	(36.4%)
地方公共団体	38	2	8	13	15
(n=38)	(100.0%)	(5.3%)	(21.1%)	(34.2%)	(39.5%)
民間企業	185	27	40	57	61
(n=185)	(100.0%)	(14.6%)	(21.6%)	(30.8%)	(33.0%)
その他団体	11	2	2	5	2
(n=11)	(100.0%)	(18.2%)	(18.2%)	(45.5%)	(18.2%)



## 1-2-2. 受入機関種別

回答した受入機関は、77.2%が法律事務所であり、16.9%が民間企業、残り5.9%が公務員、その他団体である。

		有効回答数	割合
		1,147	(100.0%)
1	法律事務所	885	(77.2%)
2	中央省庁	12	(1.0%)
3	地方公共団体	44	(3.9%)
4	民間企業	194	(16.9%)
5	その他団体	12	(1.0%)

## 1-2-3. 規模について

規模は、5人未満が多いが、これは法律事務所が全体の8割を占めている影響である。一方、100人以上に関しては、主に民間企業と公的機関などである。

		有効回答数	割合	
		1,147	(100.0%)	
1	5 人未満	608	(53.0%)	
2	5 人以上~10 人未満	193	(16.8%)	
3	10 人以上~50 人未満	91	(7.9%)	
4	50 人以上~100 人未満	25	(2.2%)	
5	100 人以上~500 人未満	61	(5.3%)	
6	500 人以上~1,000 人未満	27	(2.4%)	
7	1,000 人以上	136	(11.9%)	
8	未回答	6	(0.5%)	

## 1-2-4. 法科大学院修了生の所属状況

# (1)人数

法科大学院修了生の所属人数を受入機関種別でみると、0人回答を除いた比率では、法律事務所では 1名が 36.4%、 $2\sim3$ 名が 37.8%となり、3名以下が 74.2%を占める。民間企業及び地方公共団体では、  $1\sim4$ 名所属の割合が 4割程度を占める。中央省庁では 5人以上所属の割合が 6割を占める。

	\_ /+ <del></del> =#				1.1. <del>-1.</del> 22 11				7 0 N E	
	法律事務所	(割合)	中央省庁	(割合)	地方公共 団体	(割合)	民間企業	(割合)	その他団体	(割合)
0人	70	(8.0%)	1	(9. 1%)	11	(28. 2%)	87	(48.3%)	1	(7. 7%)
1人	320	(36. 4%)	1	(9. 1%)	5	(12. 8%)	38	(21.1%)	2	(15. 4%)
2 人	223	(25. 4%)	0	(0.0%)	2	(5. 1%)	20	(11.1%)	5	(38. 5%)
3 人	109	(12. 4%)	1	(9. 1%)	4	(10. 3%)	13	(7. 2%)	0	(0.0%)
4 人	44	(5.0%)	2	(18. 2%)	3	(7. 7%)	7	(3.9%)	0	(0.0%)
5人	30	(3.4%)	0	(0.0%)	6	(15. 4%)	7	(3.9%)	0	(0.0%)
6~10人	60	(6.8%)	4	(36. 4%)	3	(7. 7%)	5	(2.8%)	2	(15. 4%)
11 人~15 人	11	(1.3%)	2	(18. 2%)	4	(10. 3%)	2	(1.1%)	1	(7. 7%)
16 人~20 人	4	(0.5%)	0	(0.0%)	1	(2.6%)	1	(0.6%)	1	(7. 7%)
21 人~25 人	1	(0.1%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
26 人~30 人	2	(0. 2%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
31 人~40 人	1	(0. 1%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
41 人~50 人	2	(0. 2%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
51 人~100 人	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
101~150 人	1	(0. 1%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
151 人以上	1	(0.1%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	1	(7. 7%)
合計	879		11		39		180		13	

# (2)性別

下記表は、「受入機関における修了生の女性在籍率」を表すものである。まず、全機関の総計において、半分の50%が、女性修了生はいないと回答している。0%から50%未満の割合を合計すると、ほぼ7割となっており、各受入機関先の全体の傾向は合致する。

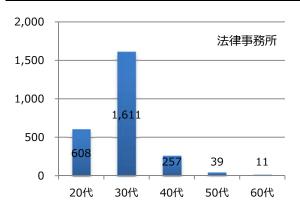
<受入機関における女性在籍比率と機関数>

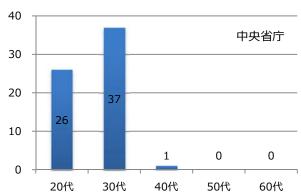
	総計	法律事務所	中央省庁	地方公共団体	民間企業	その他団体
女性在籍比率	948	806	10	28	94	10
0.0%	474	419	0	6	46	3
	50.0%	52.0%	0.0%	21. 4%	48.9%	30.0%
30%未満	91	71	2	11	7	0
	9. 6%	8.8%	20. 0%	39. 3%	7. 4%	0.0%
30%~50%未満	110	85	5	5	15	0
	11. 6%	10. 5%	50.0%	17. 9%	16.0%	0.0%
50%~70%未満	154	131	1	5	12	5
	16. 2%	16. 3%	10.0%	17. 9%	12.8%	50.0%
70%~100%未満	6	1	1	0	4	0
	0. 6%	0.1%	10. 0%	0.0%	4. 3%	0.0%
100.0%	113	99	1	1	10	2
	11. 9%	12. 3%	10.0%	3. 6%	10. 6%	20. 0%

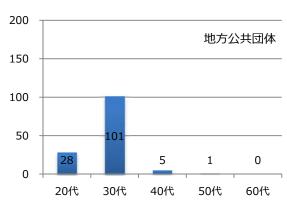
## (3) 年代

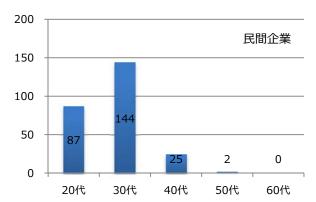
年代別にどの受入機関に所属しているかについては、各年代とも圧倒的に法律事務所に所属している 比率が高いものの、年代が若いほど法律事務所以外の機関に所属している比率が高くなっている。

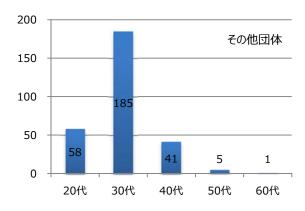
年代	合計	法律事務所	中央省庁	地方公共団 体	民間企業	その他団体
20 代	807	608	26	28	87	58
30 代	2,078	1,611	37	101	144	185
40 代	329	257	1	5	25	41
50 代	47	39	0	1	2	5
60 代	12	11	0	0	0	1











#### 年代別所属先比率

年代	法律事務所	中央省庁	地方公共団体	民間企業	その他団体
20 代	75.3%	3.2%	3.5%	10.8%	7.2%
30 代	77.5%	1.8%	4.9%	6.9%	8.9%
40 代	78.1%	0.3%	1.5%	7.6%	12.5%
50 代	83.0%	0.0%	2.1%	4.3%	10.6%
60 代	91.7%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%

一方、所属先別にどの年代の修了生が所属しているかについては、20代比率が最も高いのは中央官庁で4割を超える。30代は、各所属先において最大である。

40 代は法律事務所と民間企業において、ほぼ同率の1割程度となっている。中央省庁、地方公共団体はそれと比較して低い傾向にある。

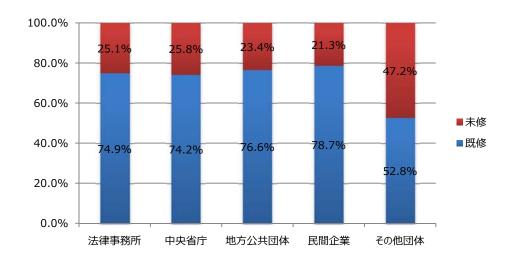
## 所属先別年代比率

年代	法律事務所	中央省庁	地方公共団体	民間企業	その他団体
20 代	24.1%	40.6%	20.7%	33.7%	20.0%
30 代	63.8%	57.8%	74.8%	55.8%	63.8%
40 代	10.2%	1.6%	3.7%	9.7%	14.1%
50 代	1.5%	0.0%	0.7%	0.8%	1.7%
60 代	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%

## <u>(4)未修・既修</u>

未修者と既修者で受入機関別の状況を見ると、全体の傾向としては、4人に1人が未修者である。 未修者の割合が他の受入機関と著しく異なる傾向にあるのが、その他団体である。主に教育機関(大 学等)と法支援機関(法テラス等)から回答を得ているが、未修者と既修者が5割ずつとなっている。

	法律事務所	中央省庁	地方公共団体	民間企業	その他団体	合計
未修	563	17	11	42	17	650
	(25.1%)	(25.8%)	(23.4%)	(21.3%)	(47.2%)	(25.1%)
既修	1,682	49	36	155	19	1,941
	(74.9%)	(74.2%)	(76.6%)	(78.7%)	(52.8%)	(74.9%)
合計	2,245	66	47	197	36	2,591
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)



#### (5) 法曹資格の有無

法律事務所においては、96.8%が有資格者である。

無資格者の比率が高いのは、中央省庁と地方公共団体であり、、他の受入機関の傾向と逆転している。

	法律事務所	中央省庁	地方公共団体	民間企業	その他団体	合計
有	2,395 (96.8%)	22(33.3%)	12(24.0%)	149(61.6%)	258 (93.8%)	2,836 (91.3%)
無	78 (3.2%)	44 (66.7%)	38 (76.0%)	93 (38.4%)	17(6.2%)	270 (8.7%)
合計	2,473	66	50	242	275	3,106

#### (6)修了後年数

全体としては、所属修了生の修了後年数は4年以上~7年未満が4割、1年以上~4年未満が3割、7年以上が2割、1年未満が1割弱という分布となっている。

この傾向と異なるのは、中央省庁と地方公共団体である。1年未満の割合が低くなっており、特に地方公共団体は4年以上~7年未満と7年以上の割合が高い。

	法律事務所	中央省庁	地方公共団体	民間企業	その他団体	合計
1 年未満	198 (8.0%)	2(3.2%)	2(1.5%)	22 (9.3%)	3 (8.3%)	227(7.7%)
1年以上~4年未満	803 (32.4%)	22(34.9%)	33(25.0%)	73 (30.9%)	12(33.3%)	943 (32.0%)
4年以上~7年未満	943 (38.1%)	26 (41.3%)	58(43.9%)	79 (33.5%)	13 (36.1%)	1,119 (38.0%)
7 年以上	534(21.5%)	13(20.6%)	39 (29.5%)	62 (26.3%)	8 (22.2%)	656 (22.3%)
合計	2,478	63	132	236	36	2,945

#### (7)就業年数

就業年数に関しては、1年以上~4年未満が4割強、4年以上~7年未満が3割強、1年未満が2割弱、7年以上が1割となっている。

1年未満が最も多いのが民間企業であり、採用の活発化が進行中であることが伺える。中央省庁も1年未満の比率が高い。

その他団体は、他の受入機関に比べて、1年以上~4年未満の割合が高い。4年以上~7年未満の年代に関しては、民間企業とその他団体の割合が相対的に低めである。

	法律事務所	中央省庁	地方公共団体	民間企業	その他団体	合計
1年未満	389 (15.4%)	14(20.3%)	20(13.7%)	56 (22.0%)	43 (14.9%)	522(15.9%)
1年以上~4年未満	1,092 (43.3%)	26(37.7%)	56 (38.4%)	106 (41.6%)	165(57.1%)	1,445 (44.0%)
4年以上~7年未満	780 (30.9%)	23 (33.3%)	50 (34.2%)	61 (23.9%)	63 (21.8%)	977 (29.8%)
7 年以上	262 (10.4%)	6(8.7%)	20(13.7%)	32 (12.5%)	18 (6.2%)	338 (10.3%)
合計	2,523	69	146	255	289	3,282

1. アンケート調査結果

1-3. アンケート結果の分析

# 1-3-1. 修了生向けアンケート集計結果と受入機関向けアンケート集計結果の資質・能力の比較分析

修了生向けアンケートにおける1-1-2「法科大学院を修了して自身が身に付いたと考える資質・能力」と、受入機関向けアンケートにおける1-2-1 (3)「修了生の資質・能力」について、比較した。「定着度」に関する回答と、受入機関の「評価」との比較であるが、それぞれの5段階評価(修了生の場合は定着度、受入機関の場合は満足度)を各々対比して、乖離がプラスである場合、修了生の回答率が受け入れ機関を上回っていることを示す。従って、高定着回答(「大いに身に付いた」、「身に付いた」)に関しては、プラスが「修了生の自己評価の方が受入機関の満足度よりも高い」ことを意味し、低定着回答(「あまり身に付かなかった」、「全く身に付かなかった」)に関してはプラスが「修了生が定着してないと感じている評価の方が、受入機関が優れていないと感じている度合より高い」ことを意味する。マイナスはそれぞれ逆となる。

全体の傾向から、各項目別の乖離に関して、高評価の各項目で5%以上の乖離のものを色付けした。また、高定着回答の2つの回答(「大いに身に付いた」、「身に付いた」)の乖離を合算して「自己肯定」とし、こちらは10%以上の乖離に色付けした。低評価項目に関しては、各項目の乖離が10%以上を色付けし、同様に2つの回答(「あまり身に付けられなかった」、「全く身に付けられなかった」)の乖離を合算したものを「自己否定」として、こちらは20%の乖離に同じく色付けした。基本的に赤い色は修了生の自己評価のほうが高いもの、青い色は受入機関の評価のほうが高いものを意味する。

高評価と低評価、自己肯定と自己否定において、色付けの基準が異なるのは、「どちらとも言えない」という回答が、修了生よりも受入機関側でかなりの割合を占めることと、多くの項目で修了生の定着度認識が受入機関の評価よりも低い傾向があるためである。

					l		l	
	有効回答数	大いに身に付いた	身に付いた	どちらとも 言えない	あまり身に	全く身に付		
					付けられな	けられなか	自己肯定	自己否定
					かった	った		
判例分析や判例・法令調査	1516	481	683	219	85	48		
の能力					03	40		
受入機関全体との乖離		12. 1%	-0.6%	-14. 7%	1.5%	1. 7%	11.5%	3. 2%
法律事務所以外との乖離		1. 8%	-6. 6%	-3. 2%	5. 6%	2. 5%	-4. 9%	8. 1%
(n=1516)	(100.0%)	(31. 7%)	(45. 1%)	(14.4%)	(5.6%)	(3.2%)		
具体的な事案に法律を適用	1512	362	682	296	113	59		
する能力	1312							
受入機関全体との乖離		4. 3%	0.0%	-10. 4%	3. 1%	2. 4%	4. 3%	5. 5%
法律事務所以外との乖離		-5. 3%	-1.8%	-2. 2%	6. 1%	3. 2%	-7. 1%	9. 3%
(n=1512)	(100.0%)	(23. 9%)	(45. 1%)	(19.6%)	(7. 5%)	(3.9%)		
プレゼン・発表等のスキル	1511	101	300	594	313	203		
受入機関全体との乖離		-1.7%	-9. 6%	-10. 9%	10. 6%	11. 6%	-11.3%	22. 2%
法律事務所以外との乖離		-5. 7%	-11. 2%	-12. 4%	15. 9%	13. 4%	-16. 9%	29. 3%
(n=1511)	(100.0%)	(6. 7%)	(19. 9%)	(39. 3%)	(20. 7%)	(13.4%)		
説得・交渉の能力	1515	83	249	552	354	277		
受入機関全体との乖離		-2.0%	-8. 3%	-14. 5%	10. 7%	14. 2%	-10. 3%	24. 8%
法律事務所以外との乖離		-8. 1%	-22. 3%	-5. 7%	20. 0%	16. 2%	-30. 5%	36. 2%
(n=1515)	(100.0%)	(5. 5%)	(16. 4%)	(36.4%)	(23. 4%)	(18. 3%)		
幅広い教養	1512	128	357	505	291	231		
受入機関全体との乖離		1. 2%	3. 0%	-20. 7%	5. 0%	11.6%	4. 1%	16. 6%

法律事務所以外との乖離		7. 7%	-4. 5%	-24. 2%	13. 2%	-0. 7%	3. 2%	12. 5%
(n=1512)	(100.0%)	(8.5%)	(23. 6%)	(33.4%)	(19. 2%)	(15.3%)		
柔軟な思考力	1511	225	524	467	164	131		
受入機関全体との乖離		6. 4%	6. 2%	-18.1%	-0.1%	5. 6%	12. 5%	5. 5%
法律事務所以外との乖離		1.1%	-4. 6%	-11.9%	8. 1%	7. 3%	-3.5%	15. 4%
(n=1511)	(100.0%)	(14. 9%)	(34. 7%)	(30. 9%)	(10.9%)	(8. 7%)		
人権感覚・倫理感覚	1510	222	475	520	154	139		
受入機関全体との乖離		2. 7%	2. 3%	-15. 3%	3. 5%	6. 8%	5. 0%	10. 3%
法律事務所以外との乖離		-5. 4%	-10. 2%	-3. 1%	9. 5%	9. 2%	<b>−15.</b> 6%	18. 7%
(n=1510)	(100.0%)	(14. 7%)	(31.5%)	(34. 4%)	(10. 2%)	(9. 2%)		
社会や人間関係に対する洞	1510	167	200	E20	235	181		
察力	1512	167	399	530	235	181		
受入機関全体との乖離		2. 8%	2. 4%	-16.0%	3. 6%	7. 3%	5. 2%	10. 8%
法律事務所以外との乖離		-1.5%	-9.0%	-10.8%	11. 4%	9. 9%	-10. 5%	21. 3%
(n=1512)	(100.0%)	(11.0%)	(26. 4%)	(35. 1%)	(15. 5%)	(12.0%)		
先端的法分野	1481	171	461	467	218	164		
受入機関全体との乖離		6. 9%	7. 0%	-22.6%	2. 1%	6. 6%	13. 9%	8. 7%
法律事務所以外との乖離		1. 7%	-5. 5%	-19.9%	13. 3%	10. 4%	-3. 8%	23. 7%
(n=1481)	(100.0%)	(11.5%)	(31. 1%)	(31.5%)	(14. 7%)	(11.1%)		
外国法の知見・国際的視野	1509	65	202	436	338	468		
受入機関全体との乖離		2. 0%	1.6%	-30. 0%	3. 0%	23. 5%	3. 6%	26. 5%
法律事務所以外との乖離		-0. 7%	-11.4%	-31.4%	13. 9%	29. 6%	-12. 1%	43. 5%
(n=1509)	(100.0%)	(4. 3%)	(13. 4%)	(28.9%)	(22. 4%)	(31.0%)		

# <判例分析や判例・法令調査の能力>

修了生の認識ほどは、受入機関全体は評価をしていない。特に大いに身に付いたとする認識は評価にはつながっていない。法律事務所を除くと、ほぼ共通の評価認識である。

#### <具体的な事案に法律を適用する能力>

ほぼ、共通の評価認識。

# <プレゼン・発表等のスキル>

修了生は身に付いたと考えていないが、受入機関においては評価が高い。法律事務所の評価も一定程度高い。

# <説得・交渉の能力>

修了生は身に付いたと考えていないが、受入機関においては評価が高い。法律事務所の評価も一定程度高い。

# <幅広い教養>

法律事務所以外の受入機関において、修了生が思っているほど最高評価を受けていない。一方、否定的な 評価はむしろ修了生が過剰に自己否定しすぎている。

# <柔軟な思考カ>

受入機関全体、特に法律事務所がそれほど評価していないが、修了生は身に付いたと考えている項目。法 律事務所以外にはそれほど認識の差は無い。

# <人権感覚・倫理感覚>

法律事務所以外の受入機関においては、修了生が身に付いたと感じている以上に、評価している。

# <社会や人間関係に対する洞察カ>

法律事務所以外の受入機関においては、修了生が身に付いたと感じている以上に、評価している。

#### <先端的法分野>

受入機関全体、特に法律事務所がそれほど評価していないが、修了生は身に付いたと考えている項目。

# <外国法の知見・国際的視野>

法律事務所以外の受入機関においては、修了生が身に付いたと感じている以上に、評価している。

2. ヒアリング調査結果

2-1. 修了生に対するヒアリング

#### 2-1-1. 法科大学院在学時について…法科大学院に進学した理由

● 学部から直接進学する場合には、法曹への憧れが動機となっており、在学中に旧司法試験を受けている場合も多い。社会人経験がある場合には、専門性を高めたい、あるいは、資格で食べて生きたいなどの理由から進学を決意する傾向がある。社会人経験者の場合には、在職しながら社会人コースを選択したり、あるいは職を辞して進学したりと様々なケースがある。また、法律事務所以外に在籍している修了生には司法試験未合格者もいる。

#### <法律事務所の回答例>

- 高校時代からドラマの影響もあって弁護士への憧れがあり、学部時代に就職活動は一切せず法科大学院へ進学した(学部時代予備校にも通っていて旧司法試験も受験した)。学生時代から弁護士になりたいと思っていた。(29歳 女性 東京 法律事務所)
- 監査法人時代、クライアントから法律に関することを聞かれ、ニーズの高さを感じた。また、会計士して業務に取り組む中で、取引を正確に理解するのは法律の知識がないとできないと強く感じた(実質を判断するには、所有権がどうなっているのか、リスクはどこあるのか、をしっかり把握しないと判断できないと思った)。当時、法科大学院が話題になっていたのも進学する1つの理由となった。(36歳 男性 東京 法律事務所)

#### <企業の回答例>

- 学部生の時から企業の法務部で働きたいと思っていた。学部生3年次に就職活動をしたが、 大学時代に何かやり遂げた感覚がなく、何のために働くのかが、まだ自分の中で明確ではな かった。また、アルバイトでコンプライアンス関連の仕事をしており、企業の法務に興味を 持った。法科大学院に行って弁護士資格を取れれば、企業の法務に入れるのでないかと思っ た。また、法科大学院で体系的な法律知識を身に付けたいと思ったことと、実務に役立つよ うな法律科目が履修できるという点で法科大学院へ進学した。(28歳 男性 東京 民間企 業 有資格者)
- 大学在籍中に漠然と、卒業後は一定の専門性を身に付けてから社会に出たいという思いがあった。法学部だったので自然と司法試験に関心が向くようになり、在学中に司法試験予備校などにも通っていたが、もし勉強するなら腰を据えて、新しくできた法科大学院で勉強するのが一番なのではないかと感じていた。そんな折に、学部時代に懇意にしていたゼミの教授が、法科大学院の教授に転じるという事実を知り、進学するならその教授のいる大学が良いと考えて進学した。(33歳 男性 東京 民間企業 無資格者)
- 進学を決意した当時、従事していた業務は、金融商品の企画開発や本部の企画業務であった ため、常に法律を軸に物事を決めていかねばならなかった。学生時代、旧司法試験の択一に 合格していたこと、債権回収の時も法律事務所によく問い合わせていたということもある。 そこで、会社と相談し、法務部ができて間もなかったこともあり、企業派遣にて法科大学院 に進学、インハウスを目指すことにした。(37歳 男性 東京 民間企業 有資格者)

#### <公的機関の回答例>

- ・ 弁護士を目指しており、旧司法試験もあったが、法科大学院制度ができたので法科大学院に 進学した。もともとは法律事務所志望だった(32 歳 男性 地方 公的機関 有資格者)。
- もともと法曹になりたいとは思っておらず、研究者か修士課程に進みたいと思っていた。学部を卒業する頃に法科大学院ができ、法科大学院を経由して研究者になるものだという教授からのアドバイスもあり、法科大学院への進学を希望した。(34歳 男性 東京 公的機関 無資格者)

### 2-1-2. 法科大学院在学時について…法科大学院教育で身に付いたと思う資質・能力

主に「能力面(法的・論理的思考力、文書作成能力等)」などと、「知識面(各種法令、実務知識等」、「コミュニケーション能力(ゼミ、模擬裁判等)」などが挙げられている。

#### <法律事務所の回答例>

- 人と話し、意見を聞いて、自分の意見を適切に修正するということを法科大学院で学んだ。 自主ゼミを作って授業で議論するのが非常に良かった。司法修習時代に予備試験で受かった人と接する機会があったが、自分の中で組み立てた考えが正しいと思い込み、議論し合うのを避ける傾向にあった。あくまでも自分の意見を曲げない、崩さないため、柔軟性が低いと感じた(その方は即独した)。また、人脈も法科大学院で獲得した重要な資産である。同じ法科大学院出身で司法試験に受からなかった方もいるが、その後、中央省庁に就職した方々とは仲が良く、法律に関する分野の中で知り合いができ、その中で物事が円滑に進むのではないか、と今から楽しみである。(27歳 男性 東京 法律事務所)
- 自身は未修の中でも、ほぼ法律知識のない未修、いわゆる「純粋未修」であるため、法律の基本的な知識はもちろん、論理的思考力や法的な思考方法など、およそ全てのことを法科大学院で学ぶことができた。(50代 女性 地方 法律事務所)

#### <企業の回答例>

- 法学部は記憶してアウトプットする形であったが、法科大学院では記憶したものから、思考を踏まえて表現する、というワンステップが必要であり、その点が非常に鍛えられたと思っている。また、英米法務、商社の法務部長出身の教員の「企業法務」を受けたが(学部時代、語学留学していて海外の案件に興味があったため)、司法試験に関係のない科目であったが、その授業で教わったことは、まさに現在の職務内容で行っていることであり、非常に役に立っている。(30代 男性 東京 民間企業 有資格者)
- 判例を読み込む能力が最も身に付いた。進学前に在籍した企業での法務経験が5年ほどあり、学生時代に司法試験受験勉強をした3年と合わせると計8年、法律に携わっていたが、判例百選程度で満足していた。法科大学院ではケースブックで事案から判決をほぼ全て見る。事件は1件ずつ違っており、判決が及ぶ範囲はどこまでか考える中で、判例射程の力をつけることができた。法律を体系的に理解していないと、他にどんなものがあったか、これは事例が違う、などの判断ができない。進学するまでは事例判決という発想がなかった。そういう意味で判例分析力が飛躍的に身につき、現職に戻って実務についた時、すごく力がついているのを実感した。実務で案件を聞くと、ケースブックのエッセンスが頭に入っているので、似たような価値判断をしたものがあった、など取り掛かりが早かった。司法試験には出ないが、合格した後に役に立つという視点で学ぶことができた。学部の受験勉強をしていた経験からすると、LSではロイヤルゼリーを与えられたようなもの。与えられた材料は質・量ともに素晴らしいく、学部と圧倒的にレベルが違う。現職は一般の方でも、ある程度、法律を知っており頭は良いが、判例の評釈をする作業の経験者は少数派なので、法科大学院で勉強したことが非常に実務に役立っている。(48歳 男性 東京 民間企業 有資格者)
- ロジカルシンキングとリーガルマインド。現職では、金商法や会社法などは、業務上不可欠な知識であり、それらを理解する素地は全てLSで獲得した。本当に感謝している。学部生との違い、という意味では、実務の理解からくる奥の深さが段違いだったと思う。要件事実論一つをとっても、これを知っているのといないのとでは、自分の今の業務において大きな違いがある。今、自分は新しい金融商品を開発する業務を行っているのだが、その際、商品購入者や、投資家へのDisclaimerの構築や大口投資家に要求する書面の記載内容をどうするか、ということが、自社を法的にプロテクトするために大変重要な業務となるのだが、こ

れが実は要件事実論への理解と密接に結びつく。請求事実や訴因などの法的な概念への理解があるのとないのとでは、大きな違いとなってくる。また、他の事例で言えば、ちょうどM&Aをやっていた時に、某3社の統合プロジェクトがあった。そのプロジェクトでは、我々はfinancial adviserとして関与していたが、その際に法務デューデリジェンス(以下DD)を大手の渉外事務所と大阪の法律事務所が担っていた際、FAとしてそれらの専門家に対してプロジェクトをリードできたのは、こちらに一定の法律の知識があるということを、プロジェクト組成初期のタイミングで示すことができたことが大きく影響していた。その時、自身はまだ2年目であったが、リーガルの知識は完全に社内の先輩たちよりも上だったため、法務DDのミーティングに関しては、途中から完全に任せてもらえるようになった。通常、M&Aのディールでは、FAが全てのタスクの進行に主導権を持つのだが、法務DDにおいては自分が各回のプロジェクトで論点整理をし、最終的な買収価格のバリュエーション(買収価格)算定という業務に重要な役割を果たすことができた。これを2年目で経験できたことは、その後の自分のキャリア形成に大きく弾みをつけられたと感じている。

この事例だけではなく、とにかく今の自分の業務では、新たなリーガルイシューがどんどん出てきており、それを自分の知識で解決して会社に価値貢献できることは、知的に興奮すると同時に、とてもやりがいがある。(33歳 男性 東京 民間企業 無資格者)

#### <その他団体の回答例>

• 学部の法律の勉強は座学の域を超えない=試験を受けて単位を得ても、具体的な弁護士像や実社会への影響を感じられない、というような、まさに「勉強のための勉強」だったが、法科大学院の勉強は実務系の科目もあり、また、基礎系の科目では、要件事実を学んだことが非常に役立っている。特に民訴、民法の境目、例えば請求、請求を支える趣旨、請求原因が民法とリンクしてくることで、一気に法律に対する理解が進んだ。また、リアルに実務と結びつく民法が最も面白かった。少人数の実務系科目として、中国企業の取引基本法を学んだが、まったく日本と違っていて面白かった。LS 教育は十分に意味があったと思う。(34歳女性 地方 その他団体 有資格者)

#### 2-1-3. 就職活動~就職後について…就職活動を開始した時期・方法

- 就職活動開始時期…東京の法律事務所においては、2年次・3年次のインターンで受けた法律事務所に現在も在籍しているケースが一定ある。また、そうでなくとも司法試験直後の5月か合格発表後の9月に活動をスタートさせている。これは東京の民間企業も同様である。一方、地方になると、法律事務所もその他の受入機関も東京ほど早くはない上に、情報が少ないために定まった時期というものはない。公的機関は、新卒に関しては中央省庁の法務区分を除いては、通常の職員の採用スケジュールと同様であり、任期付き職員に関しては都度採用となっている。
- 就職活動の方法…弁護士会の合同説明会、インターネット(受入機関のホームページ、求人サイト(ひまわり、ジュリナビ))、司法修習先の事務所、法科大学院等の人脈、人材紹介会社など。<法律事務所の回答例>
  - 在学中3年次、夏休みインターン(5,6事務所)をまわった。その中の1つが現事務所である。在学時からアクションを起こしており、インターン=就活のようなものだった。本格的には司法試験後5,6,7月頃動き出し、9月の試験発表後に内定(合格の連絡をしたら内定をもらえた、択一が悪かったので、8月頃まで最終面接をしていた)。現事務所に内定を頂いてから、他の事務所の就職活動はしなかった。(29歳 女性 東京 法律事務所)

# <企業の回答例>

- 司法試験後の6~7月頃、法律事務所と企業の両方を視野に入れ、中堅~企業法務系の法律事務所の説明会、面接に参加した。まだ第2新卒向けの求人があまりなかったので、企業のHPを探して募集があれば応募していた。企業はMS-japan等(「法科大学院修了」という条項を持つ求人案件)のメディアやエージェント、知人の伝手、興味ある企業のHPを調べる、法科大学院の掲示板の募集企業を見る、など幅広く情報収集した。もともと在学中に企業に興味を持ち始めたこともあって、資格にこだわらず就職活動を行った。司法試験を複数回受けるよりも、早めに企業就職した方が良いと考えた。(31歳 女性 東京 民間企業 無資格者)
- 2回目の司法試験で合格し、とにかく地元での就職を第一に考えていたことと、在学中に企業法務に興味が湧いたため、岡山で法律事務所と企業の両方の観点で求人を探した。時期としては、司法修習中の2月から(このあたりに就職活動の解禁日があると聞いていた)開始し、法律事務所が5つほど見つかり、そのうち3所に応募した。面接には進んだものの、内定は出なかった。企業は弊社だけに応募して、運よく内定が出たので入社した。弊社の求人は、明確なものではなくて、「企業内弁護士を探しているらしい」というくらいのゆるやかなもので、所属大学の弁護士研修センターの担当の人が個人的につないでいるようだった。選考は3月、内定が5月、入社は翌年1月だった。同センターでは、定期的に所属大学の卒業生で組織内弁護士の人を呼び、セミナーのようなものを実施しており、地域内での有資格者の情報ネットワークが構築されている。(29歳 男性 地方 民間企業 有資格者)

#### <公的機関の回答例>

- 3回目の司法試験受験を終えて、いよいよ就職活動をしなくてはならないと決意した。当初より公務員に興味があり、インターネット等で探していた時に、現職の募集の情報を見つけ、応募した。その時期には既に応募期限を過ぎている役所も多かったため、最終的には現在の市役所ひとつに定め、幸い合格できた。(34歳 男性 地方 公的機関 無資格者)
- 在学中の2年次:国家公務員合格~司法試験受験~就職活動。修了後、官庁訪問のみ。2006年6~7月官庁訪問 第1クールから訪問した(特に政策シミュレーションには行っていない)。就活の準備は、官庁訪問対策本を読み、省庁のHP、パンフレット見て、やっている内容を調べる程度だった。(34歳 男性 東京 中央省庁 無資格者)

# 2-1-4. 就職活動~就職後について…現在の所属先への就職を選択した理由

● 現在の所属先が最初の職である場合とそうではない場合とで大きく異なる。最初の職である場合には、法律事務所の場合、東京の場合は法律事務所の専門領域と相性、地方の場合は案件が少ないため様々である。法律事務所で前職がある場合は、自身の専門性やキャリアプランと照らし合わせて選択している。民間企業に関しては、新卒は有資格者、無資格者とも「企業法務への関心」と、個別企業に関しては業種と携わることができる業務、あとは相性によって選択している。地方に関しては地元志向がベースとなっていることが多い。公務員の場合、有資格者は中央省庁を除いては任期付き職員として選択している。無資格者は「公務への関心」、「地元志向」によって選択している。

#### <法律事務所の回答例>

• 現事務所はインターンで1週間ぐらい経験した。その時に、自由な雰囲気で体育会的ではなく(上下関係が強すぎずフランクな印象)、自分に合うと思った。また、自分は専門分野が固まっていなかったが、現事務所の特徴が業務分野を幅広く扱えるということだったので、

それも良かった。(29歳 女性 東京 法律事務所)

• 募集要項で、年齢に制限を設けない、女性や社会人経験者など広く受け入れる、などの採用 基準を見て、自分は子供もいるし、このような法律事務所でやっていけたらいいなと、最初 から思っていた。また代表の弁護士の人柄に惹かれた。(30代 女性 地方 法律事務所)

#### <企業の回答例>

- 法律事務所からも内定をもらっており、改めてどこにしようと思った時に、面接で話が合う、 頭が良いと思った人がいるところに決めた(自分自身が勉強になるような場所でないと成 長できないと思った)。それが当社だった。また、IT 分野は法律が間に合っていない部分も あるので議論が活発にされている点、幅広いことができる点で、他社と比べてオリジナリティがあり、幅も広がると思った。法律事務所で働くよりも IT 関連に強いという特徴も得ら れると思い、入社を決めた。(28歳 男性 東京 民間企業 有資格者)
- 在学中に金融機関に絞って自主的にインターンに行かせてもらった2社の中から、最終的には面接官の人柄で決めた。(33歳 男性 東京 民間企業 無資格者)
- 企業法務に関心があった理由としては、現場で働ける、ワーク・ライフ・バランスが良い、 ということがあったが、当社ではそれに加えて、多様な子会社や事業をもっていたので、い ろいろなことができそうだな、と思って入社した。(29歳 男性 地方 民間企業 有資格 者)

#### <公的機関の回答例>

• 国家公務員として法律に関わる仕事がしたいと思っていた。法曹だと法律を使って紛争を解決するということだが、公務員だと法律を「作る」、「使う」、「紛争を解決する」まで、法律の一連のプロセスに関わることができるのではないかと思った。現職場はその1/3の「作る」のみであったので、強い想いがあるわけではないが、特化しているのは面白いと感じた。また、法制局は内閣府にもあるが、内閣府は新人採用しない(キャリアを積んだ人が出向という形で従事する)ため、I種から従事できるのは衆議院法制局しかなかったのも理由の1つだった。インターンで企業法務系の法律事務所も経験したが、法律事務所は企業側の依頼を受けることで、依頼者の力に押される、いわゆる法律を厳正に使うというよりは法律を掻い潜るという仕事をさせられている印象であった。それは自分の方向性と違った。国の機関で法律を使い執行している部署があるので、国家公務員を目指した。(34歳 男性東京 中央省庁 無資格者)

# <その他団体の回答例>

• 法律事務所に4年8か月在籍していたが、3年目を超えたあたりから将来のことを考えるようになった。営業活動があまり好きではなかったため、最終的には自営業になる弁護士活動をしていくことに不安があった。また、法律事務所で雇われの勤務弁護士として経験を積んでもキャリアが広がらないと思った。上告審までいった大きな訴訟など一通り経験できたが、今後のキャリアのことを考えて違う業界への転職を考えた時に、弁護士会の案内チラシで回ってきた大学の求人公募に応募して転職した。アソシエイトの法律事務所間転職は、法律事務所の関係を損ねる可能性もあったのでやめた。所属大学以外に、企業の内定をひとつもらっていたが、家庭の事情で転勤がしたくなかったので辞退した。(34歳 女性 地方その他団体 有資格者)

#### 2-1-5. 就職活動~就職後について…現在の主な業務

● 法律事務所は従来の弁護士業務と同様の業務であるが、企業法務、公務に関してはかなり多様である。

#### <法律事務所の回答例>

- 企業法務、知財分野など多岐にわたる。依頼者は、外国企業、国内企業様々。業務領域は、知財、企業法務(労働、独禁、紛争仲裁)。非訴訟業務は多数だが、訴訟・紛争は少ない。訴訟は、特許侵害だけでなく、独禁、商事取引訴訟、住民訴訟(被告)等、行政訴訟(外国業者の依頼)。主要な依頼主は、「モノを作る、開発する、売る」の実体経済をやっている企業が多い。そういうニーズに応えるために必要なことが増える。依頼主に銀行や金融はあまりないため、ファイナンシャル、スキーム作成等はあまりない。一般民事は基本的にない。本当に個人的なものに限られる。(32歳 男性 東京 法律事務所)
- 基本的に事務所に入ってくる相談案件を、年長の弁護士に習いながら一つ一つこなしていく状況。ほとんどが一般民事である。(30代 女性 地方 法律事務所)

#### <企業の回答例>

- 契約書レビューが中心。(動物)実験の適正審査委員会(研究者中心)のメンバー業務。法 律相談対応。社内規定の作成。法律以上に業界団体の規制が多いので、その適合審査(広告 審査等)。(42歳 男性 地方 民間企業 有資格者)
- 訴訟対応、官公庁渉外活動(ロビー活動)、他企業との交渉(オークションに出展している 偽ブランドがあるので消してもらう、などの契約以外の交渉、プロバイダー責任法・著作権 関連対応)。訴訟は会社の代理人として対応、共同代理人になる時もある。準備書面のファーストドラフトは顧問法律事務所に外注する。業務としてそれほど重たくなければ、自分が ドラフトすることもある。(28歳 男性 東京 民間企業 有資格者)
- 最初は企業 M&A を担当していたが、2011 年に今の REIT (不動産金融関連業務)の商品開発と販売を行う部門に異動してきた。2011 年当時の REIT 業界は下火であり、あまり期待の持てない部署として存在していた。だが、業務そのものが、金商法などとの関係性が高く、法律的な素養が他の部門よりもより必要とされるために、上司が自分をアサインした。結果、現在 REIT はとてもボリュームのある業務になっており、社内でも期待される領域の一つとなっている。たまたま社内に法的な意味でのこの分野の人材がいなかったこともあり、国内外の様々な規制や新しい法律的な情報を、関心の赴くまま社内で発信していたところ、営業部から呼ばれたり、投資家向けの説明に同行したりと重宝されるようになった。他のライバル外資系のプレゼンテーション資料が、自分の作成した資料がそのまま真似されていたりすることもあった。また欧米におけるファンド規制は日本よりも進んでいて、そのあたりの情報発信をしていたところ、金融庁の担当に名指しで呼ばれるようなこともあり、とてもやりがいを感じられている。(33歳 男性 東京 民間企業 無資格者)
- 最初は人事部に数ヶ月配属され、その後すぐに財務に異動した。4年ほど財務を経験した後、 総務部に異動し、当時は法務と総務が一体となっていたので、その中で各種の業務あたった。 具体的には、総務としては、株主総会、役員登記、取締役会関連、またルーティンの作業と してはリース関連の契約周りの業務が多いのでそれを担っている。法務関連では、本体およ びグループ各社の契約書のチェックや、ドラフティング、また各種の法律相談や紛争解決な ど。会社として M&A もやっているので、幅広く法務に関連する業務を遂行している。(37歳 男性 地方 民間企業 無資格者)
- 管理部門の責任者(取締役)として、法務に限らず、経理、財務、人事、総務など全てを管 掌している。当社は上場企業ではあるが、上場したばかりのベンチャー企業であるため、全 て自分で手を動かして業務をこなしている。(40代 男性 東京 民間企業 無資格者)

#### <公的機関の回答例>

• 議員立法の立案、議員提案による法律を書く仕事をしている。立案のアイデアが議員側からやってきて、衆議院法制局では法律観点からそれに対応する。具体的には、憲法との整合性をチェック、その他の関係法とのバッティングを調べる等して検討し、議員から政策判断を受けて進めていく。議員側からやると言われれば受任義務がある(国会法で設置根拠として議員の法制のために置くものとしてある)。個人的にどうかと思う案件については、議員とのやり取りの中で代替案を出すなりして対応している。入局して初めての成立法案は、宇宙の基本法であり、成立する時の国会審議に関わった。基本的にどんな案件でも受任しなければならず、また、そこに自分の政策はない(各省には自分の政策がある)。受身であり、そういった意味では弁護士と近いかもしれない。議員と自分の考えが一致しないことにフラストレーションを覚えることもあるが、議員と二人三脚で政策を法律化していくプロセスはやりがいを感じる。政策判断を合理的なものに導いていく責任があるので職責として重い。歴史的検証に耐えられるものでなければならず、国会審議に問い詰められないように事前に対応しておくことには、やりがいを感じる。(34歳 男性 東京 中央省庁 無資格者)

#### <その他団体の回答例>

• 訴訟対応、学内の法律相談が主。訴訟は顧問に頼みつつ、学内担当者との折衝。法律相談は 多種多様な相談が寄せられ、平成24年から平成27年にかけて右肩上がりに増えている。 また、ビジネススキームに係る大きな案件も増えている。法務コンプライアンス課に弁護士 が3名おり、案件が持ち込まれると随時対応できる人が対応している。年1,2件外部の意 見を求める案件も出てくるので、学内・学外のどちらで解決するかの判断なども行っている。 他部署の存在は組織ならではの特徴で、案件ひとつ進めるのにも、常に他部署の人と連携を 取って対応する。(34歳 女性 地方 その他団体 有資格者)

# 2-1-6. 就職活動~就職後について…将来展望(今後就きたいポジションや職業、目標など)

● 法律事務所在籍者は、基本的にはその法律事務所における経験を積むことを想定しているが、女性はワーク・ライフ・バランスの観点から、インハウスへの関心が高い。民間企業在籍者は、有資格者の場合、新卒でインハウスになったものの、法律事務所における業務を経験したいという志向性を持つ人もいる。一方、無資格者と多くの有資格者は現職でのステップアップを望んでいる。公的機関は、任期付弁護士かそうでないかで分かれる。任期付弁護士でない場合には、現在の職場での経験を積むことが前提となっているが、任期付弁護士の場合、任期終了後、どのような選択肢があるかという点について、従来の任期付弁護士とは異なる選択肢が必要になってくるのではないかと考えられる。現状では、当人と受入機関の双方が希望しても、期限を過ぎると延長することはほとんどない。従来の法曹三者のみの状況から、多くの職域が拡大した今、各人がもつ将来展望も多様化している。

#### <法律事務所の回答例>

• 体力が続く限り頑張りたい(現在、終電で帰り、自宅でも仕事をしており、土日も仕事をしている)。パートナーを目指しているが、自分に営業できるのか分からないのと、景気状況が変わるとどうなるか分からないと思っている。今後は、会計、税を中心にプラクティスで経験を積み、ワンストップで案件をコントロールできるような人材になりたいと思っている。また、M&A、税務(小さければ全部引き受けたい)、国税庁への出向(任期付弁護士)等

- のオプションも考えている。(36歳 男性 東京 法律事務所)
- 家庭との両立をどうするかが課題。両立を図っても事務所から必要とされる人材になりたいと思っているが、家庭との両立を考えると、専門性を極めることが重要。フルで働けなくなったとしても、事務所にいる限りは貢献したい。事務所で働き続けるか、インハウスで働くか、まだ何とも言えないが、今はインハウスより事務所で弁護士としてやっていきたいと思っている。企業に出向した経験もあるが、事務所の方が面白い。理由としては、案件がバラエティに富んでいて、業務に飽きない。幅広く対応し、顧客のために何ができるか、離れた立場で考える方が自分に合っている。(29歳 女性 東京 法律事務所)
- 高齢者のサポートをやりたい。実際に母の介護で経験したことが生きると思う。また、今後の社会の変化を考えても重要な課題であり、ニーズは増えると感じている。特に弁護士としては後見人のニーズがある。普通の弁護士は「儲からない」、「面倒臭い」でやりがたがらない業務だが、若い弁護士の中には積極的に取り組んでいる人もいる。弁護士としての貢献領域も広く、自分としては将来の重要な取り組み領域として考えている。(50代 女性 地方法律事務所)

#### <企業の回答例>

- インハウスとして、様々な業務に従事している。その中で、プロフェッショナルとしてのスキルを高めていきたい。事務所へ出向し、訴訟などの経験を積んで、ジェネラリストとして対応したい。マネジメントも視野に入れている。まずはいろいろ経験・チャレンジしてから、最終的に何に向いているかを判断したい。(28歳 男性 東京 民間企業 有資格者)
- 今の業務ではグローバルな観点は欠かせない。従って、まずは語学力向上や海外留学等を視野に入れて、キャリアアップをしていきたいと考えている。それ以降の具体的なビジョンはまだない。(33歳 男性 東京 民間企業 無資格者)
- 最近、いろいろな方と話をして、今後の自分のキャリアビジョンに関して少し迷っている。 やはり法律事務所での業務も経験もしてみたいと思ったり、今の業務の数年先にどんな可能性があるのかが見えない、と感じたりする部分がある。(28歳 女性 地方 民間企業有資格者)
- 会社として法務機能の強化のために採用されたということもあって、まずはそれを実現しなくてはと思っている。グループ全体で、法務への意識を向上させること、それが当面の目標である。(37歳 男性 地方 民間企業 無資格者)
- 法律業務に限らず、グローバルでスキル、経験のあるビジネスマンになりたい。実は当社ではこの1月に初めて、日本から米国への法務部門の社員派遣が実現した。順番からすると次は自分なので期待している。3年ほど前に外部から法務の責任者(役員クラスで有資格者)がやってきて、法務部を大きく改革したことが影響していると思う。(38歳 男性 地方民間企業 有資格者)

#### <公的機関の回答例>

• 検察に対して自白偏重主義等の批判がある中、近年「司法面接」という、子どもや知的障碍者から、いかに自発的な供述を引き出すか、という研究が進められている。北海道大学の教授が研究しており、検察庁含む周辺機関にレクチャーしてもらっている。また、子どもを保護する児童相談所と連携して、子供から話を聞く回数を減らしつつ(回数が多いと、その分だけ事件を思い出して傷つく可能性があるため)供述の忍容性を担保している。子どもや知的障碍者など供述能力の弱いと考えられがちな弱者からうまく話を聞き出し、有用性を持たせることにやりがいを感じている。また、検察官の同期の3分の1は女性で、司法修習生全体の女性比率より高いという特徴がある。検察官は公務員なので産休等の待遇がしっか

- りしており、女性が働きやすい環境ということも後押ししていると思う。(32歳 女性 地方 公的機関 有資格者)
- 任期が終わった後のことは未定。地方公共団体に就業してみて感じた面白味もあったので、 今後も今の地方公共団体や他の地方公共団体の法務に関わりたい思いもあるが、制度の問題もあり、簡単ではない。法律事務所に戻る可能性もある。じっくり考えていきたい。(32歳 男性 地方 公的機関 有資格者)

# 2-1-7. 就職活動~就職後…法科大学院で学んだことが役立った点、不足だったと感じる点

● 役立った点は、アンケートの回答と同様「教育内容」、「教員」、「施設・設備」、「人脈」等の意見が多い。不足している点も「経済支援」、「キャリアサポート」などである。

### <法律事務所の回答例>

- 業務に直結しない授業のものも多々ある。労働法、倒産、もっとたくさん履修しておけば良かったと思っている。もっと実務で役立つようなカリキュラムにしてほしい。授業の質にはばらつきがあった。選択科目においては、人気の教授に学生が集中し、学生がほとんどいない授業もあった。授業の数が多すぎる、どうせ学ぶのであれば質の良い授業を受けたいという気持ちがある。実務家教員の声を反映する授業がもっとあっても良いと思う。実務家教員の授業は刺激的だった。添削された答案をみると説得力があった。(29歳 女性 東京 法律事務所)
- 純粋未修にとっては大変ではあったが、一からすべてを教えてくれる法科大学院という仕組みは大変ありがたかった。一方、資格を獲得するための勉強という点から言うと、答練はほとんど予備校に頼りきりだった。実務家教員が答案を見てくれることもあるが、そもそも法科大学院を司法試験予備校にしたくないということで制限があるのか、あまり答練のような経験は積むことができなかった。(30代 女性 地方 法律事務所)

#### <企業の回答例>

- ありがたいという気持ちなので不足している点はない。自身の経験から言うと、社会人経験を積んでから法科大学院へ行った方が良いと感じる。独りで仕事をして、問題意識を持って悩んでいるような頃に、法科大学院へ行く期間があると良いと思う。会社がコストをかけるのが難しいため、夜間大学院がもっとあると良い。社会人こそ学ぶことが多い。経験と合わせて知識を積んだ方が、業務における的確なアドバイスにつながる。若い人もいた方が良いし、多様性が大切。医者や労務管理やっていた人で法曹資格を取得できた方は、今は大活躍している。法科大学院には異文化から来る人もいて、多様性があるのが良いと思う。(48歳男性 東京 民間企業 有資格者)
- 同期と議論ができたのが良かった。当時は多様な人材がいて、社会や企業について、社会人 経験者と教授の議論を間近で見られたのは良かった。一方で不足に感じる点は、基礎教育。 実務に寄りすぎるよりも基礎を充実すべきだと思う。知財や独禁を集中的に勉強したい場 合には最新の知識を学ぶのはなかなか難しいと思うので、もっと基礎の勉強をやってほし い。専門的に寄りすぎているが故に、基礎が疎かになっている気がする。実務の現場に入っ てから、基礎のスキームが重要だと感じた。(42歳 男性 地方 民間企業 有資格者)
- 実務家教員の授業は現在もとても役立っている。ある実務家教員から「契約を作る上で1番 必要なのは想像力だ」と言われたのが印象に残っている。当時は「論理的思考能力が大事な のでは?」と思っていたが、製薬の契約は何十年先まであらゆる事態を想像、想定して文言

を作っているので、今、その言葉を実感している。一方で、まだまだビジネスに関する授業が少ない。意識してそういう授業を取ったので、そういう実務家教授と出会えたが、一般には民法、憲法等の訴訟業務、司法試験受験に関する授業が中心になる。訴訟をするのに必要な知識でしかないのかなと思う。司法修習は特に法曹三者を意識されたプログラムになっているので、最初の想定では7,8割合格と言われていたが、例え法曹になれなかったとしても、法的素養を持ったビジネスマンは強いと思うので、企業法務を想定した授業内容を作っていくことが大事だと思う。(30歳 女性 地方 民間企業 有資格者)

#### <公的機関の回答例>

• 法律文書に対する慣れがあったことは、各種の業務の理解を深め、問題を解決する上で有利だった。法的思考力も、物事を論理的に観察し理論構成するという頭の使い方、という意味で、業務一般に資する基礎的な力になったと思う。また、公法系の科目は本当に今の業務に役立っており、判例調査能力なども一般的に有益である。一方、不足に感じているのは、自分固有の問題ではあるが、在学中から理論的なことに偏って、深く狭く思考を掘り下げることを好む傾向にあり、それが修了後もそのまま染み付いていたため、最初は発想の転換をするのに苦労した。在学中も刑法などの少数有力説などについて考えたり、学説対立についての知識を深めることに時間をかけていたりしたような気がする。もし在学中に自分のそうした癖を指摘し、矯正する機会をもらえたならば、もう少し楽に職場に馴染めたかもしれないとは思う。(33歳 男性 地方 公的機関 無資格者)

#### <その他団体の回答例>

• 法律を学ぶ環境(教授、文献数、アクセス)が非常に充実していた。友人同士の議論によって、法的思考が培われたと思う。授業の比率が大きいのもあるが、在学中は民商法に注力した。学部と法科大学院とでは授業の密度がまったく違う。法学部は、ゼミ以外はすべて講義で、司法試験と無縁のまま卒業することができるが、法科大学院は実務家教員もいるし、双方向授業が基本なので予習復習も含めて密度が違った。一方、不足している点としては、契約書レビューなど、実務的な点。対外折衝などの交渉的な授業があっても良かった。あとは授業料が高い。貸与制もあり、金銭面で辛い人は大変だろうと思う。また、法科大学院全体として各種情報の発信力がないような気がする。もっといろいろな情報を発信してほしい。(28歳 女性 地方 その他団体 有資格者)

# 2-1-8. 就職活動~就職後について…他所·他社の友人知人修了生との交流の有無、在学時の交友関係(教員を含む)が現在の業務に活きることはあるか

● 概ね、交流は今も多かれ少なかれ続いているが、その内容は濃淡がある。業務に役立つかどうかは就業年数次第。人脈そのものはとても有意義なものという回答が多い。法律事務所の場合、専門性が高い業務の場合あまりその業務に人脈が活用されないようである。法律事務所以外の場合は、有資格者か無資格者かに関わらず、法律事務所よりもネットワークを活かしている様子が伺える。

#### <法律事務所の回答例>

• 非常に活きている。質問し合えるし、お互いの事件の話も可能な範囲で話ができ非常に刺激 的で勉強になる。事務所的に相手側だったりして、逆の立場だとこうだということが勉強に なる。仲間がいるのは心強い。刺激になる支えになる。旧司法試験時代にはなかったので、 非常に良かったと思っている。(29歳 女性 東京 法律事務所) • 修習期の同期とは異なり、LS の同期は上も下もいるのが良いし、修習期を超えていろいろな交流できることは素晴らしいと思う。(30代 女性 地方 法律事務所)

### <企業の回答例>

- 教員とのつながり、同期との人脈ができたことは、法科大学院の大きな魅力である。出身法科大学院は、法務研究所(OBのリカレント学習的なものを年に数回開催)を作り、勉強会、報告会を行っている。施設は法科大学院の協力を受け、中身はOBで作った。自分は『投資信託の投資勧誘と適合性の原則』についてレポートをした。OB会のようなもので、現在もつながっている。これは法科大学院に行ったからこそできることである。所長(元東京高裁の総括判事かつ家庭裁判所の所長も経験、裁判官の中で民事家事分野専門)から直接指導も受けられる。また、裁判官OBの法律事務所で私塾(同期数名)を作り、実務を勉強する会に参加している。仲間が独立しており相談できる相手がいないので、先生へ守秘義務に抵触しない形(抽象化して)で案件について、元裁判官の意見をもらっている。(48歳 男性 東京 民間企業 有資格者)
- 教授だけでなく同期の関係も役立っている。法科大学院で一緒に勉強した友人たちにはい ろいろ話を聞きやすいし、定期的に集まったりしている。未修コースで一から勉強した仲間 の方が、合格した後に出会った修習同期よりも絆が深い。未修コースには様々なバックグラ ウンドを持った人、社会人が多くおり、会計士の資格を持った知人に話を聞いたり、小さな 質問などがしやすい。(30歳 女性 地方 民間企業 有資格者)
- 数ヶ月に一度、司法修習の同期会はある。LS のものはあまりない。岡山の企業に勤務する人とは何らかの交流があるが岡山以外とは特に交流はない。岡山では現地の修了生が現地に就職する、というケースが他の地方に比べて多いという話があるが、これは OATC (岡山大学法科大学院弁護士研修センター)の成果だと思う。岡山大学法科大学院の修了生も OATC の運営に意見を出したり、かなり活発に活動している。(29歳 男性 地方 民間企業 有資格者)
- 年1回集まる程度。同期の弁護士から金融、M&A 領域の質問、企業再生がらみの質問を受けることがある。逆に民事上の問題、債権回収等についてやってくれないというお願いすることもありお互いに役立っている。(40代 男性 東京 民間企業 無資格者)

#### <公的機関の回答例>

- 職務が異なるので、仕事関係の交流はない。私的交流はあり、仕事の刺激になる。出身法科 大学院の教授に留学時の推薦状を書いて頂いたり、法科大学院で業務説明会をやらせても らったりしている。コネクションは活きている(34歳 男性 東京 中央省庁 無資格者)
- 修了生間の交流は絶えず続いている。少数のメンバーだが、警察官、弁護士、検察官など、 幅広い仕事に従事している仲間がいて常に情報交換をしている。(33歳 男性 地方 公的 機関 無資格者)

#### <その他団体の回答例>

• 法科大学院には、ただの大学院としての教育機能ではなく、交友関係を作るという面もある。 過去にライセンス契約の関係で、グローバル IT 企業に連絡をして契約の説明を求めた時、 先方の法務担当と skype の話で「手形」の話が出たので、最後にインハウスか聞いてみた ら、実は法科大学院の同期、同じクラスの人だった。ライセンスに関する話で大学の利害と は関係のない話だったが、結果として安心感が生まれ、そういった点でも法科大学院のつな がりは役立ち、面白いと思った。(34歳 女性 地方 その他団体 有資格者)

#### 2-1-9. 法科大学院に対する評価について…法科大学院の魅力、満足度

● 今回のインタビューを受けていただいた方は、法科大学院教育については概ね満足している。ただ、法科大学院全体に対するものというよりは、個別出身校の満足度であり、従って次の「課題」 に関しては、その満足度とは別に制度全体への言及が多くあった。

#### <法律事務所の回答例>

- 満足している。授業自体楽しかった。深く考える機会もあったし、授業も当てられて答える スタイルのディスカッション方式で、充実していた。所属大学は特に少人数教育で正しい意 味での法科大学院のスタイルであると思う。1クラス(50人)で、1授業で必ず全員発言 しなければならない等の決まりがあり、それがとても有益であったと感じている。(32歳 男性 東京 法律事務所)
- 在学中は得られるものが多く、何の不満もなかったが、司法修習中に出会った他の優秀な法 科大学院の友人たちと接する中で、カリキュラムでかなり実践的なことまで学んでいるの だという事実をしり、学校間格差を感じたこともあった。でも在学中は本当に熱心に教えて もらえたし概ね満足している。また所属大学は修了生に対するサポートが手厚かったのは 大変ありがたかった。修了後も各種の施設が使えたり勉強のゼミや模擬試験にも参加でき たりしたのはとても助かった。(50代 女性 地方 法律事務所)
- 10 段階レベルの 9・10 レベルで評価している。超一流の先生達に直に教えてもらう機会が そんなにない。法科大学院では勉強させるぞという環境だけになっているので、目的意識を もって一流の先生に習えるのは非常によかった。(40歳 男性 東京 民間企業 有資格者)

#### <企業の回答例>

- 総論でいうと、人脈(友人、先輩、現在も連絡をとって相談できる仲間)作りの場として非常に有意義である。学者の教員の授業と実務家の教員の授業があり、学者は論理的に突き詰めた思考過程を見せてくれたり、実務家は実務レベルでの動き方を見せてくれたり、ミックスさせて学ぶことができた。試験科目だけでなく、労働法、知財等、直接試験科目以外の受講してみると面白い先生がいたり、自分の身近なもので想像つきやすいところを学べたりしたのでよかった。少人数でのゼミ等で判例の読み込み、法的思考力の養成をしてもらえること。教授や実務家教員指導のもとでのゼミは満足度が高い。(27歳 女性 東京 中央省庁 有資格者)
- 自分にとって、法科大学院は試験に受かるための知識習得の場所と位置づけていたので、その意味では不満はほとんどない。高度な法律知識や問題に取り組む環境が整っており、学習意欲のある学生がどんどん吸収していける点が魅力であると考える。(33 歳 男性 地方公的機関 無資格者)

#### 2-1-10. 法科大学院に対する評価について…法科大学院に今後必要と考えられること

● 現状の法科大学院には様々な課題があるという見解が多い。特に「試験対策」「学費の高さ」「キャリアサポート」など、ほぼ共通の課題と、個別の法科大学院が抱える課題(「教授の質」など)とに分けられる。カリキュラムの内容や方向性についての意見は多い。また、法科大学院修了生として法科大学院制度及び魅力についての社会の理解を高める努力をしてほしい、という意見も見られる。法科大学院の司法試験偏重により、予備試験制度がLSの存在意義を危うくしている

との指摘もある。

# <法律事務所の回答例>

- 合格率が低いため、法科大学院を志望する人が少なくなり、負のスパイラルになっているので、根本的に変えないといけないと思う。個々の法科大学院が努力してどうにかなる問題ではないと思う。制度そのものはよいと思うが、定員が多すぎると感じる。司法試験対策と法科大学院としての教育のバランスの問題については、試験制度とLS制度を一緒に考えていかないと駄目。現在は予備試験もあり、事務所は法科大学院に行かない予備試験の人も採用しており、方向性がばらばらになっている。(29歳 女性 東京 法律事務所)
- 学費を安くしてほしい。法科大学院自体がプラスの社会的地位になってほしい。進路がバラエティに富むと良い(法科大学院の就職支援及びプログラムの強化を希望)。また、法科大学院出身者がリーガル面で寄与する人材なのだと、メディアでの評価を高くしてほしい(残念ながら現在はネガティブなものが多い)。法科大学院への進学は時間とコストが一度に失われる。それに見合った見返りが必要。教育そのものは素晴らしいと思う。(36歳 男性 東京 法律事務所)
- 私が入学した頃はまだ社会人や別の畑から LS に来た人が多くいたが、最近は社会人が少なくなったと聞いている。未修コースの人員も少なく、また社会人のための LS も減ったと聞いた。実際に違う業界から当事務所で法曹として実務に入った人は、その様々な経験から多様な見方や捉え方を提供してくれて、大変勉強になる。こうした人が減ってしまわないよう、ぜひ文部科学省には頑張って欲しい。(30代 女性 地方 法律事務所)

#### <企業の回答例>

- 試験のことは考えず、勉強できる状況が好ましいと思う。普通にやっていたら合格できる (1,2回ぐらい受ければ)というのが好ましい。資格試験なので、試験の難易度は下げる ことはできないが、あまり試験のことを考えてなくても、授業を受けていれば合格するというのが理想。1期生では、そのように言われていた。合格後のことを見据えて、その後の余力を残しておくべきで、試験に関係ない科目も勉強して詳しい人に聞けるレベルになって おくことが必要。司法試験はゴールではない。(48歳 男性 東京 民間企業 有資格者)
- 海外の法科大学院などをもっと参考にしてくれると良いと思う。海外では実務体験期間を もっと柔軟に学習期間に入れ込むなどの工夫があると聞く。そうした努力もあっても良い と思う。また、直接法科大学院の問題ではないが、司法修習の時間が短いことで消化不良に なってしまった感じがする。小さな事件でも中途半端にしか関わることができなくて不満 だった。(26歳 男性 地方 民間企業 有資格者)
- 個人的には評価は低いと言わざるを得ない。司法試験合格率は 30%で、司法試験予備校でもないし、専門教育でもない。法科大学院制度はなくした方がいいと思っている。当初の目的の一つであった、「多様な人を法曹業界へ」という点はまったく実現できていないと思う。残念なことに社会人向けの法科大学院(自身の出身大学院も含む)の多くは閉校することとなってしまった。社会人が働きながら法曹になるという道は途絶えたと言っていい。こんな状況であれば、社会人は働きながら法科大学院にいくのは実質諦めることになる。(40 代男性 東京 民間企業 無資格者)
- 合格率だけではない、各校の特色などをもっと打ち出した方が良い。(30 代 男性 東京 民間企業 有資格者)

# <公的機関の回答例>

• 教員によって指導力にばらつきがある点はどうにかして欲しいと思った。自分にとっては 特に実務家教員は実務の知識はあるかもしれないが、指導力という意味では学部から上が

- ってきた教員に比べて劣っていたと感じることが多かった。(33歳 男性 地方 公的機関 無資格者)
- 強いて言えば学費が高い。自身も育英会を利用し、1種(約300万円返還免除)2種(繰り上げ返済して完済済)を併用して借りた。出身法科大学院は私立の中では比較的学費が安いが、奨学金免除にならないと経済的な負担は小さくない。優秀な人材が奨学金制度を利用して免除されること自体は、個人の能力を金銭的な面で評価し、職業選択の幅を広げるという意味で社会的な合理性に合致すると思うが、優秀な人材が学部卒ですぐに社会に出て活躍できるのであれば、あえて高額の費用と時間が掛かる法曹の道を選ぼうというのは相当の志がないと難しいと思う。予備試験合格者の評価が高まる一方、法科大学院に行った人が単なる修了生=予備試験未合格者として評価が落ちるのはよくない。予備試験を選ぶ人は経済的、時間的負担の問題を懸念していると思うので、2年次、3年次の枠を柔軟にし、飛び級制度を設けるなど、修了時に一定の能力があるということを担保できれば、予備試験との併存もできるのではないかと思う。仕事で修了生と関わることもあるが、予備試験上がりの修習生がとりわけ優秀かというと決してそんなことはない。(32歳 女性 地方 公的機関有資格者)
- 法曹以外にいかなる進路があるのか、きちんと提示すること。合格者数を減らすという噂もあり、学生の精神衛生上、法曹以外の進路を示してあげることは非常に重要。(27歳 男性東京 中央省庁 有資格者)

# 2-1-11. 法科大学院に対する評価について…後輩修了生、法科大学院進学を考えている学 部生へのメッセージ

● 学習や試験の心得などのアドバイスもあるが、何より人脈、仲間の大切さを訴えるメッセージが多い。また、司法試験に受かることだけでなく、その先にある社会でのやりがいや魅力を伝えるメッセージも多かった。また、法科大学院在学中から視野を広げ、多様な選択肢を持っておくことの重要性を訴える声もある。

#### <法律事務所の回答例>

- 弁護士業務は幅広い。典型的な弁護士像にこだわらなくても、資格を取らずに官公庁にも行くことも、企業に行くこともできるし、法律に関わる仕事はたくさんある。旧来の法曹像に拘りすぎている部分があると思うので、広く視野を持ってほしい。最低限の法律知識を担保するという意味で法曹資格には意味がある。司法試験については、受験した方が良いと思うが、情報処理能力が足りないと難しいので駄目だと思うなら早めにやめることも必要。変なこだわりは持たない方が良いと思う。試験勉強は辛かったが、学校に行けば誰かが勉強していて、それを見ると励みになった。(27歳 男性 東京 法律事務所)
- 明確にビジョンを持たないまま漫然と法科大学院に進学すると大変なことになる。合格後に何をやりたいのかというビジョンを明確に持つべきである。(36歳 男性 東京 法律事務所)
- 司法試験は気合がないと受からないので、覚悟を決めてできるのかどうか考えた方が良い。 どうしても受からないと駄目だという気持ちでないと受からない。ただ、その先にある法律 を使ってできる仕事は、非常に知的好奇心を刺激される。日々法律は変わっていくので、 日々新しいものに触れていくことができ、自分の興味ある分野を追求できる面でも面白い。 (35歳 女性 東京 法律事務所)
- 資格を取るという所をゴールにすると、実際に合格したもののどうしよう、となりやすいように感じる。実際の勉強中も頑張れないように思う。社会でどのようになりたいか、という

#### <企業の回答例>

- やりたいことを実現するために目指す資格であり、その気持ちを忘れないで勉強してほしい。経済学や心理学なども貪欲に勉強してほしい。法律の力を使って人を幸せにする、不安を取り除いてあげる、ということを仕事にできるというのは素晴らしいことである。(48歳 男性 東京 民間企業 有資格者)
- 法律の仕事は面白い。社会の基礎となる仕事であると思う。知っていると感謝される仕事である。軸足となった時、腐っても最強の武器である。アカデミックにやっても面白い。法科大学院に行った以上は勉強してくださいと思うが、正直今の若い人に薦められるかというとそうではないという感じである。(40歳 男性 東京 民間企業 有資格者)
- 法律は一つの武器にすぎない。キャリアプランを、旧来からの法曹像、法務一辺倒なものだけでなく、例えば財務などにも広げて持つべきだと考える。法科大学院で学んだことをつかって社会に貢献する方法は多様だ、ということを理解するべきだ。(33歳 男性 東京 民間企業 無資格者)
- 司法試験合格のために勉強する、というよりも知的能力を向上させることを目標にした方が良い。そうすれば結果として合格するだろうし、合格しなかったとしても別のキャリアプランを立てられる。成長する良い機会だと捉えて視野を広く持って欲しい。(30代 男性東京 民間企業 無資格者)
- 学校にいると理論的になるが、縛られすぎず、事実を認識するという勉強方法を心がけてほ しい。志の高い方は司法試験前にキャリアプランニングするが、そこまででなくとも、試験 が終わってから遊びすぎず、キャリアプランニングをした方が良い。在学中に思っていた職 業に就く人は必ずしも多くない。幅を狭めずに、いろいろな視点を持ってほしい。(28歳 男 性 東京 民間企業 有資格者)

#### <公的機関の回答例>

- 法律を作り出すことは、学生では考えられない法律へのアプローチではないかと思う。法律がどう解釈されるかを踏まえて法律を作ることは、知的好奇心をかきたてる面白い仕事であると思う。国会議員と一緒に作り上げ、政治のアレンジにも関われる。新しいものを作り出す仕事であり、挑戦的ある。リサーチ、マーケット調査等、徹底的に行う。文献を調べて、業界・関係者からのヒアリング等を行い、ステークホルダーの意見を勘案して作り出す作業はとても意義を感じている。だから、在学生や法科大学院進学を考えている人は、法曹に限らず視野を広げてほしい。いろいろなジャンルで働ける余地がある。法務の需要は様々なところに転がっていると思う。(34歳 男性 東京 中央省庁 無資格者)
- 志があってこの道を目指すなら、頑張れば最後はなれる。ただ、司法試験のための勉強は当然であるものの、冒険心をもって司法試験以外の勉強もすることは、後々社会に出た時に大いに役立つと思う。実際に、そういう余裕のある人が受かっていた。目先の合否にとらわれない人が良い弁護士になると思う。(32歳 男性 地方 公的機関 有資格者)
- 法科大学院の魅力は整備された環境だと思う。教員、設備等を最大限活用して成果を獲得して欲しい。また今の仕事(地方公共団体)に関して言えば、一般の私企業と異なり、目的が営利ではなく、住民の福祉の増進にあり、常に法令による抑制がかかっている。法科大学院で学んだ法律はすべて仕事に直結するという意味で、法科大学院修了生の就職の選択肢として官公庁は一定の魅力があると思う。(33歳 男性 地方 公的機関 無資格者)

# <その他団体の回答例>

• 裁判官、検察官は守られた組織で、人数規模も変化がないため、依然と変わらない評価と規模を維持している半面、弁護士は大きく変化している。客観的に状況(特に処遇面)が悪化しているが、それでもやりたいという志が重要だ。三振してしまう人や勉強するうちに体調を崩してしまう人を見てきた。法曹を目指すことは、勉強の過程の中でのメンタルの強さが求められる環境だと思う。必死になっても受かるとは限らず、受かっても昔のような処遇も期待できず、リスクが大きな状況になっているが、それでもあきらめずに頑張ってほしい。法科大学院教育には意味があると思っている。(34歳 女性 地方 その他団体 有資格者)

2. ヒアリング調査結果

2-2. 受入機関に対するヒアリング

#### 2-2-1. 採用活動について

#### <総括>

- 法律事務所は試験直後と合格発表後のどちらかに採用活動を開始するところが多く、従来型の説明会方式に加えて、サマークラーク・インターン重視型と公募オープン型に分類される。地方は合同説明会を基点とした採用活動を行う法律事務所が多い。
- 企業は、新卒としては司法試験直後と合格発表後に募集を開始する場合が多い。一方、中途採用 扱いとして、随時の採用ニーズが発生したタイミングで募集する場合とがある。
- 公務員の場合、中央省庁では、任期付き職員とは別に、法務区分採用、院卒採用、国家一種採用 と様々なケースがある。地方の場合、新卒は通常の地方公務員の大卒の新卒採用と同じ枠組みで 採用活動が進むが、中途の場合、多くは任期付き職員として随時募集される。

#### <法律事務所の回答例>

- 司法試験終了直後に説明会を行い、面接を複数回実施し、内定を出す。ただ、3年次のサマークラークのタイミングで良い人であればその段階で目をつけておくことはあり、実際の採用に結びついた事例もある。(東京 外資系法律事務所)
- 弁護士会主催の合同説明会への出展が正式な採用活動のスタートだが、実際は、司法試験直 後に行われるインターンで実質的に大半の採用数は満たされる。(地方 法律事務所)

#### <企業の回答例>

• 合格発表後にHPで募集を開始。東京三会の合同説明会にも参加する。12月には内定を出す。 (東京 民間企業)

#### <公的機関の回答例>

• 新卒採用については職員の採用の通常のルートで採用している。合格者については、任期付き職員で採用しており、今まで2回募集をかけているが、結果的に各回の募集で複数人採用している。(地方 地方公共団体)

# 2-2-2. 修了生の社内教育・キャリアアップの状況

#### <総括>

- 法律事務所は、入社後の短期間での研修のあとは、外資系の一部を除き 0JT 中心。渉外事務所な どでは専門性を高めるため特定の領域のチームの中で一定の経験を積むケースが多い。一方、地 方の事務所だと定まった社内教育やキャリアデザインのない事務所が多数と思われる。
- 企業の場合、社内教育は通常の社員と同様、新卒採用に関しては入社後の研修から 0JT と組み合わせていく方式が多いが、中途採用は即戦力としての採用となっている。また入社後のキャリアステップも本人と相談しながら、というところが多い。新卒も中途も、専門性よりは当該企業への理解を高めることを重視している。
- 公務員に関しては、通常の職員採用か、任期付き職員かで異なる。通常の職員採用の場合は、新卒等と同様で、特に差を設ける教育やキャリアアップはない。任期付き職員の場合は、そもそもインプットとしての教育やステップアップとしてのキャリアパス等はないのが通常であるが、一部の地方では任期にかかわらず継続的な採用を検討し始めている自治体もある。

#### <法律事務所の回答例>

• 新人教育として、初期に集中的にトレーニング実施。それ以外でも勤務弁護士の経験に応じて様々なプログラムを用意している。事務所内でのセミナー開催(案件で触れた事項、法律改正等、皆が知っておくべきこと)について、プラクティスグループがあり、業務分野に応

じて行っている。当事務所は世界各地にあり、グローバルな教育にも参加してもらっている。 (例えば、香港アジアパシフィックの若手弁護士のトレーニング等に1回/年参加する等)。 トピックもその時で様々である。キャリアアップに関しては、順調に上記キャリアステージ を進んでいる人もいれば、そうでない人もいるので、何とも言えない。シニアアソシエイト までは比較的年次で順次上がっていく。カウンセル、パートナーは総合的な観点で判断する ので、なれるかどうかは人による。クライアント獲得能力は重要な評価対象。(東京 外資 系渉外事務所)。

- 新人は、2週間研修(座学)で銀行法、会社法、事務所で使う法分野で概観の授業を実施後、 実際の案件についての0JTに移る(研修の要は0JTである)。勉強会なども適宜開催している(最高裁判例の解説勉強会(月1回)、海外法制度のトピックについて外国人に英語で講義してもらう(月1回、希望者のみ)等)。教育体制については、パートナー複数について幅広く習得して頂く。最初1年はチューター(3,4年目の先輩アソシエイトがつく)がお世話係として案件以外の様々な相談を受ける。キャリアパスについては、本人の意向及び上からの評価を鑑み、自分のやりたい分野を自分自身で見つけてもらう。その結果、留学や役所(任期付き職員)に行くなど自分で決めてもらう。(都内企業法務系事務所)
- 2年後に独立してもらうことを前提に採用としているため、すべて自分でこなせるように 早期に育成することを目的として 0JT を行っている。勉強会等も多く開いて、より早く実力 をつけてもらうためのサポートをしている。(地方 一般民事系事務所)

#### <企業の回答例>

- 新人に関しては、当初はトレーナーがついて、その方の下請けとして学んでもらっている。 当社の法務は幅広い業務のため、どの業務に就くかで若干スタイルが異なる。契約関連であれば、2,3年上の先輩の下、ドラフト・レビューを行う。訴訟関連ならば、経験の深い先輩と一緒にやらせる。当社の訴訟は、名誉毀損など細々なものが多い。内製できないものに関して外部事務所へお願いしており、その事務所と一緒に担当してもらったりして勉強してもらっている。キャリアステップに関して、特に決まったものがあるわけではない。本人の意向を聞きながら相談して決めていくスタンス。マネジメントを志望している人には、まずプロジェクトリーダーを任せてみるということもある。専門家としてやりたいという方もいるので、そういう人には、基本的に仕事レベルを上げていくとか、仕事の判断をできる範囲を増やしていくということになるかと思っている。(東京 民間企業)
- 社内教育に関しては特別なことはしていない。修了生に特有の課題は特にないが、法務配属後、ジョブローテーションはどうするのかという課題はある。法務でない部署については基本的にジョブローテーションを行うが、法務部門は専門的職務なのでジョブローテーションはどうなのかと社内でも議論になっているので、他社事例を知りたい。経営企画、管理会計的な仕事もありだと思うが、まだ検討段階。(東京 民間企業)
- 0JT の過程で企業活動や業界の仕組みを理解してもらい、法務人材にとどまらず一企業人として成長してもらうよう努めている。今後、シェアードサービス部門、交渉部門等へローテーションで様々な経験をしてもらい、ジェネラリスト的に活躍してもらうことも考えている。(地方 民間企業)
- 基本的に他の社員と同等。入社後の研修も、1月に入社してもらうので4月までは会社の規定等を読み込んでもらい、4月に他の新入社員が入社したタイミングで、その新入社員の受ける研修のうち、必要なもの(会社の沿革や理念等の共有)を選んで受講させている。もともと法科大学院の有資格者採用は「有期雇用の契約社員」ということもあって、他の総合職や一般職とは別の処遇にしている。当社としても、法務部門専門の人材としての期待ということもあって、通常の社員とは別のキャリアパスを想定している。ただ、まだ2人目という

こともあって、試行錯誤の最中である。(地方 民間企業)

#### <公的機関の回答例>

- 業務内容が部局によって大きく異なるため、各部局の政策に任せており、局ごとに違う教育をしている。(東京 中央省庁)
- 修了生のための特別な教育やキャリアパスは設けていない。(地方 地方公共団体)
- 未合格者に関しては、通常の市の職員同様、主に 0JT を通じて徐々に公務に慣れていってもらうということであり、配属部署も多様である。一方、任期付き職員はそもそもその専門性を持って採用しているので、むしろ各種の職場内での研修や啓蒙活動等にその専門性からの知識や見識で貢献してもらっている。(地方 地方公共団体)

# 2-2-3. 修了生と学部生、弁護士資格者と無資格者の業務・待遇の違い <総括>

● この質問は主に従来の法曹三者以外の職についた修了生を想定しているが、企業においてもほとんど違いはなく、待遇面で弁護士会費用を負担する部分があるかどうか程度であるとの回答が多数であった。特に目立った回答を以下に記載する。

### <企業の回答例>

- ・ 大学院卒は法科大学院だけでなく他にもいるが、弁護士資格を持っているのは大きい。有資格者という専門家に関して不公平感等、社員の反発はない。本人に自分たちは専門職として採用されているという意識を持ってもらいたい。そういった意識を持たせるためにも、会社側としては処遇を含めて検討している。有資格者のキャリアについては、法務で進むのもありだが、本人の希望があれば、海外部門や経営企画など、他の部署においても良いと思っている。待遇面については、日本組織内弁護士協会(JILA)の情報を参考にしており、その数値に合わせた形で作っている。現在、特別嘱託として採用し、1年後に正社員登用(総合職テーブルを使い、その際にある程度乗せている)という形になっているが、その制度をあまり良くないと考えており、専門のテーブルを用意している。処遇と定着の相関関係をどう設定していくかが難しい。法律事務所の委任契約と企業の雇用契約とは全く異なるので(企業年金、退職金、福利厚生等)、入社時に処遇説明をしっかりしなければならない。(東京金融機関)
- 新卒でありながら、契約社員として処遇している。入社時に大学院卒と同等として当初の月額基本給与を決めて、そこにベアや定昇を反映させていく仕組みで、毎年の更新を行う。正直、専門家向けの処遇として柔軟に対応できるようにこの形態をとったが、今後も同様にするかどうかは分からない。(地方民間企業)

# 2-2-4. 法科大学院修了生の採用にあたって期待していた能力・資質、採用背景や動機 <総括>

● いずれも法的素養だけではなく、コミュニケーション能力や協調性など組織的資質を期待している。法科大学院特有のものとしては、同窓のネットワークなどに期待する受入機関もある。

# <法律事務所の回答例>

• 法律家としての能力は学校の成績、合格順位(採用の際は分からない)、出身大学等書類上で判断する。コミュニケーション能力は面接で判断する。外国人ローヤーによる面接を設け

ている。出願者の英語力を見ている部分もあるが、英語が下手でも一生懸命に会話をしようとする姿勢や積極性を見ている。複数パートナーでなるべく多角的に見て、コミュニケーションが取れる、会話をしていて話が発展していくような方を求めている。紋切り型の受け答えしかできない人は採用されない。会話をしながらどのような思考過程を踏んだのかが分かる方が良い。(東京 外資系法律事務所)

- 面接時に見ている水準・気にしている所については、旧司法試験時代と変わらない。弁護士という専門職である以上、基本的な知識・インテリジェンスは必要である。また人間力があるか、コミュニケーションがしっかりできているか、および当事務所との相性を見ている。 法科大学院では興味があれば一種の展開科目のようなものを取れる時代になった。旧司法試験よりは、どんなことに興味があり、何をやってきたかを聞きやすくはなったと思う。(東京 企業法務系事務所)
- 基本的な法的素養を持っていること。加えて、謙虚さ、伸びしろがあるかどうか、様々な事柄に対する問題意識・好奇心の強さ・アンテナの有無。また当社独自の基準として、生命力のようなもの(行動力、情報収集力、柔軟性、協調性、問題解決力、リーダーシップ等)がある人。(東京 企業法務系法律事務所)
- 法科大学院初期で入ってきた修了生で、現在も非常に優秀で将来期待される人材の採用面接をよく覚えている。面接で「法科大学院時代の勉強でナチス時代の労働法について勉強した」というので、「それは日本の労働法とどう違うのか?」等いろいろな角度から聞くと、どんどん会話が発展していって、受身で本を読んできたわけではなく、いろいろ考えていることが分かり、年齢が違っても法律家として対等に話ができるのは面白く、非常に有望だと思った。きちんと勉強した裏づけにもなる。その方は英語が上手ではなかったが、研修で香港に1年、ロンドンに1年出向し、英語も上達し、能力もさらに蓄積され、今では将来を期待されている人材になっている。(東京 外資系渉外事務所)

#### <企業の回答例>

- 法科大学院修了生を採用するにあたり、出身法科大学院のネットワーク・人脈は無形資産であり、それにより入ってくる情報もバリューの一つである。業界や会社の動向などは、そのネットワークでどこの誰を知っているということが問題解決の糸口になることもあり、勉強会や知り合い同士で始まり、有資格者でない他のメンバーが参加させてもらう等もある。そうした期待を持って、法科大学院修了生を採用することは意味がある。また、優秀な友人、知人を自社採用で紹介してもらったり、リクルーティングでも役に立つ。(東京 民間企業)
- 法律的な素養は当然、期待しているが、加えて柔軟性、協調性、組織に馴染むかを見ている。 特に有資格者であれば、専門的見地から惜しみなくアウトプットできる否か、現場や他の法 務部員へのアドバイスも期待している。業務に関連する法律に関しては、入社後の習得を想 定しており、入社時においてそこの知識は求めていない。それよりも法律を体系的に理解し 知識を積んでいるかを見ている。参考情報として、法科大学院成績、司法試験の順位は見て いる。民法、商法等の土台がしっているか否かを見ている。(東京 民間企業)

#### <公的機関の回答例>

• 通常の採用基準に加えて、自分の話を自分の言葉で話せる人を採用したいという方針がある。 その点、法律の勉強をしてきた人は言葉の使い方・選び方や話し方が達者だと感じることが 多い。面接でもそれを感じる。これは、法科大学院在学中に模擬裁判などで鍛えられるから なのかと思う。この資質は関係する部局との折衝や調整業務に大いに資するものであると考 えており、修了生に期待したい資質のひとつである。(地方 地方公共団体)

#### 2-2-5. 在籍修了生の個々の業務

#### <総括>

● 法律事務所は従来の弁護士業務と同様の業務であるが、企業法務、公務に関してはかなり多様である。

#### <法律事務所の回答例>

- 合格者の入所3~4年目の業務は以下の通りである。
  - ■訴訟業務 : 書面起案、クライアントとの連絡・ヒアリング。法廷での弁論、証人尋問 (パートナー弁護士の意向にもよる)。
  - ■企業法務業務:会社法、株主総会業務(リハーサルで議長(社長、会長)のもと株主役で質問し、進行や発言に対しコメントをクライアントに行う)リサーチ業務、契約書の作成業務、金商法 官公庁の問い合わせ、規制のリサーチ等。M&A、DD業務(スキーム構築はパートナークラスだが書類作成業務は行う)。その他、海外案件。無資格者(パラリーガル)については、簡単な内容証明作成程度や登記等の事務作業など。(東京 企業法務系事務所)

#### <企業の回答例>

- ビジネス法務全般:契約相談、ビジネス相談、トラブル相談、訴訟、(EC、金融決済)、コンプライアンス・ガバナンス関連(コーポレートガバナンス設定&運用、取締役会や株主総会フォロー)、M&A 関連業務、政策提言(ロビー活動・政策提言活動)。業務の関連上、警察との関係も重視している。(東京 民間企業)
- 司法試験合格者は、経営戦略本部の法務・リスクマネジメントチームに配属している。法曹 資格を取得していない修了生に関しては様々だが、最初の採用者は、当初数ヶ月間は人事部、 その後、財務部を4年、そして直近1年半は法務・リスクマネジメントチームの立ち上げを 行っている。もう1名の法曹資格を取得していない修了生は、最初はホールディングスの部 署にいたが、その後不動産関連のグループ会社に移籍している。(地方 民間企業)

#### <公的機関の回答例>

• 総務部総務課、政策部市民相談課、福祉部福祉教育課、教育委員会事務局総務課、財務部債権管理課、こども未来部児童福祉課において業務に従事している。主な業務内容もコンプライアンス施策の推進、庁内相談、争訟対応、市民相談、性犯罪被害者等支援、障害者施策、後見制度関連業務、障害者高齢者虐待対応、スクールロイヤー、債権管理・回収に関する相談・実行、DV に関する相談対応、など幅広い。また、全員 30 代でありながら、職位も主任級から次長級まであり、完全に個々人の経験と能力に応じて柔軟に対応している。(地方地方公共団体)

# <その他団体の回答例>

• 修了生は法務コンプライアンス課に配属され、学内の法律相談や訴訟対応などの業務に従事している。かつて国立大学は訴訟を受けても「国」として受けていたので、法務省と一緒に訴訟手続きをしていたが、国立大学法人として確立されてからは、専門家が学内にいる方が良いという方針で弁護士採用が進んだ。訴訟代理人は顧問弁護士(大阪の事務所)に依頼していたが、外部だとレスポンスに時間が掛かるので、早期対応のために内製化を進めて弁護士を雇用し始めたという経緯がある。法律事務所や高度な企業法務と違って、大学だともっと一般の人と会計上の取引をしたり、研究費の不正に関するマスコミ対応をしたりする。また、大規模大学(特に病院を持っている大学)だと訴訟対応に外部の専門性の高い弁護士が

必要になってくるが、小規模大学だと訴訟対応が必要な大きなリスクやトラブルが少ないため、顧問弁護士で済むということはある。(地方 その他団体)

# 2-2-6. **修了生の資質・能力に関して優れていると感じた点、エピソード** <総括>

● 総じて法科大学院で学んだことが役立っていると回答している。法律事務所では、旧司法試験時代と比較して「多様性」を挙げる事務所が目立ったが、一方で、その良さが最近なくなってきているとの意見もある。企業や公務員では、法律という武器を活かしながらも、資格に関係なく活躍できるフィールドが多いため、それを積極的に評価する意見が多く見られた。

#### <法律事務所の回答例>

- 旧司法試験と比べ、法科大学院でいろいろな科目を勉強しているので、試験にない科目でも リサーチしてくれる。幅広いアンテナをもって対応してくれる印象。例えば、著作権法等の 課題を与えても、守備範囲が広くきちんと対応する。調査能力については、人それぞれであ ると感じる。(東京 外資系渉外事務所)
- 法科大学院設立初期と最近とはずいぶん違う。63 期ぐらいまでは、いろいろなバックグラウンドがあった印象で、世の中に対する興味や複眼的な発想があるのが良いと思っていたが、最近ではあまりそれが見られない。コースチェンジする人を法科大学院がキャッチできなくなっている。本当はそこが法科大学院の良い所であったのが、なくなりつつある。今の法科大学院は学部ストレートみたいな人で、何も分かっていない人が多い。多様な経験をしている人を見つけるのは難しい。また、資質・能力は出身校によるところがある。上位 LS の方が余裕あるし、コースワークの数が多いというのもあり、そういう機会を活かして能力を上げている人がいる。実務レベルの教育をするのも良いが、逆にいうと実務レベルに行く手前の基礎力がないという状況であると身にならない。10 年間、エクスターンシップを見ていて、上位法科大学院はほぼ合格しているが、中位以下の法科大学院は今まで1人しか合格者がいなかった。学校間で、どこの資質能力を強化するかというポイントのずれがあるのではないかと思う。(東京 総合法務系渉外事務所)
- 昔に比べ、リサーチに関する基礎的なところができる。判例タイムズや判例時報等に記載されている脚注の資料にもリサーチをかけて、判例の考え方を整理する能力が高い傾向がある。実務に近いリサーチを法科大学院教育で指導していることが影響していると思われる。アメリカの法科大学院に近い実務に近い教育を受けている。(東京 企業法務系事務所)
- ・ 例えば、昨年入所した50代の女性弁護士がいる。彼女はもともと民間企業で10年以上のキャリアがあったのだが、手に職を付けたいという思いから法科大学院に入学した。修了後、2回司法試験に落ちた後に、母親の介護をしなくてはならず、3回目を一時断念していたが、修了後、司法試験が受験できる期間である5年目の制限ぎりぎりで合格した。介護をしている際に、高齢者の問題の重要性、特に行政の対応に対して個人的に考えるところがあり、自身も50代であることからその分野でやっていこうと決意した。彼女の優れているところは、他人に対する感受性と経験からくる信頼感である。また、もうひとつの事例として、40代の男性の例がある。彼は高校を卒業後、地元の法制局に勤めていたが、日々戸籍のチェックや謄本のチェックばかりしていて、やりがいを感じられないと思っていたところに法科大学院の制度が始まったので、それにチャレンジして、よりやりがいを感じられる仕事に就こうと思ったようだ。そこで、大学卒業の資格が必要であったため(これもどうかと思うが)、通信教育で大学を卒業し、法科大学院に進学、修了して司法試験に合格した。彼はまさに法制局における知識と経験をフルに活かして、今や事務所の大事な柱となってくれている。この

2名は、法科大学院の修了生や合格者の平均的からみると高齢かもしれないが、共通点は、「対人関係の構築に長けていること」である。依頼人との信頼関係の構築や、社会人経験からくる様々な対応力は、学部からストレートに法科大学院にいって弁護士になった人材とはまた違う強みを持っていると感じる。年齢が高いから一律に採用しないというような事務所はこうした有意な人材を逃しているといえるだろう。(地方 一般民事系事務所)

#### <企業の回答例>

- 最終的にはその人の持っている力によるのであって、有資格者だから能力が高いとかそういうことではないと思っている。先日、最高裁の判決が出た案件を、外部の事務所を使って、若手の有資格者にフォローさせたのだが見事にやり遂げた。学部卒にはできなかったと思う。本人の関心に応じて掘り下げて、それなりのエクスパティーズを持つところまで、短期で分析研究し、議論しながら進められるのは、基礎能力を持っている修了生ならではと思った。特に評価できるのは論理性。文章を作る、議論するにも、ロジックがしっかりしている人が多い。法律的な議論をまとめる、リーガルリサーチの力は優れている、効率的にリサーチができている。(東京 民間企業)
- 問題を把握する理解力が優れていると感じる。仮説を立てて課題を分解して、ひとつひとつ、つぶしていく、そのプロセスが分かりやすい。法科大学院出身でない方と比較すると文章表現能力、口頭表現能力が優れていると思う。論理的にものを説明できる。それは、法科大学院の授業の中で、課題を与えられ自分の考え方をレポート等で発信するトレーニングがされているからだと思う。法務の OJT で代替できない部分をトレーニングされている印象があり、MBA ホルダーと頭の使い方の面で類似性を持っている印象がある。事象のフレームが頭に入っているので噛み砕きやすく、相手に合わせて力点をどこにおいて説明すれば良いかが分かるのではないかと思う。これは何も特別なエピソードではなく、日々それが垣間見える。(東京 民間企業)
- 司法試験の合否にかかわらず、論理的思考力と文書作成能力が高い。論点を短時間で把握し、まとめ上げ、それを法的意見書(あくまで内部文書)にまとめる時にはとても役立っている。エピソードとしては、当社のオーナーからある時「明日の朝までに問題点をまとめておいてくれ」と言われて、即座に取り組んで、期限までに一定のレベルの情報をまとめ上げるなどといった事例がある。(地方 民間企業)

#### <公的機関の回答例>

• 学部卒よりしっかりとした人が多い。法律を扱うことが多く、法律に伴う政令作成及び改正する業務のため、馴染みやすい。人事評価的には悪い人はいない。法律を実務に関連させてしっかり学んでいる分、法学部卒よりも実務へのキャッチアップが早い。また、勉強や努力に裏付けられた自信が見て取れることが評価につながっているところと感じている。(東京中央省庁)

#### 2-2-7. 修了生に対する評価、満足度

#### <総括>

● 総じて評価は高い。法律事務所に関しては、実務的な能力の高さが評価されている。しかし、課題もあるとの指摘も多い。

# <法律事務所の回答例>

• 法科大学院が始まり、採用母集団が増え、良い人を採用できているのではないかと思う。旧司法試験時代と比べて、違いは多少感じることもあるが、レベルが落ちているという意識は

ない。(東京 外資系法律事務所)

- 評価している。修了生だからと言って良いか分からないが、知識が足りないとは思わない。 知識が足りないと言っている方も一部いるが、もしそれがあるとしたら人の問題で、法科大 学院との因果関係はないと思う。予備試験組は採用したことがないので分からないが、大手 事務所の方から聞いた話によると、仕事をやらせればあまり変わらないが、ちょっとした目 配りの度合い、つまり人間関係構築において予備試験組が劣る傾向があるようだ。世の中を 分かっておらず、自分達の職業がどういうポジションなのかを分かっていない。本来、弁護 士は人間関係の中で求められる職業だが、それを理解しておらず、知識や自分たちの処理結 果で評価されると思い込んでいる。実際にはそうではなく、依頼者が求めていないものであ れば何の価値もないということを理解できないまま、自分が認められず、否定されると感じ てしまっている。予備試験組にはそういう困ったところがあると言っていた。学校の成績が 良ければ必ず評価されたという、1つの基準だけでできている傾向があると聞いたことがあ る。旧司法試験時代にもそういう人はいたが、以前は長い期間の司法修習の間に揉まれ、先 輩・後輩にボロボロにされて理解してくるというところがあったが、最近は修習期間も短く なり、どこにもそういう揉まれる場がなくなってきたというのはあると思う。修習期間は裁 判所養成と見れば問題があるが、時間をかけて先輩が後輩と触れる機会と見れば人間力の矯 正作用があった気がする。(東京 企業法務系法律事務所)
- 非常に満足している。最高ランク。実務的初歩的なスキルが身に付いている。採用するのに 重要視するポイント(読解力、文章作成能力、口頭表現力)が旧司法試験時代の弁護士より 評価が高く、それは実務に近い教育をなされた結果だと思う。対話式授業が増え、かつ、実 務家の授業を受けている点で養われているのではないかと思う。現場の実務に近いところが 伝えられており、旧司法試験時代よりも実用的な訓練はできていると感じる。(東京 企業 法務系事務所)

#### <企業の回答例>

- 満足している。今後も採用を継続していきたいと思っている。法的基礎能力があり、成長スピードが速い。企業の中で中心的人材になるように育成していきたいと思える。能力が今後伸びそうなのでオポチュニティを与えていきたい、そう思える人材は有資格者の方が多い。(東京 民間企業)
- 満足度は高い。社内の評判も良い。人間性の部分でも素晴らしい方に入社してもらえたと思う。法的な知識以外に、社会人として持ち合わせるべきコミュニケーション能力、人間度を満たしているので満足している。(東京 金融機関)
- 一定程度のクオリティはあると思っている。良い教育をされたと感じる。ただ、制度として の課題として、法科大学院入学から実際に入社するまでの時間がかかりすぎる。また、入社 の時期が社会の一般的なルールとかけ離れているため、採用となると企業は特別な対応をし なくてはならない点は大きな課題だと思う。(東京 民間企業)
- 総じて 100 点満点の 60 点 (悪い人だと 20 点。改善が遅い。)。試行錯誤しながら採用活動をしているとは言え、他部署からの修了生への評価は総じて高い。課題としては、ビジネスに対する理解や関心が低かったり、遅かったりする人が多い。ビジネスシーンでは法的見解がなくても解決する問題がほとんどだが、その解決をリードする力が必要。プロジェクトマネジメント能力よりもアカデミックな能力に傾倒する傾向がある。そうした癖が抜けきれない人は今まで自分がいた世界に固執してしまい、事象の本質が理解できていない。例えば、法務部門と現場のミーティングの際に、法務部として解決策を提示すべきところを、「議論に勝ちました」と報告してくるようなタイプ。謙虚さがないといけない。(東京 民間企業)

# <公的機関の回答例>

評価はしている。能力的にも高い方が多いので、今後もしっかり選考して採用していきたい。 (東京 中央省庁)

#### 2-2-8. 法科大学院への意見・要望

### <総括>

● 多くの意見、改善点の指摘がある。

#### <法律事務所の回答例>

- 基礎教育をしっかりやってほしい。司法試験受験指導は恐らくあまりやっていないと思うが、 現在の司法試験合格率はそれほど高くなく、合格率が低いのであれば旧司法試験と変わらない。せっかく法科大学院を作ったのであれば、合格率を上げるべきなのではないかと思う。 今は中途半端で学生がかわいそう。また、今は弁護士という職業の魅力が理解されない。大 手事務所に10年勤めてパートナーになれない場合の次のステップが用意されていない。ま だインハウスは大きな受け皿になってない。それでは弁護士の職業が魅力的に映らないので はないか。採用側の立場としても、形式的なところでふるいにかけざるを得ず、ある意味一 発逆転的な人は出て来られなくなった。そうなると階層別とか社会構造が固まってしまう部 分を持っており、法科大学院設立で多様な人材を入れ込もうとしたら逆にそうなってしまっ たところは皮肉かなと思う。(東京 外資系渉外事務所)
- ・ 実務家教員や国の方々に頑張ってほしい。学者が動かないのであれば、学者を捨てて実務家がやっていく、というのもあるのかもしれない。知財や独禁の世界では、ほぼ全て実務が先行し、学者は後ろからついてくる。企業法務の世界はそういう分野が多い。学者がどうこう言う世界ではなくて、むしろ学者が「勉強させてください」という形で僕らの業務に関わってくることが多い。日々動いているリアルの世界の最先端が企業法務及び知財である。知財の勉強会は実務家が学者をやり込めている。文部科学省は法曹養成の教育がどういう環境であるべきかを全く見誤ったと思う。単に、小学校・中学校・高校の延長だと思っていたのではないか、それは全く違う。文部科学省がやり直しをして頂けるのであれば、まさしくそこは真剣に考えて頂きたい。実務家・専門養成大学院については、リアルなニーズもあるし、スタンダード・水準も求められているものがあるので、実務を見定めながら作らない限りは何を作っても無駄であると思う。逆に、実務から下ろして小中高を変えていくようでなければ駄目で、そうしていかない限り、日本は国際的に死んでしまうのではないかと思う。グローバル人材についても各国と比べ15~20年遅れていると思う。行き着く先でどんな人がこの世代に必要かということを、文部科学省は考えて、そこに一本立ちできる方を育てる方針で、教育システムをトレースバックして頂きたい。(東京 企業法務系事務所)
- ・ 弁護士になった後の事務所の経営、組織のマネジメントについて教育してくれると面白いと思っている。実際、皆そのあたりで苦労している。ビジネススクールとコラボするようなものがあれば良い。単なる司法試験・法律に詳しい人だけではなく、ビジネスに強い人材になると、法曹人材の活用が増えてくる。ビジネス分野の法務サービスを拡大しないといけない。ビジネスの法務サービスを提供することにより法曹の価値が高くなり優秀な人材が集まる。法曹人材は法廷弁護士にとらわれずに、広くビジネスに関与していくことが重要であると思う。そういう人材を育成してほしい。(東京 企業法務系事務所)
- 問題は法科大学院の仕組みである。司法修習期間が短すぎる問題、法曹志望者の経済負担が 大きすぎる問題、これらは本来避けることができた問題だ。経済的な負担を法曹志願者に一 方的に負担させようとしている現状は看過しがたい。世間や社会から何と言われようと、日

- 本の法曹の基盤拡充のために突っぱねるくらいの気概を持たねばならない筈だった。三権分立の一角を担う人材を選抜する仕組みを構築するならば、相応の覚悟は必要だ。「文科省よ、強くなれ」と言いたい。(地方 一般民事系法律事務所)
- もっと市民の中に入っていくような弁護士を増やすために、今の法科大学院教育の内容と司法試験の方向性を見直すべきだ。具体的な紛争の解決技術を身につけるには、幅広い経験と知識が必要で、そうしたものも法曹になるために習得するべきであるというようにしなくてはならない。弁護士あるいは弁護士会自身も、まだまだ努力が足りないと思う。司法サービスはまだまだ行き渡っておらず、そこには開発、開拓の余地がある。報酬の面ばかりを気にして、弁護士報酬の減少の原因を弁護士数の増加のみのせいにするような短絡的な議論ではなく、どのような領域に新しい司法サービスの開発余地があるか、そこにはどのようなアプローチが有効なのか、など、自覚的に司法サービスの拡大に努めるべきだ。(地方 一般民事系事務所)

#### <企業の回答例>

- 4月に入社して、5月に司法試験受験だとスケジュールが辛い。法曹資格を取得して転職してしまうリスクもあるが、当社は入社後の司法試験受験を許容している。企業は8月が比較的落ち着くのでその時期に勉強、受験できると良いと思う。また、合格した場合も1年の司法修習がネックとなるので、弁護士資格認定制度の明確化と緩和を図ってほしい。弁護士資格認定制度があるとはいえ、合格者だと7年間も待つ間に辞めてしまうのではないかという懸念もある。(東京 金融機関)
- 法廷弁護士と企業法務弁護士で司法試験・司法修習の内容を分化していくとよいと思う。その方が、企業の求める、企業法務に強い弁護士が採用できると思う。(東京 金融機関)
- 現在法科大学院はアカデミックに寄り過ぎている気がして、企業法務の人間は関係ないなと思ってしまう。経営者、取締役(候補)に対して、経営判断の理解・判例に関し、しっかり教育すると良いのではないかと思う。法科大学院制度は法曹資格とどこかで折り合いをつけて(貶めることがあってはいけないが)、ひとつの側面としてそういうのもあると良いと思う。企業側にニーズがあると思うし、法科大学院側も BtoB の商売をすると良いのではないかと思う。また、法学の教授と企業のトップとが話す機会が必要になるわけで、長い目でみるとお互い(企業と法科大学院)に有用であると思う。最もアカデミックな学校にそういったところをやって頂けると良いと思う。(東京 民間企業)
- 法科大学院は司法試験受験が中心になると思うので難しいかもしれないが、法律知識をビジネスでどう活かしていくかが最も重要だと思うので、法科大学院でビジネス(駆け引き、妥協点、対応力)に関する知識を学ぶことができればより良いかと思う。(地方 民間企業)
- 教育内容が正直あまりよく分からない。(東京 民間企業)
- カリキュラムに濃淡を付けてほしい。あくまでも法廷弁護士を想定したカリキュラムなので、企業などの受入先も考慮してカリキュラムを用意してくれると良いと思う。企業法務と金融法務も違う。司法修習で法律事務所への価値観を植え付けられ、企業への志望順位が低くなるのではないか。アカデミックに寄りすぎだと思う。また、予備試験については、当初はお金やルートがない人のためものであったが、現在、優秀人材は予備試験を使うなどバイパス的なものになっている。法科大学院の意義・意味が薄れているのではないか。再整理する必要があると思う。社会人教育についても考えてみてはどうかと思う。資格試験のためだと時間的・コスト的に大変なので、企業向けのサービスメニューがあっても良いと思う。(東京民間企業)

#### <公的機関の回答例>

法科大学院が、修了者全員が司法試験に合格し法曹三者を目指しているのでないならば、そ のイメージを変えていく必要があると思う。一般的には、修了生全員が法曹三者を目指して おり、そうでない方は落ちこぼれの印象を持っており、そういう風に見られてしまうのは勿 体ないと思う。法科大学院の授業や科目が司法や法曹実務に関わるところに偏っている部分 があるが、全員が法曹三者になれない事実があるのであれば、学生の希望により授業科目を 柔軟に選択できるようにすれば良いと思う。例えば、行政関連(行政法律動向、新しい法律 の話、法律是正の過程の話)を、行政実務と関連して行政官が講義をする等、官公庁側の業 務を学んでくれると良いと感じる。海外法科大学院では、経営大学院、公共政策大学院での 授業交換をやっていると聞く。自分の将来やりたいことに合わせてビジネススクール、パブ リックスクールを選択でき、司法以外の授業を選択できると学生のキャリアパスの形成にも 良いと思う。我々もそういった学生がいれば、消去的に官公庁を選んだのではないと判断で き、評価も高くなる。基本的に、官公庁でもツールは法律であり行政実務として法律を使う ので、法律を学ぶ学生は行政に踏み込んで勉強してくれると良いと考えている。例えば、法 律はどうやってできるのか、新しい法律をつくるのにどういう議論があるのか、そういう話 を踏み込んで勉強してくれると、それを通じて官公庁にも興味をもってくれる学生が出てく るのではないかと思っている。(東京 中央省庁)

### Ⅳ. 資料

アンケート調査案内資料・受入機関向けアンケート調査質問項目(法律事務所向け)

法科大学院修了生の活動状況に関する実態調査アンケート

## 法律事務所様向け

送信先 FAX 番号 03-6441-0709

以下の QR コードもしくは URL より、Web アンケートページにてご回答いただくか、または、下記のアンケート回答用紙にご入力いただき、FAX にてご返送下さい。

なお、本アンケートはホームページ等の情報に基づき、考えられる対象に対し幅広にお送りしております。お手数おかけ致しますが、ご協力のほど何卒宜しくお願い申し上げます。



URL: https://www.jlawyers.jp/mext/enquete1/

※回答期限 平成28年2月15日(月)

### 【事務所の代表弁護士または、

<u>所内でもっとも法科大学院修了生の採用状況を把握されている方</u>がご回答ください。】 規模について該当する項目をひとつ選んで丸を付けて下さい。(※法律事務所の**所属弁護士数**を ご回答ください。)

- ①5人未満
- ②5人以上~10人未満
- ③10 人以上~50 人未満
- ④50 人以上~100 人未満
- ⑤100 人以上~500 人未満
- ⑥500 人以上~1,000 人未満
- ⑦1,000 人以上

法科大学院修了生の所属状況について各項目の人数をご記入下さい。

- 全体:( )人
- 性別:男性( )人・女性( )人
- 年齢: 20 代( )人·30 代( )人·40 代( )人·50 代( )人·60 代以上( )人
- 法学未修者、法学既修者の別:未修者()人・既修者()人
- 法曹資格の有無:有( )人・無( )人
- 修了後年数:1年未満( )人・1~3年( )人・4~6年( )人・7年以上( )

人(平成28年1月1日現在)

- 現在の就業先での就業年数:1年未満( )人・1~3年( )人・4~6年( )人・7年以上( )人(平成28年1月1日現在)
  - (1) 法科大学院で行われている教育の内容・方法の特色について認知している事柄について該当する項目に丸を付けて下さい。(複数選択可)
    - ①少人数授業の実施
    - ②双方向・多方向的に行われる授業の実施
    - ③実務家教員による授業の実施
    - ④模擬裁判等の実践的な教育の実施
    - ⑤社会のニーズに対応した科目の展開
    - ⑥その他(
  - (2) これまで受け入れた修了生についての全体的な満足度について該当する項目をひとつ選んで丸を付けて下さい。
    - ①非常に満足
    - ②満足
    - ③普通
    - ④不満
    - ⑤非常に不満

<その理由>(自由記述)

(3) これまで受け入れた修了生の優れていると考えられる資質・能力 (5段階評価) の各項目 について該当する数字 (1~5) をひとつ選んで丸を付けて下さい。

<5:非常に優れている、4:優れている、3:普通、2:劣っている、1:非常に劣っている>

①判例分析や判例・法令調査の能力

 $(5 \cdot 4 \cdot 3 \cdot 2 \cdot 1)$ 

)

②具体的な事案に法律を適用する能力

 $(5 \cdot 4 \cdot 3 \cdot 2 \cdot 1)$ 

③プレゼン・発表等のスキル

 $(5 \cdot 4 \cdot 3 \cdot 2 \cdot 1)$ 

④説得・交渉の能力

 $(5 \cdot 4 \cdot 3 \cdot 2 \cdot 1)$ 

⑤幅広い教養

 $(5 \cdot 4 \cdot 3 \cdot 2 \cdot 1)$ 

⑥柔軟な思考力

 $(5 \cdot 4 \cdot 3 \cdot 2 \cdot 1)$ 

⑦人権感覚、倫理感覚

 $(5 \cdot 4 \cdot 3 \cdot 2 \cdot 1)$ 

⑧社会や人間関係に対する洞察力

 $(5 \cdot 4 \cdot 3 \cdot 2 \cdot 1)$ 

⑨先端的法分野

 $(5 \cdot 4 \cdot 3 \cdot 2 \cdot 1)$ 

⑩外国法の知見・国際的視野

 $(5 \cdot 4 \cdot 3 \cdot 2 \cdot 1)$ 

⑪その他(

) (5 · 4 · 3 · 2 · 1)

(4) 法科大学院修了生を採用するにあたって、期待している能力・資質、活躍を期待する活動 分野・内容について該当する項目に丸を付けて下さい。

)

)

- ・期待する能力・資質について(複数選択可)
  - ①訴訟案件に対応する能力
  - ②調停・ADR案件に対応する能力
  - ③訴訟外の交渉案件に対応する能力
  - ④事案に対する分析能力・調査能力
  - ⑤法文書の起案能力
  - ⑥事務処理能力
  - ⑦プレゼン能力
  - ⑧社会常識·一般教養
  - ⑨経営能力・収益能力
  - ⑩顧客獲得・業務分野の開拓
  - ⑪顧客への対応力
  - ②人権感覚·弁護士倫理
  - 13 その他(
- ・期待する活動分野・内容(複数選択可)
  - ①一般民事·家事事件
  - ②刑事事件
  - ③企業法務
  - ④行政事件
  - ⑤人権活動・弁護団活動
  - ⑥先端法分野·専門分野
  - ⑦国際的活動,涉外案件
  - ⑧公的な活動・弁護士会業務
  - 9その他(

ご協力ありがとうございました。

2~4ページを以下の FAX 番号までご送付くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

## FAX 送信先

株式会社ジュリスティックス 大久保 宛

03 - 6441 - 0709

### 法科大学院修了生の活動状況に関する実態調査アンケート

# 法科大学院修了生様向け

平素より文部科学行政へのご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、法科大学院修了生が社会の各方面で活躍している活動状況を社会に対して情報発信 し、法科大学院で学習することの意義や、その教育を通じて得られる成果、修了生の活躍状況等 の実態を把握することを目的に、掲題の調査を実施しております。

つきましては修了生の皆様に、活動状況に関する実態とご意見をうかがうことを目的としたア ンケートを実施することになりました。

業務多忙の折、至極恐悦でございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、アンケートの回答に、ご協力くださいますようお願い致します。

なお、重複してアンケートの依頼が届いている場合には、申し訳ございませんが、一回のみご 回答いただければ幸いでございます。

アンケートのご回答は、以下の QR コードまたは URL から、Web アンケートページにてご入力くださいますよう、宜しくお願い致します。



URL: https://www.jlawyers.jp/mext/enquete2/

※回答期限 平成28年2月15日(月)

なお、本調査は、文部科学省から委託を受けた民間の調査研究機関「株式会社ジュリスティックス」が実施いたします。ご不明な点等あれば下記の問合せ先までご連絡下さい。

### 【本調査実施に関するお問合せ先】

株式会社ジュリスティックス

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-10-1 虎ノ門ツインビルディング東棟 17階

担当者:大久保 E-mail:shota.okubo@juristix.com

TEL : 03-6441-0708 (月~金  $10:00\sim17:00$ )

### アンケート調査案内資料・受入機関向けアンケート調査質問項目 (企業・公的機関・その他団体向け)

法科大学院修了生の活動状況に関する実態調査アンケート

## 受入機関様向け

送信先 FAX 番号 03-6441-0709

以下の QR コードもしくは URL より、Web アンケートページにてご回答いただくか、または、下記のアンケート回答用紙にご入力いただき、FAX にてご返送下さい。

お手数おかけ致しますが、ご協力のほど何卒宜しくお願い申し上げます。



URL: https://www.jlawyers.jp/mext/enquete1/

※回答期限 平成28年2月28日(日)

【社内・機関内でもっとも法科大学院修了生の状況を把握されている方、 もしくはもっとも多くの修了生が配属されている部門の方がご回答ください。】

受入機関種別について該当する項目をひとつ選んで丸を付けて下さい。

- ①法律事務所
- ②中央省庁
- ③地方自治体
- ④民間企業
- ⑤その他()

規模について該当する項目をひとつ選んで丸を付けて下さい。

- ①5人未満
- ②5人以上~10人未満
- ③10 人以上~50 人未満
- ④50 人以上~100 人未満
- ⑤100 人以上~500 人未満
- ⑥500人以上~1,000人未満
- ⑦1,000 人以上

	修 1 生 主 仲 : ( ) 八	
•	性別:男性()人・女性()人	
,	年齢:20代( )人·30代( )人·	40代()人・50代()人・60代以上
	( )人	
,	法学未修者、法学既修者の別:未修者(	)人・既修者( )人
,	法曹資格の有無:有()人(うち弁護士	登録あり()人)・無()人
,	修了後年数:1年未満()人・1~3年(	)人・4~6年( )人・7年以上( )
	人(平成28年1月1日現在)	
,	現在の就業先での就業年数:1年未満(	)人・1~3年( )人・4~6年( )
	人・7年以上( )人(平成28年1月1	
( -	<ul><li>) 法科大学院で行われている教育の内容・ま</li></ul>	i 法の特色について認知している事柄について該
\ -	当する項目に丸を付けて下さい。(複数選択	
	①少人数授業の実施	
	②双方向・多方向的に行われる授業の実施	
	③実務家教員による授業の実施	
	<ul><li>④英格本教員による収集の夫施</li><li>④模擬裁判等の実践的な教育の実施</li></ul>	
	⑤社会のニーズに対応した科目の展開	
	S 1—21	,
	⑥その他(	
	<ul> <li>2) これまで受け入れた修了生についての全体で丸を付けて下さい。</li> <li>①非常に満足</li> <li>②満足</li> <li>③普通</li> <li>④不満</li> <li>⑤非常に不満</li> <li>〈その理由&gt;(自由記述)</li> </ul>	が的な満足度について該当する項目をひとつ選ん である。 「「「」」である。 「」「「」」である。 「」「」である。 「」でも、 「し、 「」でも、 「」でも、 「、 「」でも、 「、 「」でも、 「、 「、 「、 「、 「、 「、 「、 「、 「、 「、 「、 「、 「、
L		
( :	3) これまで受け入れた修了生の優れていると	考えられる資質・能力(5段階評価)の各項目に
	ついて該当する数字(1~5)をひとつ選	んで丸を付けて下さい。
	< 5 : 非常に優れている、4 : 優れている、3 : 普	通、2:劣っている、1:非常に劣っている>
	①判例分析や判例・法令調査の能力	$(5 \cdot 4 \cdot 3 \cdot 2 \cdot 1)$
	②具体的な事案に法律を適用する能力	$(5 \cdot 4 \cdot 3 \cdot 2 \cdot 1)$
	③プレゼン・発表等のスキル	$(5 \cdot 4 \cdot 3 \cdot 2 \cdot 1)$
	④説得・交渉の能力	$(5 \cdot 4 \cdot 3 \cdot 2 \cdot 1)$
	⑤幅広い教養	$(5 \cdot 4 \cdot 3 \cdot 2 \cdot 1)$
	⑥柔軟な思考力	$(5 \cdot 4 \cdot 3 \cdot 2 \cdot 1)$
	⑦人権感覚、倫理感覚	$(5 \cdot 4 \cdot 3 \cdot 2 \cdot 1)$

法科大学院修了生の所属状況について各項目の人数をご記入下さい。

⑧社会や人間関係に対する洞察力  $(5 \cdot 4 \cdot 3 \cdot 2 \cdot 1)$ ⑨先端的法分野  $(5 \cdot 4 \cdot 3 \cdot 2 \cdot 1)$ ⑩外国法の知見・国際的視野  $(5 \cdot 4 \cdot 3 \cdot 2 \cdot 1)$ ⑪その他( ) (4) 法科大学院修了生を採用するにあたって、期待している能力・資質、活躍を期待する活動 分野・内容について該当する項目に丸を付けて下さい(複数選択可) ①社会的な使命感 ②社内の通常業務における法的問題の処理能力 ③危機管理・法的リスクへの対応力 ④社内コンプライアンスの確保・向上 ⑤交渉能力 ⑥一般的な事務処理能力 ⑦人脈の広さ ⑧社会人としての基礎的知識や態度 9外国語能力 ⑩その他の専門的な技術・能力・知識 (具体例: ) (5) 法科大学院修了生の採用(在籍)実績(過去5年間)について該当する項目をひとつ選ん で丸を付けてください。また、①を選んだ場合は各項目について人数をご記入ください。 ①採用した(在籍していた)ことがある 【司法試験合格者 ( ) 人·司法試験合格者以外 ( ) 人】 【在籍している(在籍している)主な部門 : 法務部門( 名)(法令、コンプライアンス、知財関係等) 名)(労務管理、人事等) 総務部門( 企画部門( 名)(経営戦略) その他 ( 名)(具体的に: )] ②採用した(在籍していた)ことがない <① 又は②を選択した理由>(自由記述)

- ※(6)~(9)は法科大学院修了生のうち<u>司法試験合格者</u>についてご回答ください。
- (6) 法科大学院修了生(<u>司法試験合格者</u>)の採用予定について該当する項目をひとつ選んで丸を付けて下さい。
  - ①積極的に採用したい
  - ②できれば採用したい
  - ③現時点ではわからない
  - ④採用しない
- (7)上記(6)で①又は②と回答された場合、採用したいと考える理由について該当する項目

に丸を付けて下さい。(複数回答可)

- ①法務部門の充実・強化が期待できるから
- ②法律知識に基づいた経営判断への適確な助言が期待できるから
- ③コミュニケーション能力(説得力、交渉力等)が期待できるから
- ④柔軟な思考力により幅広い部門への助言が期待できるから
- ⑤その他様々なメリットが期待できるから (R/1/1/)

(具体的に:

(8)上記(6)で①又は②と回答された場合、主にどのようなポジションで仕事をしてもらいたいと考えているか該当する項目に丸を付けて下さい。(複数回答可)

)

- ①法務部門(法令、コンプライアンス、知財関係等)
- ②総務部門(労務管理、人事等)
- ③企画部門(経営戦略)
- ④その他(

<その理由>(自由記述)

- (9)上記(6)で④と回答された場合、採用しない理由について該当する項目に丸を付けて下さい。(複数回答可)
  - ①司法試験合格者が活躍できるポストがないから
  - ②離職率が高いから
  - ③人件費が高いから
  - ④特に必要性を感じないから
  - ⑤その他(
- ※(10)~(13)は法科大学院修了生のうち<u>司法試験合格者以外</u>についてご回答ください。 (10)法科大学院修了生(<u>司法試験合格者以外</u>)の採用予定について該当する項目をひとつ選 んで丸を付けて下さい。
  - ①積極的に採用したい
  - ②できれば採用したい
  - ③現時点ではわからない
  - ④採用しない
- (11)上記(10)で①又は②と回答された場合、採用したいと考える理由について該当する項目に丸を付けて下さい。(複数回答可)
  - ①法務部門の充実・強化が期待できるから
  - ②法律知識に基づいた経営判断への適確な助言が期待できるから
  - ③コミュニケーション能力(説得力、交渉力等)が期待できるから
  - ④柔軟な思考力により幅広い部門への助言が期待できるから
  - ⑤その他様々なメリットが期待できるから

(具体的に:

(12) 上記 (10) で①又は②と	回答された場合、主にどのようなポジ	ションで仕事をしても
らいたいと考えているか該当っ	する項目に丸を付けて下さい。(複数回	答可)
①法務部門(法令、コンプライ	アンス、知財関係等)	
②総務部門(労務管理、人事等	)	
③企画部門(経営戦略)		
④その他 (	)	
<その理由>(自由記述)		ſ
(13) 上記(10) で④と回答さ	れた場合、採用しない理由について該	当する項目に丸を付け
て下さい。(複数回答可)		
①法科大学院修了生が活躍でき	るポストがないから	
②離職率が高いから		
③人件費が高いから		

- ⑥その他( )
- (14)採用にあたっての法科大学院学生(修了生含む)へのリクルート活動の有無について該当する項目をひとつ選んで丸を付けて下さい。
  - ①定期的に行っている
  - ②あまり行っていない
  - ③現在は全く行っていないが、今後は検討したい

④法学部卒業程度の能力で十分だから ⑤特に必要性を感じていないから

- ④現在は全く行っておらず、今後も行うつもりはない
- (15)貴所・貴社・貴機関名及びご連絡先をご記入ください(※匿名でも結構です)

貴所・貴社・貴機関名等	: (	)
ご連絡先電話番号	: (	)
ご連絡先メールアドレス	: (	)

- (16) 貴所・貴社・貴機関名等及びご連絡先をご記入いただいた方で、後日、ヒアリング調査 (ご訪問またはお電話)にご協力いただける場合には、以下のチェックボックスにチェックをご 記入ください
  - □ ヒアリング調査にご協力可能

ご協力ありがとうございました。

2~6ページを以下の FAX 番号までご送付くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

## FAX 送信先

株式会社ジュリスティックス 大久保 宛

03 - 6441 - 0709

### 法科大学院修了生の活動状況に関する実態調査アンケート

## 法科大学院修了生様向け

平素より文部科学行政へのご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、法科大学院修了生が社会の各方面で活躍している活動状況を社会に対して情報発信 し、法科大学院で学習することの意義や、その教育を通じて得られる成果、修了生の活躍状況等 の実態を把握することを目的に、掲題の調査を実施しております。

つきましては修了生の皆様に、活動状況に関する実態とご意見をうかがうことを目的としたア ンケートを実施することになりました。

業務多忙の折、至極恐悦でございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、アンケートの回答に、ご協力くださいますようお願い致します。

なお、重複してアンケートの依頼が届いている場合には、申し訳ございませんが、一回のみご 回答いただければ幸いでございます。

アンケートのご回答は、以下の QR コードまたは URL から、Web アンケートページにてご入力くださいますよう、宜しくお願い致します。



URL: https://www.jlawyers.jp/mext/enquete2/

※回答期限 平成28年2月28日(日)

なお、本調査は、文部科学省から委託を受けた民間の調査研究機関「株式会社ジュリスティックス」が実施いたします。ご不明な点等あれば下記の問合せ先までご連絡下さい。

### 【本調査実施に関するお問合せ先】

株式会社ジュリスティックス

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-10-1 虎ノ門ツインビルディング東棟 17階

担当者:大久保 E-mail:shota.okubo@juristix.com

TEL : 03-6441-0708 (月~金  $10:00\sim17:00$ )

### 修了生向けアンケート調査質問項目

- (1) 実際の仕事において役に立った授業科目
  - 1. 法律基本科目(5段階評価)

<5:大いに身に付いた、4:身に付いた、3:どちらとも言えない、2:あまり身に付けられなかった、1:全く身に付けられなかった>

中でも特に役に立った授業科目(複数選択可)

□憲法 □行政法 □民法 □商法 □民事訴訟法 □刑法 □刑事訴訟法

2. 法律実務基礎科目(5段階評価)

<5:大いに身に付いた、4:身に付いた、3:どちらとも言えない、2:あまり身に付けられなかった、1:全く身に付けられなかった>

中でも特に役に立った授業科目 (複数選択可)

□法曹倫理 □法情報調査 □法文書作成 □民事訴訟の基礎 □刑事訴訟の基礎 □ローヤリング □民事模擬裁判 □刑事模擬裁判 □クリニック □エクスターンシップ □その他(自由記述)

3. 基礎法学 隣接科目(5段階評価)

<5:大いに身に付いた、4:身に付いた、3:どちらとも言えない、2:あまり身に付けられなかった、1:全く身に付けられなかった>

中でも特に役に立った授業科目(複数選択可)

□法哲学 □法史学 □法社会学 □比較法 □外国法 □公共政策と経済 □法と経済 □その他(自由記述)

4. 展開 先端科目 (5段階評価)

<5:大いに身に付いた、4:身に付いた、3:どちらとも言えない、2:あまり身に付けられなかった、1:全く身に付けられなかった>

中でも特に役に立った授業科目 (複数選択可)

□労働法 □経済法 □税法 □倒産処理法 □国際私法 □国際公法 □知的財産 法 □環境法 □その他(自由記述)

5. その他の科目

(自由記述)

(2) 法科大学院を修了して自身が身に付いたと考える資質・能力(5段階評価)

<5:大いに身に付いた、4:身に付いた、3:どちらとも言えない、2:あまり身に付けられなかった、1:全く身に付けられなかった>

判例分析や判例・法令調査の能力

具体的な事案に法律を適用する能力

プレゼン・発表等のスキル

説得・交渉の能力

幅広い教養

柔軟な思考力

人権感覚、倫理感覚

社会や人間関係に対する洞察力

先端的法分野

外国法の知見・国際的視野

その他(自由記述)

(3) 法科大学院で学修した事項を生かすことができた業務(自由記述)

(4) 在学時の人的ネットワークと仕事との関係
○仕事でとても役立っている
<具体例>(自由記述)
○仕事で役立っている
<具体例>(自由記述)
○仕事にはそれほど役立っていない
<具体例>(自由記述)
(5) 法科大学院教育の満足度
○非常に満足 ○満足 ○どちらとも言えない ○不満 ○非常に不満
<その理由>(自由記述)
(6) 法科大学院の魅力(複数選択可)
□教育内容・カリキュラム □教授等の教員体制 □施設・設備 □教育支援 □奨学金
等の経済的支援 □キャリアサポート □卒業後の就職支援 □人的ネットワークの構築
□その他(自由記述) □特にない
(7) 今後法科大学院に必要と考えられること(複数回答可)
□特定の科目の充実、単位増加 □グローバルに活躍できる法曹の養成のための科目の充
実 □企業法務に強い法曹の養成のための科目の充実 □リカレント教育(社会人の学び
直しなど) □自宅等の遠方や授業時間外でも受講可能な授業の実施(ICT を活用した授
業など) □法学未修者教育の充実 □他の法科大学院との連携 □飛び入学・早期卒業
制度の充実 □奨学金の充実・授業料減免 □その他(自由記述)
<具体的な内容・その理由>(自由記述)
基礎情報と就業状況
[性別] 〇男性 〇女性
[年齢] ○20代 ○30代 ○40代 ○50代 ○60代
[未修・既習] ○未修 ○既修
[法曹資格] ○有 (○弁護士登録している) ○無
[現在の就業先の区分]
○法律事務所 ○裁判所 ○検察庁 ○中央省庁 ○地方公共団体 ○民間企業(業種:
自由記述) 〇その他(自由記述) 〇司法修習中 〇未就業
[修了後年数] 年 ヶ月 (平成27年12月28日現在)
[現在の就業先での就業年数] 年 ヶ月 (平成27年12月28日現在)

### 受入機関向けヒアリング調査質問項目

- ◆法科大学院修了生のご採用状況について
  - 1. 修了生の在籍状況
    - 出身法科大学院別人数
    - 司法試験合否別人数
    - 法曹資格の有無別人数
    - 個々の年齢もしくは年代別人数
    - 既修・未修別人数
    - 男女比
  - 2. 修了生のご採用活動 (時期・方法) と採用実績
  - 3. 修了生の社内教育・キャリアアップのご状況と課題
  - 4. 修了生と学部生、弁護士資格者と無資格者の業務・待遇の違い
- ◆法科大学院修了生の評価(弁護士・司法試験合格者/司法試験未合格者それぞれについて)
  - 1. ご採用にあたり修了生に期待していた能力・資質や採用動機(エピソード)
  - 2. 在籍の修了生の個々の主な業務内容
  - 3. 修了生の資質・能力について優れていると感じた点、具体的なエピソード
  - 4. 修了生に対する評価・満足度
- ◆法科大学院へのご意見・ご要望について
  - 1. 法科大学院で行われている教育の内容・方法の特色について認知している事柄
  - 2. 法科大学院教育へのご要望・ご期待

### 修了生向けヒアリング調査質問項目

- ◆法科大学院在学時について
  - 1. 法科大学院に進学した理由
  - 2. 法科大学院教育で身に付いたと思う資質・能力

### ◆就職活動~就職後について

- 1. 就職活動を開始した時期・方法
- 2. 現在の所属先への就職を選択した理由
- 3. 現在の主な業務
- 4. 将来展望(今後就きたいポジションや職業、目標など)
- 5. 法科大学院で学んだことが役立った点、不足していると感じた点
- 6. 他所・他社の友人知人修了生との交流の有無、在学時の交友関係(教員を含む)が現在の業務に活きることがあるか

### ◆法科大学院に対する評価について

- 1. 法科大学院教育の魅力、満足度
- 2. 法科大学院に今後必要と考えられること、課題
- 3. 後輩修了生、法科大学院進学を考えている学部生へのメッセージ 法科大学院の魅力

法律に関する仕事 (現在の業務) の魅力

法曹・法務人材を目指す方々へのアドバイス(司法試験対策、キャリアプランニング等)